

平成 25 年

塩竈市議会会議録

(第145巻)

第2回臨時会 8月19日 開 会
8月19日 閉 会

第3回定例会 9月6日 開 会
9月27日 閉 会

塩竈市議会事務局

平成25年8月臨時会	8月19日	開会
	8月19日	閉会
平成25年9月定例会	9月6日	開会
	9月27日	閉会

議案審議一覽表
議員提出議案

平成 2 5 年 8 月 臨時会 日程表

会期 1 日間 (8 月 1 9 日)

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
8 . 19	月	本会議	会期の決定、塩竈市議会副議長選挙	1

平成 2 5 年 9 月 定 例 会 日 程 表

会期 2 2 日間 (9 月 6 日 ~ 9 月 2 7 日)

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
9 . 6	金	本会議	会期の決定、諸般の報告、議員提出議案第 8 号、議員提出議案第 9 号、総務教育・民生・産業建設常任委員会委員の選任、議会運営委員会の委員の選任、認定第 1 号ないし第 3 号、議案第 6 0 号ないし第 7 7 号、議案第 7 8 号ないし第 8 0 号	1
7	土	休 会		2
8	日	"		3
9	月	"		4
10	火	"	総務教育常任委員会 10 : 00 ~	5
11	水	"	民生常任委員会 10 : 00 ~	6
12	木	"	産業建設常任委員会 10 : 00 ~	7
13	金	"	決算特別委員会 10 : 00 ~	8
14	土	"		9
15	日	"		1 0
16	月	"	敬老の日	1 1
17	火	"	決算特別委員会 10 : 00 ~	1 2
18	水	"	決算特別委員会 10 : 00 ~	1 3
19	木	"	決算特別委員会 10 : 00 ~	1 4
20	金	"	東日本大震災復旧・復興調査特別委員会 10 : 00 ~	1 5

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
21	土	休 会		1 6
22	日	"		1 7
23	月	"	秋分の日	1 8
24	火	本会議	一般質問 13:00~ 鎌田 礼二 議員 高橋 卓也 議員 浅野 敏江 議員 西村 勝男 議員	1 9
25	水	"	一般質問 13:00~ 志賀 勝利 議員 伊勢 由典 議員 志子田吉晃 議員	2 0
26	木	休 会		2 1
27	金	本会議	委員長報告	2 2

塩竈市議会平成25年8月臨時会会議録

目次

塩竈市議会平成25年9月定例会会議録

(8月臨時会)

第1日目 平成25年8月19日(月曜日)

開 会	1
議事日程第1号	1
開 議	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	5
塩竈市議会副議長選挙	5
閉 会	6

(9月定例会)

第1日目 平成25年9月6日(金曜日)

開 会	9
議事日程第1号	9
開 議	12
会議録署名議員の指名	12
会期の決定	12
諸般の報告	12
質 疑	13
伊 勢 由 典 君	13
鎌 田 礼 二 君	15
志 賀 勝 利 君	23
志子田 吉 晃 君	30
菊 地 進 君	33
議員提出議案第8号	38
提案理由の説明	38
採 決	38

議員提出議案第9号	38
提案理由の説明	39
採決	40
議長辞職の件	41
議長の選挙	42
副議長の選挙	44
総務教育・民生・産業建設常任委員会委員の選任	45
議会運営委員会の委員の選任	46
認定第1号ないし第3号	47
提案理由説明	47
総括質疑	53
小野絹子君	53
議案第60号ないし第77号	58
提案理由説明	58
総括質疑	67
菊地進君	67
浅野敏江君	73
伊勢由典君	76
鎌田礼二君	80
議案第78号ないし第80号	85
提案理由説明	85
採決	86
散会	87

第2日目 平成25年9月24日(火曜日)

議事日程第2号	89
開議	91
会議録署名議員の指名	91
一般質問	91
鎌田礼二君(一問一答方式)	

(1) 広域行政について	91
広域行政の現状について	
一部事務組合の統合について	
(2) 国民健康保険税について	91
国民健康保険の現状について	
国民健康保険の今後について	
(3) 豪雨対策について	91
市内雨水処理設備の整備状況について	
今後の整備計画について	
(4) 災害時の相互応援と友好都市について	92
災害時の相互応援規定と友好都市の規定について	
(5) 教育について	92
サマースクールについて	
全国学力テストについて	
高橋 卓也 君(一問一答方式)	
(1) 「社会保障改革」。地域主体への移行について	108
社保制度国民会議報告書に沿った安倍政権の社会保障政策について	
地域主体の取り組みへの移行について	
(2) 医療費・介護保険利用料の免除措置について	108
県・市1割ずつの負担の場合の必要額	
「ふるさとしおがま復興基金」の活用を	
(3) 平成26年度からの国保料について	110
実質基金残額の巨額の見込み・推計の差について	
平成26年度からの国保料は引き下げを	
(4) 災害時の迅速・正確な情報伝達について	111
防災ラジオの貸与。高齢者・独居者・障がい者のいるお宅などへの優先的な設置を	
(5) 熱中症対策について	111
塩竈市の熱中症患者の実態について	
高齢者・独居者・仮設住宅にお住まいの方の実態と対策は	
児童・生徒の熱中症の実態。猛暑時の体育授業、部活対策は	

(6) 東北本線塩釜駅駐輪場建設の具体的な内容について	112
形態について	
利用料金について	
(7) 県道泉塩釜線拡幅の安全対策について	112
信号機設置。カーブミラー、道路標識の設置について	
浅野敏江君(一問一答方式)	
(1) 災害時要援護者の避難対策について	125
「災害対策基本法改正案」成立を受けての本市の対応	
～「災害時要援護者」の名簿作成について	
福祉避難所の指定・充実	
「災害用バンダナ」の配布について	
(2) 生涯学習の推進	126
視覚障害者等に対する市民図書館のサービスの充実	
～点字図書の充実と点字図書館の連携等	
障がい者の図書利用のための宅配サービスの周知と充実	
(3) 高齢者福祉	127
高齢者の孤立化・認知症対策について	
交流サロンとして空き教室の開放を	
軽度認知障がいチェックテストの実施を	
西村勝男君(一問一答方式)	
(1) 水産業共同利用施設復興整備事業及びグループ補助金	143
行政のガバナンス・リスク管理	
交付要件の執行・確認について	
(2) 街中の復興ビジョンについて	144
本塩釜駅前大型店舗跡地	
本町仮設店舗の今後の跡地利用について	
(3) スクール・ニューディールの推進状況について	144
学校のエコ化	
学校のICT化	
中学校の武道場整備について	

(4) 老朽化対策について	145
今後の上下水道改修計画	
市立病院入院施設改修計画	
散 会	157

第 3 日 目 平成 2 5 年 9 月 2 5 日 (水 曜 日)

議事日程第 3 号	159
開 議	161
会議録署名議員の指名	161
一般質問	161
志 賀 勝 利 君 (一 問 一 答 方 式)	
(1) 震災直後の市長の行動について	161
議会の答弁でたびたび震災翌日から市内建設業者を訪問したと答えているが	
訪問した事業者は何件になるのか	
(2) マリンゲート振興策について	161
再開後のテナントの商売は苦戦しているようだが、これからどのような手立	
てを考えているのか	
指定管理者が塩釜港開発だけで本当にいいのか	
(3) 都市計画審議会について	162
この審議会を発足した経緯について	
審議会のあり方について	
(4) 観光特区の進捗状況について	162
この特区の対象事業者は	
(5) 第 3 回水産業共同利用施設復興整備事業について	162
対象事業所は 1 件なのか 2 件なのか	
(6) F M ベイエリア無償貸与の放送設備について	162
施設の維持管理費用は誰の負担	
アンケートに関して	
(7) 震災モニュメントについて	162
当初の目的は達成できているか	

伊 勢 由 典 君（一問一答方式）	
（１）水産加工業について	178
水産加工業への国の本格的支援について	
グループ補助金を受けた水産加工企業の復興機構が行う債務免除について	
（２）仮設店舗について	179
しおがま・みなと復興市場と本町くるくる広場仮設店舗の期間延長について	
（３）東日本大震災復興特別区域法について	179
震災復興交付金事業の各事業交付金額について	
復興交付金の平成27年度までの期限の問題と法的根拠について	
復興交付金事業の期間延長の国への要望と今後について	
（４）塩竈市防災計画策定について	180
指定避難所の見直しで各町内会集会所・公立私立保育所・市中心部のマン	
ション等身近な場所の指定ないし一時避難所についての考えについて	
応急給水計画の見直しについて	
異常気象（経験のない大雨など気象庁の特別警報）と風水害対策について	
原発災害対策について	
（５）深刻化する福島第一原発の放射能汚染水の太平洋流出と塩竈市の対応に	
ついて	181
太平洋宮城県沖の放射能測定の強化について	
風評被害対策と同時に水産物の放射能検査強化と水産業の危機管理について	
（６）仲よし橋（海岸通と北浜にかかる歩行者用橋）のお年寄り・障がい者の方	
の歩きやすい改善策について	182
海岸通と北浜側の橋入口の凹凸の解消と橋の通路への手すり設置について	
志子田 吉 晃 君（一問一答方式）	
（１）市立病院について	194
病院改革プランの取り組み状況について	
今後の経営戦略について	
（２）塩竈市の道路行政について	195
本市の基本的な方針と、基幹道路拡幅の考え	
本市の独自基準と該当する箇所について	

市道と私道の整備基準	
(3) 学校教育について	195
学校教員の指導力向上と統一テスト調査結果	
教育委員会制度のあり方について	
歴史教育の基本的な方針について	
(4) 壱番館庁舎の環境整備について	195
周辺駐車場の整備計画について	
施設内外のバリアフリー化について	
(5) 本塩釜駅周辺の再開発について	196
コンパクトシティの核としての政策は	
本塩釜駅利用者状況について	
(6) 浦戸振興策について	196
浦戸振興策と宮戸島～寒風沢架橋の考えは	
交通事業の民営化	
散 会	210

第 4 日 目 平成 2 5 年 9 月 2 7 日 (金 曜 日)

議事日程第 4 号	213
開 議	215
会議録署名議員の指名	215
議案第 60 号ないし第 77 号 (各常任委員会委員長議案審査報告)	215
採 決	220
認定第 1 号ないし第 3 号 (平成 24 年度決算特別委員会委員長審査報告)	221
討 論	225
小 野 絹 子 君	225
西 村 勝 男 君	228
採 決	231
東日本大震災復旧・復興調査特別委員会中間報告 (第 2 回)	231
発言取り消しの件	238
議員派遣の件	238

塩竈市議会 9 月定例会議案審議一覽表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
平成24年度決算特別委員会	認定第1号	平成24年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について	認 定	25.9.27
	認定第2号	平成24年度塩竈市立病院事業会計決算の認定について	認 定	25.9.27
	認定第3号	平成24年度塩竈市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	原案可決 及び認定	25.9.27
総務教育	議案第60号	塩竈市市税条例の一部を改正する条例	原案可決	25.9.27
	議案第62号	平成25年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	25.9.27
	議案第72号	工事請負契約の締結について	原案可決	25.9.27
	議案第73号	工事請負契約の締結について	原案可決	25.9.27
	議案第74号	工事請負契約の締結について	原案可決	25.9.27
	議案第75号	工事請負契約の締結について	原案可決	25.9.27
	議案第76号	工事請負契約の締結について	原案可決	25.9.27
	議案第77号	工事請負契約の締結について	原案可決	25.9.27
民 生	議案第61号	塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決	25.9.27
	議案第62号	平成25年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	25.9.27
	議案第64号	平成25年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算	原案可決	25.9.27
	議案第67号	平成25年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算	原案可決	25.9.27
	議案第68号	平成25年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	原案可決	25.9.27
議案第70号	平成25年度塩竈市立病院事業会計補正予算	原案可決	25.9.27	
産業建設	議案第62号	平成25年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	25.9.27
	議案第63号	平成25年度塩竈市交通事業特別会計補正予算	原案可決	25.9.27

塩竈市議会 9 月定例会議案審議一覽表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
産業建設	議案第65号	平成25年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算	原案可決	25.9.27
	議案第66号	平成25年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算	原案可決	25.9.27
	議案第69号	平成25年度塩竈市藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算	原案可決	25.9.27
	議案第71号	平成25年度塩竈市水道事業会計補正予算	原案可決	25.9.27
	議員提出 議案第8号	塩竈市議会委員会条例の一部を改正する条例	原案可決	25.9.6
	議員提出 議案第9号	地方税財源の充実確保を求める意見書	原案可決	25.9.6

塩竈市議会常任委員会

総務教育常任委員会（６）	
委員長	伊勢由典
副委員長	小野幸男
委員	阿部かほる
〃	鎌田礼二
〃	佐藤英治
〃	曾我ミヨ

民生常任委員会（５）	
委員長	西村勝男
副委員長	志子田吉晃
委員	浅野敏江
〃	菊地進
〃	高橋卓也

産業建設常任委員会（６）	
委員長	小野絹子
副委員長	田中徳寿
委員	嶺岸淳一
〃	志賀勝利
〃	香取嗣雄
〃	伊藤栄一

塩竈市議会議会運営委員会

議会運営委員会（５）	
委員長	鎌田 礼二
副委員長	伊勢 由典
委員	浅野 敏江
〃	志賀 勝利
〃	阿部 かほる

議員提出議案第8号

塩竈市議会委員会条例の一部を改正する条例

上の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成25年9月6日

提出者 塩竈市議会議員

浅野	敏江	小野	幸男
田中	徳寿	志賀	勝利
香取	嗣雄	阿部	かほる
西村	勝男	菊地	進
志子田	吉晃	鎌田	礼二
伊藤	栄一	佐藤	英治
高橋	卓也	小野	絹子
伊勢	由典	曾我	ミヨ

塩竈市議会議長 嶺岸淳一 殿

「別 紙」

塩竈市議会委員会条例の一部を改正する条例

塩竈市議会委員会条例（昭和47年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書きを削り、同条に次の2項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日を経過しても後任の常任委員が選任されないときは、前任の常任委員は、後任の常任委員が選任されるまで在任する。

4 第7条第3項の規定により後任の常任委員の選任があった場合は、前任の常任委員の任期は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該選任の時までとする。

第7条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 常任委員及び議会運営委員の任期満了に伴う選任は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

常任委員等の任期満了の日前に後任の委員の選任を行えるようにするため、所要の改正を行おうとするものである。

議員提出議案第9号

地方税財源の充実確保を求める意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成25年9月6日

提出者 塩竈市議会議員

浅野	敏江	小野	幸男
田中	徳寿	志賀	勝利
香取	嗣雄	阿部	かほる
西村	勝男	菊地	進
志子田	吉晃	鎌田	礼二
伊藤	栄一	佐藤	英治
高橋	卓也	小野	絹子
伊勢	由典	曾我	ミヨ

塩竈市議会議長 嶺岸淳一 殿

「別 紙」

地方税財源の充実確保を求める意見書

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

記

1. 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

- (1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。
- (2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。
- (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。
- (4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
- (5) 地方公務員給与の引下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは避けること。

2. 地方税財源の充実確保等について

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5：5」とすること。
- (2) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。
特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等について

は、現行制度を堅持すること。

- (3) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。
- (4) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (5) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上 地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 月 日

塩竈市議会議長 嶺 岸 淳 一

内閣総理大臣・財務大臣・総務大臣・内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

議 員 派 遣 の 件

平成 2 5 年 9 月 2 7 日

地方自治法第 1 0 0 条第 1 3 項及び塩竈市議会会議規則第 1 6 1 条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

- 1 . 二市三町議長団連絡協議会 行政視察
 - (1) 派遣目的 会津若松地方広域市町村圏整備組合視察
 - (2) 派遣場所 福島県会津若松市
 - (3) 派遣期間 平成 2 5 年 1 0 月 8 日 ~ 9 日
 - (4) 派遣議員 曾 我 ミ ヨ 副議長

- 2 . 宮城県市議会議長会 秋季定期総会
 - (1) 派遣目的 各種議案等の審査
 - (2) 派遣場所 多賀城市「ホテルキャッスルプラザ多賀城」
 - (3) 派遣期間 平成 2 5 年 1 0 月 1 1 日
 - (4) 派遣議員 曾 我 ミ ヨ 副議長

- 3 . 宮城県市議会議長会 議員研修会
 - (1) 派遣目的 講演会等出席
 - (2) 派遣場所 松島町「ホテル松島大観荘」
 - (3) 派遣期間 平成 2 5 年 1 1 月 2 2 日
 - (4) 派遣議員 議員 1 7 名以内

平成25年8月臨時会 8月19日 開会
8月19日 閉会

塩竈市議会会議録

平成25年 8 月19日（月曜日）

塩竈市議会 8 月臨時会会議録

（第 1 日目）

議事日程 第1号

平成25年8月19日(月曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 塩竈市議会副議長選挙

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第3

出席議員(17名)

1番	浅野敏江君	2番	小野幸男君
3番	嶺岸淳一君	4番	田中徳寿君
5番	志賀勝利君	6番	香取嗣雄君
7番	阿部かほる君	8番	西村勝男君
10番	菊地進君	11番	志子田吉晃君
12番	鎌田礼二君	13番	伊藤栄一君
14番	佐藤英治君	15番	高橋卓也君
16番	小野絹子君	17番	伊勢由典君
18番	曾我ミヨ君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	佐藤雄一君
健康福祉部長	神谷統君	産業環境部長	小山浩幸君
建設部長	鈴木正彦君	震災復興推進局長 兼政策調整監	伊藤喜昭君
市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君

市立病院事務部長	菅原靖彦君	水道部長	福田文弘君
教育委員会教育長	高橋睦麿君	教育委員会 教育部長	桜井史裕君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	佐藤勝美君

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	宇和野浩志君
議事調査係専門主査	斉藤隆君	議事調査係主査	西村光彦君

午後1時 開議

議長（嶺岸淳一君） 去る8月12日告示招集になりました平成25年塩竈市議会第2回臨時会を
ただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

ただいまから、去る7月4日に逝去されました本市議会副議長、故鈴木昭一君に対して弔意
をあらわしたいと思います。

同君は平成11年以来、今日まで14年間の長きにわたり、市議会議員として市政に参画され、
その間、副議長、委員長等の要職を歴任され、市勢発展のために大いなる貢献をなされた方
であります。同君の逝去は、まことに痛恨哀悼のきわみにたえません。

同君に対しまして、さきに本職より弔辞を送りましたが、さらにご冥福をお祈りするため、
ただいまから黙禱をささげたいと思います。

全員ご起立をお願いいたします。

黙禱。

〔黙 禱〕

議長（嶺岸淳一君） 黙禱を終わります。お直りください。

これより6番香取嗣雄君から同君に弔意をあらわすために発言を求められておりますので、
発言を許可いたします。

6番香取嗣雄君。

6番（香取嗣雄君）（登壇） 追悼の言葉。

本日、ここに塩竈市議会臨時議会が行われるに当たり、先般、在職中にご逝去されました故
鈴木昭一副議長をしのび、慎んで追悼の言葉をささげます。

鈴木昭一議員は、平成11年の地方統一選における塩竈市議会議員選挙の初当選以来、本市議
会において産業建設、民生、総務教育各常任委員会と予算・決算特別委員会の委員長を歴任
したほか、一昨年9月より議会副議長の職につかれるなど、14年の長きにわたり議会議員と
してその職に奉じられました。誠心誠意職務の遂行に当たり、現在の本市の繁栄と福祉の充
実に多大な寄与をされましたことは言うまでもありません。

内にあっては、市長を初め当局からの信頼を寄せられ、先輩、後輩議員と協力して議会や会
派のまとめ役を果たし、外にあっては、市民の声にしっかりと耳を傾ける、多方面の意見、
要望をさまざまな形で訴え、市民各位のニーズに応えるべく、市政の第一線で尽力されてい

る、ありし日の姿が今でも目に浮かびます。

県内各市町村にて、その比を見ない当市の目覚ましい発展には、鈴木副議長の功績に負うところが少なくありません。ご本人のご努力と研さんはもちろん、ご遺族の皆様が長年のお力添え、特に苦楽をともにされたであろう奥様の内助の功に対し、深く敬意を表する次第であります。

鈴木議員は、当市及び宮城県各スポーツ協会、ソフトボール協会を初め、各種学校関係の役員として青少年育成に尽くされたほか、母子沢町内会長をしてコミュニティセンター建設に貢献されるなど、議会を離れた各方面でも存在感を見せました。塩釜市支部幹事長の職にあらられました自由民主党の党務においては、細やかで堅実な仕事ぶりに幾度も感心させられたものであります。

地域の防犯や福祉活動にも熱心で、時には身近な隣人として、時には組織の肩書を持つ要人として矢面に立ち、事柄の大事小事にかかわらず、問題提起、検証、解決に取り組んでおられました。これらの分野の強化は一昨年春の大有事のつめ跡を残す塩竈にとって急務であるだけに、あなたという貴重な人材を欠き、非常に痛手であります。

私どもは鈴木副議長の遺志を受け、名実ともに一日も早く東日本大震災から復旧復興をなし遂げて、平和にして民主的に、かつ健康で健全な福祉優先の理想都市実現に邁進し、なお一層の努力を期す決心でございます。

ここに、議員一同、とこしえに鈴木議員のご冥福とご遺族のご多幸をお祈りして、追悼の言葉といたします。

平成25年8月19日。

自由民主の会会長、香取嗣雄。

議長（嶺岸淳一君） 重ねて、同君のご冥福をお祈りいたします。

以上をもって、本市議会副議長、故鈴木昭一君に対する弔意の辞を終了いたします。

本日の議事日程は、日程第1号記載のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（嶺岸淳一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、1番浅野敏江君、2番小野幸男君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（嶺岸淳一君） 日程第2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期は1日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、本臨時会の会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 塩竈市議会副議長選挙

議長（嶺岸淳一君） 日程第3、塩竈市議会副議長選挙を行います。

直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（嶺岸淳一君） ただいまの出席議員の数は17名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（嶺岸淳一君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

議長（嶺岸淳一君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名をお書きの上、議席1番から順に投票をお願いします。

なお、同姓の議員がおりますので、必ずお名前をお書きくださるようお願いいたします。それでは、投票を開始してください。

〔投票〕

議長（嶺岸淳一君） 投票漏れはございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

投票箱の閉鎖をお願いいたします。

〔投票箱閉鎖〕

議長（嶺岸淳一君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（嶺岸淳一君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人を定めます。1番浅野敏江君、18番曾我三ヨ君を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いいたします。開票いたします。

〔開 票〕

議長（嶺岸淳一君） 開票の結果を事務局長より報告させます。安藤事務局長。

事務局長（安藤英治君） 命により開票の結果をご報告いたします。

投票総数は17票です。これは出席議員数と一致しております。うち有効投票は同数です。

有効投票のうち 佐藤英治議員 10票

田中徳寿議員 7票

なお、この選挙の法定得票数は5票です。以上です。

議長（嶺岸淳一君） 投票の結果はただいまの報告のとおりであります。

よって、法定得票数に達し、最多得票を得ました佐藤英治議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました佐藤英治君に、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

佐藤英治君からご挨拶をお願いいたします。

副議長（佐藤英治君） ただいまの塩竈市副議長の選挙におきまして、多くのご支援をいただきまして、選出されることになりまして、心より感謝申し上げます。

今回の副議長の空席に当たりましては、市民の方、議員の方から多くの懸念が出され、私たちは危機管理という立場で一日も早く正常な議会体制が必要だということを感じて、きょうに及んでおります。大変、市民の方も安堵しているというふうに思っております。

今、地方議会、さまざまな課題がいっぱいあります。私もこの任期の中で、嶺岸議長を補佐し、かつさらなる議会改革に向けて取り組む決意であります。改めまして、その決意をもって就任のご挨拶にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

議長（嶺岸淳一君） 以上をもって、本臨時会の全日程は終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、本臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後1時23分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年8月19日

塩竈市議会議長 嶺 岸 淳 一

塩竈市議会議員 浅 野 敏 江

塩竈市議会議員 小 野 幸 男

平成25年9月定例会 9月6日 開 会
 9月27日 閉 会

塩 竈 市 議 会 会 議 録

平成25年 9 月 6 日（金曜日）

塩竈市議会 9 月定例会会議録

（第 1 日目）

議事日程 第1号

平成25年9月6日(金曜日)午後1時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議員提出議案第8号
- 第 5 議員提出議案第9号
- 第 6 総務教育・民生・産業建設常任委員会委員の選任
- 第 7 議会運営委員会の委員の選任
- 第 8 認定第1号ないし第3号
- 第 9 議案第60号ないし第77号
- 第10 議案第78号ないし第80号

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第10

追加日程 議長辞職の件

追加日程 議長の選挙

追加日程 副議長の選挙

出席議員(17名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 浅野敏江君 | 2番 | 小野幸男君 |
| 3番 | 嶺岸淳一君 | 4番 | 田中徳寿君 |
| 5番 | 志賀勝利君 | 6番 | 香取嗣雄君 |
| 7番 | 阿部かほる君 | 8番 | 西村勝男君 |
| 10番 | 菊地進君 | 11番 | 志子田吉晃君 |
| 12番 | 鎌田礼二君 | 13番 | 伊藤栄一君 |
| 14番 | 佐藤英治君 | 15番 | 高橋卓也君 |
| 16番 | 小野絹子君 | 17番 | 伊勢由典君 |
| 18番 | 曾我ミヨ君 | | |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 昭 君	副市長	内形 繁夫 君
市立病院事業管理者	伊藤 喜和 君	市民総務部長	佐藤 雄一 君
健康福祉部長	神谷 統 君	産業環境部長	小山 浩幸 君
建設部長	鈴木 正彦 君	震災復興推進局長 兼政策調整監	伊藤 喜昭 君
市民総務部次長 兼総務課長	佐藤 信彦 君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高橋 敏也 君
産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤 修一 君	建設部次長 兼下水道課長	千葉 正 君
震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤 達也 君	市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	赤間 忠良 君
市民総務部 政策課長	阿部 徳和 君	市民総務部 財政課長	荒井 敏明 君
市民総務部 税務課長	小林 正人 君	健康福祉部 保険年金課長	並木 新司 君
産業環境部 水産振興課長	佐藤 俊幸 君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田 光由 君
会計課長補佐 兼会計係長	相澤 勝 君	市立病院事務部長	菅原 靖彦 君
市立病院事務部 業務課長兼経営改革室長	鈴木 康則 君	水道部長	福田 文弘 君
水道部次長 兼工務課長	大友 伸一 君	教育委員会委員長	柴田 仁市郎 君
教育委員会教育長	高橋 睦磨 君	教育委員会 教育部長	桜井 史裕 君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤 ゆりみ 君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古 正夫 君
教育委員会教育部 学校教育課長	高橋 義孝 君	公平委員会委員長	村田 知彦 君
公平委員会委員	小倉 和憲 君	監査委員	高橋 洋一 君
監査事務局長	佐藤 勝美 君		

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	宇和野浩志君
議事調査係専門主査	斉藤隆君	議事調査係主査	西村光彦君

午後 1 時 開議

議長（嶺岸淳一君） 去る 8 月 30 日、告示招集になりました平成 25 年第 3 回塩竈市議会定例会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、教育委員会委員長、選挙管理委員会委員長、公平委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

本日の議事日程は、日程第 1 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等をご持参なされている方は電源を切るようお願いいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（嶺岸淳一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、4 番田中徳寿君、5 番志賀勝利君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

議長（嶺岸淳一君） 日程第 2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は 22 日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、本定例会の会期は 22 日間と決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

議長（嶺岸淳一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、さきに皆様方にご配付しておりますとおり、専決第 14 号「車両損傷事故による損害賠償の額の決定について」、専決第 15 号「車両損傷事故による損害賠償の額の決定について」、専決第 16 号「車両損傷事故による損害賠償の額の決定について」、専決第 17 号「車両損傷事故による損害賠償の額の決定について」、以上 4 件は地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、報告第 3 号「平成 24 年度健全化判断比率について」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、報告第 4 号「平成 24 年度資金不足比率について」は同法第 22 条第 1 項の規定により、それぞれ 8 月 30 日付で議長宛てに報告がなされ

たものであります。

また、監査委員より議長宛てに提出されました定期監査の結果報告1件、例月出納検査の結果報告2件、並びに企業会計例月出納検査の結果報告2件であります。さらに、塩竈市教育委員会委員長より議長宛てに提出されました塩竈市教育委員会点検・評価報告書平成25年版1件、塩釜地区消防事務組合議会議員より議長宛てに提出されました平成25年第2回塩釜地区消防事務組合議会定例会の概要報告1件、塩釜地区環境組合議会議員より議長宛てに提出されました平成25年第2回塩釜地区環境組合議会定例会の概要報告1件、宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員より議長宛てに提出されました平成25年第2回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告1件であります。

これより質疑に入ります。伊勢由典君。

17番（伊勢由典君） 私のほうから、塩竈市の教育委員会の点検・評価報告平成25年版ということで、平成24年度の実績で1点だけお伺いします。

ページ数は13ページのところになります。13ページには、全国学力調査ということで、平成22年度、23年度、24年度のそれぞれの学力調査、全国学力調査平均正答率というんですかね、回答率について述べられております。我が党の見解から言えば、本来ならば教育はこういった学力の調査ということはやっぱり違うのではないかということは、1点ははっきりさせておきます。

ただ、指標として出ていますので、これを見ますと県平均、小学生の分で例えば学力調査のAとか国語A・B、算数A・B、ないし中学生の学力調査の国語A・B、数学A・Bということで見ますと、学力調査で小学校でいうと国語Aが全国平均・県平均を下回っている。あるいは、下段のほうの国語Bのところ、これも全国平均・県平均を下回っている。そして、あと同様に算数のA・Bとも下回っています。これ、小学生の分。それで、あと中学生の分で言いますと国語のAの分の73%ですので、これも下回っている状況が伺えます。さらに数学のAとしての部分も、あるいはBとしてのところも、全国平均・県平均を下回っていると。こういうことで、この指標が示されております。

そこでお尋ねは、学力調査について25年度やったと思いますが、その結果についてだけ最初の尋ねをしたいと思っております。どういうふうな状況だったのか。

議長（嶺岸淳一君） 高橋教育長。

教育委員会教育長（高橋睦磨君） それでは、全国学力調査の結果についてご報告を申し上げます。

ます。

まず小学校についてでございますが、知識に関する問題A問題、活用に関する問題B問題、ともに全国及び県平均を下回りました。算数の知識に関する問題では、昨年度より全国及び県平均との差が縮まっているものの、それ以外は全て昨年度より全国及び県平均との差が広がっております。大きな課題と捉えておるところであります。

一方中学校についてであります。知識に関する問題A、活用に関する問題B問題ですが、ともに全国及び県平均を下回ってはおりますが、平成22年度から徐々に差を縮めておりまして、全国及び県平均との差が縮まっている現状でございます。以上であります。

議長（嶺岸淳一君） 伊勢由典君。

17番（伊勢由典君） そうすると、小学校の単位でいいますと、下回ったところが見受けられるということです。中学校の国語ですか、A・Bというところが下回っていて、少し差を縮めていると、こういう到達というか状況のようですね。

それで、そこの関係になりますが、塩竈市のいってみれば少人数指導、こういう形でやっている教育の中身ですが、こういう少人数指導などはいわばそういう差を埋めていく上での成果としてあらわれているのかどうか。その辺についてお尋ねをしておきたいと思います。

議長（嶺岸淳一君） 高橋教育長。

教育委員会教育長（高橋睦麿君） それでは、少人数指導の成果についてであります。本市では、今議員さんご指摘のとおり、少人数指導の充実のために市内の各小学校に少人数指導の教員を1名ずつ配置しております。また、全ての小中学校に2名の指導主事が年間各校5回ずつ学校を訪問して、主に少人数指導についての指導・助言を行っております。また、習熟度別の指導を積極的に行って、その成果を修めている学校に小中学校の担当教員を集めて、授業参観や検討会を中心とした研修会を実施してきておるところであります。

児童・生徒質問紙の調査結果において、算数の授業の内容がわかると回答した小学生が、昨年度は78.6%でしたが、今年度は80%と1.4%の増加になっております。それから、中学校の数学の授業の内容がわかると回答した中学生が、昨年度55.8%だったところが、今年度は63.4%と、7.6%の増加となっております。少人数指導の工夫などによって、徐々に授業への満足感が高まっているものと考えております。

なお、少人数指導の工夫による習熟度別学習を6年間にわたって継続してきている小学校では、今年度も昨年度同様全国平均を大きく上回っております。また、今年度の全国学力調査の

塩竈市全体の算数と数学の知識に関する問題の結果においても、昨年度よりも全国・県の平均正答率に近づいてきておるところから、算数・数学における少人数指導の成果が、遅々ではあります但しあられつつあるなと考ておるところでございます。以上であります。

議長（嶺岸淳一君） その他。鎌田礼二君。

12番（鎌田礼二君） 私のほうからは、専決12号から17号、それから塩竈市教育委員会点検・評価報告書、これについて質疑をさせていただきます。

まず専決関係ですけれども、交通事故関係のこれ全部お聞きしたいんですが、まずはこの第二中学校のことについてお聞きしたいんですが、ここで入学式のときなんですけれども、この日風が結構強かったなというふうに私は思うんですが、ここでこのベニヤ板を前もって壊れて補修していたという、一時仮にとめていたということですが、このタイミングが私は問題になるんじゃないかなと思うんですね。例えばこの日より大分前であれば、本来ですと早急に取りかえていないといけないのが、ベニヤ板でしのいでいたということになれば私は問題だと思うし、当日であればこういった措置が甘かったのかなというふうに思いますが、このベニヤ板を設置したタイミングはいつになるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（嶺岸淳一君） 桜井教育部長。

教育委員会教育部長（桜井史裕君） 第二中学校の敷地内の車両損傷事故についてお答えを申し上げます。

ただいま、ベニヤ板をとめていたのがいつかというご質問でございました。その落下したベニヤ板をとめた窓でございますけれども、何年か前にボールがぶつかりまして、ガラスが割れた際に、またボールがぶつかってもガラスが壊れないよう、学校側の配慮でガラスのかわりにベニヤ板を取りつけて処置を行っていたものでございます。以上です。

議長（嶺岸淳一君） 鎌田礼二君。

12番（鎌田礼二君） そうすると、今の回答で2年前ということですが、ほか写真を見ますと、この資料の1の2ですかの写真を見ますと、隣にまた窓があるわけですが、これを見るとこれは見る限りベニヤ板にはちょっと見えない、いわゆるガラスじゃないかなというふうに思うんですが、そうするとそういった考え方でまた破損防止のためであれば両方ともやはりベニヤ板にしないといけないと思うんですが、その今の回答ではちょっと回答が合わないんじゃないかと私は思うんですが、その辺いかがでしょうか。

議長（嶺岸淳一君） 桜井教育部長。

教育委員会教育部長（桜井史裕君） お手元の資料1の2でございます。1ページに第二中学校の事故発生の見取り図が載っております。上のほうに体育館がございまして、今回言われたベニヤ板がございまして、下のほうには外観を写真を撮った内容が載っております。今回落下したベニヤ板でふさいでいた窓でございますけれども、内側からボールがよくぶつかる位置にあったということでございまして、学校の配慮ではぶつかる箇所ではございましたので、ガラスが壊れては大変だということで、この箇所のみベニヤ板で補修をしていたということでございます。以上でございます。

議長（嶺岸淳一君） 鎌田礼二君。

12番（鎌田礼二君） そうすると、そういった話もわかりますが、やはりそうなるとこれは多分普通の一般のガラスだったのではないかと思うんですよ、ボール程度で壊れるならね。そういう論理であれば、窓をせっかくつけているわけですからね、板でふさいでしまうと遮光上問題があるし、やはり実際は強化ガラスとか網入りガラスとか、そういった強度のあるやつで補強しないといけないんじゃないかと、せっかくの窓ですからね、私は考えるわけですが、そういう論理は成り立たないですか。

議長（嶺岸淳一君） 桜井教育部長。

教育委員会教育部長（桜井史裕君） そのような心配もございましたので、今回の補修に当たりましてボールなどが当たっても割れない硬質のパネル板を窓のところに設置いたしまして、固定いたしております。以上でございます。

議長（嶺岸淳一君） 鎌田礼二君。

12番（鎌田礼二君） そうすると、それはここにベニヤ板というふうに書いてありますけれども、今の回答ですとパネルという、同じパネルなんだろうけれども、それがアクリル製の強度のあるパネルにするとか、そういう光の透過性のあるものにしないといけないんじゃないかなというふうに思うんですが、ちょっとこればかり聞いていると、ほか全部聞きたいので進まないんですが、簡単にそれを次に述べていただきたいと思います。

それから、次に話を移させていただくと、これは15号のほうですかね、ドッジボールで停車中の車両にドッジボールをぶつけてへこませたということですが、ドッジボールといいますが子供たちが低学年の子も実際ぶつけ合うわけですから、顔に当たったりするわけですが、それだけのボールで角の部分で本当に強度のある部分ですよ、この給油口も近い、ドアの近く、それから角というところで、もう構造的にかなり強い場所だと思うんですよ。そこにドッジボ

ールが当たって漫画っぽいあれで出てくるような、映画で少林サッカーとかあんな感じでボールと蹴っ飛ばすような、漫画に出てくるようなあれであればへこむような気もしますが、実際の子供たちの投げたボールで、それもドッジボールです、顔にぶついたりする。それがこれでへこむものでしょうか。本当に単純な疑問ですが、お答え願いたいと思います。

議長（嶺岸淳一君） 桜井教育部長。

教育委員会教育部長（桜井史裕君） ただいま、玉川小学校の敷地内の車両損傷事故についてのご質問でございました。

子供たちのドッジボール遊びによって車が損傷するかというご質問でございますけれども、当時遊んでいたのはドッジボールクラブに所属しております高学年の子供が、夢中で遊んでいた中での事故でございます。特に力のある児童が投げたボールが、車に当たってしまったというものでございます。

ちなみに、ドッジボールクラブに属します高学年の子供たちが投げるボールのスピードでございますけれども、男子で時速80キロメートルにも達するというふうに言われております。また、ボールの重さにつきましても、400グラムほどあるということでございますので、受け身を取らないで、または身構えないでぶつかったときの衝撃というのは大変大きなものというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

議長（嶺岸淳一君） 鎌田礼二君。

12番（鎌田礼二君） 先ほどのアクリル板の回答がございませんけれども、私は透過性のあるアクリル板ないしは強化ガラスですね、それにかえるべきだと思うんですね。それ、端的に回答をお願いしたいと思います。

そして、先ほどのドッジボールの件ですけれども、そうするとこれは実際ここに遊んでいた子やら何やらの、証言を得たということなんでしょうか。そこをちょっと確かめたいというふうに思います。

議長（嶺岸淳一君） 桜井教育部長。

教育委員会教育部長（桜井史裕君） アクリル板につきましては、今回のベニヤ落下事故後に割れない硬質のパネルで補修したということでございます。透過性があるかどうかというのは、また改めて検証させていただきたいというふうに思います。

次に、玉川小学校のドッジボールの事故でございます。たまたま事故が発生したのが昼休みの時間ということでございます。校長先生が校内巡視の中で校庭にいたときに、ほかの学年の

子供がそういうことで「今ボールがぶつかったようです」という報告を受けまして、直接校長先生が該当している複数の児童に聞き取りの調査を行っております。以上でございます。

議長（嶺岸淳一君） 鎌田礼二君。

12番（鎌田礼二君） どうもありがとうございます。では、本人に一応確認はとっているということなんですね。

それからこの専決第16号ですか、これも車両事故に関することですが、これは道路の脇のグレーチングが外れていて、そこに落下しての事故だというふうに見るわけですが、問題はこのグレーチングですね。例えば市の工事で外してあったものなのか、ないしは誰かが持ち去ったものなのか、ないしは通行の関係でこれが飛んでどこかに移動されていたものなのか、そのたぐいの調査はされているのでしょうか。

議長（嶺岸淳一君） 鈴木建設部長。

建設部長（鈴木正彦君） お答えします。

ただいまの質問は専決第16号、別紙3ページのほうに見取り図、それから4ページに事故発生場所の写真を掲載しております。ちょっとこれを見ながらご説明いたします。

市内の道路のパトロールにつきましては、国道、県道、それから幹線道路等の54キロメートル、市内全体で幹線道路54キロメートルの道路の維持管理、パトロールを業務委託しております。原則としまして、週2回道路パトロールを行っております。異常を発見した場合には、直ちに応急処理、それから安全確保というところに努めているところですが、この写真の現場の道路は市管理道路、道路の幅員が3メートルで、所在は塩竈市管理道路というような施設になりますけれども、狭い道路でこの先ほど申しました民間委託への道路パトロールはこういった道路までは実施できないというのが実情です。

それで、このような道路の損傷とか不備な場合につきましては、地域の皆様方からよく通報、連絡を受けて、直ちにうち土木課中心に維持修繕にまいるということが実態です。なかなかこういったところの細かい道路の管理面まで、パトロールが現在行き届いていないというのが実情です。

議長（嶺岸淳一君） 鎌田礼二君。

12番（鎌田礼二君） ちょっと私の質問としては、これは工事か何かで外れたものなのか、誰かが持ち去ったものなのか、ないしは通行した者がここを何かの都合で移動されちゃって、飛んじやってというような形なのか、そこをお聞きしたいので、端的に。ほかの質問もたっぷり

ありますので、簡単をお願いします。

議長（嶺岸淳一君） 鈴木建設部長。

建設部長（鈴木正彦君） ここが写真に写っておりますグレーチングふたの紛失した理由につきましては、不明でございます。このなかったというところに車がいわゆる脱輪して、写真にございますとおり車が損傷してしまったというのが事実です。

議長（嶺岸淳一君） 鎌田礼二君。

12番（鎌田礼二君） 先ほどの回答の中で管理道路という話がありましたが、そうすると管理の範囲がこのグレーチングまで入るのか、このグレーチング部はいわゆる私有地で、私の持ち物でいわゆる管理地に入らないのか、その回答だけ簡単をお願いします。

議長（嶺岸淳一君） 鈴木建設部長。

建設部長（鈴木正彦君） このグレーチング、ここは道路側溝です。側溝の上にふたをかけている場所ですので、これは道路施設。ですから、市の道路施設ということになります。

議長（嶺岸淳一君） 鎌田礼二君。

12番（鎌田礼二君） ありがとうございます。

次のもう1件ですね、壱番館から出る車の、これも交通事故に関する専決ですが、これについて質問させていただきます。

この場所というのは、内側にいわゆる資材の出しおろしするような車庫的なものがありまして、そこから出た場合なのかなというふうに解釈するわけですが、これについて言えば、実際ここを見られて、いわゆる私思うのは構造的な問題で、意外と右側から来る車が見づらい場所なのかなというふうに判断するわけなんですよ。そういった確認はされているのか。構造的な問題があると私は思うんですが、そういった確認はされているのか、されていないのかをちょっとお願いしたいと思います。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市民総務部長。

市民総務部長（佐藤雄一君） 専決第17号の車両接触事故についてお答え申し上げます。

参考に、資料ナンバー1の2の5ページをお開きいただきながらお聞き取りいただければと思います。そこには事故発生場所の見取り図と相手方の車両損傷状況というふうなものを記載してございますので、ご参照いただければと思います。

まず事故の状況から説明させていただきます。今回の事故は、平成25年の6月28日、塩釜ガス体育館で開催されます大会の宣伝に使用する看板、パンフレット等積み込みをするために、

本市公用車を今ご質問ございました壱番館荷さばき所前に一時停車させて、荷物を積み終えた後に右ウインカーを上げてスタートしようとした際に、後方から直進してきた相手方車両に気づくのがおくれたために、相手方左側の助手席の部分と後方の写真にございます付近を損傷させたものでございます。見づらいということも確かにございますが、やはり今回の過失割合9対1ということもございまして、職員が後方から車に気づくのが遅かったという状況があるのかというふうに考えてございます。以上です。

議長（嶺岸淳一君） 鎌田礼二君。

12番（鎌田礼二君） どうもありがとうございます。ちょっと回答が長いですね。内容はみんなここに書いてあるのでわかりますが、いわゆる構造的な問題はあったのかないのかを確認されたのでしょうかということをお聞きしたいんです。端的にお願いしたいと思います。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市民総務部長。

市民総務部長（佐藤雄一君） 構造的な問題があったかどうかということについては、特に確認はしてございません。ただ、今回の一番注意して今後反省しなくてはいけないという問題点は、ウインカーを上げながらきちんと後方を確認しないために、相手車両を損傷させてしまったという点が重要と考えてございますので、今後そのようなことがないように職員に安全運転にきちんと対応するような形で指導しているという状況でございます。

議長（嶺岸淳一君） 鎌田礼二君。

12番（鎌田礼二君） 私はたまにここを通るわけですが、やはり見づらい場所です。信号機側から来る、交差点側から来る人も見づらいし、出るほうも見づらいんだろうなというふうに思っているわけですね。

そんなわけで、ぜひともそういった構造的な問題がないのか、確認をお願いしたいと思います。そして、なおかつ、これの間まで七十七銀行さんが使っていたわけですが、できればその時点でそういったトラブルはなかったのか、あるのであればやっぱり構造的な問題がかなりありそうだなというところもあると思うので、確認できるものであれば確認していただきたいなと思います。

そして、次の塩竈市教育委員会の点検・評価報告について、ちょっとお聞きをしたいと思います。

まずは、21ページのけやき教室の運営事業についてお聞きしたいと思います。ここのけやき教室については、塩竈市21名と多賀城が5名、利府1名、七ヶ浜3名、松島ゼロ、合計全部で

30名ということで、ここの通っている方の人数が記載されておりますけれども、人口割からいくとこの割合が随分違うなというふうな思いがあるわけですね。多賀城であれば塩竈とほぼ同じでもいいだろうし、利府も結構な人数がいてもいいかなというふうに思うんですが、こういった人数の割合をどういうふうに捉えているのか、ちょっと回答をお願いしたいと思います。

議長（嶺岸淳一君） 高橋教育長。

教育委員会教育長（高橋睦麿君） 他市町村からの通所状況について、今ご指摘がございました。一つには、地の利ということも確かにあるんだろうなということは感じております。それから、やはり市内の子供たちが多いというのは、場所もわかっておりますし、そこでご指導いただく先生方との関係もあるのかなとは思っております。以上であります。

議長（嶺岸淳一君） 鎌田礼二君。

12番（鎌田礼二君） どうもありがとうございます。

各市やら町からの補助といいますか、出資といいますかそういったものもあるということで聞いてはいるわけですが、そうするともう少しアピールして、やはり今どき結構意外と学校に行けない子があつたりしますし、そういったところに力を入れたらどうかなというふうに思います。

それから、せっかくですからこの30名、さっき言ったふやすのももちろんですが、今度美術館構想がありますけれども、けやき教室については今後ずっとあのままでいけるというふうに見ていらっしゃるのでしょうか。その辺お聞きして、このけやき教室については終わらせていただきたいと思えます。

議長（嶺岸淳一君） 高橋教育長。

教育委員会教育長（高橋睦麿君） 通所している子供たちがやはりなじんだ場所ということもありますし、それから学習環境が非常にいいということもございます。それから、市町村によっては町のバスを近くまで通していただいているというようなこともありますので、今後とも今ある場所に設置しておきたいというふうに考えておるところです。

議長（嶺岸淳一君） 鎌田礼二君。

12番（鎌田礼二君） よろしくお聞きしたいと思います。

それから26ページ、これ最後になりますが、社会教育振興、それから生涯学習推進事業についてお聞きをしたいと思います。

この26ページ部分の各小中学校出身スポーツ選手、文化芸術家の実技・講演活動などという

ことで、回数的にはこれ2回というふうに書いていますが、これ毎年同じようなものを開催しているわけですが、ここに出てくる方というのはいつも同じじゃないかなというふうな思いがあるんですね。これについては、どういう形で選んでいらっしゃるのか。私としては、毎年違う人を本当は挙げてほしいなというふうに思うんですが、簡単に時間もないのでどういった方法で選任しているのか、お願いします。

議長（嶺岸淳一君） 郷古生涯学習課長。

教育委員会教育部次長兼生涯学習課長（郷古正夫君） この事業につきましては、家庭、地域、学校が協働して地域全体で子供を育てる環境づくりを行うという、宮城県協働教育プラットフォーム事業として実施したものでございます。この事業は、今議員何回もというふうなお話ありましたけれども、平成24年度から始まった事業でございます。そして、昨年度につきましては第二中学校と第一小学校での活用がありまして、第二中学校につきましては二中卒業生の畑中さんの講演会、第一小学校では帝京大学の駅伝選手で箱根を走りました本市出身の早川昇平さんに、「夢に向かって走ろう」をテーマに講演をいただいたところでございます。

議長（嶺岸淳一君） 鎌田礼二君。

12番（鎌田礼二君） 私いろいろ見る限りはほかの行事でもいろいろこういったことでやられているなというふうに思っているんですね。教育委員会では把握はしていないのでしょうか。

議長（嶺岸淳一君） ちょっとただいまの質問についてはちょっと問題点がありますので、こちら側としては答えることはできないんじゃないでしょうか。

鎌田礼二君。

12番（鎌田礼二君） 答えられないというのは、ちょっとおかしいんじゃないでしょうか。ですから、ある特定の方をそういった形で何度も何度もこういった形で使っていいのかという、教育委員会ではそういう方針なのかということをお私に質問しているんです。

議長（嶺岸淳一君） 高橋教育長。

教育委員会教育長（高橋睦磨君） お答えいたします。

政治的なそういった活動等については、一切こちらのほうでは捉えておりません。それから、オリンピック選手だということで何回かご依頼申し上げたことはあります。ただ、市内には議員ご指摘のとおり非常にすぐれたスポーツ選手は多数おりますので、そういった方々の名簿等も整理しながら、数多くの方々に学校でご講演などいただけるように、今後進めてまいりたいと考えておるところでございます。

議長（嶺岸淳一君） 鎌田礼二君。

12番（鎌田礼二君） 調べていない、把握していないのであれば調べたらいかかなというふうに思いますし、また塩竈市内には先ほど教育長さんが言われたように優秀な方はいっぱいおられるわけですから、どんどん毎年違う方を次々に依頼をして進めていただきたいなというふうに思います。

以上で質疑は終わります。

議長（嶺岸淳一君） 志賀勝利君。

5番（志賀勝利君） 私のほうからも、教育委員会の点検・評価報告書のことを質問させていただきます。

まず、報告書の第1ページに平成24年度塩竈市教育基本方針「子供から大人まで、あらゆる世代が夢にあふれ、塩竈に生まれ育ち、そして暮らすことを誇りに思い、いきいきとした町をつくるために、次のことを重点に市民の教育、学習の機会の充実に努める」というふうにして書いてあり、まことに立派な理念のもとに書かれているわけです。それで、その次に「5つの方針」ということで、「家庭・地域と連携して、子供たちの生きる力を培う教育の充実」というふうにして書いてあるわけですが、私ぱっと考えて「生きる力」というものは何をもって「生きる力」とするのか、その辺を具体的にちょっと教えていただけないかなと。

それと、2番目に「市民が心豊かに生活できる生涯学習社会の構築」ということがありますが、ここの「心豊かに生活できる」という「心豊かな生活」とはどのような生活を指して言うのか、これもちょっとお聞きしたいと思います。

それと、3番目に「魅力ある塩竈の芸術・文化の継承と創造」ということが書いてあります。この魅力ある「塩竈の芸術・文化」とは、どういうものがあるのか。ちょっと具体的にできれば教えていただいて、どのように今現在活用されているのかということをご説明いただきたいと思います。

4番目に「感動と活力にあふれるスポーツ活動の推進」というふうにして書いてありますが、「感動と活力にあふれ」さすためにどのような工夫を、どのようなスポーツを推進しているのか、取り組んでいらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

それから、5番目の「震災復興と災害に強い教育・文化の取り組み」ということですが、「震災復興と災害に強い教育・文化」とはどういうものを言っているのか教えていただけないでしょうか。以上でございます。

議長（嶺岸淳一君） 高橋教育長。

教育委員会教育長（高橋睦磨君） まず初めに、5つの方針の1番目の「家庭・地域と連携して、子供たちの生きる力」、「生きる力」についてご説明を申し上げます。

学習指導要領の中で、前の指導要領の中でもこの「生きる力」という言葉、そして新しい指導要領の中でも「生きる力」という言葉を使っております。前の場合には「ゆとり」の中で「生きる力」、新しいものの中では「知識基盤社会」の中で「生きる力」という言い方をしております。ここに違いが出てきておりますが、いずれにしましても新しい社会、先行き不透明な社会の中で生き抜いていく力というふうな言い方をしております。

これは、3つの力というふうに捉えられております。生きる力の知的側面である「確かな学力」、学力を1つの武器として知識基盤社会の中で生き抜いていくことが大事だと。そのためには、基礎的・基本的な知識理解、そして活用する力などをつけていく必要があるというような捉えになっております。そして、もう一つは「豊かな心」。「豊かな心」がなければ、そういう社会の中では生き抜くことができない。そして、それを支えるものとして「たくましい体」、この3つの力でもって先行き不透明な知識基盤社会の中で生き抜く、そういう子供たちを育てていくということが生きる力の養成ということになってございます。

ほかのところについて、部長のほうから説明をいたします。

議長（嶺岸淳一君） 桜井教育部長。

教育委員会教育部長（桜井史裕君） ただいま教育長から、1番目の「生きる力」についてご説明申し上げました。私からは2番から5番につきまして、それぞれ平成24年度に実施いたしました主な事業を挙げながら、成果と今後の方向性についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、2番の「市民が心豊かに生活できる生涯学習社会の構築」についてでございます。私ども、その事業といたしましては、市民図書館、それから塩竈市公民館でございますが、利用者数が震災前と同程度に回復はいたしているものの、ふれあいエスプ塩竈の利用状況が前年に比べまして減少しておるという状況がございますので、これらの原因分析を行いながら、より多くの市民の皆様が利用できるように、さらに環境の改善を進めてまいりたいというふうに捉えているところでございます。

次に、3番の「魅力ある塩竈の芸術・文化の継承と創造」についてでございます。24年度の事業といたしまして、文化財保護事業というのがございましたけれども、この事業を通じまし

て地域への理解が深められまして、またWEB博物館、文化の港シオーモという博物館がございますけれども、そのアクセス数がおかげさまで前年に比べて約30%増加をいたしております。このような市民の皆様に関心の高さを維持するために、今後塩竈学まちづくり学習支援事業のさらなる充実を目指してまいりたいというふうに考えております。

次、4番でございます。「感動と活力にあふれるスポーツ活動の推進」でございます。24年度の主な事業といたしまして、震災により被災いたしました塩釜ガス体育館、あるいは温水プール、各種グラウンドなどの生涯スポーツ施設でございますけれども、暫定供用によりまして市民の利用の皆様を利便性を高めながら、復旧を進めてまいりました。その結果、24年度内に全ての工事を終了させることができたところでございます。また、利用者の数も回復の兆しが見えてまいりましたので、引き続きスポーツ環境の整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

次、最後に5番の「震災復興と災害に強い教育文化の取り組み」についてでございます。現在塩竈市内の小中学校でございますけれども、児童生徒の心のケアに関します研修会を初め、教職員によるさまざまな取り組みによりまして、おかげさまで大変落ち着きが見られているところでございます。今後、震災後3年目を迎える時期に鑑みまして、引き続き児童生徒の心のケアであるとか学校防災マニュアルの見直し、防災主任の育成等、過般の復興の取り組みとあわせまして、今後の新たな災害にも対応できるよう準備を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

議長（嶺岸淳一君） 志賀勝利君。

5番（志賀勝利君） ありがとうございます。

まず、1番目の「生きる力」とは何かということ考えた場合に、今教育長おっしゃった「学力」「豊かな心」「たくましい身体」ということを3つ挙げていただきました。けれども、この「豊かな心」という意味が私には何が豊かなのかなと理解できないんですね。むしろ、理解できる力ということになるんだったら、やっぱり「たくましい精神力」「強い心」、これを養うためにどうしたらいいかということを考えるべきではないのかなと。

というのは今の子供さんたち、やはり非常にプレッシャーに弱い。それで、自殺を安易にする。そういったところをやっぱりきちんと捉えて教育をしていかないと、強い心の子供さんたちが育たないでしょうし、学力一辺倒ですとやはり成人してからいろいろな問題を起こしています。頭はいいけれども、いい学校を出たけれども、会社に勤めて疎外感を受けて、感じて、

人を簡単に殺してしまう。そういう人が、このところ多く見受けられるわけです。そういった人間を出さないようにするためには、やはり強い心、豊かな心よりも強い心ということで私は目指していかないと。というのは、今の社会子供が少ないがために、大人がかかりきりなわけですよ。何でも親が出しゃばって、子供にやはりいろいろなことを任せられない、全てやってあげるという環境にあるわけですね。そういう環境から少しでも脱出できるような環境を与えるのが、家庭では今できないわけですから、学校でその補助をしてあげることが大事なのかなというふうに思うわけですね。

それと学力にしても、教育長先ほど県の平均よりちょっとまた下回ったと。ただ、ゆっくりと回復傾向にあるというお話でした。前の教育長さんのときも、「今のレベルの5%アップでいいんですか」と私質問させていただいたわけですが、結局なかなか学力アップもこれは1年、2年で急に上がるということは多分ないと思います。ただ、私高校時代野球やっていました。高校野球というのは監督によってチームが強くなったり弱くなったりします。これはなぜか。それは、強くなるチームというのは強くなる練習方法、そういうものを知っているわけですね。指導者がそういうことを踏まえた上で指導するから、強くなるわけです。

これと同じで、学力が残念ながらアップできない地域というのは、これは塩竈に限らず宮城県は先日全国のが発表になりましたけれども、残念ながら相変わらず下位のほうに低迷しています。ということは、県全体のやっぱり教職員の方々の指導方法がどこか足りないんじゃないのかなと。それで、秋田・福井が学力非常に高い。同じ東北でありながら、秋田はトップであると。福井も北陸という寂れた地区にありながら、上位を占めている。それは何か、共通するのは宿題が多いということなんですね。

それで、先日新聞に載っていました。宮城県から秋田に転勤したお母さんが河北に投稿したんですけれども、「宿題の多さにびっくりした。だけれども、そこで納得ができた。宮城県にいたんでは、こんな程度の宿題でこれでいいんだなと思っていたものが、秋田県に行ってその多さにびっくりしたけれども、その多さが日常になれば、普通になれば、当然これは学力がアップしてくるんだろう」ということなんですね。やはり、その器の中でレベルを考えていても、なかなかアップというのは正直言って難しいのかなと。やはり、教える側も意識を改革していかないと、幾ら口先で「アップ」「アップ」ってお尻をたたいても、その方法がわからない人が幾らやってもアップできないわけですよ。それはまあ、一つの方法として例えば秋田に3カ月くらい先生が実地研修に行くとか、そういう交流をしていくとか、そういうことをやってい

ただきたいと思います。

それと、2つ目の「心豊かに」ということなんですが、これもいろいろなことをやっているかと思いますが、ただやっけていても現時点で教室も、私も詩吟教室に通わせていただいていますけれども、やっぱりメンバーが年々減っていつているわけですね。そうすると、やっぱりその辺のそういった「いろいろな教室をやっていますよ」ということに対するPR方法を、今までとは何か違った形でやっていただかないと、せっかくのそういったいろいろな生涯学習教室が人が集まらないのかなというふうに感じているわけですが、その辺についてどういうふうにお考えでしょうか。

議長（嶺岸淳一君） 郷古生涯学習課長。

教育委員会教育部次長兼生涯学習課長（郷古正夫君） ただいま、公民館等で実施しております教室についてのご質問をいただきました。その中での受講生、その数が思うように伸びていないのではないかなというふうなお話でした。教室の中でも定数を満たしているもの、あと頑張っている教室、そういったところがございます。そういった中では、多いものにつきましては料理とか陶芸というのが定数を満たしている、多いというふうなところなんですけれども、それはやはり教室の中では親しみやすいというふうなものだと思います。また、今若干減ってきているというふうなものでは、「何々道」とか「何々芸」とかというもので伝統的なもの、そういったものがちょっと減っているのかなということで、趣味の多様化によるものが原因であるのではないかなというふうに考えてございます。

そういった中で、どういった形で方策をとっているのかということなんですけれども、そういった教室の中で少し定数に満たない、そういったもののところにおきましては途中入講、そういったものを求めて2次募集、そういったものをかけているとか、あと各セミナー、千賀の浦大学、そういったところでの募集のチラシを配布したり、あと3月には公民館まつりということで公民館教室の方々が開催するお祭りがございます。そういったところで、公民館ではどういったものを行っているのかというものをよく知っていただく機会でもありますので、そういったところでPRをしていきたいというふうに考えてございます。そういったことで、受講生を伸ばしていくというふうなことを考えております。

議長（嶺岸淳一君） 志賀勝利君。

5番（志賀勝利君） 今、今までやってきたこととお話しいただきましたが、ただ今までやってきたことだとなかなかふえないという現状もありますので、もうちょっとひねっていただい

てやっぱりふえる策を考えていただければと思います。

あと、「感動と活力にあふれるスポーツ」ということなんですが、4番目ですね、これはね。これは、利用者がアップしているということなんですけれども、なかなか感動と活力にあふれるという場面に出くわすというのは難しいかと思います。やはり、何か言葉だけで非常に上滑りしているような、私は感じに受け取るんですが、その辺いかがでしょうか。

議長（嶺岸淳一君） 郷古生涯学習課長。

教育委員会教育部次長兼生涯学習課長（郷古正夫君） ここで掲げています「感動と活力あるスポーツ」というところにおきましては、体育館の命名権、そちらを活用して実施しております「一流アスリート誘致先導事業」というようなものがございます。去年はオリンピック3連覇しております吉田沙保里選手を誘致いたしまして、市民の方々と触れ合っていたいたるところでございます。そういった事業を展開することによりまして、市民の方にスポーツでの感動というようなものを伝えていきたいということもありますし、スポーツ人口の底辺拡大、すそ野の拡大というようなものも図っていきたいというふうに考えてございます。

議長（嶺岸淳一君） 志賀勝利君。

5番（志賀勝利君） 例えばオリンピック選手が来たから感動したとかという、感動というのはそういうものではないんじゃないのかなと思うんですね。やっぱり苦しい思いをして勝った、そのときの感動とか、やっぱりそういうことを感動と私は言うんじゃないかなと。うちの子供たちがまだ小さいころは、市内にソフトボール大会と野球とドッジボール大会がありました、子供たちがね。それが学童が減ったことによって、そういったものがほとんどなくなっています。けれども、そういう場面場面でも、やっぱり市内大会で優勝したときの子供さんたちの感動というのは、そこで得られていたわけですね。ところが、今その感動が得られないわけです。そういう場を今後どのような形で、例えば学校教育の中で求めていかれるのか、スポーツを通してですね。ちょっとお答えいただきたいと思います。

議長（嶺岸淳一君） 高橋教育長。

教育委員会教育長（高橋睦磨君） 学校教育活動の中におけるスポーツ活動ということになりますと、部活動ということになるかと思いますが、または地域におけるクラブ活動というようなことが挙げられるかと思いますが、部活動におきましては、中学校体育連盟という組織がありまして、その中でそれぞれ学校の教員が事務局となりまして、子供たちにそれぞれ感動を与える、そういう大会をとということで日々努力して展開をしているところであります。ただ、昨今

生徒数の激減によりましてなかなかチームを組めない競技が出てきたり、それから市内で大会が組めないような種目も出てきているというようなことが一つ問題になってございます。

今後は、そういった部活動の適正な数等についても、教育委員会も中に入って学校現場と話をしながら、さらに子供たちが活動できるようなそういったスポーツ活動について協議をしていく必要があると考えておるところでありますし、地域スポーツにつきましても部活動と地域スポーツの連携というところも大きな課題になっているところでもありますので、そういったところも今後課題だというふうに思っております。

それから、ちょっとずれるかもわかりませんが、地域の指導者の資質の問題で体罰等のことで問題になっていることもございます。本市においてそういったことが起こらないように、部活動の外部指導者の研修会等についても今後計画をしているところでございます。以上です。

議長（嶺岸淳一君） 志賀勝利君。

5番（志賀勝利君） テレビなんかで見ていると、小学生が50人で二人三脚じゃないですけども、ああいうものに立ち向かって、学校単位で立ち向かっていくとか、ああいうのもあるわけですから、そういうものをやっぱり取り入れて、それで塩竈市内の小学校でも団体でそういうことを何かやっていくようなこともひとつ考えられたらいかかなと思います。ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

それから、あと最後になりますが、きのうの新聞に塩竈市管内の女子中学生が携帯サイトで知り合った25歳の男性とかがわしい行為をしたと。で、男性が捕まったというような新聞が出ておりました。非常に嘆かわしい問題だと思います。昔は我々はそういう問題は全然おくれしていたわけですけども、今は何か非常に開放的になって、援助交際とかという名のもとに中・高校生が簡単に自分の体を売ってしまうというような状況下の中で、塩竈市内の例えば中学校ではそういった性というものに対する教育というものは、やられているのかいないのか、お聞かせください。

議長（嶺岸淳一君） 高橋教育長。

教育委員会教育長（高橋睦磨君） お答えいたします。

小学校、中学校におきまして性に関する指導というのは、授業として行っております。特に中学生についてはそういった思春期ということもございまして、保健の授業、それから学級担任の学級活動の中で具体的に指導しているところでございます。ただ、性教育そのものは生き方指導と言われるとおり、それぞれの生き方と深く結びついておりますので、単に性に関す

ることのみを取り上げて指導してもなかなか身にはつかないということで、総合的に指導し、自分のきちんとした将来を見据えた生き方ができるような、そういう指導をするように各学校にはお願いをしているところでございます。以上です。

議長（嶺岸淳一君） 志賀勝利君。

5番（志賀勝利君） 私子供のころは、私の自宅から本当に100メートルのところに尾島町という遊廓街がございまして、毎日朝晩その通りを横切りまして学校に登下校していたわけです。そういった面では、いろいろ自分なりにわかってはいたわけですが、親がそういったところで働いている方の身の上話とか聞かせていただいたんで、それなりにそういった女性の悲しさというんですか、理解できていたわけですが、やはり今の社会というのはみんな目隠しするような教え方をしますので、ぜひ事実は事実として教えてあげて、「だけど、こうだからやらないほうがいいんだよ」というような教育が必要なんじゃないかなというふうに思いますので、その点もあわせまして一番小学校、中学校、大事な時期でありますので、ぜひともその辺も学校のほうで。今、家庭に求めても、なかなかその家庭も難しいわけですね。

ですから、モンスターペアレンツという方々が非常にふえています、ここでやはり教育委員会が毅然とした態度で、やはりそのモンスターペアレンツをはねのけていただいて、場合によってはですよ。そして、現場の先生方を守ってあげるといようなことも必要な時期に来ていると思いますので、その辺ぜひともよろしく願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（嶺岸淳一君） 志子田吉晃君。

11番（志子田吉晃君） 私も、1つ質問させていただきます。例月出納検査の結果という、監査の第16号と21号のこの2冊の報告書についてお尋ねします。

それで16号は、25年8月9日付で25年の1月・2月・3月の現金出納状況と、それから21号のほうは、4・5・6ということでございますけれども、毎議会ごとに例月出納検査の結果についてお出しいただいているんですけれども、今回1・2・3月分というのと、4・5・6の分がまとめてこの9月の議会に出されたんですけれども、例年どおりだったんでしょうか、この出す時期というのは。あるいは、9月だから決算のことがあるんで、4・5・6分は例年よりも早めに急いで出されたのでダブった報告書というのか、そういう状況になったのかどうか、その辺お聞かせください。

議長（嶺岸淳一君） 高橋監査委員。

監査委員（高橋洋一君） 例月出納検査の提出時期ですけれども、例年どおりです。それで、まず1・2・3月分は、今回の決算の分と照合しなくちゃならないということで、通常ですと6月くらいに提出するのが本来なのかもしれませんが、それを確認した上で出すということで、ちょっと議会1回分おくらしているような形で、毎年提出しております。あと、4・5・6の分については、次の議会ということで9月に提出するというのが通常で、決算時期につきましては1・2・3月分と4・5・6が一緒になってしまうという形になっております。

議長（嶺岸淳一君） 志子田吉晃君。

11番（志子田吉晃君） ありがとうございます。ですから、9月だけが2つになるという、例年どおりだから、わかりました。

それで中身のことはなんですけれども、この第16号の現金出納状況で、4ページの現金現在高調書というところがあるんですけれども、その一番上のところを見ると前月末残高が合計で118億円ほど、一番下のほうを見ると、3月の終わったところで見ると334億円と、それだけ急激に3月の時点で334億円という、そういう現金残高が塩竈市で発生したということは記録的なことじゃないかなと思うので、ちょっとお尋ねします。

それで、この4ページで言えば118億円から334億円にふえたんですけれども、そういう意味で資金的な余裕というか現金残高があるわけですが、その辺の考え方、会計上あるいは財政上の効果とか意義について、どのように塩竈市に有利に働いているかを市民にお聞かせ願いたいと思います。

議長（嶺岸淳一君） 荒井財政課長。

市民総務部財政課長（荒井敏明君） お答え申し上げます。

議員さんおっしゃるように、今回の残高334億円と非常に大きな金額になりました。これは、平成24年度でいわゆる前倒しの交付を受けております東日本大震災の復興基金からの交付金、こちらが前倒しでまず入ったというのが一番大きいものであります。大体、前年度の基金の積立金の合計が約200億円、そのうちの182億円ほどが東日本大震災の交付金というもので、それを一旦積み立てたと。一番これが大きいものかというふうに考えてございます。そういったものが、したがって今度の塩竈市の資金残高が非常にふえたと。

議員さんがおっしゃるように、この資金があるということは、当然ながら中で運用が十分に活用できるということも大きなメリットになります。したがって、ほかの金融機関から例えば一時借り入れを受けることなく内部資金で運用できるという、非常に資金収支上はかなり

有利な状況になっております。なおかつ、本市においても資金収支を見る上で、必ず毎月ごとに出ていくお金、入ってくるお金、そういったものを計算しまして、それでもなおかつ余剰が出る場合、こういったものは例えば定期預金でありますとかそういった運用をかけて、少しでも多くの資金を確保するというふうな努力をさせていただいたところであります。以上です。

議長（嶺岸淳一君） 志子田吉晃君。

11番（志子田吉晃君） ありがとうございます。

非常に有利に動いていると。なぜ私がこういうことを聞いたかということ、やっぱり市民の方は塩竈市といういつも財政上困っているという思いがずっとあるんじゃないかなと。それで、今回のこの出納検査では「そういうことではないですよ」ということをお知らせして、少し安心していただきたいなという思いがありました。

それと、今課長からそういう資金の運用を有利にということで、定期預金等をやられているということでございますけれども、これだけの金額ですのうまく運用していただいて、もっともっと有効に使えるようにやっていただきたいと思うんですけれども、この定期預金以外の運用のことについて有利な使い方ありましたら、そのほかにもお知らせ願えば幸いです。

議長（嶺岸淳一君） 荒井財政課長。

市民総務部財政課長（荒井敏明君） 先ほどの334億円のうち、実は基金として今回運用してございますのが263億円ほどになります。この内訳としまして、例えば今お話ししました金融機関等に運用しておりますのが164億円ほどございます。今お話にありましたように、当然今定期預金は非常に低金利時代に入っておりますので、大口定期で非常に1カ月や3カ月間預け入れしても、その金利は0.025程度と非常に低金利になっております。したがって、もう少し有利な方法はないかということで、その時々に応じて今いわゆる発行してございます国債、こういったものも運用させていただいております。現時点で今運用させていただいておりますのは、中期の利付国債でございますとか、それから短期の割引国債と、今は2種類国債で運用しております。この国債によりまして、例えば一番短期の割引国債でいきますと大体0.085ということで、0.025より非常に有利な金利もございますので、こういった有利なものを今活用しているというふうな状況でございます。以上です。

議長（嶺岸淳一君） 志子田吉晃君。

11番（志子田吉晃君） どうもありがとうございました。そういうことで、現金ベースでも心配ないということでございますので。

今までいろいろな質問をして、一般質問とかでいつも「予算ない」「予算ない」って予算のことで「それはできません」みたいなことでありますけれども、もうそういうことはこれから塩竈市はなくなる方向だと、そういうふうな感想を持ちまして、私の質問を終わります。

議長（嶺岸淳一君） 10番菊地 進君。

10番（菊地 進君） 私からも、通告しておりましたので若干質疑をさせていただきます。

まず、専決の事故関係なんですけど、いろいろ鎌田議員さん細かく聞いていました。答弁を聞いていて、何かこれは私の感じ方が悪いと思うんですけど、よそごとのようにしか聞こえなかったんですね。何か、本当に事故を起こして被害に遭われた方々に申しわけなかったという思いがない、そういったものが聞こえてこなかったんで、ただ「保険で払いました」「はい、何しました」というのだけで何か終わっているようなので、私はちょっと残念だなと思っています。

二中のベニヤ云々、やはりこれ車だったからよかったんですよ。万が一本当に子供だったらどうするのかって、そういうことを考えれば、やっぱりお金をばんばん使いなさいとは言いませんけれども、安全確保のためのお金くらい使って、安心・安全な教育というのを受けられるようなシステムにならないのかなと思いますよ。非常にその辺が残念なんで、パネルがどうのこうのというふうな話、これからというんですけど、こういったものがあつたら、やっぱり親だつてこういう話聞けば「ええっ」と、心配で学校になんかやれないんでないかなと思いますので、その辺の決意をお願いします。

あと、感じなかったというんですけど、総務部長の答弁はやっぱり反省して「今後こういうことのないように」というふうに事故関係は言っていましたので、そういった相手に対する思いやりとかそういったものが伝わるような答弁してくださいと言っても無理かもわかりませんが、そういう気持ちがあれば教育なんていうのは難しいんでないかななんて私思いますので、その辺のお考えなどをお聞かせいただければ幸いに存じます。

議長（嶺岸淳一君） 高橋教育長。

教育委員会教育長（高橋睦磨君） 議員さんご指摘のとおり、学校における安心・安全というのは何よりも優先するものでございます。日ごろ月一の安全点検を中心にしながら、日々の安全点検をお願いしているところでありますが、今回こういったことで不慮の事故が起こったということは大変遺憾に感じているところでございますし、今後二度とそういったことのないように事前の点検、並びに修繕については徹底してまいるようにしてまいりたいというふうに決意しているところでございます。以上であります。

議長（嶺岸淳一君） 10番菊地 進君。

10番（菊地 進君） ぜひお願いいたします。人命にかかわるような問題が予測されるのであれば、予算がない、あるに関係なく、それは行政の責任として、そして教育委員会の責任として私はぜひお願いしたいと強くお願いしておきますので、そして子供たちがすばらしい環境の中で自分の教育をしっかりと身につけて、いい大人になって、そして未来を担う子供に育てほしいから言っているんで、よろしくお願いしたいと思います。

それで、その件は強く今言いましたので、次に教育委員会点検について若干お伺いしたいと思います。

私は毎回聞いているんですが、準要保護・要保護関係のことと、あともう一点は先ほど出ていましたけやき教室。たしか昨年もこの場で質問させていただいたときに、けやき教室関係で言えばどういうふうになさっているのかなというのが興味ありました。しかしながら、いろいろと不登校の子供たちを教育するんだよというんですが、高知県高知市のチャレンジ塾というので、そのお話をしました。そうしたら、「そういうものを検討してみたい」と教育長言われていたんで、その辺その後どういった対応をしたのか。一昨日かな、NHKでやっぱり高知市のチャレンジ塾、そういうもので高知市の教育というか学習能力というか、子供たちの成績がうんと上がっていますよと。今まで最下位のほうだったのが、全般的なレベルとして何ポイントも上がったというふうにNHKでやっていたので、ぜひ塩竈でもどしどしそういったいいものを取り入れてやっていただきたいと思いますので、教育長のお考えを再度お聞きしたいと思います。

議長（嶺岸淳一君） 高橋教育長。

教育委員会教育長（高橋睦麿君） 学力の向上ということでお話ししてよろしいのでしょうか。

先ほどもご質問あったときに触れたかと思うんですが、市内の小学校でここ6年間少人数の習熟度別学習を実践していて、その成果があらわれておる学校があるというお話を申し上げました。県、そして全国の平均点をかなり超えているという学校が実際にありますものですから、そういった学校の実践を各学校共有しようということで、その校長先生のご講演をいただいたり、その学校の授業参観をしたりということで、研修をしているところであります。まず、さまざまな方法、方策はあるかと思うんですが、当地に根ざした実際に効果のあった事実をまず共有することで、学力向上につなげていきたいということを中心据えて行っておるところであります。

また、ちょうど今年度学力向上の3カ年計画であります「学力向上プラン」が終わりになる年でありますので、今年度その総括をし、ただいまはちょうど学力テストの結果も来ておりますので、そういったことを分析しつつ次年度、これから3年間の学力向上プランにつなげてまいりたいということで協議をしているところでありますので、そういった中で新たな方策、方法も考えていきたいというふうに考えているところであります。以上です。

議長（嶺岸淳一君） 10番菊地 進君。

10番（菊地 進君） いろいろ他の市でもいいことをやっているのであれば、やっぱりそういったものをまねして、未来を担う大切な子供たちの学力向上にぜひとも力を注いでいただきたいと思います。チャレンジ塾というのは、その始まりというのは生活困窮者が塾に行けない、不登校になっている、その子供たちを何とか救おうということで立ち上がったのが、たしか教育委員会と厚生省がタイアップしてチャレンジ塾というのをつくって、そして地域に来てもらって、その地域で教育委員会、学校を退職された先生方の協力のもと、親身になってどこがわからないのか、ここがわかるのかというふうな細かな指導をして、それも特定の子供たちじゃなく「勉強したいんだ」という意欲のある子だったらどんな子でもいいですよってやって、ポイントがいっぱい上がっているというそういうすばらしい事業がありますので、ぜひそういった意味でけやき教室云々だけでなく、全体的な子供のレベルアップになりますので、ぜひお願いしておきたいと思います。

そして、毎年聞いている準要保護・要保護の関係なんですが、この「母子家庭の増加云々」って書いてあるんですが、景気低迷でと書いてあるんですが、これはどこの説明関係でもこういった「景気低迷による保護者の収入減に伴い」とかって書いてあるんですが、では母子家庭の方の年収というのはどのくらいなんですか。その辺把握しているんでしょうか。

議長（嶺岸淳一君） 高橋教育長。

教育委員会教育長（高橋睦麿君） 特に年収については調査はしていないところであります。

議長（嶺岸淳一君） 10番菊地 進君。

10番（菊地 進君） 調査をしていないということなんですが、税務課に行けばわかると思うんですが、その辺。というのは、「母子家庭だから、こういうふうに出しますよ」というんだかね、その辺が私は問題になってくると思うんですよ。正直なところ、これまた我々民生常任委員会で高知のほうにお邪魔したときお伺いしたんですが、小学校、中学校に通っている母子家庭並びに父子家庭の生活保護関係で受けている子は、二十二、三万円もらっているという

んです。そうすると、大分普通の塩竈市内の平均からするとかなりの収入になっているのかなと、こう思われますんで、そういったものも検討されまして、必要な方にはそれなりにいっばい出す、必要でない方には遠慮してもらおう、そういった方策をしながら、大切な血税、税金を配分してもらえればなという思いがありますので、今後ともそういった多方面からの研究をされまして、ちゃんとした税金の配分というのをしていただくよう、これまた強く要望しておきます。

あと、公民館運営事業についてちょっとお伺いします。30ページです。今回本町分室が工事をするということで、そこを利用されていた方から活動の場がなかなか取れないんだと、案内とかチラシなんかでは「公民館にどうぞ」ということなんですけど、公民館の運営事業がありまして、そこはもう大体曜日が固まっていて、普通の本町分室で活動されている市民団体はなかなか取れない。そういったことが他方の方から聞かされてくるんですが、思いやりのある行政だったら、やっぱりそういう人たちが困らないような練習とか教室とか、そういうものが使えるような準備というかお知らせをちゃんとして、事前に安心して、行政側が工事しようがしまいが安心して自分たちのサークル活動ができるような、そういった準備というのがなされなかったのかなと、思っているところなんですけど。後から、「いや、あとどうぞ公民館に行って、あいているところを取ってください」という看板がありますけれども、曜日書いて何月まで、ほとんど取れないんですよ。それが本当の社会教育になるのかななんて思いますので、やっぱりどんなサークルやらクラブやら会があっても、その人たちが公平、平等に公民館を使えるような、そういった指導というか準備体制というのができなかったのかなと、思っていますので、その辺の考え方。「順番だから、使いたい人、ご自由にどうぞ場所取りに来てください」というのか、来ていって言ったって、もう公民館事業で「月曜は何々」「火曜は何々」って、もう全部決まっているというのと、なかなかほかの会は参加できない、利用できないのかなと、思っていますので、その辺の運用の仕方、運営の仕方、ちょっとお聞かせ願います。

議長（嶺岸淳一君） 郷古生涯学習課長。

教育委員会教育部次長兼生涯学習課長（郷古正夫君） ただいまご質問があったのは、美術館整備で一時期使えなくなる公民館本町分室の大講堂に関する対応についてだと思います。公民館の本町分室利用の各団体に対しましては、8月1日付で建物改修工事の期間中の大講堂の利用休止ということについて、ご理解とご協力を文書にて行ったところでございます。その期間中の代替施設といたしまして、公民館本町分室の講習室1・2というところのご利用を、各団

体をお願いいたしました。ただ、その講習室1・2というところが大講堂と比べまして手狭であるということであるとか、講習室というところの利用では音楽を使った活動をされている団体なんかではちょっと遠慮があるというようなそういった理由から、他の例えば東玉川の公民館、そういったところが使えないかというような相談もいただいているところでございます。

これらの団体につきましては、できる限り希望する場所についての相談を受けているところでございますけれども、先ほど議員からお話ありましたように、現在公民館等の利用状況を踏まえますと全ての希望、そういったものをかなえるというようなところでは難しい状況でございます。今後、これらのことにつきましては、さらなる利用相談を行ってまいります。利用団体につきましても、代替施設であります講習室1・2の活動の工夫などを図っていただきながら、生涯学習活動を継続していただければというように考えているところでございます。よろしくをお願いいたします。

議長（嶺岸淳一君） 菊地 進君。

10番（菊地 進君） 施設が余りなくて、ただ公民館というのは利用頻度が非常に大きい。そして、住民が望んでいる施設でございます。それがなかなか活動の場として場所が取れないというのは、やっぱり市民にとっては大変な不平、不満が残っているのかなと思っています。そんな意味で、今生涯学習課長さんが協力をしていただきながら、そして協力しながら何とか乗り越えたいという答弁ですけれども、その中でもやっぱりそういう非常事態、本町分室が使えなくなったという非常事態であれば、やはり今までの公民館事業であっても、やっぱりその辺は1回ノーサイドにして、皆さんの団体と話し合っただけ程度決めていくというのも、市民間同士のやっぱり譲り合い、助け合いになるんでないかなと私は思っていますよ。それが本当の社会教育の原点になるんでないかなと思うんですが、ただ行政が「こういうふうになりました。こういうふうに決まりました。これにどうぞ協力してください」だけでは、市民の本当の社会教育というのはほど遠くなるのかなと心配しますので、今後ともそういった生涯学習というふうなものを捉えて、思いやりと「本当に塩竈に住んでいてよかったよ。やっぱり日本一を目指す塩竈だね」と言われるような施策を、どうぞ今後とも大人や子供のために一生懸命努力してもらいますことをお願い申し上げまして、終わります。

議長（嶺岸淳一君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第4 議員提出議案第8号

議長（嶺岸淳一君） 日程第4、議員提出議案第8号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第8号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。1番浅野敏江君。

1番（浅野敏江君） ただいま議題に供されました議員提出議案第8号について、提出者を代表いたしまして提案理由の説明を申し上げます。

議案提出議案第8号塩竈市議会委員会条例の一部を改正する条例については、常任委員等の任期満了の日前に後任の委員の選任を行えるようにするものであります。ご配付の内容をご参照いただき、皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（嶺岸淳一君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の議員提出議案第8号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、議員提出議案第8号についてはさよう取り計らうことに決しました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議員提出議案第8号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶺岸淳一君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第8号については原案のとおり可決されました。

日程第5 議員提出議案第9号

議長（嶺岸淳一君） 日程第5、議員提出議案第9号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第9号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。17番伊勢由典君。

17番（伊勢由典君） ただいま議題に供されました議員提出議案第9号について、提出者を代表いたしましてお手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方税財源の充実確保を求める意見書

地方財政は、社会保障関係などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては下記事項を実現されるよう強く求める。

記

1．地方交付税の増額による一般財源総額の確保について。

（1）地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映させることにより、一般財源総額を確保すること。

（2）特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。

（3）財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより対応すること。

（4）依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。

（5）地方公務員の給与引き下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは避けること。

2．地方税財源の充実確保などについて。

（1）地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面国と地方の税源配分を「5：5」とすること。

（2）固定資産税は市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。

特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度

を堅持すること。

(3) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め、現行制度を堅持すること。

(4) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(5) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

議長(嶺岸淳一君) これより質疑に入ります。(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(嶺岸淳一君) ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の議員提出議案第9号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(嶺岸淳一君) ご異議なしと認め、議員提出議案第9号については、さよう計らうことに決しました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議員提出議案第9号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(嶺岸淳一君) 起立全員であります。よって、議員提出議案第9号については原案のとおり可決されました。

この際、本席より申し上げます。

私、嶺岸淳一は本日をもって議長を辞任いたします。

何とぞご許可くださいますようお願い申し上げます。

暫時休憩いたします。

午後2時36分 休憩

午後2時48分 再開

副議長（佐藤英治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議長嶺岸淳一君から議長を辞任する旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

この際、議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程 議長辞職の件

副議長（佐藤英治君） 議長辞職の件を議題といたします。

なお、議長は除斥の対象となっておりますので、退席を願っております。

お諮りいたします。

嶺岸淳一君の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、嶺岸淳一君の議長辞職を許可することに決定いたしました。

これより、嶺岸淳一君より退任のご挨拶をいただきます。

議長（嶺岸淳一君） ただいまは、私のわがまを聞いていただきまして、ありがとうございます。

2年間議長の席を、おかげさまで全うすることができました。ひとえに議員の皆様のおかげでございます。これからは議員として、1人の一兵卒として、市民のために、そして塩竈市発展のために死に物狂いで働いてまいりたいと思います。市民の皆様、そして同僚議員の皆様、そして当局の皆様、本当にありがとうございました。以上でございます。（拍手）

副議長（佐藤英治君） お諮りいたします。

議長が欠員となっておりますので、この際、議長選挙を日程に追加し、議長選挙を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、議長選挙を日程に追加し、議長選挙を行うことに決しました。

追加日程 議長の選挙

副議長（佐藤英治君） これより議長の選挙を行います。

直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

副議長（佐藤英治君） ただいまの出席議員の数は17名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

副議長（佐藤英治君） それでは、投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

副議長（佐藤英治君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名をお書きの上、議席1番から順に投票をお願いします。

なお、同姓の議員がおりますので、必ず名前をお書きくださるようお願いいたします。

それでは、1番から順次お願いします。

〔投票〕

副議長（佐藤英治君） 投票漏れはございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

投票箱の閉鎖をお願いします。

〔投票箱閉鎖〕

副議長（佐藤英治君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

副議長（佐藤英治君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人を定めます。1番浅野敏江君、18番曾我三

ヨ君を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いいたします。

開票いたします。

〔開 票〕

副議長（佐藤英治君） それでは、開票の結果を事務局長より報告させます。

事務局長（安藤英治君） 命により開票の結果をご報告いたします。

投票総数は17票です。これは出席議員数と一致しております。うち有効投票は同数です。

有効投票のうち 佐藤英治議員 10票

香取嗣雄議員 7票

なお、この選挙の法定得票数は5票です。以上です。

副議長（佐藤英治君） 投票の結果は、ただいまの報告のとおりであります。よって、法定得票数に達し、最多得票を得ました私が議長に当選いたしました。

本席より一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま新議長の選挙で佐藤英治、私が当選を皆様のご支持によって得られました。私は、市民の代表である皆様から多く支持いただきまして、私は新議長を謹んでお受けさせていただきま

す。

それでは、議員の皆様、そしてまた市民の皆様には議長就任の挨拶をいたしたいと思

います。

私は、議長として第1に信頼される議会、第2に期待される議会を目指したいと思っております。具体的には、市民のための議会を全議員一丸となって市民の負託に、願いに応え、実行してまいります。2つ目は、市民の情報のあり方を改善し、開かれた議会をあらゆる角度から着実に実行します。第3に、議会のハード・ソフト面の環境改善に努め、全議員の能力・資質向上に着手したいと思

います。

最後に、市民から議会も議員も変わったとよき評価をされるよう、全議員で努めることを申し上げ、新議長就任の挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。（拍手）

暫時休憩いたします。

午後3時05分 休憩

午後3時12分 再開

議長（佐藤英治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

副議長が欠員となっておりますので、この際、副議長選挙を日程に追加し、副議長選挙を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、副議長選挙を日程に追加し、副議長選挙を行うことに決しました。

追加日程 副議長の選挙

議長（佐藤英治君） これより副議長の選挙を行います。

直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（佐藤英治君） ただいまの出席議員の数は17名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（佐藤英治君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

議長（佐藤英治君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名をお書きの上、議席1番から順に投票を願います。

なお、同姓の議員がおりますので、必ず名前をお書きくださるようお願いいたします。

投票をお願いします。

〔投票〕

議長（佐藤英治君） 投票漏れはございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

投票箱の閉鎖をお願いします。

〔投票箱閉鎖〕

議長（佐藤英治君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（佐藤英治君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人を定めます。2番小野幸男君、17番伊勢由典君を指名いたします。よって、両者の立ち会いをお願いいたします。

それでは、開票いたします。

〔開 票〕

議長（佐藤英治君） それでは、開票の結果を事務局長より報告させます。

事務局長（安藤英治君） 命により開票の結果をご報告いたします。

投票総数は17票です。これは出席議員数と一致しております。うち有効投票は同数です。

有効投票のうち 曾我ミヨ議員 10票

田中徳寿議員 7票

なお、この選挙の法定得票数は5票です。以上です。

議長（佐藤英治君） 投票の結果は、ただいまの報告のとおりであります。よって、法定得票数に達し、最多得票を得ました曾我ミヨ議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました曾我ミヨ君に、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

曾我ミヨ君から、ご挨拶をお願いいたします。

副議長（曾我ミヨ君） ただいまは、皆様の大きなご支援で副議長の任を与えていただきました。本当に未知の世界であります。これまでの議長を経験された方、あるいは副議長を経験された方々の、そして同僚の議員のご指導をいただきながら、全力で頑張りたいと思います。

まず議長を補佐することではありますが、先ほど議長も述べましたように、議会の民主的運営、それから市民の生活、なりわい再建のために、皆さんと力を合わせて頑張る決意でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。（拍手）

日程第6 総務教育・民生・産業建設常任委員会委員の選任

議長（佐藤英治君） 日程第6、総務教育・民生・産業建設常任委員会委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長から指名いたします。

まず総務教育常任委員には、2番小野幸男君、7番阿部かほる君、12番鎌田礼二君、14番佐藤英治、17番伊勢由典君、18番曾我ミヨ君の6名であります。

次に民生常任委員には、1番浅野敏江君、8番西村勝男君、10番菊地進君、11番志子田吉晃君、15番高橋卓也君の5名であります。

次に産業建設常任委員には、3番嶺岸淳一君、4番田中徳寿君、5番志賀勝利君、6番香取嗣雄君、13番伊藤栄一君、16番小野絹子君の6名であります。

以上の方々を各常任委員に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、ただいま指名しました方々を各常任委員に選任することに決しました。

ただいま選任されました各常任委員の方々は、次の休憩中にそれぞれの委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告をお願いします。

なお、招集通知は口頭をもってかえさせていただきます。

開催場所を申し上げます。総務教育常任委員会は北側委員会室、民生常任委員会は委員会室、産業建設常任委員会は議員控室といたします。

暫時休憩いたします。

午後3時28分 休憩

午後4時03分 再開

議長（佐藤英治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会における正副委員長の互選の結果についてご報告いたします。

まず、総務教育常任委員長には17番伊勢由典君、同じく副委員長には2番小野幸男君。民生常任委員長には8番西村勝男君、同じく副委員長には11番志子田吉晃君。産業建設常任委員長には16番小野絹子君、同じく副委員長には4番田中徳寿君。以上、選出されましたので、ご報告いたします。

日程第7 議会運営委員会の委員の選任

議長（佐藤英治君） 日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長から指名いたします。

議会運営委員には、1番浅野敏江君、5番志賀勝利君、7番阿部かほる君、12番鎌田礼二君、17番伊勢由典君の5名であります。

以上5名を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、ただいま指名しました方々を議会運営委員に選任することに決しました。

ただいま選任された議会運営委員の方々は、次の休憩中に委員会を開き、正副委員長互選を行い、その結果の報告を願います。

なお、招集通知は口頭をもってかえさせていただきます。

それでは、委員会室において開催をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後4時06分 休憩

午後4時26分 再開

議長（佐藤英治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会における正副委員長互選の結果についてご報告いたします。

委員長には12番鎌田礼二君、副委員長には17番伊勢由典君が選出されましたので、ご報告いたします。

日程第8 認定第1号ないし第3号

議長（佐藤英治君） 次に、日程第8、認定第1号ないし第3号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤 昭市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました認定第1号から第3号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、認定第1号塩竈市一般会計及び各特別会計決算であります。一般会計と10の特別会

計を合わせまして、歳入は768億56万7,306円、歳出は694億1,765万1,719円の決算となっております。歳入歳出差引額は73億8,291万5,587円となり、これから翌年度へ繰り越すべき財源60億8,048万5,862円を除きますと、実質収支は13億242万9,725円の黒字となっております。

次に、会計ごとに概略を説明申し上げます。

まず一般会計であります。歳入が570億1,078万8,300円、歳出が497億8,670万4,130円、差引額が72億2,408万4,170円となっております。このうち、災害復旧事業等の翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は11億4,359万8,308円となりましたので、5億7,259万8,308円を財政調整基金に繰り入れ、残る5億7,100万円を翌年度に繰り越しをいたしております。

次に特別会計であります。交通事業、魚市場事業、下水道事業、公共駐車場事業、漁業集落排水事業、公共用地先行取得事業、及び土地区画整理事業につきましては、いずれも歳入歳出同額の決算となっております。国民健康保険事業につきましては、歳入歳出差引額1億4,231万2,003円基金に繰り入れをいたしております。介護保険事業につきましては、歳入歳出差引額284万2,514円を基金に繰り入れをいたしております。後期高齢者医療事業につきましては、歳入歳出差引額1,367万6,900円を翌年度へ繰り越しをいたしております。

次に、認定第2号塩竈市立病院事業会計決算につきましてご説明を申し上げます。

市立病院事業会計であります。収益的収支では収入総額が29億1,665万2,992円、支出総額が27億9,391万7,512円となり、税抜き損益計算による収支差し引きでは1億2,273万5,480円の純利益が生じております。また、資本的収支では収入総額が1億9,079万2,185円、支出総額が3億8,774万4,379円となり、収支差し引きで1億9,695万2,194円の不足が生じております。これにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額121万2,816円、及び当年度分損益勘定留保資金1億9,573万9,378円により補填をいたしております。

平成24年度は東日本大震災による影響からの脱却を図るため、これまでの経営健全化に向けた取り組みを継続いたしてまいりましたが、常勤小児科医師の退職や他の医療機関からの紹介患者の減少の影響により、1日平均の患者数は入院・外来とも前年度から減少するなど、医業収益が前年度から減少する一方、支出におきましては退職手当組合への負担金の増や応援医師の報酬などが増加し、医業費用は前年度から増となっております。

その結果、平成24年度は現金収支は黒字となったものの、減価償却費を加えた経常損益では損失を計上し、不良債務は23年度8,728万727円から、8,685万8,299円とわずかではありますが圧縮をいたしております。平成25年度におきましては、東日本大震災の影響が依然として残り

ますものの、4月には小児科医師を確保いたしましたほか、病床利用率の向上などを実施しながら収益の増収に努めております。また、救急受入体制の充実、各種設備の改修などの医療環境の充実も図るなど、質の高い医療を提供しながら経常収支の黒字化と不良債務の解消を目指してまいります。

次に、認定第3号塩竈市水道事業会計利益の処分及び決算についてご説明を申し上げます。

まず利益の処分であります。平成24年度に生じた利益につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、剰余金処分計算書案のとおり処分をするものであります。決算につきましては、収益的収支では収入総額が17億5,292万7,850円、支出総額が14億8,476万5,183円となり、税抜きの損益計算による収支差引では2億6,557万9,474円の純利益が生じ、その結果当年度未処分利益剰余金は9億2,293万2,452円となっております。

一方、資本的収支では、収入総額が4億7,762万7,366円、支出総額が8億7,608万7,939円となり、収支差し引きで3億9,846万573円の不足が生じております。これにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額872万9,951円、当年度分損益勘定留保資金2億9,684万9,957円及び減債積立金9,288万665円により補填をいたしております。

水道事業においては、東日本大震災の影響により大幅な落ち込みを見せていた水道事業収益が増収となるなど、一定の回復傾向にありますものの、人口減等による水需要の減少は今後とも続くものと予想されます。さらに、老朽化してきている施設の更新の必要性が求められ、これからの事業運営に大きな影響を及ぼし、収支状況が厳しくなることが懸念されますことから、今後とも経費の節減と経営の効率化になお一層努め、経営健全化の維持向上を図りながら災害に強い水道を目指し、安全安心な水道水の安定供給に努めてまいります。

以上、各会計決算の概要につきましてご説明申し上げましたが、配付をいたしております決算書及び参考資料などをご参照の上、ご審議をいただき、認定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤英治君） 高橋監査委員。

監査委員（高橋洋一君） ただいま上程されました認定第1号平成24年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算並びに認定第2号平成24年度塩竈市立病院事業会計、同じく認定第3号水道事業会計の決算につきまして、その審査概要を申し上げます。

本審査に当たりましては、市長より審査に付されました一般会計及び各特別会計の歳入歳出

決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況報告書について、並びに地方公営企業の各会計決算報告書、財務諸表、事業報告書及び政令で定めるその他の書類、明細書などについて計数の正確性を検証するとともに、財務状況が明瞭かつ適正に表示されているかどうか、予算の執行状況または事業経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどして審査いたしました。なお、別に法の定めるところにより実施しております例月出納検査並びに定期監査での結果を総括し、あわせて決算審査を行ったものであります。

その結果、一般会計及び特別会計にあつては、決算書等がいずれも法令に準拠して作成されており、その内容については会計管理者及び各部が所管する諸帳簿並びにそれにかわる電算財務会計と照合した結果、適正に表示され、計数も正確でありました。また、各会計における予算執行も震災復興関連事業で繰越額が大幅に増加しているものの、現在の状況下では適正に行われ、執行状況も良好なものと判断いたしました。

地方公営企業会計におきましても、各事業の決算諸表は法令に準拠して作成されており、事業の経営成績及び財政状況は適正に表示され、計数は正確なものと認められました。

次に、各会計の決算概要を申し上げます。

初めに、一般会計並びに特別会計の決算の概要を申し上げます。

市長のほうから提出されております決算審査意見書、資料ナンバー6でございます。その3ページをお開きいただきたいと思います。

3ページの財政規模の推移の表をごらんください。この表は、一般会計と各特別会計を合わせたもので、震災復旧・復興事業の本格化に伴い、予算ベースでは前年度より194億円増の845億円と、これまでに経験のない財政規模となっております。一番下の行にあります実質収支は13億242万円の黒字決算となっており、前年度より6億7,589万円ほどよくなっております。

次に一般会計の決算でございますが、ページ5の表の1をごらんいただきたいと思います。ページ5の表の1です。

歳入は570億1,078万円で執行率が90.99%、歳出は497億8,670万円で執行率は79.46%となっております。執行率が大幅に低下していますが、震災関連の事業で100億円を超える多くの事業が繰り越しとなったことによるものであり、現在の体制の中ではやむを得ない執行率であると判断しております。

収支の状況につきましては、6ページの表2をごらんいただきたいと思います。

3行目のC（形式収支）、5行目のEの欄（実質収支）、7行目のGの欄（単年度収支）、11行目、下から7行目になりますけれども、Kの欄（実質単年度収支）の全てが黒字決算となり、前年度よりよくなっております。

普通会計における財政状況を見ますと、次ページの3表に示しておりますが、経常収支比率、実質収支比率、公債費比率は若干よくなったものの、財政力指数は悪くなっております。

また、収入の根幹をなす市税の収入ですが、12ページの上の表をごらんいただきたいと思えます。12ページの上の表です。

収入未済額は減となったものの、不納欠損額は増加しています。調定額と収入済額につきましては、前年度で震災の影響や減免の実施などで大幅に落ち込みましたが、今年度もそれが継続している状況にあります。

今年度の決算は、歳入では復興に向けた国庫支出金と地方交付税、復興基金からの繰入金大幅に伸び、歳出は総務費で今後の復興事業の財源となる復興基金の積み立て、土木費や公共施設等の災害復旧費が大幅に伸びております。現在、各自治体から多大な支援を受けながら復興事業の推進に当たっていますが、依然として震災の影響は大きく、市民の生活再建・地域経済の復興に向けたさらなる努力をお願いするものです。

次に、特別会計の決算状況を申し上げます。

資料の前のほうに戻りますけれども、4ページをお開きいただきたいと思えます。4ページの一般会計・特別会計歳入歳出決算の状況の表をごらんください。

10事業会計の歳入歳出の差引額は1億5,883万円の黒字決算となっております。また、実質収支でも同額の黒字決算、単年度収支でも3,612万円の黒字決算となっておりますが、実質単年度収支では2,079万円の赤字決算となっております。これらの詳しい内容につきましては72ページに記載しておりますので、後ほどご参照いただきたいと思えます。

次に、主な会計について申し上げますと、交通事業会計は歳入歳出同額で決算されております。事業収入については、前年度より19.1%増加していますが、まだ震災前の水準には戻っておりません。今回の震災により、住民が減少するなど事業環境が大きく変化しておりますので、経営健全化計画の見直しについても検討いただきたいと思っております。

国民健康保険事業会計は、歳入歳出差引では1億4,231万円の黒字となっておりますが、実質単年度収支では2,476万円の赤字となっております。本年度の保険税収入は、前年度に比べ1.8%増となっておりますが、歳出の保険給付は2.5%増加しています。事業の根幹となる保険税

収入の確保に努め、また安定した事業運営ができるよう期待しております。

魚市場事業会計は、歳入歳出同額で決算しております。本年度の水揚げは数量で10.1%の増、金額では33.7%の増となり、使用料及び手数料の収入も14.5%の増となっております。今後、魚市場施設の本格復旧に努めるとともに、関係諸団体と一体となり、水揚げ増に向けた努力を継続されるよう期待するものであります。

下水道事業会計は、歳入歳出同額で決算されております。災害復旧が本格化し、事業費が大幅に増加しているのに伴い、繰越金額も大幅に増加していることから、事業の推進に向けたさらなる努力を望むものであります。

介護保険事業勘定は、歳入歳出差引では284万円の黒字となり、実質単年度収支でも74万円の黒字となっております。要介護認定者数及び介護給付費が依然としてふえ続けていることから、安定した事業運営ができるよう努力願いたいと思います。

次に、2つの公営企業会計の決算概要を申し上げます。

まず病院事業会計についてですが、資料6の85ページの後ろのほうに改めてページ番号が振り直してありますが、後半の方の番号の5ページの表をごらんいただきたいと思います。後半のほうの5ページです。

総収益と総費用の収支差し引きでは1億2,273万円の黒字決算となり、年度末不良債務額は前年度より42万円減り、8,685万円となっております。

患者数を前年度と比較すると、外来患者数では8.2%、入院患者数も6.1%の減となっております。また、改革プランの数値目標と決算数値との比較を12ページに記載しておりますので、後ほどご参照願います。この中で、入院患者1人当たり診療単価と救急患者数では目標を達成したものの、その他の項目では数値目標まで達していませんので、今後とも努力を継続されることを期待いたします。

次に水道事業会計ですが、16ページの表をごらんいただきたいと思います。16ページです。

総収入と総費用の収支差し引きでは2億6,557万円の黒字決算となっております。本年度の給水原価は、給水単価を14円68銭下回った決算内容となっております。今後とも一層の経営の効率化に努め、安全で安心な水を低価格で供給できるよう期待するものであります。

以上が決算審査の概要であります。なお詳細につきましてはただいまの資料ナンバー6、決算審査意見書に各会計ごとに記載しておりますので、ご参照くださるようお願いいたします。

以上です。

議長（佐藤英治君） これより総括質疑に入ります。16番小野絹子君。

16番（小野絹子君）（登壇） 日本共産党塩釜市議団を代表しまして、認定第1号平成24年度塩竈市一般会計及び国民健康保険事業会計の決算について総括質疑をいたします。

東日本大震災の2年目を迎えた平成24年度の一般会計の歳入の予算現額は626億5,281万4,125円、歳入済額は570億1,078万8,300円になっており、この歳入済額は資料ナンバー6の決算審査意見書で述べられておりますが、市税の不納欠損処分額7,435万4,828円、歳入未済額5億5,596万1,528円の合計で6億3,031万6,356円を予算現額から差し引いた金額になります。

歳出では、歳出済額497億8,670万4,130円で、歳入済額570億1,078万8,300円から歳出済額497億8,670万4,130円を差し引いた金額、72億248万4,170円となり、うち翌年度へ繰り越すべき財源が60億8,048万5,862円で、実質収支額は11億4,359万8,308円の黒字決算となっております。この黒字の11億4,359万8,308円は、一般会計の基金へ5億7,259万8,308円を、翌年度への繰越金として5億7,100万円を活用する決算となっております。しかも、24年度の決算で実質単年度収支は3億9,382万356円の黒字になっています。

この決算を踏まえて、3点お聞きいたします。

第1点は、平成24年度の決算を踏まえて市民の福祉や教育、被災者の生活再建、なりわいや震災復興・復旧の取り組みや執行状況についての市長の認識と、決算をどのように受けとめているのかお伺いいたします。

第2点は、60億円を超える翌年度への繰越明許についてどのような捉え方をしているのか。繰越明許分の25年度の執行状況について、あわせてお伺いしておきます。

3点目は、主要な施策の成果に関する説明書は、第5次塩竈市長期総合計画と塩竈市震災復興計画に分けてわかりやすくなっています。第5次長期総合計画と震災復興計画の決算状況について、お伺いします。

次に、国民健康保険事業会計の決算についてお伺いします。

国民健康保険事業会計の決算は、歳入75億3,610万8,855円、歳出73億9,379万6,852円となり、差し引き1億4,231万2,300円の黒字決算となっております。国民健康保険税は、佐藤市長になって初めて24年度から25年度の2カ年、3.88%の税率の引き下げを行いました。また、被災者の保険料減免を23年度に続いて半年間行いました。24年度の国保の世帯数は9,183世帯、被保険者数1万6,056人で、前年度と比べて161世帯、被保険者数で525人減少している中で、国保税の収入は滞納繰越を含めて14億1,200万6,395円と、23年度より2,502万4,629円増加しており

ます。国保税の不納欠損額が1億3,089万9,506円、収入未済額10億6,515万7,718円と多額になっております。国保税滞納者には、保険証の資格証明書や短期保険証などペナルティーがあります。市民の命を守る上で高過ぎる国保税の引き下げが、引き続き求められています。

医療費は50億2,395万4,647円と、昨年と比べて1億2,258万2,503円増加しておりますが、24年度の予算との兼ね合いで見れば1億円の不用額が出ております。医療費軽減については、病気の早期発見・早期治療が何より求められております。医療機関にかかりやすくすることの保証が必要と思います。さらに本格的な健康増進の取り組みが求められております。市長は、この国保の決算の状況をどのように受けとめておられるのか。そして、今後の施策にどのように生かそうとしているのかお伺いして、第1回目の質問にさせていただきます。

議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいまの小野議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、平成24年度一般会計決算についてお答えをいたします。

平成24年度決算は、歳入決算額が570億1,078万8,300円、歳出決算額が497億8,670万4,130円となり、歳入歳出差引額は前年度から57億770万266円増の72億2,408万4,170円となり、過去最大規模の決算となったということについては、先ほどもご説明させていただきました。また、実質収支についてのご質問でありましたが、前年度と比べまして6億3,977万1,000円の増となる11億4,359万8,000円となっております。

しかしながら、実質収支の増につきましては、復旧・復興事業の主なる財源でございます震災復興特別交付税や復興交付金などが、事業費の確定に伴う翌年度精算分として黒字額に含まれたことが主なる要因でありますことから、実質的な黒字額につきましては5億8,000万円程度となり、前年度実質収支から約8,000万円程度の増というように理解をいたしております。

繰越額についてご質問いただきました。繰越額につきましては、事業費で107億6,094万8,862円と過去最大となりましたが、内訳であります例えば水産加工業施設整備等支援事業の繰越額が48億1,162万5,000円や、災害廃棄物処分事業の県分の繰越額が14億7,472万1,000円など、事業者の整備進捗や廃棄物の受け入れ態勢の状況によりまして、残念ながら執行できなかった事業が繰り越し全体の約60%強であります。したがって、本市が実施する部分につきましては40%弱という程度であります。

なお、25年度の繰越額の執行状況というご質問でありましたが、後ほど担当のほうからご説明をいたさせます。

以上申し上げましたが、24年度の決算状況であります。震災直後の前年度と比べまして若干回復には向かっておりますが、歳入の根幹であります市税収入が震災前に比べますと依然として低い水準で推移をいたしておりますほか、公債費などの義務的経費につきましても、本市の復旧・復興が今後進むにつれまして大きく伸びていくものと予想されているところであります。今後、地方交付税や復興交付金などの国からの財源に大きく依存をしている現在の状況からの脱却のためには、やはり地元産業等の活性化を図り、市税等自主財源を確保するなど、安定的な財政運営に努めていかなければならないと考えているところであります。

次に、24年度の決算について、例えば市民生活、地場産業の活性化やなりわいの向上にどのように生かされたのかというご質問でありました。

長期総合計画の体系に沿ってお答えをさせていただきますが、まず「誰もが安心して暮らせるまち」の主なる取り組みの成果であります。全国的な少子化が続く中、安心して子供を産み育てられる環境づくりが必要となっておりますことから、仕事と子育ての両立のため、待機児童解消に引き続き取り組みをさせていただき、4年連続で年度当初待機児童ゼロを達成したところであります。また、震災で被災をいたしました藤倉児童館の建てかえが完了し、今年の1月に完成リニューアルをしたところであります。今後、児童の健全育成の拠点として活動を進めてまいりたいと考えております。

さらに、取得をいたしました雇用促進住宅を地域優良賃貸住宅として、子育て世代を対象に生産年齢人口の方々の定住人口確保に努めてまいりたいと考えております。また、高齢化が進む本市における福祉向上のため、介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業により、地域密着型の小規模特別養護老人ホーム施設建設に当たり、事業主体である塩釜市社会福祉協議会の円滑な事業実施を支援し、2月27日に特別養護老人ホーム「こころの樹」が完成し、3月18日から施設が開所され、入居者を受け入れているところであります。

また、ご高齢者の皆様が心身ともに健康を保って社会活動に参加し、生活の質を高めることを目的に「ねんりんピック宮城・仙台2012」が開催をされ、本市では俳句交流大会を開き、多くの方々に本市を訪れていただき、またご高齢者の新たな生きがいがいづくりといったようなところに努めさせていただきました。震災を踏まえ、安全に暮らせるまちづくりとして木造住宅耐震診断助成事業等により、耐震改修工事を22件、住環境整備事業を21件実施させていただき、住宅の耐震化に努めさせていただいたところであります。また、災害時の自助・共助の重要性について啓発を行い、23回の防災研修会を開催させていただき、5町内会が新たに自主防災組

織を設立いただいたところでもあります。

また、コンパクトな本市の地域特性を生かした快適で便利なまちづくりとして、「しおナビ100円バス」であります。36万7,824人の方々にご活用いただきました。また、「NEWしおナビ100円バス」についても4万9,317人の方にご活用いただいたところでもあります。

また、「海・港と歴史を生かすまち」の主なる取り組みであります。魚市場運営事業といたしまして漁船誘致活動等に引き続き取り組みをさせていただき、北海道釧路・稚内等をご訪問させていただき、遠洋底びき網漁船の生産者2者を訪問し、クサカリツボダイを初めとする搬入魚が大幅に増加をし、水揚げ金額の137億円の増に努めさせていただいたところでもあります。

また、水産加工業活性化支援事業といたしましては、2月に「2013塩釜フード見本市」を開催させていただき、相談件数が93件で、前年度比で1.5倍となっております。また、被災した水産加工業者の迅速な事業再開を図るため、水産業共同利用施設復興整備事業として、第1回の公募においては3社、第2回の公募においては5社に対し、水産加工場などの整備を支援させていただいております。

商業観光の分野では、シャッターオープン・プラス事業に新たに2事業者が、また年間市内観光客入り込み数であります。194万人と、前年比45.8%の増といったようなところに努めさせていただいております。

最後に、「夢と誇りをつくるまち」の取り組みであります。子供さんたちがこの町の中で笑顔で元気に明るくお暮らしをいただきたいということで、さまざまな取り組みをさせていただきました。例えば、サマースクール・ウィンタースクールの開設、あるいは個別指導、基礎的事項の理解と学習の習慣化といったようなことに努めさせていただいたところでもあります。また、浦戸を除く各小学校6校に指導教員を1名配置させていただいたところでもあります。

大づかみにご説明をさせていただきましたが、このような分野で24年度の成果が発揮をされたのではないかと考えているところでもあります。

次に、国民健康保険事業特別会計の決算についてご質問いただきました。

国民健康保険事業特別会計の決算であります。歳入で75億3,600万円、歳出で73億9,400万円です。歳入歳出とも、過去最大となっております。平成24年度から平均3.88%の保険料の引き下げを実施したことや、震災被災者に対して国保税減免を実施したことにより、収入額としては約2,500万円増の14億1,200万円という数字を記録いたしました。

その他、歳入増加の主なる要因といたしましては、退職被保険者の医療給付費の財源となる療養給付費交付金、約1億円であります、や、前期高齢者交付金の増額、約1億7,900万円、であります。さらには、基金取り崩しによる繰入金の増加などが挙げられます。歳出についてであります、平成24年度におきましても震災被災者に対する一部負担金免除を継続いたしましたことから、この費用が約3億6,500万円でありました。

このような結果、24年度の実質収支1億4,000万円の黒字となっておりますが、全額を財政調整基金に繰り入れることから、基金残高は7億3,500万円となりますが、平成25年度における国等への返還金として1億9,300万円を見込んでおりますことから、実質的な残額は5億4,200万円となっております。

ご案内のとおり、政府の社会保障制度改革国民会議からの報告書を受け、改革の骨子が閣議決定されるなど、現在国保制度を取り巻く状況は大きな転換期を迎えております。基金の活用方法につきましては、制度改革を見据えた長期的な収入見込みを立てた上で改めて検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。よろしく願いを申し上げます。

議長（佐藤英治君） 荒井財政課長。

市民総務部財政課長（荒井敏明君） それでは、ご質問にございました繰越額、平成24年度の繰り越しが25年度に繰り越しされて、その執行状況ということのご質問がございました。

先ほど市長からもご説明がございましたように、一般会計におけます繰越額、これ事業費ベースの総額で約107億6,000万円ほどになっております。そのうち一番大きいものとしては、先ほどのご説明にもございました水産加工業施設整備等の支援事業ということで、これが48億円ほどになっておりました。こちらにつきましては、25年度におきましておおむね3回ほどに分割いたしまして、プロポーザルとかそういったものを行ってまいりました。うち2回は終了したということで、残り1回というふうな状況になっております。

それから、一番大きいものとしては災害復旧関係あるいは復興交付金事業ということなんですが、春先に実は契約等を行ったんですが、残念ながら不調になったというものも何件かございました。ですが、たび重なる契約行為を行いまして、おおむねであります、この8月くらいまでには復旧関係の工事発注は全て終わっているという状況です。

なおあと、それから昨年2月補正で、国の補正予算に伴って追加計上いたしました例えば第三小学校の大規模改修事業、こういったものにつきましても今回の契約関係にも上がっておりますとおり、8月には仮契約を行うというふうな状況でございます。

それから、あとご質問の中にございました決算額497億8,670万円の中でどのような、いわゆる震災復興関係とそれから長期総合計画の關係の予算と決算というお話がございましたが、まず震災関係、こちらのほうが497億円のうち約308億2,000万円ほど、これが震災關係の決算というふうになっております。内訳といたしましては、復旧關係事業費が14億4,000万円ほど、それから復興事業關係で5億2,000万円ほど、それから災害関連、特に廃棄物等の災害関連事業ですと288億5,000万円ほどの内容ということで、合計308億円となっております。それを差し引きました通常分となりますと、189億6,000万円ほどになりますので、これが今までの経過からいたしますとおおむね例年どおりの決算になっているのではないかというふうに思っております。ただ、この189億6,000万円の中には、いわゆる長期総合計画の需用費並びに經常経費も含まれた、通常の一般會計の決算というふうにお考えいただければというふうに思います。以上です。

議長（佐藤英治君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、議員全員をもって構成する平成24年度決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、本案については議員全員をもって構成する平成24年度決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

日程第9 議案第60号ないし第77号

議長（佐藤英治君） 日程第9、議案第60号ないし第77号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

ちょっと済みません。議事の都合により、あらかじめ会議時間を延長いたします。失礼しました。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました議案第60号から第77号までにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第60号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」及び議案第61号「塩竈市国民健

康保険税条例の一部を改正する条例」であります。

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律」の施行による地方税法の改正により、法令の規定による地方税の処分について、原則理由を提示することとされたことに伴い、当該税条例の規定を改正しようとするものでございます。

続きまして、議案第62号「平成25年度塩竈市一般会計補正予算」から議案第71号「平成25年度塩竈市水道事業会計補正予算」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第62号「平成25年度塩竈市一般会計補正予算」であります。平成25年度第6回配分のほか、これまで交付決定を受けました東日本大震災復興交付金事業費及び漁港施設災害復旧事業費の計上や、義援金の追加配分に伴います災害見舞金及び塩竈市災害見舞金などの災害関連事業費の計上のほか、6月定例会におきましてお認めをいただきました一般職の職員の給与の特例に関する条例等に基づく給与削減額と、その削減額を財源といたしました本庁舎トイレ改修工事費など、喫緊の課題を解決するための事業費を計上し、歳入歳出それぞれ17億7,055万2,000円を追加いたしまして、総額を399億7,489万6,000円とするものであります。

歳出といたしましては、

1. 藤倉地区復興土地区画整理事業や下水道事業と一体的に整備をいたします新浜町杉の下線道路事業のほか、海岸通地区震災復興市街地再開発事業や伊保石地区・浦戸地区及び北浜地区における災害公営住宅整備事業など、東日本大震災復興交付金事業といたしまして
8億6,718万3,000円
2. 東日本大震災復興交付金基金積立金といたしまして
5億6,006万9,000円
3. 漁港施設災害復旧費といたしまして
2,500万円
4. 災害関連事業のうち、東日本大震災災害義援金及び塩竈市見舞金といたしまして
1億4,852万円
5. 職員給与削減額を財源の一部として整備します本庁舎トイレ改修工事費といたしまして
6,000万円
6. 難聴児の補聴器購入費に対します助成金といたしまして
20万円
7. 清水沢災害公営住宅整備に伴います月見ヶ丘スポーツ広場の拡充整備費といたしまして
540万5,000円
8. 東日本大震災復興交付金事業などに係ります下水道事業特別会計への繰出金といたしま

して 2,290万3,000円

9. 東日本大震災復興交付金事業に係ります藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計への繰
出金といたしまして 1億1,973万9,000円

10. 一方、減額分では、職員給与削減額といたしまして 4,011万6,000円

などを計上いたしております。

これらの財源につきましては、地方交付税といたしまして 6億5,018万2,000円

東日本大震災復興交付金事業に係ります国庫補助金といたしまして 5億6,006万9,000円

難聴児補聴器購入助成事業に係ります県補助金といたしまして 10万円

東日本大震災災害義援金などに係ります寄附金といたしまして 1億1,720万8,000円

東日本大震災復興交付金基金などの繰入金といたしまして 8億660万6,000円

市債といたしまして 8,360万円

一方、減額といたしましては、6月定例会にお認めいただきました東日本大震災被災者支援
のための市税減免等に係ります市税の減額といたしまして 4億4,721万3,000円

を計上いたしております。

債務負担行為につきましては、伊保石地区、浦戸地区における災害公営住宅整備事業のほか、
リース期間の終了に伴います塩竈市内部情報システム更改事業など、計6件を追加するもので
あります。

地方債につきましては、本庁舎トイレ改修工事を追加いたしますとともに、公営住宅整備事
業を増額変更いたすものであります。

次に、議案第63号「平成25年度塩竈市交通事業特別会計補正予算」であります。職員給与
削減額を計上し、歳入歳出それぞれ148万円を減額いたしまして、総額を2億1,392万円とする
ものであります。

次に、議案第64号「平成25年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」であります。
東日本大震災における原子力発電所の事故による避難者の窓口負担の免除期間延長に伴います
療養給付費の追加や、前年度の給付費の確定に伴う国庫補助金返還金などを計上し、歳入歳出
それぞれ1億9,275万2,000円を追加いたしまして、総額を70億9,185万2,000円とするもので
あります。

次に、議案第65号「平成25年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算」であります。職員給
与削減額を計上し、歳入歳出それぞれ18万8,000円を減額いたしまして、総額を1億861万

2,000円とするものであります。

次に、議案第66号「平成25年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」であります。平成25年度第6回配分で交付決定を受けました藤倉2丁目地区下水道整備事業に係ります東日本大震災復興交付金事業を計上いたしますとともに、職員給与削減額を計上し、歳入歳出それぞれ2,570万3,000円を追加いたしまして、総額を156億7,959万2,000円にするものであります。

地方債につきましては、復興交付金事業の追加計上に伴い、公営企業復興交付金事業を増額変更いたすものであります。

次に、議案第67号「平成25年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」であります。介護保険勘定につきましては、前年度の介護給付費の確定に伴う国庫補助金返還金などを計上いたしますとともに、職員給与削減額を計上し、歳入歳出それぞれ2,408万3,000円を追加いたしまして、総額を48億1,488万3,000円とするものであります。

また、介護サービス事業勘定につきましては、職員給与削減額を計上し、歳入歳出それぞれ3万5,000円を減額いたしまして、総額を1,086万5,000円とするものであります。

次に、議案第68号「平成25年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」であります。宮城県後期高齢者医療広域連合への納付金及び保険料還付金等を計上し、歳入歳出それぞれ1,366万9,000円を追加いたしまして、総額を6億7,516万9,000円とするものであります。

次に、議案第69号「平成25年度塩竈市藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算」であります。平成25年度第6回配分で交付決定を受けました新浜町杉の下線道路事業に係ります東日本大震災復興交付金事業を計上し、歳入歳出それぞれ1億1,973万9,000円を追加いたしまして、総額を2億6,123万1,000円とするものであります。

次に、議案第70号「平成25年度塩竈市立病院事業会計補正予算」であります。収益的収支につきましては職員給与削減額を計上し、病院事業費用から1,632万3,000円を減額いたしまして、総額を27億7,872万円にするものであります。資本的収支につきましては、職員給与削減額や県の地域医療再生基金からの補助金を活用し、災害時の対応や安定的な医療提供を行うための電気設備整備事業費として、資本的支出に1億2,407万1,000円を追加いたしまして、総額を5億4,140万9,000円にするものであります。

次に、議案第71号「平成25年度塩竈市水道事業会計補正予算」であります。収益的収支につきましては、職員給与削減額を計上し、水道事業費用から452万円を減額いたしまして、総額を16億6,311万円とするものであります。資本的支出につきましては、職員給与削減額や地

方債を財源といたしまして、災害時における迅速な給水、効率的な応急給水活動を図るための加圧式給水車購入費として1,260万円を追加いたしまして、総額を10億8,511万4,000円にするものであります。

また、地方債につきましては、加圧式給水車購入費の計上に伴いまして、水道改良費を追加するものであります。

続きまして、議案第72号から議案第77号までは「工事請負契約の締結について」の案件であります。

まず、議案第72号につきましては、去る8月の各常任委員協議会におきましてご報告をさせていただきましたように、「24-災 藤倉・北浜地区下水道災害復旧工事」の相手方が民事再生法により民事再生手続を開始し、その後7月10日に工事続行不能届を提出したことを受けて契約を解除したことに伴い、災害復旧工事の早期完了を目指すために発注いたします残工事に係る契約案件でありまして、藤倉、北浜地区における被災本管の開削工による布設がえや部分更生、マンホール部分復旧などの工事請負契約であります。去る7月31日に一般競争入札の公告を行いましたところ、6社から参加の申し込みがあり、8月20日に入札を執行した結果、坪井工業株式会社東北支店が2億4,097万5,000円で落札し、8月22日に仮契約を締結したものであります。

次に、議案第73号につきましては、藤倉雨水ポンプ場土木及び建築に係る築造工事でありまして、本体作業土工及び築造工などのほか、鉄筋コンクリート造、地上2階、地下2階の建物建設の工事請負契約であります。去る7月31日に一般競争入札の公告を行いましたところ、3社から参加の申し込みがあり、8月20日に入札を執行した結果、株式会社塩浜工業東北支店が4億3,785万円で落札し、8月22日に仮契約を締結したものであります。

次に、議案第74号につきましては、同じく藤倉雨水ポンプ場の電気設備工事でありまして、自家発電設備、運転操作設備、監視制御設備などの工事請負契約であります。去る7月31日に一般競争入札の公告を行いましたところ、6社から参加の申し込みがあり、8月20日に入札を執行した結果、株式会社東芝東北支店が2億8,780万5,000円で落札し、8月22日に仮契約を締結したものであります。

次に、議案第75号につきましては、同じく藤倉雨水ポンプ場の機械設備工事でありまして、ゲート・除塵設備、及びポンプ設備の工事請負契約であります。去る7月31日に一般競争入札の公告を行いましたところ、17社から参加の申し込みがあり、8月20日に入札を執行した結果、

荏原商事株式会社東北支店が4億8,843万9,000円で落札し、8月22日に仮契約を締結したものであります。

次に、議案第76号につきましては、昭和40年建設以来経年変化による老朽化が進行いたしております第三小学校北校舎の大規模改造工事でありまして、屋上防水、外壁の亀裂補修及び塗装、内装では天井張りかえや壁塗装のほか、アルミ製建具への更新などの工事請負契約であります。去る7月31日に一般競争入札の公告を行いましたところ、4社から参加の申し込みがあり、8月20日に入札を執行した結果、株式会社北陵建設が3億555万円で落札し、8月22日に仮契約を締結したものであります。

次に、議案第77号につきましては、第三中学校、月見ヶ丘小学校及び第二小学校のトイレ改修工事でありまして、床面ドライ方式化、照明機器の更新、洋式便器への更新などの工事請負契約であります。去る7月31日に一般競争入札の公告を行いましたところ、2社から参加の申し込みがあり、8月20日に入札を執行した結果、株式会社鈴木工務店が1億3,965万円で落札し、8月22日に仮契約を締結したものであります。

以上の結果を受けまして、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、提案を行うものであります。

以上、各号議案についてご説明を申し上げましたが、なお補足を必要とする部分につきましては担当部長から説明をいたさせますので、よろしくご審議の上、ご協賛を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

私からは以上でございます。

議長（佐藤英治君） 佐藤市民総務部長。

市民総務部長（佐藤雄一君） それでは、私からは主に議案第62号「平成25年度塩竈市一般会計補正予算」の概要につきましてご説明申し上げます。

資料ナンバー20の3ページをお開き願います。

この表は、一般会計及び特別会計の総括表でございます。

今回補正いたします金額は、一般会計が17億7,055万2,000円、交通事業特別会計がマイナスの148万円、国民健康保険事業特別会計が1億9,275万2,000円、魚市場事業特別会計がマイナスの18万8,000円、下水道事業特別会計が2,570万3,000円、介護保険事業特別会計が2,404万8,000円、後期高齢者医療事業特別会計が1,366万9,000円、藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計が1億1,973万9,000円、合わせまして21億4,479万5,000円となるものでございます。こ

れによりまして、一般会計・特別会計の補正後の予算総額は、表の一番下段でございますように701億1,462万円となりまして、補正前に比べますと3.2%の増となります。

次に、6ページ、7ページをご参照ください。

一般会計の補正予算の概要につきまして、まず歳出からご説明申し上げます。ここでは、歳出予算を目的別に分類してございます。

費目1の議会費マイナス71万8,000円でございますが、右側の備考欄をごらんください。職員人件費につきまして、職員給与の削減による減額補正でございます。

費目2の総務費、6億2,596万1,000円でございます。主なるものを申し上げます。財産管理費は、本庁舎トイレ改修のための工事費でございます。それから、浦戸地区集落再生促進施設整備事業、これは仮称でございますが、「浦戸ステイ・ステーション」整備のための基本計画策定委託料でございます。それから、東日本大震災復興交付金基金費は、第6回配分によりまして交付決定を受けました復興交付金の基金への積立金でございます。収納特別対策事業費は、市税条例の改正に伴います滞納管理システム改修のための委託料でございます。

費目3の民生費、1億3,040万6,000円でございます。これも、主なるものを申し上げます。介護保険事業特別会計繰出金につきましては、職員給与削減に伴います一般会計からの繰出金の減額補正でございます。それから、難聴児補聴器購入助成費につきましては、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入に対する助成金でございます。災害見舞金につきましては、地震により住家被害を受けました被災者の方々に対します本市独自の見舞金支給事業でございます。東日本大震災災害義援金及び宮城県配分につきましては、義援金受付団体と宮城県の配分決定に伴います義援金の支給事業でございます。

費目4の衛生費マイナス323万6,000円でございますが、これは職員給与削減による減額補正でございます。

費目6の農林水産業費、マイナス120万9,000円でございますが、主なるものといたしまして魚市場事業特別会計繰出金でございますが、これも職員給与削減に伴います一般会計の繰出金の減額補正ということになっております。

費目7の商工費マイナス116万7,000円でございますが、これも職員給与の削減による減額補正でございます。

費目8の土木費、9億9,110万2,000円でございます。主なるものを申し上げますと、下水道事業特別会計繰出金につきましては、先ほどから申し上げてございますように職員給与削減に

伴います一般会計繰出金の減額補正のほか、東日本大震災復興交付金事業の実施に伴います一般会計からの繰出金でございます。それから、藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計繰出金につきましては、復興交付金事業の実施に係る一般会計からの繰出金でございます。そして、新浜町杉の下線道路事業以下5事業につきましては東日本大震災復興交付金事業で、これまでに交付決定を受けました復興事業費の予算計上でございます。

費目9の消防費53万5,000円でございますが、これは職員給与の削減によるための減額補正とあわせて、防災対策事業といたしましてこのたび大雨被害を受けました山形県村山市への給水支援事業費を計上してございます。

費目10の教育費マイナス264万2,000円でございますが、職員給与の削減による減額補正とあわせて、グラウンド管理費といたしまして月見ヶ丘スポーツ広場野球場に整備するための設備工事費を計上してございます。

費目11の災害復旧費2,500万円でございますが、野々島・寒風沢漁港海岸防潮堤の復旧に係る地質調査等の委託料でございます。

費目13の諸支出金マイナス148万円でございますが、これも職員給与削減による交通事業特別会計への繰出金の減額補正でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げますので、4ページ、5ページをお開き願います。

まず、費目1の市税4億4,721万3,000円の減額でございますが、これは東日本大震災の被災者に対する市税の減免措置等に伴います減額補正でございます。

費目10の地方交付税6億5,018万2,000円でございますが、これは市税の減免・免除並びに復旧・復興事業の実施に伴います震災復興特別交付税の増額補正でございます。

それから、費目14の国庫支出金5億6,006万9,000円でございますが、これは第6回配分の交付決定を受けました東日本大震災復興交付金でございます。

費目15の県支出金10万円は、難聴児補聴器購入助成事業に係る市町村振興総合補助金でございます。

費目17の寄附金1億1,720万8,000円は、本市義援金及び東日本大震災災害義援金と、同義援金の宮城県配分の計上でございます。

費目18の繰入金8億660万6,000円は、本補正にかかわります所要一般財源を財政調整基金から繰り入れるとともに、給与削減分を同基金から減額補正するほか、ふるさとしおがま復興基金及び東日本大震災復興基金からの繰入金でございます。

費目21の市債8,360万円は、本庁舎トイレ改修工事に係る総務管理債のほか、災害公営住宅整備事業に係る公営住宅債でございます。

8ページ、9ページには、歳出予算の性質別比較表を載せております。

また、10ページは投資的経費の内訳書でございますので、後ほどご参照いただければと思います。

私からは、以上でございます。

議長（佐藤英治君） 神谷健康福祉部長。

健康福祉部長（神谷 統君） それでは、私から議案第62号平成25年度塩竈市一般会計補正予算の健康福祉部関連の事業についてご説明いたします。同じく資料ナンバー20、定例会議案資料の17ページをお開き願います。

東日本大震災災害義援金及び塩竈市災害見舞金についてでございます。

1. 概要にございますように、東日本大震災災害義援金につきましては、8月5日に第6回の宮城県災害義援金配分委員会が開催されまして、日赤などの義援金受付団体分第5次と、宮城県災害対策本部分の第4次の追加配分が決定いたしましたところでございます。これを受けまして、本市では塩竈市災害義援金配分委員会を8月20日に開催いたしまして、前段申しました義援金の配分とあわせまして、市に直接寄せられた義援金をもとにいたしました塩竈市災害見舞金の追加支給についても審議をいたしまして、今定例会に補正予算として計上いたしましたものでございます。

2の配分基準等でございますが、このページ中段（1）に義援金受付団体分及び宮城県災害対策本部分の表がございます。まず義援金受付団体分第5次分といたしましては、単価の列にございますように人的被害といたしましては死亡・行方不明者の方、並びに災害障害見舞金支給対象者の方には2万円、住家被害では津波浸水区域の世帯につきまして全壊6万円、大規模半壊5万円、半壊4万円を、母子・父子世帯並びに高齢者施設等の入所者の方につきましては5万円を、また右隣に移っていただきまして宮城県災害対策本部分第4次といたしましては、単価の列にございますように津波浸水区域の住家被害、全壊に1万円、これは隣の義援金受付団体分と合わせますと7万円ということになります。また、母子・父子世帯並びに高齢者施設等の入所者に対しましては1万円、これは義援金受付団体分と合わせますと6万円ということになりますが、それぞれ支給するものでございます。

次に、（2）塩竈市災害見舞金第2次でございます。この表には記載してございませんが、

これまで市に寄せられました義援金並びに一般財源等を合わせまして、市の見舞金といたしましては津波浸水区域であるか否かを問わず、住家被害の全壊に対しては10万円、大規模半壊には7万円、半壊には5万円を支給させていただいたところでございます。その後、市に寄せられました義援金、この(2)の表の下のところでございますが、1,748万3,000円ほどお寄せいただいたこととなりますので、今回市の一般財源も加えまして市では独自に津波浸水区域以外の住家被害に対し、単価の列にございますように全壊で5万円、大規模半壊で3万円、半壊で1万円を追加支給するものでございます。

この考え方でございますが、次の18ページに移っていただきまして、中段のところ参考の表というものを載せさせていただいております。これまでの義援金受付団体分及び宮城県災害対策本部分の義援金配分額の表でございますが、例えば表中住家被害のところ津波浸水区域での全壊のところを見ていただきますと、右側の合計の欄にありますように義援金の支給額は137万円であるのに対しまして、上記以外の区域、つまり津波浸水がなかった区域というところでは、これ合計の欄にありますように全壊で107万円ということで、これまでの義援金の支給につきましては津波浸水区域での被害に厚い支給となっている状況となっております。あわせまして、今回配分される義援金につきましても、住家被害は津波浸水区域ということに限っておりますことから、市が独自に支給いたします災害見舞金の第2次分といたしましては、津波浸水区域以外の住家被害に対して支給をするということとさせていただいたものでございます。

なお、予算等の詳細につきましては、所管の委員会においてご説明をさせていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長(佐藤英治君) これより議案第60号ないし第77号の総括質疑に入ります。10番菊地 進君。

10番(菊地 進君)(登壇) 新生クラブの菊地でございます。補正関係について総括質疑をしてみたいと存じます。

まず、一般会計補正額が17億7,055万2,000円で、補正後の額が399億7,489万6,000円とするものです。

特別会計の補正額3億7,424万3,000円を合わせますと、総額が701億1,462万円となり、市民から見ると大変大きな金額であります。金額が701億円と大きいけれども、市民生活が本当に豊かになっているのか検証していきながら、市長の考え方、長期総合計画の進捗状況、復興の

歩みが市民の要望に応えられているのか、今までの補正、そしてこれからの補正額が生きた事業になり得るのか、住民・市民中心、福祉の充実につながるのか、市長の基本的な考え方と、2期2年を振り返り、残された2年間の基本的な行政運営についてお伺いしたいと存じます。

あと、長期総合計画の定住対策の補正額等、具体的な事業を実施するのか、お伺いいたし、まず第1回目の質問といたします。よろしくお願いいいたします。

議長（佐藤英治君） 佐藤 昭市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま菊地議員から、9月補正予算の編成に当たっての基本的な考え方についてご質問いただきました。

平成25年度は、当初予算から6月補正まで、本市が復旧から復興へと確実に歩みを進めていくための予算編成ということに心がけてまいりました。また、今回お諮りをいたしております9月補正予算につきましても、これまでと同様に本市の復旧・復興を目指した予算を引き続き計上させていただいたものと考えています。

具体的には、本市の復興を加速させるための予算といたしまして、第6回配分にて交付決定を受けました復興交付金事業を活用させていただきますほか、以前に交付決定を受けた交付金事業の予算化や、野々島・寒風沢漁港海岸防潮堤の復旧事業費を計上させていただいたところであります。また、義援金の配分決定を受けたことによりまして、災害義援金を計上いたしましたほか、地震災害に遭われました方々を対象としました本市独自の災害見舞金制度も、あわせて計上させていただいております。

さらに、市民サービスの向上と財政運営の安定化のための予算といたしまして、平成25年度第2回定例会にお認めをいただきましたとおり、全会計にわたりまして本市職員人件費の削減額を補正させていただいたところであります。この削減効果額につきましては、地方交付税の削減額相当分を財政調整基金に積み立てをさせていただきますほか、一般会計及び特別会計におきましては本庁舎トイレ改修事業へ充当をさせていただきたいと考えております。

また、病院事業会計では喫緊の課題であります自家用発電機を中心とする電気設備整備事業費、水道事業会計では今回の大震災を反省材料といたしまして、加圧式給水車購入費へそれぞれ財源の一部として活用させていただきたいと考えております。そのほか、先ほども詳細をご説明させていただきましたが、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の方々に対する補聴器購入のための助成金でありますとか、月見ヶ丘スポーツ広場の野球場整備事業などのほか、債務負担行為といたしまして伊保石地区及び浦戸地区の災害公営住宅整備の

促進と、本市の被害状況や復旧・復興に向けた取り組みを伝えるための記録誌作成等、さまざまな事業にこの予算を充てさせていただきたいというふうに考えております。

定住促進のためにはというご質問もいただきました。先ほどの小野議員のご質問の際にもご報告をさせていただきましたが、例えば雇用促進住宅を地域優良賃貸住宅として子育て世代、生産年齢人口世代の方々に、定住を図っていただきますような取り組みを始めさせていただいたところであります。

また、私の残された任期の今後の取り組みについてというご質問もいただきました。9月が折り返し地点になっております。今現在、10カ年計画で震災復興・復旧に取り組みをさせていただいております。前期5カ年が27年度まででありますので、我々が大きな目標とさせていただいております前期5カ年間で、大きな復旧・復興のめどを立てるといような計画を申し上げております。こういったことが何としても達成されますように、さらなる努力をいたしてまいりますと考えております。よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤英治君） 菊地議員。

10番（菊地 進君） どうもありがとうございました。

それでは、ちょっと確認しながら、質問をしていきたいと思っています。

まず見舞金関係、塩竈市独自でなされるということで、本当に今まで津波被害関係で地震だけで被害を負った方は大変だったと思います。しかしながら、復興の勢い、復旧の勢いというのはやっぱり町の活気、元気がなくちゃだめでないかなと思うんです。全壊、半壊以上がなっていて、一部損壊の方にも見舞金みたいなものが出たと思うんですが、今回はそういった考えまで至らなかったのか。やっぱり、商工業者のためにもそういった施策が必要でなかったかなと思いますので、そういった余裕がなかったのか。

例えば、私はやっぱりさっきも言ったとおり塩竈の活気、元気出るのは、市民一人一人の活気、元気があってこそでないかなと思うんで、津波被害に遭われた方はもちろんのこと大変なんですけど、そういった考えも持たなかったのか、それだけちょっと確認したいと思います。

議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 義援金でありますけど、先ほど担当部長のほうからご説明をいたしましたが、国県からの義援金については浸水区域内、なおかつ住家については7万円・5万円・3万円というようなそういった基準を設置いたしておりますので、本市におきましても先ほど来ご説明させていただいておりますとおり、地震災害に遭った方々については大変申しわけない

という思いで、その3段階の方々については市独自の見舞金を創設させていただいたということでございます。

議長（佐藤英治君） 菊地議員。

10番（菊地 進君） 市独自でやるのは、本当に素晴らしいなど。それプラス、いわゆる一部損壊の方にもという思いがありました。これから年末に向けていくと、商工業者関係も歳末関係やいろいろ大変になってくるんで、そういうのにあわせて加速させるためにもそういった気配りというか、お金がかかるんですけども、そういうものの使われ方というのは市民は誰も反対する人はいないと思っていますので、ぜひ12月定例会あたりにでもまた追加なんかで考えてもらえればなと思っています。

それから、今回は浦戸関係のことでちょっとお伺いしたいと思います。「浦戸ステイ・ステーション」の整備についてであります。この事業で気がかりなのは浦戸住民の期待に本当に応えられるのか。民間利用、例えば民宿とかそういったものを計画して、できなかったのか。我々議員の要望、意見の多かった福祉施設関係や、そしてあと教育関係の整備の利用などは考えられなかったのか、お伺いします。浦戸に関して思えば、説明に集落再生促進といいますが、では浦戸の高齢者の根本対策、集落対策って何を意味するのか。それが、私はこの文面、この制度によって全然見えてきていません。

今回は浦戸ステイ、2名の寮とお伺いしておりますが、1,500万円もの予算が正しいのか、ちょっと理解しにくいところがございます。施設整備がなされても、その管理運営費が多額に計上されるのではないかと、こう費用対効果等事業を見ますと、若干不安が残るのは私1人ではないと思うんで、その辺の考え方をご説明願いたいと思います。

議長（佐藤英治君） 阿部政策課長。

市民総務部政策課長（阿部徳和君） 今回提案をさせていただいておりました「浦戸ステイ・ステーション」ですけれども、資料ナンバー20の15ページをごらんいただきと思います。

今、菊地議員のほうから民宿などを使った民間利用施設の振興、そういったかわりの手だてはないとか、そういったご意見を頂戴いたしました。この「浦戸ステイ・ステーション」につきましては、被災で250戸あった漁業集落が、家が直接的には130戸倒壊または流出いたしております。そういうことで、浦戸にいっぱいありました空き家についても、被災の状況に応じて大分壊されてしまいました。

そんな中で、漁業集落をどのように再生させるか。住む人をどういうふうにするかという

のが、浦戸振興の今長期的に島の方々が不安に思っていることでございます。住む人をどうやってふやすか。人がどんどん少なくなって行って、将来的にはもう住めなくなるのではないかとというふうな不安が浦戸の方々が今熱く思っている不安でございます。そういったことに勘案いたしまして、浦戸の文化財保護地区、それから市街化調整区域、そういった規制がある中で新たな施設を建てるというのはなかなか難しいことでございます。人が住むための新たな施設というのは、なかなか建てられない。そういうことで、既存の建物である旧小学校2つを改修して、まずは体験型の職業体験をしていただいて、その上で島に住んでいただくというふうな道筋をつけてまいりたい。その施設改修でございます。

今菊地議員からお話しいただきました民宿等の施設につきましては、観光客やそういった交流人口を増加させる上では非常に重要な施設かというふうに思っておりますけれども、そこに住む人をふやすというふうなための施設として、この「浦戸ステイ・ステーション」を整備してまいりたいというふうに考えておるものでございます。

なお、今回計上いたしております1,499万8,000円につきましては、旧浦戸一小、それから二小、2つの施設の耐震診断並びに実施設計の前の基本設計、その部分の予算として計上させていただいております。以上でございます。

議長（佐藤英治君） 神谷健康福祉部長。

健康福祉部長（神谷 統君） 浦戸の関係では福祉的な観点のお話もございましたので、ちょっと補足させていただきます。

今災害公営住宅、野々島、桂島等で建設を予定してございます。その中に、それぞれ集会設備というのを設けることになっておりまして、いろいろ今検討の段階でございますが、そういう集会施設の中には例えばそういう介護関係のサービス機能なんかもできるような、そういうようなことの整備もあわせてやっていこうということを、今いろいろ建設部あるいは定住促進、復興などとちょっと協議をさせていただいているところでございます。

議長（佐藤英治君） 菊地議員。

10番（菊地 進君） 時間がなくなりましたね。

それは、あと各委員会で審議していただきたいと思いますが、これは補正なので付託されたところでちゃんと審議していただければと思います。

あと、災害公営住宅は同僚の鎌田議員が通告して質問するので、これはやめます。

あと、月見ヶ丘スポーツ整備について、広場の整備についてなんですが、説明のあるとおり

清水沢の災害公営住宅のためにスポーツができない。さっきも別な時間帯にやったときも、いわゆるどうするかというのが、なかなか今まで一中の子供が練習に行っていたと。しかし、そこに災害公営住宅をつくるんで、整備しますと。近くには玉川中学校ありますよ。では、第一中学校の今までのグラウンド整備の状況はどうだったのか。そういうことが一切載っていないんですよ。それで「子供のために」ってやるのは、何かちょっと言葉が見つかりませんが、本当に計画的になされているのかなって、そういう思いがあるんですよ。今の学校の使い方、それをどうしたいのかというような検証もされないで、「はい、スポーツ広場がありますから、そこを整備して一中の子供たちに野球の練習場」っていうのは、いいんですよ、いいんですけども、ただそういった陰の努力、大切な税金を本当に生かした税金をどう使うかというのが、我々が審議したいところなんですよ。

だから、何かちょっと子供のためにいいなと思うんだけど、なかなか「ああ、そうですよ。よかったですね」ってすぐ言える状況の説明でないんで、総括質疑である程度どういった考え方でやっているのかなと。だから、第一中学校のグラウンドをちゃんと整備して、「こういうふうにしてやっていて、それでも足りないんだ」と。だからスポーツ広場というか、「そこにもっていくんだよ」とかっていう説明があるんだったらいいけれども、この文面を見ると「災害公営住宅が云々で、それで行き場がないんであいていところにやる」って、それじゃあ子供たちがかわいそうですよ。そんなんで子供たちが本当に育つのかなという思いがあるんで、今の第一中学校でちゃんとできていて、それでもなおさらに上を目指すためにそういうものを作るんだとかっていう理由があるんだったら、私は大賛成したいと思うんですよ。

だけれども、そういった経過もない。ただ「こうだから、こうです」。だから、我々議員がずっと質問している、さっきの浦戸に帰るわけじゃないけれども、福祉施設を整備してくださいと。で、ブルーセンターの活用どうなんだか、そういうのとタイアップして説明をされるんだったら、私は「はあ」と納得するんだけど、何かこのごろ説明が足りないと思います。大きな歯車の中の我々は反対側にいるかもわかりませんが、その間の歯車が少しずれてきているのかなという思いがして、残念でなりません。そのグラウンド整備について、基本的な考え、説明願います。

議長（嶺岸淳一君） 郷古生涯学習課長。

教育委員会教育部次長兼生涯学習課長（郷古正夫君） 月見ヶ丘スポーツ広場の整備事業です。

これまで第一中学校の野球部は、第一中学校の校庭、そちらにおきましてはソフトボール、

陸上、さまざまな部活動で使用しているため、ここにあります（仮称）太田球場において練習を行っていたところです。そこが議員からお話あったように清水沢地区の災害公営住宅ということで使用されるような予定になっておりますので、代替地ということで第一中学校の野球部の顧問の先生とも相談しながら、代替地の提案をさせていただきました。

そういった中で、了解を得た中でこういった形での今回の整備ということでございます。そういう経過の中で、今回こういった補正を提案させていただいている内容でございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（佐藤英治君） 1番浅野敏江君。

1番（浅野敏江君）（登壇） 議案第62号平成25年度一般会計補正予算、海岸通地区震災復興市街地再開発事業について総括質疑いたします。

9月補正予算といたしまして、東日本大震災復興交付金事業のうち、海岸通地区震災復興市街地再開発事業には5,640万円が追加補正されました。当初予算と合わせまして8,800万円の再開発事業に対する、平成25年度全体の調査費支援の内容をお聞かせください。

次に、全体のグランドデザインなどについてどのように描かれているのでしょうか。検討されている内容をお聞かせください。

また、海岸通1番2番地区、特に通称「闇市」と称される横町は市民の台所として、さらには塩竈を訪れる観光客の皆様にも、長年にわたり新鮮な魚介類を提供してきました。観光客の多くの皆様に塩竈のよさを知っていただき、観光面で多大な貢献をしてきたこれらの横町商店舗を生かしたまちづくりの考えはないのでしょうか。

以上、3点につきお聞きいたしまして、1回目の質問といたします。

議長（佐藤英治君） 佐藤 昭市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 浅野議員のご質問にお答えさせていただきます。

海岸通1・2番地区再開発事業であります。現在、準備組合の皆様方によりまして当面の課題となります都市計画決定のためのさまざまな準備、検討が進められております。ただ、昨今資材費の高騰を初め、事業量が非常に多くなってきているという状況の中で、建設工事にかかわる方々の数が減っております。また、今申し上げましたように、この準備組合が立ち上がった当時から建設コストが大幅に上昇してきているという状況にあります。これらの社会変化に今回の1・2番地区の再開発事業をどのように適合させていくかということが、今地域の方々の大きな課題となってきております。したがって、都市計画決定をどのような形で認可を

受けるかということ、今悪戦苦闘されているということ、我々も理解をいたしております。

こういった方々の状況を見るにつけ、例えば復興交付金の基幹事業費では、通常都市計画決定の案件については対象にならないというような判断をされておりましたために、本市としてはこれらの調査検討のための費用を、一定程度弾力的な運用が認められております効果促進事業でぜひ採択をいただきたいということについて、復興局と塩竈市の間で話し合いをさせていただいております。何とかパイプをつなげて、ぜひ今一生懸命に努力をされております準備組合の皆様方とともに、我々も汗を流してまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、現在検討されている計画内容、デザインということについてのお話でありました。本年3月に、準備組合全体会で示されました現在の計画案では、市の玄関口にふさわしく門前町のイメージを残す新たな町並みの形成と防災拠点機能の強化をコンセプトとして掲げられております。

次に、建物などの配置についてであります。1番地区には1階部分に店舗が、2階・3階部分に業務施設や災害時の避難所となる集会所が入る高層マンションと本市の立体駐車場の整備といったようなものが計画をされております。また、2番地区には低層の店舗が軒を並べ、にぎわいのある空間を形成しながら、同地区内に中高層の宿泊施設を併設する計画となっており、さらに1番地区の立体駐車場から2番地区の店舗と壱番館との間をデッキにより結ぶデザインがされております。建物などの配置につきましては、現在の計画案をイメージ化したものであり、今後あくまでも詳細は詰めていかなければならないということについてはご理解をいただければと思っております。

また3点目といたしまして、これまでの商業の実績をどう再現するのかというご質問でありました。海岸通1・2番地区には、古くから小規模の商店や飲食店等が集積をされる通称「闇市」が形成され、市民の台所を支える中心商店街として、またさまざまな食の文化を伝える観光拠点として独特のたたずまいを持つ空間でありました。準備組合の中でも、「箱型の画一的な商業ビルの建設ではなくて、一軒一軒が個店に見えるような店舗の形状」や、「神社の門前町らしい趣を取り入れたデザインとする」など、さまざまな観点から熱の入った議論がされております。本市といたしましても、震災前にも増したにぎわいが創出できますよう、一緒に課題解決に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

議長（佐藤英治君） 浅野敏江君。

1番（浅野敏江君） ありがとうございます。

今市長のお話を聞きまして、少しずつ概要がちょっと見えてきたような気がいたしますが、今1点心配だったものはこの都市計画の決定ということですが、これはもちろん準備組合の方々とそういったものが一定程度そろわなければ、その都市計画の決定というのは受けられないと思うんですが、そういった意味でこういったものに対するタイムリミットの的なものはあるのか、そういったことがちょっと今懸念される中身だと思しますので、そのことについてお聞きしたいと思います。

議長（佐藤英治君） 伊藤震災復興推進局長。

震災復興推進局長兼政策調整監（伊藤喜昭君） 今お話ありましたように、この1番2番地区の再開発については、まだそのスタートを切るために予算的には8,000万円の調査費等もついておりますが、これは都市計画決定を受けなければまず使えないということでございますので、現在地元の方々もその都計の決定に向けて努力をしておりますけれども、この都計の決定のためには今は1番2番地区全体を線引きしておりますが、具体的に県のほうに都計をお認めいただくためにはどのような形でこの線引きなりあるいはその内容、要は事業の具体的な形を見せるかということが大事になってまいります。

そのために、できれば当初は今年内に一定の形をつける、あるいは年度内という形で今頑張っておりますけれども、遅くとも来年度の頭早い時期には都計の決定を受けないと、その後が続かないという部分がありますので、そのあたりを目標に今頑張っているところであります。

議長（佐藤英治君） 浅野敏江君。

1番（浅野敏江君） わかりました。本当に皆様の全人生をかけての再開発が、もちろんその関係者の方は当然でございますけれども、塩竈市にとっても1番2番地区というのは先ほど市長のお話にもありましたように塩竈市の玄関口であって、やはり観光客の方がまず駅でおりて一番初めに目にする、本当に観光の一番の目玉になる場所だと思っております。ぜひそういった意味では、この開発が成功していただきたいという思いが大変強いので、ぜひ成功していただきたいと思っております。

また、最後にお聞きいたしました通称「闇市」というところの個店の風情といたしますが、本当にこれまで長年市民の方も当然であります、観光客の方々がそこでおいしい食事をなさって、その後またお買い物して、そこから地方の自宅のほうにさまざまお土産を発送したりということで、本当に私たち塩竈市にとっても大変大きな力というか、本当に観光の目玉だと思いますので、ぜひ先ほど市長がお話しいただきましたようなランドデザイン、そしてまたさま

ざまな新しくデッキで壱番館等々と結びつけるというそういった流れは、これまでの塩竈市になかったまた防災にとっても大変すばらしいデザインになるんでないかなと、お聞きしていて夢のある、古いよきものをまた新たにリニューアルして皆様に提供していくという、本当に成功したら塩竈は多くの観光客の方が訪れるのではないかなというふうに感じました。ぜひ成功していただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

議長（佐藤英治君） 17番伊勢由典君。

17番（伊勢由典君）（登壇） 日本共産党市議団を代表して、9月議会の議案に対し総括質疑を行います。伊勢由典でございます。

9月議会に提案された議案60号から議案77号のうち、最初に議案62号一般会計補正予算17億7,055万2,000円の中で、先ほど浅野議員が質問されましたが、海岸通震災復興市街地再開発事業費5,640万円の補正予算が提案され、先ほど同様になります。当初予算3,160万円とあわせて合計で8,800万円としております。平成25年度事業は、今回の資料ナンバーでいいますと調査費、事業調査、そして設計事業として8,000万円、住民合意形成促進事業計画策定事業費として800万円としております。

海岸通1番2番地区の再開発ニュースナンバー3ですね、7月18日付を見させていただきました。そのニュースの中では、「海岸通再開発準備組合は事務所を開設して、毎週火曜、水曜、木曜日に事務局長が駐在しております。として、近日建物予備調査を実施します。事業協力者導入のポイントと今後の展開として、現在事業協力者の選定作業中で、企画提案の企業がありました。民間事業協力者導入効果、あるいは事業協力者導入検討体制（案）、事業協力者導入後の展開をお知らせします」との内容を伝えております。一方である地権者の方は、「海岸通の被災したビルのテナントにも、やっと借りる方が入るようになった。海岸通の事業再開発は理解するが、再開発ビルのテナントのための自己資金を用意するのは、今の時期どうか」、こういう不安の声なども出されております。

9月3日付の河北新報に、「東京の分譲者を事業協力者に選定」との報道で、マンション業者、そして「8月30日に海岸通再開発準備組合の総会で決まった」と報じられました。

そこで、次の3点についてお聞きをいたします。

1点目は調査設計計画事業、それがナンバー20で示されました。現況測量、あるいは従前の土地評価、現況建物調査、あるいは資金計画作成、基本設計など、こういったものが示されて

おります。ただし、前段の浅野議員の質問への回答の中で、都市計画決定をしないとこの予算がどうも使われないような私は受けとめをしたんですが、その辺の絡みも含めてもう一度予算化され、そして都市計画決定そのものが執行されないとこの予算上の執行はできないのかどうか、あるいは進んでいるのか。その辺についてお聞きをいたします。

2つ目は、これまで海岸通準備組合に対して、事業協力者として何社が事業提案を行ってきたのかお聞きをしたいと思います。

3点目は、河北新報の9月3日付によれば、「準備組合は具体的な事業計画、権利変換計画を経て、2015年度の再開発事業の着工を目指している」と報じております。つまりは、今後の1番地区・2番地区のこの海岸通の再開発事業の進め方の考え方について、改めて再度お尋ねをしたいと思います。

2番目の質問は、契約案件でございます。議案72号藤倉・北浜地区下水道工事、藤倉ポンプ場の土木建築、電気設備、機械設備工事から、76号、77号塩竈市立第三小学校大規模改造工事、塩竈市立第三中学校・月見ヶ丘小学校及び二小のトイレ改修の契約議案についてお尋ねをいたします。

この6件の契約案件だけで、19億26万9,000円であります。契約議案は1億5,000万円以上であり、極めて重要な議案でありながら、予定価格・入札年月日・場所・入札方法・落札方式・完了年月日・落札決定日・入札に応じた企業名称・入札業者の総合評価など、議会に明らかになっておりません。議案としてこうした点で、議案は入札方法・契約金額・契約の相手方が示されるだけであります。宮城県議会では、工事請負契約の議決に付する場合には入札調書・予定価格・調査基準価格・入札執行年月日・契約場所・契約方法・落札方式・完了年月日・落札決定日・称号名称・第1回入札金額・総合評価を県議会に示しております。

先ほど言ったように、市議会に示されたのは先ほどの佐藤市長の提案理由並びに議案だけであり、契約企業・契約金額・工事等の図面だけであり、重要な議案でありながら入札に至った経過がわかりませんので、そこで質問は市議会にもこうした入札調書をしっかり示していくべきだと考えますが、市当局の考えをお聞きします。

3番目の質問は、議案75号「25 - 復・交 藤倉雨水ポンプ場機械設備工事」について伺います。議案によれば、一般競争入札で荏原商事株式会社が4億8,843万9,000円で落札したとしております。

実は、日本共産党県議団に県内のある方から情報が寄せられ、当市議団にも次のことが報告

されました。「一般競争入札で17社が参加した。応札で7億数千万円、これが2社。6億円台が5社、5億円台7社だったが、荏原商事が4億8,000万円で落札したのはなぜか。平均でも6億8,000万円くらいではないか。入札に応じた実は企業4社の方々から不満の声が出されている」とのことです。そうした点も含めまして、その点について3点伺います。

1つは、予定価格は幾らだったのか、改めてお聞きをいたします。2点目は、入札に応じた企業数、企業ごとの入札金額についてお聞きをいたします。3点目は、この契約金額4億8,843万9,000円で、藤倉ポンプ場機械設備工事が果たして十分安心して工事ができるのかどうか。その点での懸念の声も出ておりますので、その3点についてお伺いをし、第1回目の質問といたします。

議長（佐藤英治君） 佐藤 昭市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 伊勢議員のご質問のうち、初めに海岸通1・2番地区再開発事業についてお答えをさせていただきます。

先ほど浅野議員からも同様の質問がございましたので、重複しないようにお答えをさせていただきたいと思いますが、東日本大震災による津波と地震により大きな被害を受けました海岸通1・2番地区を事業エリアとし、市の玄関口にふさわしく門前町のイメージを残す新たな町並みの形成と防災機能の強化などをコンセプトに、組合施工による再開発事業を計画し、現在準備組合の皆様により事業計画の検討が進められております。しかしながら、先ほどご説明させていただきました昨今の社会的な資材費高騰の影響を受け、計画内容に一部修正を加える必要が生じるなど、想定スケジュールにおくれが出てきているという一面もございます。

本市といたしましては、復興交付金の効果促進事業費、今回800万円を計上させていただいておりますが、効果促進事業費を活用しながら地権者の皆様の合意形成や事業の啓発活動、素案検討に係るコンサルタント料などについて先行支援を行わせていただきたいというのが、今回の内容であります。

事業協力者の選定経過実績などについてのご質問もいただいたかと思いますが、再開発事業の促進に当たっては民間事業者が持つ技術的ノウハウ、それが先ほどの事業アドバイザーということになるのかと思いますが、抱負な知識・経験等を活用することが肝要でありますことから、事業の具体化に向け必要な業務支援を行う事業協力者の選定を準備組合が行ったところであります。これまでの経過といたしましては、本年5月7日付にて報道機関の皆様へ情報提供を行うとともに、本市公式ホームページ等を活用しながら公募を行い、応募登録のあった3社

の中で1社から事業提案が提出されております。以降、提案された事業内容の審査、事前協議等を重ねながら、8月30日に開催をされました準備組合臨時総会におきまして事業協力者が決定をしたところであります。

同社は、首都圏を中心にマンション供給の実績を多く有し、県内では仙台市内において物件販売を展開しております。再開発事業に係る実績につきましては、函館駅前における市街地再開発事業や、現在は石巻中央3丁目市街地再開発事業に参画をされております。今後この事業協力者からの適切な助言、提言等を受けながら、事業化に向けた検討作業が加速をしていくものと考えております。

取り組み状況、市の対応についてのご質問でありました。昨年10月の発足以来、役員の方々による理事会を毎週開催し、節目を捉え地権者の皆様にお集まりいただき、臨時総会等を開催しながら事業に関する議論・理解を深めており、8月には商業計画について検討する商業部会も立ち上げるなど、熱の入った議論が重ねられております。当面の最重要課題につきましては、先ほどご説明をさせていただいたとおりであります。都市計画決定に向けて、さらなる検討を深めていかなければならないと考えているところであります。

次に、議案第72号から77号の工事請負契約についてのご質問でありました。契約案件の詳細の内容についてということでありましたが、委員会の審査になるものと理解をいたしておりますので、委員会での審査事項でございますので、所管の委員会でご提案をいただければ、資料の提出をさせていただきたいと考えているところであります。

次に、安いのではないかとというご質問であったと思いますが、私どもの予定価格は5億7,172万5,000円でありました。今回落札いただいた方の金額については、この予定価格を下回るものでありまして、我々は適正な工事を執行いただけますように最低制限価格というものを設定いたしております。当然のことではありますが、その最低制限価格を超え、予定価格の範囲内でありましたので、適切に執行がいただけるのではないかと考えております。先ほど来7億数千万円というような話を言われているようでありますが、17社の平均入札額は6億円強でありますので、今回の入札価格が飛び抜けて低いということではないということではありますが、なお内容等についても詳細を審査させていただき、入札、仮契約ということで決定をさせていただきましたことをご理解いただきたいと思います。

議長（佐藤英治君） 伊勢由典君。

17番（伊勢由典君） わかりました。海岸通については、こういった都市計画決定の手続等も

踏まえながら準備、さまざまな構想といいますかそういうものも含めて練り上げていくということが大事だなというのを改めて痛感しています。

そこで、どうも地元の方からお聞きしますと、2番地区のほうで一定の土地を買われて、実は大分評価額が下がって、つまり例えばテナントに入る上での資金の計画がちょっと大変なのではないかと。前段述べたように、震災を受けて、土地を持っている方についても資金繰りという問題がなかなかこういうご時世の中で、さっきの資材調達はそのとおりですから、上がっているというのはそのとおりですので、その辺も含めてつまり1番はそういったところも含めまして懸念の声が出ていますので、これはひとつ委員会の審議の中で十分ご議論、検討していただいて、よろしくお願いをしたいと。入札関係のそういったことも含めて、十分検討していただければというふうに思います。どうかよろしくお願います。

議長（佐藤英治君） 12番鎌田礼二君。

12番（鎌田礼二君）（登壇） 新生クラブの鎌田礼二でございます。よろしくお願ひいたします。議案第62号及び77号について総括質疑をいたします。

まず、学校及び公共施設のトイレについてお伺ひいたします。

トイレは健康な人であれば日常的に必ず利用する設備ですが、心地よく使っていただく配慮が必要だと思っております。今議会では、塩竈市立第三中学校ほか2校のトイレ改修工事と、市役所本庁舎のトイレの改修が議案に上がっておりますが、この学校及び公共施設のトイレをどういった捉え方をしているのか。また、補修や改修の考え方についてご説明ください。

次にもう一点、災害公営住宅整備事業についてお伺ひいたします。

あの東日本大震災から、もうすぐ2年半を経過しようとしています。被害者にとっては、少しでも早い災害公営住宅の完成が望まれていると思います。塩竈市としても、全体で380戸を市内数カ所で建設に向けて進んでおりますが、現在の進捗状況をご説明ください。

以上2点について、よろしくお願ひいたします。

議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、学校のトイレ改修の基本的な考え方というご質問でありました。市内の小中学校のトイレにつきましては、これまでもトイレの洋式化とあわせて改修に取り組んできたところがあります。昨年度は杉の入小学校のトイレを改修いたしました。今年度は平成24年度の国の補正予算が認められましたことございまして、前倒しで3つの学校のトイレ改修を計上させ

ていただいたものであります。

改修の基本的な考え方についてはというご質問でありました。既設の経年変化を捉えながら、3Kと言われる「臭い」「汚い」「暗い」を解消すべく、改修に取り組んでおります。その際には、においの原因となる菌の繁殖を抑えるためにウエット方式の床を全てドライ方式にし、また明るさを確保するためダウンライトなどを設置するなど、良好なトイレ環境の創出に努力をいたしているところであります。

次に、災害公営住宅についてご質問いただきました。380戸の整備というご質問でありましたが、なお今回改めてアンケート調査を実施させていただいております。仮入居申し込みを踏まえてアンケート調査を実施させていただいておりますが、議員の皆様方にもご説明をさせていただいておりますが、若干戸数が不足するのではないかというような状況でありますので、改めてアンケート調査結果を踏まえまして、整備必要戸数につきまして不足が生じないような見直しを行ってまいりたいと思っております。

また、進捗状況についてのご質問でありました。現在は、伊保石地区の戸建住宅の整備と錦町地区の集合住宅の建設に取り組みをさせていただいております。大変申しわけなく思っておりますが、先ほどご説明をさせていただきました資材費の高騰等によりまして、当初予定した工程がかなりおくれできております。我々は、一時も早く仮設住宅から災害公営住宅に移っていただきますよう、なお努力をいたしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤英治君） 鎌田礼二君。

12番（鎌田礼二君） どうもありがとうございます。

では、まずトイレのほうから片づけていきたいなというふうに思います。まずはこのトイレ関係、先ほどウエットからドライというふうなことが話に出されましたけれども、これは今市役所のトイレのほうも今回のあれに入っておりますが、この考え方も一緒にドライ形式になるのでしょうか。まず、そこをちょっとお伺いしたいと思います。

議長（佐藤英治君） 荒井財政課長。

市民総務部財政課長（荒井敏明君） 今回本庁舎のトイレにつきましても、先ほど市長がご答弁されましたように非常に環境的にはよくないと。しかも、給排水両方とも目詰まりしているとの情報もありますので、給排水の入れかえとともに、床面も今回は直すというふうには考えております。ただ、大変恐縮ですが、本庁舎の場合ですといわゆる土足というところがありま

すので、学校ですといわゆる上履きという違いがございます。そういうところで考えますと、ちょっと完全ドライというのは難しいのかなというふうに思っているところであります。以上です。

議長（佐藤英治君） 鎌田礼二君。

12番（鎌田礼二君） どうもありがとうございます。

それから今回の改修、以前も改修ありましたが、学校関係ですね。今後まだまだ改修必要な箇所はあるのではないかと私は考えているんですが、今後の予定がありましたらどういった計画でおられるのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 先ほど、補正予算を使って3校で今年度着工させていただくというお話をさせていただきました。今回の改修工事が終わりますと、市内の小中学校のトイレ改修というのは一段落をすることになります。ただ、まだ洋式トイレの割合も6割を超えるということでもありますので、今後適宜そういったものにも取り組みながら、もう一つは維持管理といったようなことについてもしっかりと取り組んでまいりたいと思っています。

議長（佐藤英治君） 鎌田礼二君。

12番（鎌田礼二君） それからトイレに関しては、最近JRの重立った駅やら何やらでトイレを使わせてもらいますと、洗浄装置付のトイレがかなり目立ちます。ほとんどが、今大きなところはそういうふうになっているのではないかというふうに思いますが、今回の改修ないしは今後の形として、こういったものの取り付けはどういうふうになっているのか。その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

議長（佐藤英治君） 荒井財政課長。

市民総務部財政課長（荒井敏明君） まず、本庁舎の今回の改修につきましては、いわゆる暖房便座とそれからこれは洗浄器と言わせていただきます、ちょっと商品名のようなので。洗浄器、それから脱臭装置をつけるというふうなことで、今考えてございます。そういうところで、衛生保持に努めたいというふうな考えです。以上です。

議長（佐藤英治君） 桜井教育部長。

教育委員会教育部長（桜井史裕君） 学校のトイレの改修ということでございますけれども、学校のトイレは基本的に児童生徒みずから清掃するという形になっております。シャワートイレでございますが、ノズルの清掃など子供たちにとっては難しい部分もございますので、学校

現場では衛生上の理由からシャワートイレの設置は行っておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤英治君） 鎌田礼二君。

12番（鎌田礼二君） 今の、そうするとじゃあ学校関係はいわゆる洋式になるだけという、水洗の洋式になるだけというふうな解釈でいいと思うんですが、今や各家庭もほとんど新たに建てられた家については、こういった形式がほとんど常識化されているんじゃないかと思うんですが、衛生上の問題とかっていう話がありましたが、それでトラブルがないのかどうかですね。私はそういったことは余り聞いたことはないし、それから役所はじゃあそれなら誰か大人がきちんと管理するので大丈夫だということなんですか。その辺、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。同じような対応で、私はいいのではないかと考えるわけですが。

議長（佐藤英治君） 対応について、荒井財政課長。

市民総務部財政課長（荒井敏明君） 今回の本庁舎のトイレ改修、洗浄器つきとお話ししておりますけれども、トイレのいわゆる清掃も委託をしておりますので、そういった委託業者のほうにこういったトイレのほうの洗浄とか清掃とかをお願いするというふうな予定でございます。以上です。

議長（佐藤英治君） 鎌田議員。

12番（鎌田礼二君） ちょっと私は納得は余りできないんですが、いわゆる私全体的に捉えているわけですが、公共施設はじゃあいわゆる学校を抜いて、今後こういった洗浄器つきのがついていこうという事で解釈してよろしいんすかね。

それから、学校については清掃の問題があるのでできないということですが、本来もう先ほど言ったように、今までだったら例えば一段階前に話を戻せば、ほとんどが和式だったわけですね。それが家庭が洋式化されるに従って、洋式トイレが普及してきたと。それにあわせて、今学校のほうも洋式仕様のトイレに移ってきているわけですが、片や片側の家庭用のほうはただの洋式じゃなくて、それからそういった洗浄器つきにずっと移ってきているわけですね。そんな中、学校のほうはそのままがいいのかなという、本来だったら先取りするといいますが、いずれ必要になってくるだろうと思いますが、取りつけるべきであるし、管理が必要であればそういった管理もするような形で対応しないといけないのではないのでしょうか。

議長（佐藤英治君） 鎌田議員に申し上げます。細部にわたる問題は、各委員会でやっていただきたいと思います。

12番（鎌田礼二君） はい、じゃあ次に移ります。

議長（佐藤英治君） 鎌田礼二君。

12番（鎌田礼二君） ぜひとも、そういった形で今後考えていただきたいなと思います。

では、災害公営住宅事業についてお伺いしたいと思います。

先ほどもお話ししましたように、震災からもうほぼ2年半ということでありまして、仮設住宅に入っておられる方も年々年々もちろん年老いていくわけで、私は高齢化がかなり進んでいるんじゃないかというふうに、ざっと見た限り思っているわけです。

そんな中で、やはり少しでも早い完成が急がれるわけですが、昨今大分前になると思うんですが、県南の市やら町でも災害復興住宅が完成して入居しているという、そういうニュースが流れております。市長が言われていて、一番最初だったんじゃないかなという、この申請ですね。災害復興住宅の申請は県内一番だったというふうに私は記憶はしているわけですが、なぜ一番の申請で完成が追い越されているのか。その辺、ちょっとどうも納得できないんですが、どういったぐあいで、先ほど業者がどうのこうのというのがありましたよね。それだって県南の市町村だって同じなわけですが、同じ立場だと思えますよ。なぜ塩竈がそんな、一番最初にスタートしているのに遅いのか。その辺、端的にお答え願いたいと思います。

議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 私も同じ質問を、実はURにしたいくらいの気持ちでありますし、再三再四「仕事を急いでもらいたい」というお話はさせていただいているつもりであります。最大の理由は先ほど申し上げたとおりであります。URのほうからは例えば伊保石の災害公営住宅ですと、「実は地盤改良工事がプラスして出てまいりました」というようなお話をいただいておりますが、いずれもう少し全体的な工程を上げてもらいたいということで、今「伊保石については12月中に完成、1月のお正月明けには入居いただける」というような環境にしますという返事をつい最近いただいたところであります。

また、西塩釜駅前の付近の公営住宅につきましても、でき得る限り早くということをお願いしておりますので、そんなにおくれないのではないかと期待しているところでもあります。

議長（佐藤英治君） 鎌田礼二君。

12番（鎌田礼二君） 建設するに当たっては事前調査があろうかと思うんですが、もちろん地

質調査もあるだろうし、実際ある程度若干のボーリングといえますかね、そういったこともやられるんだろうと考えますが。そうすると、もうその最初の時点でおくれるというのはわかっていたんじゃないかというふうに私は思うんですね。

そんなわけで、これを余り追及しても仕方ない話で、今後やはり先ほども再三言っているとおり高齢化が進むわけで、少しでも早い、早急な完成に向けて努力を願いたいというふうに申し上げて、私の質問は終わりたいと思います。以上です。

議長（佐藤英治君） 佐藤 昭市長。

市長（佐藤 昭君） 大変申しわけなく思っております。できる限り早く完成するように、なお一層私が努力をいたしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

議長（佐藤英治君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各号議案につきましては、お手元にご配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第10 議案第78号ないし第80号

議長（佐藤英治君） 続きまして、日程第10、議案第78号ないし第80号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました議案第78号、79号及び議案第80号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

これらの議案は、いずれも人事案件でございます。

まず、議案第78号は「教育委員会の委員の任命について」でございます。現委員中1名の委員が本年10月6日をもって任期満了となりますため、その後任の委員を選任しようとするものでございます。後任には、現在委員としてご活躍をいただいております塩竈市小松崎にお住まいの山田達磨氏、昭和37年11月28日生まれを、再任をさせていただきたいというものであります。

次に、議案第79号は、「公平委員会の委員の選任について」でございます。現委員中1名の委員が本年10月6日をもって任期満了となりますので、その後任を選任しようとするものであ

ります。後任には、仙台市青葉区広瀬町にお住まいの菅野芳人氏、昭和32年2月28日生まれを新たに選任しようとするものであります。

次に、議案第80号は、「固定資産評価審査委員会の委員の選任について」でございます。現委員9名中4名の委員が本年10月4日をもって任期満了となりますため、その後任の委員を選任しようとするものでございます。後任には、塩竈市本町にお住まいの齋藤榮樹氏、昭和16年8月29日生まれ、塩竈市松陽台三丁目にお住まいの佐久間志保子氏、昭和26年11月6日生まれ、塩竈市字伊保石にお住まいの佐々木和夫氏、昭和22年2月24日生まれ、仙台市青葉区中山四丁目にお住まいの大友 洋氏、昭和33年2月3日生まれ、以上4名の方は現在委員としてご活躍をいただいております、再任をさせていただきたいという内容であります。

いずれの方々も、人物識見ともに適任と考えますので、満場のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願います。議長（佐藤英治君） お諮りいたします。本件は人事案件でございますので、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、本件については質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

採決いたします。

議案第78号ないし第80号について、同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤英治君） 起立全員であります。よって、議案第78号ないし第80号については同意を与えることに決しました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明7日から23日までを常任委員会、平成24年度決算特別委員会及び東日本大震災復旧・復興調査特別委員会を開催するため休会とし、24日定刻再開したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明7日から23日までを常任委員会、平成24年度決算特別委員会及び東日本大震災復旧・復興調査特別委員会を開催するため休会とし、24日定刻再開することと決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

長時間、ありがとうございました。

午後6時56分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年9月6日

塩竈市議会議長 嶺 岸 淳 一

塩竈市議会議長 佐 藤 英 治

塩竈市議会議員 田 中 徳 寿

塩竈市議会議員 志 賀 勝 利

平成25年 9 月24日（火曜日）

塩竈市議会 9 月定例会会議録

（第 2 日目）

議事日程 第2号

平成25年9月24日(火曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

出席議員(17名)

1番	浅野敏江君	2番	小野幸男君
3番	嶺岸淳一君	4番	田中徳寿君
5番	志賀勝利君	6番	香取嗣雄君
7番	阿部かほる君	8番	西村勝男君
10番	菊地進君	11番	志子田吉晃君
12番	鎌田礼二君	13番	伊藤栄一君
14番	佐藤英治君	15番	高橋卓也君
16番	小野絹子君	17番	伊勢由典君
18番	曾我ミヨ君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	佐藤雄一君
健康福祉部長	神谷統君	産業環境部長	小山浩幸君
建設部長	鈴木正彦君	震災復興推進局長 兼政策調整監	伊藤喜昭君
市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君	会計管理者 兼会計課長	星清輝君

健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高橋敏也君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤修一君
建設部次長 兼下水道課長	千葉正君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也君
市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	赤間忠良君	市民総務部 政策課長	阿部徳和君
市民総務部 財政課長	荒井敏明君	市民総務部 税務課長	小林正人君
健康福祉部 保険年金課長	並木新司君	産業環境部 水産振興課長	佐藤俊幸君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君	市立病院事務部長	菅原靖彦君
市立病院事務部 業務課長兼経営改革室長	鈴木康則君	水道部長	福田文弘君
水道部次長 兼工務課長	大友伸一君	教育委員会教育長	高橋睦麿君
教育委員会 教育部長	桜井史裕君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君	教育委員会教育部 学校教育課長	高橋義孝君
選挙管理委員会 事務局長	遠藤和男君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	佐藤勝美君		

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	宇和野浩志君
議事調査係専門主査	斉藤隆君	議事調査係主査	西村光彦君

午後1時 開議

議長（佐藤英治君） ただいまから9月定例会2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第2号記載のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤英治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、6番香取嗣雄君、7番阿部かほる君を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（佐藤英治君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、本日の一般質問は、全で一問一答方式にて行います。

12番鎌田礼二君。

12番（鎌田礼二君）（登壇） 新生クラブの鎌田礼二でございます。よろしくお願ひいたします。

本日は、質問の機会を与えていただきありがとうございます。皆様に感謝申し上げます。

それでは早速質問に入ります。

まず、広域行政についてですが、二市三町では、消防事務組合、環境組合、そして東部衛生処理組合の3つの組合があり、一部の事務組合の統合があると聞いておりますが、まずは広域行政の現状をお聞かせください。

次に、国民健康保険税についてお聞きします。

国民健康保険については、たびたび質問させていただいております。平成24年度決算特別委員会でも何人かの方が質問をしておりましたが、何といたっても健康保険税が近隣市町村と比較し塩竈市が高い。そして、高い要因としては、未納者が多いこと、医療費の支出が大きいことでした。将来的には、現在の市町村単位から都道府県単位へと移行するということがありますが、まずは塩竈市の国民健康保険の現状をお聞かせください。

次に、豪雨対策についてお聞きいたします。

ことは温暖化の影響か、全国的に豪雨被害が相次ぎました。時間当たりの降雨量が50ミリを超える雨は、全国でたしか70回以上だったと記憶しておりますが、観測されております。

ここ塩竈においても、台風18号の影響もあり、前日、今月の15日には強い雨が降り続き、市内数カ所で冠水が見られました。この一般質問の通告後の出来事でした。これは心配していたさなかのことで、私も大変驚きました。そこでまず、塩竈市内の雨水処理設備の整備状況をお聞かせください。

次に、災害時の相互応援と友好都市についてお聞きいたします。

塩竈市は、山形の村山市と災害時の相互応援協定を締結しており、東日本大震災でも村山市よりさまざまな応援をいただきました。震災の後にも碧南市とも協定を結んでおりますが、災害時の相互応援協定とは、概略どんなものなのかをお聞かせください。また、友好都市の締結もありましたらお願いいたします。

最後になりますが、教育についてお伺いいたします。

教育については、サマースクールと先月発表になりました全国学力テストの結果についてお聞きいたします。

まず、毎年開催しておりますサマースクールですが、ことは例年と少々変わった形で開催されたようですが、昨年までのサマースクールとどう違うのかをお聞かせください。

以上5項目について、よろしくお伺いいたします。

議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま、鎌田議員から5点についてご質問いただきました。

初めに、広域行政についてであります。

塩釜地区広域行政連絡協議会の目的であります、隣接5市町の社会福祉の向上と振興活性化に係る行政上の共通した諸課題を協議し、相互連絡調整を図ることにより、効率的に解決し、地域住民の福祉の向上を図ることを目的といたしております。

ちなみに24年度の取り組み課題についてご紹介をさせていただきますと、例えば地域の福祉、介護基盤の体制構築に向けた協議であります。あるいは休日急患医療体制の協議であります。また、国、県等関係機関に対し、共通の課題解決に向けた要望活動の展開であります。さらには塩釜斎場移転問題等への対応、そして、ご質問いただきました複合事務組合等に係る調査研究といったようなことの取り組みをさせていただいており、24年度の塩釜地区広域行政連絡協議会は2回開催し、このほかに各課題ごとにそれぞれ担当課長会議が開催をされているところであります。

次に、国民健康保険税の状況についてご質問いただきました。

初めに、塩竈市国民健康保険の現状についてのご質問でありました。

現在、本市の国保には9,034世帯、1万5,554人の市民が加入をいただいております。市全体の人口に占める割合といたしましては27.6%となっております。今年度の国保会計の動向であります。現時点におきまして、歳入歳出とも70億9,185万2,000円とし、歳出の中心となる医療給付費は、一部負担金の免除が終了したことを踏まえまして、前年度より約3億5,000万円の減、46億7,000万円ほどを見込んでいます。また、国保税につきましても、震災による減免がなかったことを踏まえ、現年度分における当初調定額は、前年度より約5,000万円増加し16億500万円といたしております。

次に、豪雨対策についてご質問いただきました。

まず、市内の雨水処理施設の整備状況についてご説明をさせていただきたいと思っております。

下水道事業では、おおむね10年に1回発生する降雨に対して安全度を確保することといたしております。これは、国全体と同様であります。本市の場合は、時間雨量約50ミリを目標といたしております。しかしながら、全ての地区でこの目標を達成するためには、長期間膨大な費用と期間を要するため、現段階での目標を時間雨量40ミリとし、安全性をより高めることとさせていただいております。現在時点では、地域格差はございますが、市域全体では、ポンプ場や貯留施設の整備により、時間雨量約30ミリまでの対応が可能となっております。特に平成21年3月に完成をいたしました藤倉雨水ポンプ場や現在整備中の牛生雨水ポンプ場のある排水区では、時間雨量が40ミリメートルまで安全度が高められているところであります。

本市では、市街化区域内の約1,200ヘクタールで公共下水道雨水整備を実施いたしておりますが、このうち約540ヘクタール、45%相当になりますが、の区域では、地形的な制約からポンプで強制的に雨水を排除しなければならない低平地となっており、これら低地帯の浸水被害を軽減するため、今後も年次計画により貯留管、雨水ポンプ、貯留施設などの整備を進めてまいります。

次に、災害時の相互応援協定についてご質問いただきました。

災害時の相互応援に係る締結の状況についてであります。県内自治体との相互応援協定につきましても、平成7年の11月に、近隣1市3町を含む8市町村と災害の軽減、復旧や復興の円滑な遂行を目的に、食料や生活物資、被災者の避難場所、車両の提供、職員の派遣等の応援事項を定めた協定を締結いたしているところでございます。また、県外自治体との相互

応援協定の締結状況につきましては、平成19年11月に山形県村山市、平成24年7月については愛知県碧南市、平成24年10月には長野県の須坂市、さらに平成25年8月には兵庫県養父市と相互応援の協定を締結いたしております。友好都市というご質問でありましたが、友好都市については、特に存在しない状態であります。

経過であります。山形県村山市とは、仙山交流事業の一環として平成16年から地域ぐるみの交流を続けながら、さらに交流を促進するため、災害時における相互支援に関する協定締結に至ったところであります。また、今回、復興支援の職員の方々を派遣いただいておりますことを契機に、前段で申し上げました派遣をいただいております各自治体の首長様と協議を重ねる中で応援協定締結のご提案をいただき、締結に至った経緯がございます。

次に、しおがまサマースクールについてご質問いただきました。

サマースクールについてであります。本市では23年度から、塩竈市学力向上プランに基づき学力向上に取り組みをさせていただいております。学力向上につきましては、本市の学校教育の重要課題の一つであると認識をいたしており、第5次長期総合計画におきましても、全国学力学習状況調査におきまして国、県の平均水準を上回ることを目標に取り組んでまいりました。ご質問のサマースクールにつきましては、この後、教育長から答弁をいたさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

議長（佐藤英治君） 高橋教育長。

教育委員会教育長（高橋睦磨君） サマースクールについてのご質問でございました。

昨年と大きく違うことが何かあるのかというご質問でありましたが、浦戸サマースクールの件かと思っておりますので、それについてお話を申し上げます。

市内全ての小学校4年生の希望者60名を対象に、1泊2日ずつで行っております。違いといいますと、基本的なところは変わりはありませんが、例えば地域の方々の参加メニューが多くなったということ、それから、青山学院大の学生による学習支援の時間を多くとるようになったというところが、若干変わったところかと思っております。

次に、今年度の全国学力学習状況調査の結果についてお答えを申し上げます。

4年ぶりに小学校6年生と中学校3年生の悉皆調査として実施された調査の塩竈市の結果についてでございます。小学校では、算数の知識に関する問題において、昨年度より全国及び県平均とも差が縮まっているものの、それ以外は全て昨年度より平均との差が広がっており、

大きな課題と捉えておるところでございます。中学校では、全ての教科で全国及び県平均を下回ってはおりますが、国語と数学の知識に関する問題では、平成22年度から徐々に平均との差が縮まっております。教育委員会といたしましては、この結果を真摯に受けとめ、現在、校長、教頭、教諭を入れた調査分析検討組織を設置し、今回の調査結果を詳細かつ多面的に分析し、課題を明らかにするよう努めておるところでございます。

以上であります。

議長（佐藤英治君） 鎌田議員。

12番（鎌田礼二君） では、2回目の質問に移らせていただきます。

まず、広域行政関係ですが、これは先ほどご説明いただきました。

それで、いわゆる一部事務組合の統合について、これがどんな方向でどういう形でいかれるのか、今までの経過もあわせてご説明いただくと助かります。よろしくをお願いします。

議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 一部事務組合の統合の経過と今後の進め方についてのご質問でありました。

ご質問のとおり、塩釜地区には現在一部事務組合が3組合ございます。そのうち塩竈市が加入しておるものが2組合であります。基本的には、将来、全て統合していくということにさせていただいておりますが、特に急がれますのが、2組合の統合ということでございました。

経過であります。平成18年度から広域行政連絡協議会におきまして、複合的事務組合等に係る調査研究として検討に着手をいたしました。平成20年度になりまして、県から消防広域化計画というものの提案がありました。この後、消防事務組合を含む統合については、一時検討を中断いたしましたところであります。その後、県が目指す同計画に進展が見られなかったことから、旧来取り組んでおりました一部事務組合の統合に、平成25年度広域行政連絡協議会において二市三町首長の合意により再度取り組むことといたしましたものであります。

進め方ではありますが、それぞれの市町議会から派遣をいただいております組合議会議員の皆様、まずはそのような内容をご理解いただいた上で進める必要がありましたことから、それぞれ担当から個別に説明にお伺いし、また、ご意見等も賜ったところであります。その上で7月4日に開催されました組合議会の終了後に、管理者であります私から改めて検討状況と今後統合を進めたいという趣旨のご説明をさせていただきました。

なお、今後は統合後の名称、組織、規約の変更点など、それぞれの市町との具体的な協議を進め、適宜二市三町の各議会及び消防事務組合、環境組合には情報提供させていただきながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

議長（佐藤英治君） 鎌田議員。

12番（鎌田礼二君） わかりました。

大分前からいろいろ話にはなっていたというふうに思うわけですが、具体化してきたのが去年あたりからかなという、先ほどの説明ではそう思うわけですが、本格的に決まりぎみといえますか、それがことしということではあると思うのですが、私としては、ここにおられる議員の方もそうだったと思うのですが、最近といいますか、最近をどの辺まで最近にとるかですけど、私が聞いたのは、7月か8月ぐらいだったような気がするわけです。こんな大きなことでもあるし、今の社会情勢からいえば、こういった形は望ましい形で、そういう方向性であることは問題ないかと思うんですが、議員が全然知らないということはちょっとおかしいなというふうに私は思うわけです。そんなわけで、いわゆる市長の情報の公開といいますが、私としては全員協議会か何かでちょこちょこ情報を流していただくとか、何かの機会を使って流していただくというような形がほんとは必要だったのではないかと私は思うわけです。これについては、協議会でしたか、委員会でしたか、説明が若干ありまして、そのころの議長さんとかは知っていらっしゃるということなんですが、それはその当局側だけではなくて、その議長団の対応が前議長団の対応が悪いのではないかと私は思うわけですが、それをここで今言っても仕方ないので、市当局としてはそういった連絡の出し方といいますが、情報の出し方が少なかったのではないかとというふうに思うわけですけど、その辺の観点についてどう思われるのかお聞きしたいと思います。

議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 先ほどのご答弁でも申し上げさせていただきましたが、平成25年、ことしであります。5月16日開催の広域行政連絡協議会におきまして、このことを再度議題とさせていただきます。その際に、二市三町の合意が形成されましたので、そのうちまずは所管の消防事務組合議会、環境組合議会のほうにその旨をご報告させていただくべきではないかということで、両組合の議会のほうに6月定例会の中でご報告をさせていただきました。例えば消防事務組合の場合も、賛成のご意見もございましたが、もう少し熟度を高めるべき

ではないか等のご意見も賜りました。また、環境組合のほうでも、もう少し議論を深めたいというふうなお話もございましたので、先ほど申し上げましたように、まだ、名称、組織、規約といったような部分についても詰めている段階でありますので、適宜こういった変更点などをご説明させていただきながら、ご理解を深めていただきたいというご説明をさせていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤英治君） 鎌田議員。

12番（鎌田礼二君） 今、この広域行政についての統合について、組合の、これについて話をしているのですが、この間、去年の今ごろ、秋だったかと思うのですが、議員の研修で、アカデミーというのですか、あそこで研修を受けて、九州のどこか忘れてしまいましたが、市長さんが定期的に議員さんと交流を持っていると。ですから、ちょっとした情報をぼんぼんと出して、事前にある程度心づもりやら考えていただくという、情報がある程度入手したりということスムーズに進めているという話を、たしかお聞きしたと思うんですね。そういった方法も、これは事前審査でだめだというようなことになるのかもしれないんだけど、そういう方法も若干取り入れていただいて、スムーズに進める一つの方法として私は使えるのではないかとこのように考えるわけなんですね。後からまた質問をしますが、災害時の相互協定の話も、これも後でお話したいのですが、情報が余り入ってこないというところもありますので、そういった方法がある程度あるとスムーズに何でも進みやすいのではないかと、ある程度知識も、情報交換もしながら、充実したものに持っていけるのではないかと私は思うわけですが、そういった方法もあるんですが、そういった意見についてはどう思われるか、市長の考えを、見解をお聞きしたいと思います。

議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 今、議員からご提案いただいたのは、当然のことではありますが、議会の皆様と我々行政という話なのかと思いますが、具体的にどういう形でどうすればいいかということについては、方法論を含めてしっかりと議論をしていかないとならないことではないのかなと思っています。今ここでどうしますというお話はできかねますので、ご理解をお願い申し上げます。

議長（佐藤英治君） 鎌田議員。

12番（鎌田礼二君） もちろんそうです。そういったこともあるので、お考えいただければなというふうな話であります。

次に、国民健康保険税についてお聞きしたいと思います。

前年度の実績やら何やらお聞きしたわけですが、この中で、一応この間の特別委員会でも出されたと思うのですが、この徴収の状況、概略どんな程度なのか、それから未払いはどのくらいあるのか。それから、それにあわせて不納欠損がどの程度、集まらなくてもうそのままお流れになる金額がどの程度あるのか、概略教えていただけるでしょうか。

議長（佐藤英治君） 小林税務課長。

市民総務部税務課長（小林正人君） ただいま国保税の現状ということでご質問ありました。

ただいま手元にあるのが平成24年度の状況ですけれども、平成24年度調定額が、現年度14億4,000万、滞納繰越11億6,000万、合わせまして26億となっております。また、収納額につきましては、現年度12億3,600万、滞納繰越が1億7,500万ということで、14億1,200万といった収納状況となっております。また、収納率につきましては、現年度85.37、滞納繰越は15.11、合わせまして54.07となっております。また、未納額というお話もありましたけれども、未納額につきましては、現年度2億1,100万、滞納繰越8億5,300万、合わせまして10億6,500万となっております。

議長（佐藤英治君） 鎌田議員。

12番（鎌田礼二君） やっぱり滞納額が結構あって、それが不納欠損になるという、それが結構な金額だなという思いであります。これは決算委員会で、収納率を高めるためにいろいろ努力されている話はお聞きしているわけです。

そして、今回の一般質問のテーマである国民健康保険の今後について、いわゆる市町村単位から都道府県単位になるということですが、これの今後について、どういった形でどういうふうに進んで、どんな期間でいくのか、簡単に、私はこの間お聞きしてある程度は知っているわけですが、市民の方もケーブルテレビやらマリネットさんの中継を見てらっしゃる方がいると思いますので、その辺お聞かせ願いたいと思います。

議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 今、議員のご質問は、社会保障制度国民会議の答申を受けての国民健康保険制度の今後についてというご質問であったかと思いますが、本年8月6日に提出をされました同報告書の中で、国民健康保険制度について大きく2点が取り上げられておりました。

1点目でありますが、保険者機能の都道府県への移行であります。報告書の中ではありますが、平成30年度の次期医療計画策定前までに保険者機能の移行を実現すべきとしているところ

るであります。また、移行に際しましては、財政運営等の保険者機能を都道府県に、保険料の賦課、徴収や保健事業といった一部機能につきましては市町村に残した分権的な仕組みを目指すとされているところであります。

2点目であります。財政基盤の安定化であります。高齢者や低所得者の加入が多いという国保の構造的な問題を解消するために、国の公費投入による財政支援のほか、保険料の賦課限度額の引き上げや前期高齢者の自己負担の特例措置の廃止など、国民への負担の協力を求める内容のようであります。

現在のところ、政府による改革の骨子が閣議決定された状況でありますので、今後これらの改革を進めるための諸制度、法律案など、具体的な施策が今後に示されるものと考えているところでありますので、我々は注意深く見守ってまいりたいと考えているところでございます。

議長（佐藤英治君） 鎌田議員。

12番（鎌田礼二君） ありがとうございます。

塩竈市としては、保険税の高さもありますし、今までよりはいい方向に行くのかなというふうに考えてはおりますけど、こういう方向性があるので、いわゆる今のままというのもちょっと変ではないかというところが私は思うのですが、そんなことはないと思うのですが、やはり欠損額を減らす、徴収率を上げる、医療費を下げるという取り組みも今後続けて、より一層やっていかないといけないのではないかとこのように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、豪雨対策について話を移らせていただきます。

先ほど市の目標、10年に1回だと、それがいわゆる数量的にいくと降雨量時間当たり50ミリだと。ということで整理をすると、現在は全体に見れば時間当たり30ミリぐらいまで対応可能だと。そうすると、20ミリ分が足りないということになるわけですが、これをおいおい整備をしていくということになるわけですが、そして当面というか、間近な目標としては40ミリだという話を先ほどお聞きしたように思います。

具体的に、今からのこの計画で、先ほど触れられておりましたけど、その計画性を簡単に、どこのところはどうかと、どこのところはどうかと、どういった形にしますよという、できればそれもある程度の年数も何年後まではというようなことが概略、ビジョンが示されるなら、市民も安心できるかと思うのですが、その辺ご説明できるのであればお願いしたいと思

います。

議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 豪雨対策についてご答弁申し上げます前に、先ほどの国民健康保険制度の中で十分なお説明ができなかったのかなと思っておりますが、保険者機能の都道府県への移行であります。あくまでも財政運営等の部分については都道府県であります。保険料の賦課、徴収や保健事業といった一部機能については、市町村にあくまでも残されることになるわけであり。この辺が、どういう制度構築をされるのかということについては、いまだ決定されておりませんが、文言のまま読みますと、徴収とか税率については、市町村が独自に決定をするということも含めての分権的な仕組みということだということではないかなと思っております。ぜひ、その部分については、ご理解いただければと思います。

次に、豪雨対策であります。

先ほど申し上げました、塩竈は山地から平地を埋め立てして土地を造成したと。したがって、低平地が、大ざっぱな話をさせていただければ約半分、山地が約半分というような地形でありますので、どうしても山地から来る雨を一時貯留するための貯留施設的なものを整備していかないと、なかなか効率的な豪雨対策が推進できない。また、ためたものについては、当然のことながら強制的に排水をせざるを得ないということで、ポンプ場を合わせて整備をしていかなければならないという地形的な特徴がありますことを先ほどご説明させていただきました。

こういった取り組みの具体的なものでありますが、例えば中の島、港町、新富町地区では、中央第2ポンプ場、中央第2貯留管等の整備。また、同じく低平地であります藤倉2丁目地区では、区画整理事業にあわせた藤倉2号雨水幹線の整備及び藤倉雨水ポンプ場の増設、さらに越の浦地区では、旧来ポンプがありませんでしたので、改めて雨水ポンプ場の整備を進めさせていただくことといたしております。既に藤倉2号雨水幹線の工事に着手をいたしておりますが、今議会では、藤倉雨水ポンプ場の増設の契約案件を提案させていただいております。その他の施設につきましては、現在、詳細設計や関係機関との調整を進めさせていただいておりますので、できる限り早期に発注をし、27年度の完成を目指してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（佐藤英治君） 鎌田議員。

12番（鎌田礼二君） ありがとうございます。

そうすると、ちょっと話が国民健康保険税に戻りますけど、そうすると私の思っていたあれとしては、県単位になるので、一律に健康保険税が、どの市町村もみんな一律になるのかなという捉え方をしていたのですが、それとはまた違って、規模が大きくなるだけのことであって、実際、徴収管理、保険税を決めるのも市町村だということになるんですよね。そうすると、ちょっと話は戻りますけど、この観点でこの塩竈市の健康保険税は、今までの徴収率やら医療費にかける金額が一緒なら、健康保険税は高くなると予想されているのか、下がるのか、変わりないだろうというふうに考えられているのか、その辺まずお聞きしたいと思います。

議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 先ほどご説明させていただきました財政運営等の保険者機能については都道府県に、要するに財政的な取り組みですね。保険料の賦課、徴収や保健事業といった事業については市町村に残されると。これを分権的な仕組みというような表現をされていますが、ただ、しからは国が今までの負担割合、どこまで上げていくのかとか、そういった仕組みについてはまだ明確になっていないわけでありますので、この段階で塩竈市の国民健康保険税が、こういった組織になった場合に上がるか下がるかといったようなことについては、まだ明確にはご答弁できかねる状況でありますことをご理解いただければと思います。

議長（佐藤英治君） 鎌田議員。

12番（鎌田礼二君） わかりました。どうもありがとうございました。

今度、豪雨対策のほうに話を移らせていただきますけど、そうすると平成27年までにはほぼこの50ミリの目標を達するということになるのかとは思いますが、先ほど地形的なことも市長述べられておりましたが、単純に50ミリというのは、その平坦なところでぼんと降るのは違うし、時間的な問題もあると思うんですね。50ミリを超えて例えば70ミリでも30分しか降らなかった場合と、50ミリに満たないけど6時間、極端な話が8時間降り続ける場合、全くこの状況が、ファクターが違ってくると思うんですよね、そういった意味でね。そのあれについて、そういったいわゆる解釈といえますか、設計上はそういったことも考えられてやられているのか、その辺設計上の問題になりますけど、わかりましたらお答え願いたいと思います。

議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 前段、平成27年度までということをご説明させていただきましたが、今取り組んでおりますこれらの施設については、復興交付金事業を充当させていただいておりますので、復興交付金事業を充当するものについては現行27年度までということでもありますので申し上げたところでありますが、50ミリ対応を全て27年度まで完了するということについては、仕様のには不可能だと思いますが、なお努力をいたしてまいりたいと考えております。

また、ご質問の時間雨量の確率処理の関係であります。大変恐縮であります。大体、今河川につきましても、下水につきましても、基本的な設計に当たりましては、1時間当たりの降雨量を基本にさまざまな施設の整備を検討させていただいております。今議員からご質問いただきましたのが、いわゆるゲリラ豪雨といいますが、本当に極めて10分間とか20分間という短期間で、例えば100ミリを超えるような雨が降ったということは、今回の18号台風でもあったわけであります。そういったものを計画ファクターにどう取り入れていくかということについては、これは大変難しい課題であります。今、50ミリ10年というのは、前段で申し上げました国として認められている補助事業でありますので、これを今申し上げましたようなゲリラ豪雨的なもののファクターも入れまして、時間雨量をどこまで上げられるかということについては、かなり緻密なといいますが、裏づけがよほどしっかりしたもので取り組んでいかないと、なかなか認めていただくことについては難しいのかなというのが正直な感想であります。恐らくは今後とも、一つの目安としては時間雨量が10年確率、塩竈市であれば50ミリ強であります。こういったものを基準に下水道の整備をさせていただくということになるものと考えているところであります。

議長（佐藤英治君） 鎌田議員。

12番（鎌田礼二君） わかりました。

この豪雨対策については、少しでも早いタイミングで力を入れていただきたいと思います。最近の降り方は半端じゃなくて、どこで降ってもおかしくないということ。各地でいろいろな水害が発生しておりますし、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、今度は災害時の相互応援と友好都市について、こちらのほうに話を移らせていただきます。

友好都市については締結はないと。相互応援についてはあるということではありますが、先ほどの広域関係でお話をさせていただいたのですが、やっぱり情報が入ってくるのが遅いので

はないかと、議員にはですね。議会は全然これに関しては関与しないといいますが、市当局
独自で動いているという、それも私は何となく違和感を感じるわけですけど、この締結に及
ぶプロセスといいますが、こういった手順でどういうふうに進んでくるのか。この間の養父
市でしたか、これもこの間の協議会でお聞きしたところによると、話が1カ月ぐらいの間で
ぼんぼんと決まるという、そんな簡単に決まるものなのか。どういう手順で進めているのか、
そのプロセスを簡単にご説明いただきたいと思います。

議長（佐藤英治君） 佐藤総務部長。

市民総務部長（佐藤雄一君） 私のほうからご説明申し上げます。

まず、養父市さんとの締結に至る経過でございますが、ことしの3月に復興の支援をいただ
いている16自治体それぞれが誇る物産品と名産品を集めて開催いたしました塩竈うまいもん、
そしてご当地自慢の逸品フェアを本市で開催した際に、来塩されました養父市長さんより応
援協定のご提案をいただいたというところでございます。

この提案を受けまして、事務レベルでの協議を重ねてまいりました。通常であれば議員の皆
様のほうには3週間ぐらい前に締結とかのご案内は、情報提供は申し上げるところでござい
ましたが、今回は先方の市長さんのほうから、どちらの市で行うにしても遠距離にあるとい
うことで、お互い人的、事務的負担がかからない方向で進めていきたいと思います。できれば全
国市長会が東京で開催される時期に合わせて東京で締結式を行ってはどうかというお話もご
ざいましたものですから、そういう話もございましたが、結果的には養父市さんで行うこと
になったということでございますが、締結式の場所や時間、それから締結式の終わった次の
日のイベント等の開催の打ち合わせにどうしても時間がかかってしまいまして、情報の提供
がおくれてしまいました。おわび申し上げます。

今後できるだけ速やかな情報提供に努めてまいりますのでよろしく願いいたします。

議長（佐藤英治君） 鎌田議員。

12番（鎌田礼二君） わかりました。これからはという改善案が出ましたので、これについ
ての話は、期待をして終わりたいと思います。

次、最後に教育関係に移らせていただきます。

サマースクールについて、毎年開催されて、ことしは浦戸で開催したと。そして、地域の人
たちの参加もあったと。それから、青山学院大の大学院生の協力もいただいたということで
ありますけど、成果はどういった成果があったのか、その辺をどういうふうに解析してらっ

しゃるのか、そのサマースクールの成果について、述べていただきたいと思います。

議長（佐藤英治君） 高橋教育長。

教育委員会教育長（高橋睦麿君） 浦戸サマースクールについてでございます。

1つ目、何で浦戸なのだということもあるかと思うのですが、浦戸で行う意義につきましては、浦戸の歴史、文化、自然環境のすばらしさを知らせること。それから、浦戸に住む方々のご協力をいただくことが特に大きな意義と捉えているところであります。子どもたち、野々島のブルーセンターに宿泊して行う自然体験学習を通しまして、浦戸の魅力を知ることができます。それから、4年生という時期は、まだ学校では宿泊研修がありませんので、初めての、子どもたちにとっては初めての宿泊研修であるということでの意義も大なるものがあるというように思っております。

サマースクールの具体的なプログラムについては、国語、算数の学習、砂浜アート、浦戸中学校の天体ドームでの天体観測、島民の方々のご案内による島めぐり、カキの養殖場見学、それから避難訓練などという活動をしております。

成果であります、子どもたちはいつもと異なる学習環境で、ほかの小学校の友達との交流、さらに島の方々や学生ボランティアとの交流を通して、生き生きと活動しております。終了時には、涙を流して別れを惜しむ姿が多く見られました。子どもたちは、初めて見聞きする浦戸の自然、歴史、産業などの様子に驚き、喜びを感じ、改めて塩竈を好きになったと話す子どもが多くおりました。故郷塩竈を愛する気持ちが、この浦戸サマースクールで醸成されているのではないかというふうに考えておるところであります。

以上であります。

議長（佐藤英治君） 鎌田議員。

12番（鎌田礼二君） ありがとうございます。

先ほど自然に触れるという、お勉強だけではないという、それは大変いいことだなというふうに思うわけです。

これは、たしか1泊2日ぐらいの予定だったと頭には入っているのですが、私の個人的な話になりますけど、私は少林寺拳法をやっていて、子どもたちを4泊5日で、ほとんど国立花山少年自然の家で合宿をするわけですけど、やっぱり1泊2日ぐらいですと、ほとんどその研修にならないと、いわゆるちょっとした思い出づくりで終わりと。宿泊してある程度身についてきて動けるのは、やっぱり2泊目、3日目ぐらいからなんですね。できれば1週間ぐ

らい泊まれば一番本当に身について、自分のことも自分でやれるというような子どももぼんぼん出てきますし、いいことかなと思うのですが、この1泊2日、ほとんどは疲れて終わってしまうのではないかと、ちょっと思い出をつくって終わってしまうのではないかと、私がやるなら徹底的にやりたいと、4泊か5泊して。4年生という学年もありますが、そういった考えが私はあるわけですけど、その勉学のほうも、ある程度進んでくると思うんですよ。2日、3日、4日と進めばですね。そういった方法についてどう思われるのか、ご意見をお聞きしたいと思います。

議長（佐藤英治君） 高橋教育長。

教育委員会教育長（高橋睦麿君） 宿泊研修の効果的なあり方ということかと思えます。

議員さんおっしゃるとおり、長期にわたる宿泊研修が非常に効果があるということは上げられております。文部科学省においても、できるだけ長期間の宿泊研修をとというような打ち出し方もしております。

以前、浦戸合宿については、2泊3日の30名という形でありましたが、現場からできるだけ多くの子どもたちを参加させてほしいということで、1泊2日にして60名というふうにした経緯がございます。確かに長い期間、4年生ですので、2泊ぐらいが限度かと思うのですが、そういう形がとればいいのですが、これは日程の問題、それから人的な問題、さまざまなことから、今現在は1泊2日というふうに行っているところであります。

ただ、今後青山学院大の学生さんのご協力を定期的にいただけるような体制がとれつつありますので、そういった状況なども見ながら、今後さらに検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（佐藤英治君） 鎌田議員。

12番（鎌田礼二君） 今後に期待をしたいと思えます。

それから、最後になりますけど、学力テストの結果についてですが、先ほどお聞きしました。いずれも小学校、中学校も基準以下だし、基準を上回ることを目標にしていると。その基準を上回る目標というのは、ちょっとなあという、がっかりするんですけど、やっぱり最初から基準をその辺に持ってきてしまうと、目標とは言えないのではないかなと。大きな目標を持って進むから努力もできるし、頑張れるといいですか、と思うんですよ。目標を低過ぎませんか。先ほどそういった目標だったというふうに、私だけでしょうか。基準を目標にというようなこと、いわゆる平均ですね。県内平均ということだったかと思うのですが、私はそ

の目標を上げるべきだと思うのですが、ただ、お題目的にただ上げるだけではなくて、それなりの成果は出てくると力も発揮する形になるのではないかという、要素としてですね、考えるわけですけど、その目標についてどう考えられるのかお聞きしたい。

議長（佐藤英治君） 高橋教育長。

教育委員会教育長（高橋睦麿君） 高い目標に向けて高い意欲を持ってというのは、考え方ではあるのですが、現状がこれを立てた時点で非常に県平均と乖離していたという現状。そういうところから、まずもって県平均、全国平均を上回ろうという目標。これを立ててからまだなかなかそこに至っていないという現状がございまして、今とにかく上回ることを目標にして頑張っておるところであります。

3年間、学力向上プランということで施策を立てて頑張ってもらいまして、ことしその完成の年であります。そこに向けて取り組んだ結果、塩竈市の平均としてはまだ上回ってはおりないところではあるのですけれども、ある一部の学校においては、全ての教科について全国平均、県平均を上回ってきているという学校も出てきておりますし、中学校においては、たしかにまだ至ってはおりませんが、徐々にではあります、県平均、全国平均に近づいてきているという流れがございまして、今後とも、まずは上回る。そして、上回った時点でさらに目標を掲げて頑張ってもらいたいと思っておるところでございます。

議長（佐藤英治君） 鎌田礼二議員。

12番（鎌田礼二君） 普通ですと、短期的な目標として自分の、例えば今のレベルから10%上げるとか、5%上げるといような目標を設定しておいて、あと長期的な目標としてもっと高い30%上げるとか、そういうあれが私は普通かなという、学校教育だって似たようなものではないかなというふうに思ったりはするわけですけど、毎年生徒が変わるので、そういったあれを持っていくというのは、本当に下地を上げていくというか、そういうことなので難しさはあるのかもしれませんが、そういう目標を持って進めないといけないのではないかなというふうに思います。そして、毎年教育については、この学力テストの結果なんか出れば、必ず私は聞いているし、同じような取り組みで同じような結果で、若干上がっているといえどもほぼ変わらないと、私の感觸的には思うわけです。そうすると塩竈市としては、毎回言う話ですけど、特別大きな産業もないし、やはり市民の力だと。それを生む子ども、力強い子どもを育てていくということが、本当に大切な、行政として大切なことではないかと私は思うんですよ。そんな意味、今までの方法でずっと固持してきていて、ちょっと変更点

はあるにしろ、少人数制とか、それだけの問題でレベルは上がらないのではないのかなという、やっぱり思い切った、市民一丸となって、いわゆる学校だけではない市民の人たちの力もかりる、極端な話が学習塾の人たちの力もかりる。学習塾自体を市で運営するといいますが、そういうこととか、あとは放課後児童クラブの充実を図って、そこもいわゆる子どもたちを見るだけの話ではなくて、やはりこの勉強まで指導できる、そういった総合的に子どもたちのレベルを上げていく、育ててあげる、そういうシステムに変える時期ではないのかと私は考えているのですが、それについて教育長さん、できれば市長さんのお考えもお聞きして私は終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（佐藤英治君） 高橋教育長。

教育委員会教育長（高橋睦磨君） 以前にほかの議員の方からも質問がありまして、学力についての考え方というご質問もございました。

ここにあらわれている学力テストの結果につきましては、知識、理解というところをはかる物差しでありまして、別な面から見たときに、市内の子どもたち、非常に落ちついた中で意欲を持って学習に向かっているということも、これは一つの成果ではないのかなと思っておりますし、それから、先ほど鎌田議員からありました市民の力。これは確かにそのとおりだなと思っております。

今回の学習状況調査を見ましたときに、学力が上がらない一つの原因として、家庭学習の時間が短い、その割にテレビ視聴時間、そしてゲーム時間が非常に長い、家庭学習の質と量の問題があるんだろうなと思っております。各学校におきましては、指導力の向上、そしてさまざまな工夫、改善をしながら、ここ3年進めてきております。これから問題になっているのは、家庭のご協力、家庭における家庭学習のあり方、やり方、これらについて各保護者のご理解を得ながら、ご協力を得ながら、さらに進めることでさらに学力向上につなげてまいりたいと考えておるところでございます。

議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 教育について私にもご質問をいただきましたのでお答えいたします。

学校教育というのは、私は即効薬というのはないんだろうと思っております。一日一日を地道に積み重ねていくことによって、地域全体の力が上がっていくのかなと思っております。学校の先生方も、そういったことは十二分に認識を持って取り組んでいただけるものと考えておりますし、また、地域の皆様方も、ぜひ自分たちの子どもという思いで児童生徒に接し

ていただければ大変ありがたいと思っております。

以上でございます。

議長（佐藤英治君） 以上で、鎌田礼二君の一般質問は終了いたしました。

15番高橋卓也君。

15番（高橋卓也君）（登壇） 日本共産党市議団を代表して一般質問を行います。高橋卓也でございます。

まず最初に、社会保障改革の地域主体への移行についてお伺いします。

2問目、3問目の質問にも大きくかかわる問題ですけれども、安倍政権が進めようとしている社会保障改革について、市長の認識を伺います。

先ほどの質問にもありましたが、政府の社会保障制度改革国民会議は、先月8月6日、医療、介護、年金、保育の全分野で改悪を求める最終報告書を発表いたしました。安倍政権はこの報告に沿って社会保障を大改悪する日程を盛り込んだプログラム法案を10月の臨時国会で成立させ、来年4月からの消費税増税と一体で推進しようとしております。その中身は、2015年度に150万人もいる介護保険の要支援者を保険給付の対象から外し、市町村任せの事業に段階的に移行していく。医療分野では、70歳から74歳の方の窓口2割負担を来年4月にも実施するなど、受診や入院を抑制して医療費を削る。年金では徹底した支給額の削減と課税強化。支給開始年齢のさらなる引き上げの検討などを打ち出しております。重要なのは、地方分権につながる項目が新たにつけ加わり、社会保障について全国一律から地域主体の取り組みへの移行が示されていることです。そこで市長にお伺いします。

1点目、先ほど述べた医療介護連携保育等々、分野別の各論は結構ですので、総論としてこの社会保障制度改革国民会議最終報告書に沿った安倍政権の社会保障を大改悪しようとする施策についての見解を伺います。

2点目、要支援者を2015年度以降、段階的に市町村任せの地域支援事業に移す。さらに病院機能の再編や幅広く診察する総合医療医などの医療体制を都道府県に担わせるなど、国が社会保障についての国民への責任を投げ捨て、全国一律から地域主体の取り組みへ移行しようとしている点についての考えをお伺いいたします。

2番目に、被災者の医療費・介護保険利用料の免除措置についてお伺いします。国保加入被災者の医療費の一部負担金免除、介護保険利用料の減免措置について伺います。

この問題については、2月議会などでも取り上げて免除減免制度の継続を求めましたが、ご

答弁は財政上困難であるというもので、結果として塩竈市も含め、宮城県ではことし4月から打ち切られてしまいました。しかし、岩手、福島両県では制度が継続されております。一般被保険者については、国が8割、県と市町村がそれぞれ1割ずつ負担して制度を継続しております。被災者にとっては、両県と比較して不公平であることはもとより、自立のめども立っていない方が多く、医療費負担にあえいでいる実態があります。その被災者の生の声については、何度か議会でも紹介し、また、当市議団として仮設借り上げ住宅を中心に継続して相談活動を行っているところですが、免除制度打ち切り後、こういう声が寄せられております。薬を間引きして負担を軽くしている。また、今まではぐあいが悪いとすぐに病院に行っていました但我慢しています。大きな病気にならないことだけを願っています。そして、医療費をつくるため、食費を削るしかないのです。こういう声が寄せられております。本当に深刻な事態だと思います。先日の決算特別委員会でも、市立病院の事業管理者である伊藤先生が、この制度打ち切り後、患者数が減っているように感じられるというふうに述べておられました。

この問題で、宮城県民主医療機関連合会と宮城県保険医協会が行った調査の結果について、8月25日付の河北新報が大きく取り上げております。宮城民医連の調査は、免除対象だった患者さんを中心にアンケート調査を行ったもので、回答者は571人です。調査結果の資料によりますと、免除打ち切り前の治療を続けられるか心配との回答が47.8%、検査回数や薬の数を減らすなど、受診抑制を検討している方が全体の41.0%にも上るといふ、大変深刻な事態が鮮明になっております。

一方、県保険医協会の調査は、加盟している医師、歯科医を対象に実施し、126件の回答です。減免が打ち切られた診療継続中の患者で来院していない人がいるという答えが49.2%、ほぼ半数です。来院回数が減った患者がいるも全体の47.2%。ここでもまた容易ならざる実態であることがまざまざと示されております。

県議会では、6月定例会に出された免除復活を求める仮設自治会長さん9人、仮設自治会長である賛同者71人にも上る請願が県議会、全会一致で採択されたわけですが、村井知事は財源がなく要望に応じられない、国の全額負担を求めていくと一蹴してしまいました。9月県議会でも知事のその方向は変わっていないようです。

塩竈市では、この制度が打ち切られた3月末までで受診免除を受けた世帯は2,036世帯、3,707人にも上っております。被災者の医療、介護負担の免除は、まさに被災者にとって死活

問題であり、国に10割負担を要請したがだめでしたと、これで済む問題ではないと思います。

県においては、免除に充てることができる財源として、地域整備推進基金、総額604億円です。そのうち寄附金が120億円も残っている。日本共産党県議団は免除制度に充てることを強く求めております。そこで伺います。

1点目、仮に岩手、福島同様、県、市1割ずつの負担の場合、国が8割負担するわけですが、制度復活に伴う医療費増なども考慮して、市として幾ら必要なのか伺います。1割負担の場合です。

2点目、この制度に充てられる財源として、これまでも当市議団が求めてきたふるさとしおがま復興基金の活用があります。残額は、24年度決算時点で約42億円あります。先日の決算特別委員会で伺いましたら、そのうち被災者に充てることが制度上可能な金額として、県からの交付金の残額の約1億円と市への寄附金の残額約21億円があることが明らかにされました。合わせて約22億円です。被災者の命にかかわる制度復活に十分過ぎるこの基金を充てる考えはないのかお伺いします。

大綱3点目、平成26年度からの国保税について考えをお尋ねします。

決算特別委員会の資料によりますと、モデルケースである所得200万円、給与収入311万4,000円、固定資産税5万円、世帯人員4人、うち介護保険対象者数2人の場合、平成24年度で塩竈市は45万3,900円、多賀城市39万700円、松島町37万円、七ヶ浜町36万8,200円、利府町33万500円と、塩竈市の45万3,900円は飛び抜けて高くなっております。平成24、25年度、市では国保加入世帯平均3.88%、7,293円引き下げたわけで、先ほどのモデルケースの場合、47万400円から45万3,900円と1万6,500円、率として3.51%引き下げとなり、当市議団は、この引き下げそのものは評価した上で、さらにこの間、機会あるたびに引き下げを要望してまいりました。この引き下げの際、当局は、今回の改定は平成24年度、25年度の2年間で収支均衡を図る計画であるとのことでしたので、26年度、来年度以降の見通し、計画についてお尋ねします。

前回の引き下げの際、当局は、平成23年度の見込みを上回った基金を活用しながら税額を引き下げ、被保険者への還元を図ろうとするものと、このように述べて引き下げたわけですが、その際出された平成24年度と25年度の推計の実質基金残額と今回示された実質基金残額の平成24年度と25年度の決算見込み額と推計値を比較しますと、平成24年度は引き下げ前の推計は2億2,000万円だったのが、今回の決算見込み額では5億4,200万円、25年度は引き

下げ前の推計は、枯渇寸前ともいえる7,500万円だったのが、今回の推計値は3億1,500万円と4倍以上に大きく隔たっています。

質問の1点目は、どうして見込みと推計にこれほどの差が出たのか伺います。

2点目は、もちろんインフルエンザ等の急遽想定されるような医療給費の増への対応としても基金が枯渇する事態に陥らない、これは大事なわけですが、前回引き下げた際の平成23年度の実質基金残額が3億9,600万円、今回示された平成25年度の実質基金残額の推計値が3億1,500万円ですから、平成23年度に引き下げを決めた際の当局の理由、繰り返しますが、見込みを上回った基金を活用しながら税額を引き下げ、被保険者への還元を図ろうとするものです。このように述べていた点からしても、平成26年度からの国保料は、前回の引き下げ幅に近い引き下げができると思いますが、見解をお伺いします。

大綱4点目、災害時の迅速・正確な情報伝達について伺います。

東日本大震災発生以降、市では防災同報無線について増設や国の方針に従ったデジタル化を進めてきました。しかし、いまだに市民の皆さんからは、聞こえない、聞こえにくい、こだまのように響き合って何を言っているのかよくわからないなどの声が数多く寄せられています。先日の台風18号が来た際にも、同様の声が数多く出されたわけです。

この問題は、あの3・11の大震災以降、ほとんどの議会で取り上げられてきたように思います。私は、ここまできると根本的な施策の転換が必要だと思います。防災行政無線戸別受信機というのがございます。この場合のコベツのコは、家を数える場合のコ、戸という字ですけれども、県の危機対策課に問い合わせたところ、防災行政無線戸別受信機は、女川町、東松島市、南三陸町では、全世帯に設置されています。財源は、原子力関係補助金を原資にして、全額国庫補助によるものだそうです。また、一部の市や町では、山合いなどの僻地に設置しているもので、県としては設置については市町村の判断次第としているという回答でした。

伺いたいのは、従来型の防災ラジオやこの防災行政無線戸別受信機を、防災同報無線がよく聞こえないという世帯や高齢者ひとり暮らしの方、障がい者のいるお宅などへ優先的に貸与するような制度をつくれなにかということです。そうすればほとんどの、これまで出され続けてきた、聞こえない、聞こえにくいという事態が解消されると思います。考えを伺います。

大きな5点目として、熱中症対策について伺います。

総務省消防庁によると、ことし集計を始めた5月末から8月25日までのおよそ3カ月の間に

熱中症で病院に運ばれた人は、全国で5万3,739人にも上り、去年の同じ時期より36%ふえて最悪のペースだったということです。また、同じ期間に熱中症や熱中症と見られる症状で亡くなった人は、全国で少なくとも338人に上っております。このうち60代以上が263人で、全体の78%を占めております。熱中症になった場所は、同じ報告によりますと、判明している人のうち75%が屋内で見つかり、外で活動中の人より屋内にいた人が重症化して死に至るケースが多いことがうかがえます。また、屋内にいた人のうち5人に2人は、部屋にエアコンがあったけれども、90%以上がエアコンを使用していなかったということでもあります。そこで伺います。

1点目は、塩竈市のこの夏の熱中症患者の実態がどうだったのか、お伺いします。

2点目は、特にご高齢の方、ひとり暮らしの方、仮設住宅にお住まいの方についてどういった実態だったのか。そして対策を伺います。

3点目、甲子園の全国高校野球大会で、2人のピッチャーが熱中症の疑いで降板した。また、観客でも熱中症で手当てを受ける方が毎日30人ほど出て、去年の2倍にも増加したと新聞報道されました。そこで気になるのは、もちろん夏休みを挟むわけではありますが、塩竈市の児童・生徒のこの夏の熱中症の実態、児童・生徒の体育授業、部活対策、どのようになっているのかお伺いします。

大きな6点目、東北本線塩釜駅駐輪場建設の具体的な内容について伺います。

既に決まったスケジュールでは、10月工事着工、3月竣工予定となっております。

1点目は、どのような形態の駐輪場を計画しているのか。

2点目は、利用料金についてどのように考えているのかお伺いします。

最後に7点目として、県の事業ですが、仙台法務局塩釜支局東側のコンビニから東北本線ガードを抜けて数メートルまでの区間の県道泉塩釜線の拡幅とガードへ的人道用トンネル設置について伺います。

これは長年の地域住民の皆さん初め、通行される車、市民の要望でもありました。この工事が平成27年度までの完成を目指し始まることになりました。袖野田町内会に続き、8月9日には玉川1丁目町内会でも現地説明会が開かれ、地域の皆さん、県仙台土木事務所、塩竈市の担当、天下みゆき県議と私も参加し、工事区間を歩きながら県から詳細な説明を受けました。この区間に、今の区間に、北側には1.7メートル、南側には2.5メートル幅の歩道が整備され、同じく2.5メートルの人道トンネルが設置される計画ですが、説明会で参加者から異口

同音に出された意見は、人道トンネルは、用地の関係で予測されていた北側ではなくて南側に設置される。そのために道路の横断が大変危険になる。ささき呼吸器科方向からこの道路に出る丁字路に信号機を設置しないと、安全な人道トンネルに行くために危険な横断をしなくてはなくなると、こういう声でした。この事業と並行して、平成23年度に三陸自動車道の多賀城市南宮にインターチェンジが完成する予定で、県当局の回答では、それで車両の通行量がふえることも予想してこうした整備も進めることになったというふうに話しておりました。しかし、宮城県警の資料によると、平成25年度、本年度設置が予定されている信号機は、県内で要望が出されている547カ所のうちわずか39カ所にすぎません。これまでも出されていたこの場所への信号機設置要望についての当局の考え、これまでの県への働きかけ、そしてまた安全対策としてカーブミラー、道路標識等の対策についての考えを伺います。

以上です。ありがとうございました。

議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 高橋議員から、7点についてご質問をいただきました。

初めに、社会保障改革の地域主体への移行についてご質問いただきました。

社会保障制度国民会議報告書に沿った安倍政権の社会保障政策についてであります。8月6日に提出されました国民会議の報告書を受けまして、社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく法制上の措置の骨子について、8月21日に閣議決定をされているようであります。マスコミにおきましても大きく取り上げられ、さまざまに議論されておりますことから、国民の関心が非常に高いものと考えております。

この骨子において、少子化対策や国民健康保険制度あるいは介護保険制度については、全国市長会を通じて都市自治体が長年要望してまいりました意見が一定程度は踏まえられておるものと思われませんが、例えば高所得者に負担を求める一方で、低所得者の負担軽減対策が十分に行われるのかといったようなことについては、いまだ具体的な対策が示されていない段階でありますので、評価が大変難しいものと判断をいたしているところであります。

次に、介護保険制度でのご質問でありました。

ご質問の趣旨は、同じく社会保障制度改革国民会議の報告を受け、政府が閣議決定をいたしました社会保障改革の手順を示したプログラム法案の骨子で要支援に認定されている方々であります。第6期介護保険事業計画が始まる平成27年度からは、介護保険対象から段階的に切り離しを行い、市町村の事業として移行することの内容が盛り込まれております。考え

方としては、介護保険事業の枠組みの中で、介護給付費から地域支援事業に移行するというもので、全国一律のサービスから内容などを市町村に委ねることにより、地域の実情に応じた効率的なサービスが可能となるため、費用削減につながるものと判断されているようであります。

しかし現在、地域支援事業における介護保険事業計画の各年度の介護給付費見込み額は、本市の場合、40億から45億円となるわけでありますが、該当する事業は、その3%以内で行うと規定がされており、平成25年度の本市の規模としては約9,000万円を計上させていただいております。また、本市では、平成24年度末で介護保険認定者が2,665人、うち要支援1、2の認定者が、議員の質問にもございましたが、全体の約25%の652人であり、この方々が今回の見直しの対象者となるわけであります。この要支援1、2の方々が、市町村に事業が移行した場合は、今の介護予防給付費が約2億円以上見込まれますことから、地域支援事業費の規模である3%の枠ではとてもおさまりに切れないということが予想されるわけであります。また、国の見直しにより、要支援認定者に対し、保険給付で行ってきたサービスに制限がかかってしまうおそれがありますとか、事務処理職員体制にも大きな影響を与える心配があります。現段階では、国、県から具体的な施策体系が説明をされておりませんので、本市といたしましては、今後の国、県の動きについて、十分な情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、医療費介護保険料の免除措置について。特に国民健康保険一部負担金により、仮に県、市が1割ずつ負担をするとなった際の必要額についてのご質問でありました。

まず、国保税を除く国保一部負担金というご質問と理解をいたしますが、平成24年度の一部負担金の免除分の実績といたしましては、3億6,500万でありました。この実績をもとに、25年度におきましても国の支援制度を活用した一部負担金免除を1年間継続し、国の支援が受けられない2割分を県と市で1割ずつ負担した場合、約8,000万の経費がかかるものと見込んでおります。ただし、この見込み額につきましては、あくまでも24年度実績に基づくものでございますので、25年度の被保険者数でありますとか、医療給付費の動向により変動することも考えられますことをご理解いただきたいと思います。

次に、ふるさとしおがま復興基金の活用についてであります。

ふるさとしおがま復興基金につきましては、前にもご説明をさせていただきましたが、現条例では、本市震災復興計画に基づく復興事業費や災害復旧事業費など、本市の復旧・復興の

実現のための事業に対して活用するをいたしておりますことから、現条例では、基金の活用については、制度上困難ではないかというふうに考えているところでございます。今後、この基金を活用するとした場合であります、条例改正といったような手続を踏まえることが必要ではないかと考えているところであります。

次に、国民健康保険の財政調整基金と来年度以降の国保税についてお答えをいたします。

現在の国保財政調整基金の残額についてであります、議員のほうからもお話しいただきました。23年度12月議会においてお示しをいたしました資料では、財政調整基金の実質残額が、平成24年度で2億2,000万円と説明をさせていただきました。しかし、24年度決算における単年度収支分の繰り入れにより、現在の国への交付金返還予定額を除いた実質基金残額は5億4,200万円となり、約3億2,000万円の差が生じているところであります。

この差が生じた要因であります、まず、平成23年度決算におきまして、調整交付金の確定額の増などにより国庫補助金が見込みより8,000万円多く交付をされております。次に、平成24年度決算におきましては、国保税の収納額が見通しより増加したことにあります。平成24年度の現年度の収納率は85.37%と、昨年度に比べ2.75ポイント上昇いたしました。この税収の増加により約1,500万円多くなっております。また、23年度のときと同様、24年度も国庫支出金が見込みより多く交付をされております。震災に関連して一部負担金免除の実施した保険者に対し特別調整交付金が追加交付されるなど、本市には約1億4,000万円多く交付をされました。最後に、繰入金や各種交付金の増加であります。震災の影響による国保被保険者数の急増に対して、繰入金や前期高齢者交付金など各種交付金の交付額が増加し、約8,500万円の増加が生じております。以上、合計で3億2,000万円の差がつかしましたが、あくまでも震災という特殊な要因による影響によるものであると分析をいたしております。

次に、平成26年度以降の国保税についてご質問いただきました。

現状において、25年度決算時点では、1人当たりの医療費の増加による給付費の増加などにより約2億3,000万円基金を取り崩し、実質基金残額が3億1,500万円になるものと見込んでおります。医療費の増加につきましては、26年度以降も続くものと見込んでおり、基金の取り崩しを行いながらの国保会計を運営していくこととなります。また、政府の社会保障制度改革国民会議からの報告書提出により社会保障制度改革の骨子が閣議決定され、今後、国保制度を取り巻く環境は、大きな転換期に差しかかるものと考えております。

平成26年度以降の国保税を含め、国保会計全般につきましては、実質基金残額などの見通し

を含め、国保全体の今後の経過を見きわめながら判断をさせていただきたいと考えているところであります。

次に、災害時の迅速・正確な情報伝達についてご質問いただきました。

本市では、行政面積が17.86平方キロと狭隘なため、市内一斉の緊急放送は、防災行政無線を基本とし、このたびの大震災を契機にアナログ方式からデジタル方式に変更しながら整備を行ってまいりました。全面更新に当たりましては、市域全体の電波伝搬調査でありますとか地形の調査、建物調査等を行い、屋外拡声子局を5カ所増設し、広範囲に聞こえるスピーカーや遠方まで届く指向性の高い屋外スピーカーを現状に合わせて設置し、難聴区域の解消に努めてまいりました。しかし、その後も聞きにくいというような苦情も賜っております。風向きや湿度、風の音等の自然条件等によっても聞きづらくなる場合もありますことから、その対策といたしまして、コミュニティFM局の緊急割り込み放送や集客施設、指定避難所に、先ほどもご質問いただきました戸別受信機を48台設置いたしますとともに、集会所、保育所等へ地震、津波警報機等を132台設置するなど、緊急情報伝達の多様化を図っております。あわせて現在、障がい者などの避難行動要支援者の皆様に、防災ラジオの貸与設置を検討しているところであります。これは、同報無線の緊急放送時にラジオ電源が入り、放送するシステムでございます。避難情報等を確実に本人や避難行動を支援する同居ご家族等に確実に伝達し、迅速な避難行動につなげてまいりたいと考えております。当面、要援護者台帳の登録者1,050名の世帯を対象に計画をさせていただいております。

なお、今後とも迅速な情報伝達に努めるとともに、誰しものが安心して暮らしていただけるような、さまざまな仕組みを検討いたしてまいりたいと考えております。

熱中症対策についてご質問いただきました。

初めに、本市において把握をいたしております熱中症の状況であります。個人での通院は、大変恐縮であります。不明であります。塩釜地区消防事務組合における熱中症での救急搬送の状況で申し上げますと、8月末で本市居住の方が9件であります。昨年同時期では12件ありましたので、3件少ない状況となっております。男女別では、男性が7件、女性が2件、屋内外別では、屋内が6件、屋外が3件となっております。

ご高齢者や独居老人、仮設住宅の方々についての状況及び対策についてご質問いただきました。

年齢区分別で見ますと、救急搬送9件のうち、65歳以上のご高齢者が6件、18歳以上の成人

が3件という状況であります。また、仮設住宅におきましては、冷房空調設備を全戸完備をいたしながら、熱中症予防のパンフレットを各戸に配布、民間賃貸住宅も含めて高齢者のひとり暮らし等の気になる世帯へは、エアコンの使い方等の説明も含めて訪問、見守りを実施させていただきました。熱中症で救急搬送された方々はおらない状況であります。さらに、ご高齢者、独居者を含む地域に対しましては、夏場の熱中症対策の注意喚起を図るため、広報7月号に予防のための記事を掲載し、全世帯に普及啓発を行いますとともに、地域での健康教室開催に合わせて保健師から熱中症予防の講話を行いましたものが8回ございました。また、熱中症のリーフレット等で普及啓発を図りましたのが12回を数え、地域、ご家庭での熱中症予防対策の呼びかけを図ったところであり、一定の効果があつたのではないかと判断をいたしているところであります。

また、児童・生徒の熱中症についてご質問いただきましたが、後ほど教育長から答弁をいたさせます。

次に、東北本線塩釜駅前駐輪場建設の具体的な内容についてご質問いただきました。

駐車場の形態についてのご質問であります。一般的な駐輪場につきましては、平面式、立体式、地下式などがあり、場所や地域の特性、利用規模等により、その形式が採用されております。塩釜駅前駐輪場につきましては、自転車、バイクの利用台数でありますとか、利用者の意向調査、あるいは使える広さ等を踏まえ、将来の台数や施設規模などを検討させていただいておりますが、構造といたしましては平面式で考えております。

利用料金についてもご質問いただきました。

同時期に整備する本塩釜駅前駐輪場とあわせて、管理人の設置も含め、駐輪場の運営や管理方式の検討をさせていただきたいと思っております。今、具体的な料金については、まだ検討中ということでご報告をさせていただきます。

次に、県道泉塩釜線拡幅の安全対策についてお答えをいたします。

まず、歩行者トンネルの位置が変更となったことについてご質問いただきました。経緯であります。宮城県では当初、県道北側に検討いたしておりましたが、トンネル施工に伴う仮設ヤードを確保するため、北側では建物補償等が発生することから、住民への配慮と事業期間の短縮のために県道南側へ計画を変更した旨のお話が仙台土木事務所からございました。

交差点への信号設置の要望であります。先ほど議員のほうからも五百数十カ所の要望が上がっておりますが三十数カ所しか取り上げられていないというのが公安委員会の現状でありま

す。趣旨については、私も二度三度、仙台土木事務所のほうに伝えさせていただいておりますが、今回のトンネル設置にあわせてぜひ設置をいただきたいというお話をさせていただいたところであります。

また、カーブミラー、道路標識の設置についてもお話をいただきましたが、今回、歩行者用トンネルが設置されることによりまして、市の管理道路へも接続になることとなります。必要な交通安全対策につきましては、本市にとりましても大きな課題でありますので、今後仙台土木事務所、塩釜警察署及び本市の3者で協議をさせていただきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（佐藤英治君） 高橋教育長。

教育委員会教育長（高橋睦麿君） 児童・生徒の熱中症についてご質問いただきました。ご心配をいただきましてありがとうございます。

まず実態であります。この夏、市内の小中学生が、熱中症によって救急車で病院に搬送されたという事例はありませんでした。しかしながら、暑い中での運動、部活動中にぐあいが悪くなって保健室等で救急措置を行った事例は、小学校で1件、中学校で10件報告を受けております。いずれも軽微であり、大事に至らずに済んでおるところであります。

学校管理下における熱中症事故における対策であります。ほとんど体育であるとかスポーツ活動中に発生しております。その防止対策といたしましては、熱中症が起こるメカニズムや防止策について理解をさせるとともに、文部科学省の指導に基づきまして、授業や部活動などでは高温多湿な環境下での活動を避け、水分を小まめに補給させる、扇風機等の活用を図る、服装で体温の上昇を調節させる、外出時には帽子を着用させるなど、校長会、教頭会を通じて指導し、熱中症防止の対策を図っておるところでございます。また、意識がぼんやりしている、反応が鈍いという場合には、現場の教職員の判断で直ちに救急車を呼ぶよう指導しておるところでございます。

今後とも児童・生徒の熱中症事故の未然防止に向け、指導の徹底に努めてまいりたいと思っております。

以上であります。

議長（佐藤英治君） 高橋卓也君。

15番（高橋卓也君） まず1点目の社会保障制度改革、国の施策でもありますので、簡略に触

れますけれども、先ほど市長3%介護保険給付見込み額で、これが市町村に全部移行されると地域支援事業としては、これはもう既に国が試算しているのですが8%以上にしないと成り立たないという試算をしまして、ただこれも検討するというだけで、どうするかは国が明らかにしていないわけで、仮に上限を引き上げなければサービスを切り捨てるしかないという、こういうのを国では、安倍政権は費用の削減、節約というふうに言っているわけですが、これは反対の声を引き続き上げて、私としては、日本共産党としては上げていきたいというふうに思います。

次、2点目にこの医療費、介護保険利用料の免除措置について1つ伺いたいのですが、1割仮に負担する場合、医療費の伸びは別としては、塩竈では8,000万円くらいかかるという今のお答えでした。ふるさとしおがま復興基金の活用は条例上できないというお話だったのですが、これ確認したいんですが、これまでは被災者のハードだけではなくてソフトにも活用できるというご回答だったんですが、できないという、どちらが正しいのかお伺いしたいと思います。

議長（佐藤英治君） 荒井財政課長。

市民総務部財政課長（荒井敏明君） ふるさとしおがま復興基金のあくまでも用途の確認ということでしたが、条例上は、これは災害の復旧によるハード事業、それから災害の復興と、震災復興というようなところの事業に使えるとなっています。ただ、内訳としまして3つほどの内容に分かれておまして、1つは、これまで、義援金ではなくて、一般の全国の方からいただきました支援金といういわゆる寄附金というものと、それから、ハードには使えませんけれども県のほうから、これは23年度の特別交付税でいただきました13億6,980万、これの分と、さらに24年度あるいは25年度の今回6月補正でも計上いたしました津波被災の住宅再建支援分としての14億7,750万円というふうに大きく3つに分かれています。

そのうち、ご承知のとおり津波被災住宅の再建分につきましては、これは市の一般財源と申しますか、ふるさとしおがま基金の13億からさらに追加をいたしまして、全額これから使っていくという予算組みをさせていただいたところであります。さらに、県から来ています13億につきましては、そういった津波再建支援の分、それから、これまでの宅地防災対策支援分と、これも債務負担で計上しておりますが、こういったものと差し引きますと残り1億程度になっているというお話を申し上げたところです。

最後に出てきます一般の寄附金という使い道になりますけれども、あくまでも震災の復旧が、

災害の復旧それから震災の復興というものに使われるべきというふうな観点からすれば、それは被災者である皆さんには、ハード面であろうと、ソフト面でも使えるわけです。ただ、その震災の復旧・復興に関連しているかどうかというところが大きな条件になってきますので、それをなくしてはこれは充当はできない。当然ながら寄附金ということで先ほど申し上げましたとおり、塩竈市の震災からの復興を願う全国の皆様からの寄附金ということでありますので、例えばですが、それが医療費でありますとか、あるいは国民健康保険の自己負担でありますとか、介護保険料の自己負担あるいは保険料そのものというふうになってきますと、意味合的にそれは、いただきましたそのご奉仕に対してのこちらからのお答えになるのかどうか、それは難しい判断が出てくるのではないかと考えます。

そもそも介護保険なり、国民健康保険特別会計に対しては、これは一般会計から応分の負担をさせていただいております。その応分の負担も、特に昨年度24年度決算の国民健康保険の繰出金でいきますと約4億5,900万ほど、4億6,000万ほどの繰り出しをしているわけですが、そのうち国費あるいは県費、それから普通交付税を差し引いても5,000万以上の一般財源を投入しているという実態もございますので、こういった基金あるいは一般財源の使途という点からして、それが妥当かどうかと考えると、これは難しいのではないかとというふうに考えるところです。

以上です。

議長（佐藤英治君） 高橋卓也君。

15番（高橋卓也君） 承っておきます。

実は、8月13日に、宮城県のほうから県内の全自治体に、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険について、こういうアンケート調査がなされたんです。対象者を絞り込めば一部負担金免除はできるかどうかという設問が全自治体になされた。もう一点あるんですけど、もう一点はわかり切ったことなので聞かないですが、これについて塩竈市はどのように県に回答したのかお伺いします。

議長（佐藤英治君） 神谷健康福祉部長。

健康福祉部長（神谷 統君） 県のほうから照会がございまして、この件につきましては、実施ができるという回答をさせていただいております。

議長（佐藤英治君） 高橋卓也君。

15番（高橋卓也君） 実施できる際の前提として、私そのアンケートの文面見ていないのでよ

くわからないのですが、絞り込みについては、県はどのような絞り込みを示してできるかどうかということを知りたいのか、教えていただければと思います。

議長（佐藤英治君） 神谷健康福祉部長。

健康福祉部長（神谷 統君） 例えばなんです、住宅が大規模半壊以上の被災あるいは住民税非課税世帯等に限定をするというような絞り込みをするというようなものが例示として示されたという状況でございます。

議長（佐藤英治君） 高橋卓也君。

15番（高橋卓也君） 実は県議団に調べてもらいましたら、県当局の考えと伺いますが、これを設定したねらい、限定したねらいというのは、3月まで免除されていた方を3分の1くらいに絞り込んでやった場合できないかどうかという、そういうようなアンケートで、私はこういうアンケートというのは、要するに全面的に復活するかどうかの意向を聞くのではなくて、絞り込みをやればできるかどうかという大変政策的に誘導的なアンケートで、県のやり方としては姑息だなとしか私は捉えられないわけで、その点について、各自治体に日本共産党の議員いますので、市の回答を聞いてみたら、これに絞り込みしても実施はできないと答えた市もたくさんあるんですけども、気仙沼市は絞り込みは矛盾を起すと、女川町は世帯分離などが憂慮されるとこのような声で、絞り込みにしても実施できないというような回答をしたということをお伺いしたわけですけども、私は、あくまでこれだけの方が、市長はよくご存じのとおり、対象となる世帯が、宮城県の場合桁違いだというのはもちろん私も承知しています。18万人でしたか、宮城県は。岩手、福島は1万とか2万とか、人数がかなり違うというのはよく承知しておりますけれども、やはり全部の対象者について、これを宮城県だけがやらないというのは、どう考えても不公平だし、岩手、福島と比べてもおかしいと思うんですけども、国へ求めていく、国へ求めていくだけでは解決しないので、積極的に市としてもこのくらいはやるから県もこのくらいやる、岩手、福島だと1割ずつなんです、そうすれば国は出すと言っているわけですから、その辺の対応はどのように考えていられるか、今後の方向をお伺いします。

議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 先ほどご答弁を申し上げたのかなと思っておりますが、このために要する費用については約8,000万という金額であります。決して小さい金額ではないわけでありまして、また、これから先、何年くらいというのも実は想定していかなければならないことで

ありますよね。ですよね。一年一年、一寸刻みにやっていくのか、あるいは一定期間を条件明示してやっていくのか、さまざまな課題、問題があるわけでありますので、先ほどあったようなそういう問い合わせがありましたときには、塩竈市としてもできるだけ、もしそういう事態になれば、塩竈市としてもできるだけのことはお応えをさせていただきたいというまず覚悟だけはということで、そのような回答をしたところでありますし、その考え方は変わっておりませんが、ただ繰り返しになります、限られた予算をどう使っていくかということについては、非常に厳しい環境であるということをよくご理解をいただきますようお願い申し上げます。

議長（佐藤英治君） 神谷健康福祉部長。

健康福祉部長（神谷 統君） 先ほど県からアンケートがあったことについて、実施できるか、できないかということに対してのお答えということでございましたので、私どもは、回答としては実施できる、できないというところに丸で囲むだけの回答でございましたので、それは実施できるという回答はさせていただきました。ただ、県のほうが考えておりますような絞り込み等については、これはこれまでと同じような制度として復活すべきであろうと、絞り込みはするべきではないのではないかと、ご意見としては添付させていただいておりますので、A、Bの答えだけでは実施できるという答えはさせていただいています。補足させていただきます。

議長（佐藤英治君） 高橋卓也君。

15番（高橋卓也君） 今の附帯意見は大変すばらしい意見だと思います。ぜひそういう方向で、そして、財政が本当に大変なのは、何度も伺ってはいるわけですがけれども、何より人の命優先に財政を使うという、その観点でこの制度の復活を引き続き働きかけていきたいというふうに思います。

それから、おととの9月に質問して、私の初質問だった一般質問のとき、国保税の引き下げ。今回2年目で見直しが来年からだということで、また同じ質問をしたわけですがけれども、それもあって鮮明に覚えている。そのときも経過を見てと言って、12月議会でだったか、引き下げを決めたという経過があるわけで、だから9月というのは、私まだ2年しかやっていないのですが、12月議会の前段階なのかなと、9月になったら、市長はその経過を踏まえて検討されるのかなというふうには思っているのですけれども、仮に引き下げないとすれば、26年度から。先ほど繰り返しましたけれども、23年度に引き下げを決めた際の理由が、見込

みを上回った基金を活用しながら税額を引き下げ、被保険者への還元を図ろうとするものですと、このように述べているわけです。今回の見込みの実質基金残額というのも、額は8,000万下がりますけれども、見込みを、7,500万円でしたから大きく上回った金額になるわけです。これを活用しながら税額を引き下げというのは、同じ考え方だと思んですけども、明言は難しい、また経過を見ながらになるのかもしれませんが、このお立場は変わらないですかね。基金見込みを上回った場合には還元するんだという。お伺いします。

議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） ご案内のとおり、国保会計は特別会計でありますので、税をお支払いの方々に基本的にはその予算をご活用いただくというのが大前提であります。ただ、繰り返し申し上げますが、先ほど25年度末の基金残額が2億数千万、さらに食い込むというお話をさせていただいております。そういった予測的な部分もございましたので、今回については、その2年間という期間を限らせていただいて国保税の引き下げをさせていただいております。これから先もどのような変化が出てくるのか、議員はよくご案内のようなご質問をいただいておりますが、例えば国保税につきましても、今定例会で84%、85%に上がりましたというご説明をさせていただいておりますが、実態としては、減免があったことによりまして、本来今まで収納いただけなかった部分についても国からは還付金として返ってきているわけでありまして。実質的に本市の国保の収納率については、ご案内のとおり22年度までは80%ぎりぎりであったわけでありまして。恐らくこれから先についても、84%とか85%の率で推移をしていくわけではなくて、またこういう減免を廃止していきますと、また結果としてはそういったものが下がってくるということでありまして。そういった数値が、今の状況ではなかなか見通しが立てにくいわけでありまして。決して我々、下げることに抵抗しているわけではなくて、それが下げたことによってまた追加負担をお願いするということになるわけでありまして、ぬか喜びにさせないということも我々は大きな役割を担っていると思っておりますので、その辺の見通しをしっかりと立てた上で、改めて議会の皆様方にこういったことでやらせていただきたいということをしっかりとご提案をさせていただきたいということをご答弁させていただいているつもりであります。

議長（佐藤英治君） 高橋卓也君。

15番（高橋卓也君） 災害時の迅速・正確な情報伝達について、要援護者1,050人対象にこの防災ラジオの貸与の検討を進めていると、お伺いして大変うれしく思っているところですが

れども、こういう制度が充実していけば、本当に聞こえなかったという人がいなくなるわけですから、ぜひ拡充を、まずここから始めるということなんでしょうけれども、これは評価したいというふうに思います。

それから、熱中症の対策については、比較的塩竈は少なかったんだというのはわかりましたけれども、特に小中学校で合わせて11人、部活中に保健室に運ばれたと。ほとんど体育、スポーツ中に起こっていると。実は私も新盆だったので、庭の芝刈りの最中に熱中症になったんですけれども、ことしの夏。やっぱりスポーツというのは、特に剣道部であるとか、柔道部であるとかこういうのは、私たちが子どものころは、真夏でも校庭を道着を来てランニングさせられていたような気がするわけなんですけれども、こういう対策を引き続き、子どもですから、大事にしていきたいと思います。

それから、駐輪場について伺いますけれども、平面式というのは、屋根はつくんでしょうか。
議長（佐藤英治君） 鈴木建設部長。

建設部長（鈴木正彦君） 平面式の場合、屋根つきを考えております。

議長（佐藤英治君） 高橋卓也君。

15番（高橋卓也君） この問題も、いろいろ地域住民の方にアンケートをとったというそのお話、内容についてはお伺いしました。逆に料金取られるなら、別のところに置くというので放置自転車ふえるのではないかという心配なんかがあったりとか、それから、駐輪場はこれまで3回も盗まれたから本当にうれしいという方もいれば、いろいろあるようですので、なるべく安くというお考えがあるということもお伺いしましたけれども、ぜひ管理者を置いて、安全にこれが行われるようお願いしたいというふうに思います。

それから、この件で泉塩釜線拡幅の安全対策についてなんですけれども、私、県がどのくらい予測しているのかわからないんですけれども、南宮に人道トンネルできるのと同じ時期にインターチェンジができて、仙台にも行きやすいし、多賀城にも、塩竈のまさにあの道路も通りやすくなるということで、通行量がかなりふえるというふうに県のほうでは考えているようで、平成27年度からさらにふえると。そういう意味でも先ほど申し上げたように、安全な人道トンネルに渡るために危険な横断をしなくてはいけないと、信号機も何もないところを、特に玉川1丁目は、塩竈どこでも同じですが、ご高齢の方が多いので、それであその道路はトンネルからカーブ、すごいカーブですので、車がすごい勢いで走ってくると見えないうんですよね。ですから、547力所中39力所なんですけど、例年30何力所なんです。20何力所

か、一番少ないときは、ここ10年間くらいの県警からデータをもらったんですけども、この優先順位は、547カ所中上のほうにランクづけしてもらえるように、ひとつ皆さんの働きかけを、当局の働きかけをお願いしたいと思います。

以上で終わります。

議長（佐藤英治君） 以上で、高橋卓也君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は15時15分といたします。

午後3時00分 休憩

午後3時15分 再開

副議長（曾我ミヨ君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

1番浅野敏江議員。

1番（浅野敏江君）（登壇） 平成25年9月定例会におきまして、公明党会派を代表しまして一般質問させていただきます浅野敏江です。市長初め当局の誠意あるご答弁をお願いいたしまして、通告に従い質問いたします。

1問目は、災害時要援護者の避難対策についてであります。

政府の災害時要援護者の避難支援に関する検討会報告書によりますと、東日本大震災においては、非常に多くのとうとい命が失われた。その中でも被災地全体で65歳以上の高齢者の死亡率が約6割であり、また、障がい者の死亡率は、被災住民全体の死亡率の約2倍強になるなどの調査もなされている。在宅や地域で生活していた高齢者や障がい者等のうち、避難行動や避難生活のために必要な情報が届かなかった、避難すべきか否かを判断できなかった、必要な避難支援が受けられなかった、寝たきりの状態や老々介護により、自分や介助人だけの力では避難することができなかったことから避難することを諦めてしまったなど、多くの要援護者の命が失われたとあります。

政府は、さきの通常国会において、災害時要援護者の名簿作成を市町村に義務づける改正災害対策基本法を成立させました。これにより、これまで曖昧だった個人の取り扱いが明確化され、名簿の整理と情報提供が進むことが期待されます。そこで本市の災害時要援護者支援の対応をお聞きいたします。

まず初めに、今回の改定によって、本市が具体的に活用できる改善内容をお聞かせください。

また、本市の現状と取り組みの進捗状況をお聞きいたします。

2点目は、福祉避難所についてであります。

災害時要援護者の方々には、多くの一般の方と一緒に体育館等での長期の避難生活が大変難しい点があります。今回の大震災を経験し、宮城県視覚障害者福祉協会柿沼理事長等関係者の方々が、宮城県に対し福祉避難所の指定に関する要望を出されました。宮城県からは、福祉避難所については、設置主体である市町村から相談、要望があったら、きめ細かい対応が図られるよう協議していきますとの回答がありました。そこで伺いいたしますが、福祉避難所に対する市長のお考えと現在の対応をお聞きいたします。

3点目は、災害用バンダナの配布についてであります。

埼玉県戸田市では、本年5月より、聴覚障害者が災害時に耳が不自由なことを周囲に伝え、手助けを受けやすくするための災害用バンダナ300枚を準備し、社会福祉協議会を通じて配布を始めました。バンダナは、対角線で二つ折りにし、一方には「耳が聞こえません」のメッセージがあり、外見ではわかりにくい聴覚障がい者と気づいてもらうことができます。また、反対側には「手話ができます」とメッセージがあり、聴覚障がい者が手話のできる人を探す際の目印にもなります。これは、2007年から東京墨田区の聾者と手話サークルのメンバーがつくり、今全国に広がりつつあります。白いつえを持っている人は視覚障がい者とわかるように、災害用バンダナを身につけている人は聴覚障がい者またはその支援者とわかるように定着させていきたいと製作者の方たちは願っているようです。

本市における障がい者の皆様が、一人でも多く災害時に身を守ることができるよう、災害用バンダナの配布をお考えいただけないでしょうか。市長のご見解を伺います。

次に、生涯学習の推進についてお聞きいたします。

私たち会派は、去る8月2日、佐賀県武雄市の市民図書館を視察してまいりました。これまでの図書館という概念を変えた画期的な図書館でした。本の販売、DVD、CDのレンタルを営んでいる民間企業に市が運営を委託した新しいスタイルの図書館です。これまで図書館での飲食は基本できませんでしたが、コーヒーや軽食を提供するカフェもあり、図書館の本はもちろんのこと、購入前の書店の本もコーヒーを飲みながら読むことができ、市民初め県内外から多くの来館者でにぎわい、開館以来1カ月で10万人を超えるとのことでした。そこで改めて公立図書館の役割について考えさせられました。日本図書館協会が1979年に採択した図書館の自由に関する宣言1979改定を見ますと、そこには、全ての国民は、いつ

でもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。そして、この権利を社会的に保障することに責任を負う機関が図書館であると表明しています。また、全ての国民は、図書館利用に公平な権利を持っており、人種、信条、性別、年齢やその置かれている条件等によっていかなる差別もあってはならないとあります。そこでお伺いいたします。

本市の図書館においても、これらの宣言を踏まえた図書館サービスに努めていただいているとは思いますが、障がいをお持ちの市民、特に視覚障がい者の方々にはどのようなサービスがなされているのでしょうか。日本点字図書館のホームページに、見えないからこそ一層読みたいというコピーがあります。塩竈市図書館の取り組みをお聞かせください。

先日、視覚障がい者の方のお宅にお伺いいたしましたら、全国各地にある点字図書館から本を借りていました。東京、山形など日本各地の点字図書館から読みたい本を探し、各図書館ごとに専用のケースに入れ、宅配していただくそうです。このサービスを市の図書館が窓口になって一括して各地の点字図書館と連携していただければ、もっと図書館の利用がふえ、障がい者の方の利便が図られるのではないのでしょうか。市長のお考えをお伺いいたします。また、図書館に直接来ることができない市民のために郵送貸し出しサービスを行っているようですが、残念ながら余り利用されていないようです。この点について、周知等の対応をお聞かせください。

最後に、高齢者福祉についてお聞きいたします。

国立社会保障人口問題研究所の調査によると、ひとり暮らしをする65歳以上の男性のうち、会話の頻度が2週間に1回以下の方は6人に1人、女性の4倍にもなります。また、看病や介護などで頼れる人がいるかとの問いにいないと答えた独居男性は5人に1人、女性の約2倍強であった。いかに男性の独居世帯が社会から孤立しがちな実態であるかが明らかになったとの報道がありました。私たち公明党宮城県本部が行った仮設住宅アンケート調査におきましても、部屋に閉じこもり、1日誰とも会わない方も多く見られました。社会から孤立する人がふえれば、近年相次ぐ孤立死につながりかねません。また、孤立により、高齢者の認知症がふえていることも懸念されます。高齢者の孤立化、認知症対策について、本市のこれまでの取り組みをお伺いいたします。

塩竈市内でも、高齢者のサポートに取り組む活動をしているNPO団体があります。震災前から数人で始めた活動は、交通弱者の支援と週1回の交流を図り、軽い運動、頭の体操、カラオケ、仲卸への買い物ツアーなどなど、毎回楽しい企画を繰り広げ、現在約30名の会員で

運営しています。最近、奥様やご近所の会員の方から誘われ、参加し始めた高齢の男性は、家ではふさがちだったそうですが、すっかり明るくなり、皆さんと冗談を交わすようになり、ご家族も喜んでいただくとのことです。このようなサロン形式の場所が市内にもっと必要ではないでしょうか。空き教室や公共の使用されていない部屋など、開放できないのかお尋ねいたします。

最後に、認知症対策についてお聞きいたします。

介護予防の観点からも、軽度認知障がいチェックテストを実施してはいかがでしょうか。認知症は、早期発見が何より重要です。厚労省研究班の推計によりますと、平成24年時点で65歳以上の高齢者約3,079万人のうち認知症の人は462万人、認知症になる可能性がある軽度認知障がいの人も400万人と推定され、65歳以上の4人の1人が認知症かその予備軍となります。愛知県尾張旭市では、認知症になる前の段階とされる軽度認知障がいの早期発見、予防のため、脳健康チェックテストあたまの元気まる測定を行っています。15分ほどの簡単な記憶力のチェックテストで、40歳以上の市民で要介護、要支援認定されていない方を対象としており、市は、軽度認知障がいと高齢による物忘れを高い精度で判別し、認知症の予防と認知症予防の必要性への意識を高める効果を図っております。ふえ続けている認知症、介護予防のためにも、早急に取り組むべき施策と思われませんが、市長のご見解をお伺いいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま浅野議員から、大きく3点についてご質問いただきました。

初めに、災害時要援護者の避難対策についてであります。

今回もご高齢者の方々のお亡くなりになった率が非常に高かったということについては、我々も大変憂慮いたしているところでありますが、そういった中、災害対策基本法改正案成立を受けての本市の対応、特に災害時要援護者の名簿の作成についてのご質問でありました。

本市では、本年8月に民生委員の方々をお願いをし、災害時要援護者名簿の更新作業に取り組んでいるところでございます。現在の台帳であります。平成20年に整備したもので、登録者数はおよそ1,050人ほどありますが、適宜加除訂正が行われていない部分もございましたため、その後の要援護者の生活実態の相違や支援者の記載がないことなどから、円滑な避

難誘導を図るために、民生委員の方々にそのご協力をお願いいただいているところであります。市では、さらに要援護者名簿の登録漏れがないように、9月の広報に登録制度のご案内を掲載し、市民の方々に周知を図りましたほか、特に津波浸水区域に現在お住まいの障がい者の方々には、別途個別に制度の内容をご説明し、登録を呼びかけておるところでございます。

本市といたしましては、災害時には地域の共助が極めて重要でありますので、円滑な避難ができますよう、民生委員の方々を初め町内会に対しましても情報の取り扱いに留意する誓約書を提出していただいた上で、災害時要援護者の情報提供を行ってまいりたいと考えております。

なお、現在の進捗状況についてもご質問いただきましたが、後ほど担当からご説明をいたさせます。

次に、福祉避難所の指定・充実についてであります。福祉避難所指定につきましては、現在、介護保険施設7カ所、障がい者施設3カ所と協定の締結を行い、災害時の受け入れ態勢の強化に取り組んでいるところであります。

本市では、このたびの東日本大震災の発生後、高齢者を対象とする小規模多機能型居宅介護施設松ぼっくりを3月11日に福祉避難所として開設したのを皮切りに、障がい者を対象といたしまして、15日から杉小、同じく16日から知的障害者更生施設あすなろ、18日から高齢者を対象とします清水沢デイサービスセンターの4カ所を開設いたしました。そのうち杉小の福祉避難所につきましては、事前協定を締結しておりました嶋福祉会のさくら学園と藻塩の里の施設自体が浸水被害で使用ができなくなったため、杉小内の教室に開設し、介護に当たる職員等を事業者から派遣をしていただきました。災害後の福祉避難所利用者は、合計で実数53名でありました。このたびの大震災を契機に、高齢者を対象といたしまして平成24年の9月に新たに1法人3事業所と、さらに今年3月に新設をされました地域密着型特別養護老人ホームとも福祉避難所の協定締結を行い、現在合計10カ所で最大受け入れ人数は95名となっているところであります。今後も市内にある他の介護サービス事業所等との協定締結が可能か協議を進め、受け入れ態勢の充実を図ってまいりたいと考えております。

私の基本的な考え方についてのご質問をいただきました。

特にこういった大震災時の死亡者の検証、特にご高齢者の検証は、喫緊の課題であります。10カ所94名で、決して十分とは考えておりません。今後もできる限り市内の事業者のご協力

をいただき、このような福祉避難所の数をさらにふやしてまいりたいと考えているところ
あります。

また、災害用のバンダナの配布についてご質問いただきました。

私どもも勉強させていただきましたところ、埼玉県戸田市で、外見から障がいを持っている
ことがわかりづらい聴覚障がい者の方々に手助けをしやすくするための災害用のバンダナ、
社会福祉協議会を通じて配布をされたということをお伺いいたしました。早速本市といたし
ましても、同様のバンダナを、ぜひこのような方々に配布できないかということで、現在社
会福祉協議会の皆様と検討を始めさせていただいたところでございます。

次に、生涯学習の推進についてご質問いただきました。特に公立図書館の果たすべき役割と
いうご質問でありましたが、視覚障がい者等に対する市民図書館のサービスの充実あるいは
点字図書の充実と、点字図書館との連携等についてお答えをさせていただきます。

まず、視覚障がい者に対する図書館サービスといたしましては、点字資料や大活字本、録音
資料等の整備提供、また、図書館利用の際の介助、図書館資料等の対面朗読サービス、さら
には宅配サービス等を行っているところであります。

市民図書館の点字図書等の蔵書状況であります。児童書及び一般書において、平成24年度
は点字図書が361冊、大活字本が1,090冊、合計1,451冊を蔵書いたしており、前年度に比べま
して79冊増加をいたしました。このほか録音資料として、朗読カセットテープ1,232点、朗読
CD 330点を所蔵しております。障がい者用資料費として、毎年度予算を計上し、計画的に購
入し、資料の充実を図ってまいりたいと考えております。また、残念ながら近年ご利用は余
りありませんが、音訳を伴うボランティア等が図書館資料を朗読する際に、朗読場所として
視聴覚室や創作室など、本館施設を提供する対面朗読サービスや電話等で予約を受け郵便で
自宅に図書資料を配送する宅配サービス等もあわせて行っております。さらに、宮城県のい
わゆる点字図書館である宮城県視覚障害者情報センターとも連携しているため、この点字図
書館の利用も可能であり、点字図書館等が毎月発行いたしておりますお知らせ「情報だよ
り」を館内に常設しているところでもございます。

次に、図書館として障がい者全体に利用しやすいサービスの充実についてご質問いただきま
した。

市民図書館では、例えばオーディオビジュアル資料の貸し出しにつきまして、一般貸し出し
はCD 2点まで、DVDやビデオは合わせて2点までで、貸し出し期間は1週間となっております。

りますところ、視覚障がい者の方に限らず障がいのある方々に対しましてはCD5点まで、また、DVDやビデオは合わせて5点までとし、貸し出し期間2週間とするなど、貸し出し点数や期間についても配慮させていただいております。また、一般のサービスも含めて、管内に所蔵のない図書資料をリクエストされた際には、宮城県図書館を初め国立図書館など県外の図書館からも取り寄せを行い貸し出しも行っているところであります。図書館資料全般について、専門の司書、スタッフが、レファレンスサービスとしてご相談に応じておりますので、お電話でお問い合わせをいただければと考えております。あわせて、市民図書館のホームページでは、24時間図書館エスプの書籍や資料の検索及び予約などのサービスを提供しており、今後とも利用拡大になお努めてまいります。

障がい者の図書館利用のための宅配サービスの周知と充実をとのご質問をいただきました。

障がいの方に限らず、市内にお住まいで障がいをお持ちの方々で来館が困難な方に対しましては、図書資料を郵送小包により貸し出しする宅配サービスを行っております。本は15冊まで、視聴覚資料につきましては5点までで、貸し出し期間は1カ月間であり、その際の郵送料金は市民図書館が負担をさせていただいておりますが、利用状況であります、1年に大体一、二件というような状況となっております。これらサービスの周知につきましては、館内のパンフレット、利用案内や市民図書館のホームページに掲載するなど、市民の方々に広報をなお努めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者福祉についてお答えいたします。

高齢者の孤立化、認知症対策についてであります、孤立化対策につきましては、高齢者の生きがいづくり、社会参加を支援しております。具体的であります、外出支援としていきいきシルバー号の運行を行い、地域での高齢者同士の親睦と健康、福祉活動を目的に、外出の機会を支援させていただいております。また、塩釜市社会福祉協議会の市民活動センターで行っておりますレクリエーション活動への参加を促進し、会員の情報交換や憩いの場として活用いただいているところであります。本市では、高齢者世帯のうち、ひとり暮らしの世帯が18.8%と県内市町村で3番目に高い率となっておりますので、地域全体での孤立化を防ぐ取り組みが非常に大切と考えております。生活を楽しみ、社会に参画し、生きがいのある充実した生活を送っていただけますよう、生涯学習活動や介護予防教室等などの事業への積極的な参加を働きかけてまいります。

このほかにもご高齢者世帯、単身世帯の方々には、見守りを兼ねた事業といたしまして、緊

急通報システムの設置、配食サービス、生活協同組合との見守り協定書締結などにより地域との連携が図られるよう努めております。また、認知症対策であります、認知症への理解や協力者の増加を図るため、出前講座による認知症サポーター養成講座を推進しているところであります。また、認知症を抱える家族の会を月1回開催し、日常介護の情報交換や専門職のアドバイスを受けながら、介護者のリフレッシュにも努めているところであります。

今後ともこれらの事業を継続しながら、ご高齢者が地域で孤立しない、そして孤立化による認知症防止に向けて全力を尽くしてまいります。

次に、交流サロンとしての空き教室の開放についてご質問いただきました。

ご高齢者の方々が定期的に学校に集まるようになりますと、例えば児童生徒との世代間交流等も期待ができるところでありますが、市内小中学校では、放課後児童クラブや備蓄倉庫として空き教室が活用されているため、ほとんどの小中学校でなかなか活用いただけるような教室が確保できない状況であります。ご高齢者の方々が集える場所といたしましては、やはり地域の集会所あるいは集会所以外の市の関連施設といたしまして市民活動センターでの活動や生涯学習センター内にあるフリースペース等をご利用いただくこととなりますが、地域によりましては、みずからサークルを立ち上げ、参加者を募集するなどの自主的な活動にも取り組んでいただき、ダンベル体操等の効果も上がっているところであります。市といたしましても、子どもたちとご高齢者の方々の交流の場が確保できますよう、さらなる情報の発信に努めてまいりたいと思っております。

最後に、軽度認知症機能障がいチェックリストの実施についてのご質問でありました。

軽度認知症機能障がいではありますが、病的な物忘れがあっても、生活する上で支障がない状態のことを申すというふうにお伺いをしておりまして、認知症の前段階として注目されております。軽度認知症機能障がいの状態を早期に発見し、早期対応により認知症予防や重症化防止へ取り組むため、本市では平成11年度より認知症予防事業を行わせていただいております。これまでに町内会や老人クラブの協力をいただきながら、35カ所を対象に脳いきいき教室を実施してまいりました。また、これまで軽度認知障がいの判別が困難とされておりましたが、最近アメリカの企業が開発し、電話による10分程度の質問で97.3%の精度で軽度認知障がいを判別可能なスクリーニングテストを提供していくという記事も目にしたところであります。今後、産学の協同開発でさまざまな方法が開発されるものと思われるので、本市といたしましても、活用可能なものにつきまして、できる限り情報収集に努めてまいります。

また、認知症高齢者を地域で支える体制構築の一環として、認知症サポーター養成と合わせまして、今後は若年層への普及啓発を含めた軽度認知機能障がいへの取り組みを行ってまいりたいと考えているところであります。

私からは以上でございます。よろしくお願ひいたします。

副議長（曾我ミヨ君） 神谷健康福祉部長。

健康福祉部長（神谷 統君） 議員からご質問がありました災害時要援護者の取り組み状況、進捗状況の件でございます。

民生児童委員の方々、月1回各地区で定例会を開催してございます。先ほど市長の答弁にもございましたように1,050名の方、最新の住民基本台帳などとマッチングして台帳をこちらのほうで出しまして、各地区の民生委員さんごとにどこにいらっしゃる方ということで全部割り振りをさせていただきました。この台帳には、ご本人のいろいろな状況あるいは支援者の状況などが書かれた台帳でございますが、これをもう一回改めてチェックをしていただくということで、8月の定例会でこれをお渡しさせていただいたところです。各地区のほうで、そういうご説明をさせていただきまして、いろいろ民生委員さんの方のご意見をいただいたところでございます。例えばマンションにお住まいの方ですと、なかなかマンションの中に入れないという問題がありますというようなこともありましたので、例えばマンションなどについては、組合の代表者の方に行政が仲立ちをしてお話をさせていただきながら、そういう調査がしやすい環境を整備させていただきたいとか、あるいはなかなか民生委員はわかってても町内会の会長はわかんないよという話もありましたので、そういう部分は、町内会の会長さんにもお話をさせていただきますというような話をしながら、その台帳をお渡しして、今のところ大体2カ月ぐらいの時間をいただきまして、それをまた返していただく。

あと一方そのお話の中では、民生委員が直接行くだけではなくて、行政がもっと災害時要援護者の台帳登録システムということをごきちんとお知らせしてくださいというご要望もございましたので、実は9月号の広報にもこういうお知らせをさせていただいたということがございます。

いずれ10月になりますと、徐々にそのデータが上がってまいりますので、そこら辺を確認をさせていただきながら、また次どのような展開をしていったらいいかということも考えていきたいと思っています。

以上です。

副議長（曾我ミヨ君） 浅野敏江議員。

1番（浅野敏江君） ありがとうございます。

まず最初に、災害時要援護者の避難支援の対象ということでお聞きしていきたいと思います。

まず、今市長の答弁にもありましたように、今現在で1,050人という方を災害時要援護者と認定しているというような話でしたけれども、一般的に災害時要援護者という対象者ということは、一般には言われていますが高齢者、また障がい者、乳幼児、妊婦、また日本語が通じない外国人などとされていますけれども、自治体によってはこの認定する範囲が変わっております。塩竈市のほうでは、この災害時要援護者としている1,050人という方たちには、どのような区分があるのか、まずお聞かせください。

副議長（曾我ミヨ君） 神谷健康福祉部長。

健康福祉部長（神谷 統君） 今回たまたま災害対策基本法の改正ということがございまして、実はこれまで災害時要援護者と言っていた部分の名称が、避難行動要支援者と言葉の使い方が変わってきたということはございます。基本的には、その避難行動要支援者というのは、災害が発生し、また災害が発生するおそれがある場合に、みずから避難することが困難な者であって、その円滑、迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者というのが、改正対策基本法の定義でございます。

具体的にどういう方を対象とするのかということになりますと、たまたま例示として示されておりますのが、例えば生活の基盤が自宅にある方のうち要介護認定3から5を受けている方、あるいは身体者福祉障害手帳の1、2級の方などなどというような方で、やはりどうしても自力では避難行動ができない方というようなことで、私どももそういう対象者の方ということで登録を考えさせていただいております。

副議長（曾我ミヨ君） 浅野敏江議員。

1番（浅野敏江君） ありがとうございます。

そういうわけでまだちょっと曖昧な部分もまだまだあろうかと思います。確かに今まで健康な方も、そのときの災害によってけがをしたり、急に歩けなくなったら、それは災害時要援護者になってしまうので、健康な方だからというわけでは、外すという中身ではないと思います。確かに今の定義のままだと思います。

そこで、東京都のほうでも、本当に細かく東京都のほうではこれからの災害に対して、そういった災害の要援護者ということであらゆる方たちを考えていたみたいですが、この中に一

つは内部障がい者、いわば難病患者の方も入れているということなんですね。難病患者の方とか内部障がい者の方というのは、外見ではなかなか障がいがあるかどうかわかりにくいと。また、そういったことが先ほどの民生委員さんなり、町内会長さんなどに知られたくないという部分もあるかと思います。しかし、そういった部分のことも配慮していかなければならないのではないかとということが、東京都のほうでは考えているようでございます。なぜかといいますと、そういった方たちのために薬とか、ケアの製品とか、電源とか、そういったものを常日ごろから考えていかなければならないのではないかとこの部分もあります。当然車椅子だったり、それからストレッチャーだったり、担架だったり、リヤカーだったり、そういう移動するときのこともどこまで考えていけばいいのかということもでございます。先ほど災害時の支援を必要とする方と支援者とのマッチングということもお話ございました。人力では、介護また介助する方だけでは、本当にどういうふうにしてこの人を具体的に避難させるかということは、日ごろから考えておかなければ、台帳だけのものになって、あしたにでも災害が起きたときに、具体的にその方をどのように避難させるかということ、そこまで話を詰めていかなければならないのではないかなと思います。

また、在宅の人工呼吸器を使用している方とか、先ほど市長の答弁にもありましたけれども、杉の入小学校でもさくら学園の方も私たちと一緒に藻塩の方もいらっしゃいました。当日は、本当に大勢の中で興奮して、声を上げた方もいらっしゃいましたが、数日後、姿が見えないなと思ったら、教室の2階のほうにきちっとそこに確保して、落ちついた状況で避難生活を続けていらしたということも、私も記憶にあります。そのように一人一人、同じ障がい者であっても個別に違うということをきちんと把握なさらないと、本当に台帳だけで、あとは避難を誘導する方が3人いるから安心だというそういった枠組みでは、実際の避難をするときに、それは余り役に立たない中身になってしまうのではないかなと思いますので、どうぞそういった部分で、大変細かい話でございますけれども、実際に避難するときに、この方がどういった障がいなのか、またこの方は妊婦さんなのか、また乳幼児なのか、そして、難病を持っているのか、障がいでも身体障がいなのか、知的障がいなのかと、先ほど言ったように視覚障がい、聴覚障がいと全部違うわけですので、そういった意味では、この区分に配慮した支援というのが、大変大切になってくるのではないかなと思いますので、ぜひこのことを今後の検討の課題にさせていただきたいと思います。お考えを伺います。

副議長（曾我ミヨ君） 神谷健康福祉部長。

健康福祉部長（神谷 統君） 災害対策基本法の改正を受けまして、ことしの8月に避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針というのが内閣府防災担当から出されております。その中では、いわゆる名簿の作成あるいは情報の提供ということを言いつつも、その先にあるものとして、今度は具体的な個別計画まで策定することを想定しております。これは避難行動要支援者などが実際に避難支援者などと同様な具体的な避難方法等についてやっていくか、それを個別の人ごとに計画をつくりなさいよと。そこまでセットにならないと、ただ名簿をつくっただけではなかなか実際の効果が上がらないということになっていきますので、そういう個別計画を含むところまで作成をしていくようにというような中身になっております。我々も、まず第一段階としては名簿の整備ということなんですが、次の段階として、個々の個別のものについても取り組みを進めていかなければならないと考えてございます。

以上です。

副議長（曾我ミヨ君） 浅野敏江議員。

1番（浅野敏江君） ありがとうございます。

先ほど部長のお話にもありましたけれど、今同意を求めているという段階という部分、それから、広報でお知らせするという事は、いわば手挙げ方式ということですね。私もそういった障がいがありますとか、ぜひ登録してくださいと。

もう一点、関係機関との共有方式というのがございます。当然介護施設に入所している方、またそういったところにデイサービスで通っている方、さまざまな機関との、またあすなろさんに通っているご家族の方もいらっしゃると思いますけど、そういった関係機関との共有方式、ここのところにやっぱり連携を高めなければならないと思います。先ほど、この次にお話ししますが、視覚障がい者の団体が、市のほうに、県のほうに避難所の指定を、充実をということで要望を出したと。やはり、障がい者の方たちというのは、こういった災害のときに一番不安になって、情報が入らない、また何をどうしていいかわからないということも、一番最初のつまずきになってしまいますので、ぜひそういった障がい者団体の方との連携、町内会ももちろんでございますけれども、そういったさまざまな関係機関との連携、それから話し合い、事細かに概要のみならず、具体的にあのときに何が大変で、一人一人個別にこの方はどこにいて、どういった被災に遭われて、どういった避難方法をしたのかと。24時間、三十何時間、誰も来なくて、やっとヘルパーさんが2日目に訪ねてこられて避難できたと、2日間本当に不安の中で、電気はもちろん、ストーブも何もない中で、食料も乏し

い中でじっと救いを、救助が来るのを待っていたという事例もございますので、ここの部分はぜひそういった部分と。

それからもう一点、こういったものに対する常日ごろの訓練、どのような訓練をしていくのかということ、もしお考えがありましたらお聞かせください。

副議長（曾我ミヨ君） 神谷健康福祉部長。

健康福祉部長（神谷 統君） 行政のほうで持っています、例えば要介護の情報あるいはそういう障がい者等の情報。今回の改正災害対策基本法でも、まずそういう行政側が持っている情報でもって、配慮したというものを一回把握しなさいよということが言われています。これはあくまでも行政で持っている情報を中心に、そこでまず行政側がきちんと持つこと。その先に、避難行動要支援者の名簿というのが来ますので、まず私どもは、行政側として持っている情報できちんとそういう要配慮者というものを把握しておく必要があるだろうなど。その先になりますと、今のところ手挙げ方式という形になっておるわけですが、ことしの春に、例えば視聴覚障がいの方の集まりがありまして、いろいろな説明をさせていただいたときに、実はそういう制度があるというのをわからなかったというお話もございましたので、先ほど市長の答弁の中でもお話しさせていただきましたが、そういう津波浸水区域などにある障がいの方とかについては、個別にこちらがお知らせをさせていただいて、登録はいかがでしょうかというようなお知らせをさせていただいている経過もございますので、なるべく多くの方にきちんと制度を知っていただくという意味では、行政側が把握している情報をベースに登録をしていただけるような仕組み、仕掛けもつくっていきなというふうに考えてございます。

副議長（曾我ミヨ君） 浅野敏江議員。

1番（浅野敏江君） ありがとうございます。あと訓練のほうもよろしく願いいたします。

それで、やはりいま1点、災害になったときに、自分がどういった病気を持っているのか、人にお教えするのも本当にいろいろ難しい部分もあつたりしますが、以前私一般質問で取り上げました救急医療情報キット、どこのご家庭にもある冷蔵庫の中に自分の名前、住所、それから病気の中身、飲んでいる薬とか、お医者さんとか、また、連絡したい近親者とか、そういったものを情報に詰めて、カプセルにして、どこのご家庭にもある冷蔵庫の中に入れておく。そしてその表には、そうやって救急の医療情報キットが入っていますということが、助けに来た方に一目瞭然、その方が元気であればというか、意識があればいいですが、意識

がない場合もあるかもしれませんので、そういったときにその方の情報が、医療の情報が全てわかると。これは常日ごろからぜひ準備していただきたいものであると思いますので、ぜひこのことについても市長のお考えをお伺いいたします。

副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 前にも浅野議員からご質問いただいて、非常にご高齢者の方々にとっては福音になるということで、職員と話をした記憶がございますが、それから一歩進める努力というのはしてなかったような気がしますので、早速そういったことについて指示をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

副議長（曾我ミヨ君） 浅野敏江議員。

1番（浅野敏江君） よろしくお伺いいたします。

福祉避難所の指定ですが、本当にありがとうございます。先ほど杉の入小学校という例も出ましたけれども、確かに知的障がい者の方とか、まだ若い障がいをお持ちの方であれば、杉小でも、学校の別な教室でもそれは大丈夫なんですけど、やはりご高齢の方とか、それから車椅子対応とかになっていけば、やはりバリアフリー化をしてあって、耐震、耐熱、それから先ほど全部で何人っていいましたか、九十何人とか、受け入れ態勢があるというお話でしたけど、その施設によって受け入れ可能な人数というのも、常日ごろから協定した施設側ともお話し合いをしていただきたいと思います。

もう一点が、そういったところに避難したときの、例えば発電機であるとか、水であるとか、食料とか。前回の場合、清水沢の施設のほうでは、本当に食料も乏しく、高齢者の方たちの中には、高血圧の方やら糖尿病の方もいらっしゃると思うんですが、菓子パンで我慢して食べてもらっているんですというようなお話も聞きましたので、ぜひそういった面では、施設に収容するだけでなく、その後のケアの部分も考えていただきたいと思いますので、それについてお答えいただきたいと思います。

副議長（曾我ミヨ君） 神谷健康福祉部長。

健康福祉部長（神谷 統君） 避難所につきましても、実はこれはまた8月になりますが、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針というものが示されているという状況になります。この中に福祉避難所の記載等もございまして、福祉避難所となるためには、先ほど言われましたようにバリアフリーでありますとか、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ云々かんぬんといろいろこういう設備が必要だよというような

条件がございます。

なお、内容も確認させていただきながら、例えばそういう備蓄食料の問題ですとか、そういうものも含めて指定をさせていただいている各施設といったことを、なお十分打ち合わせをさせていただきたいと思っております。

副議長（曾我ミヨ君） 浅野敏江議員。

1番（浅野敏江君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

あと、先ほど市長のほうから、災害バンダナありがとうございます。もう早速取り組んでいただけると。きょう、戸田市の公明党の三浦議員という方が、この災害バンダナを議会で質問しましたので、本物を取り寄せていただきました。こういったものです。今市長のほうに面している紫側のほうに、「耳が聞こえません」と書いてあります。反対側のピンクのほうを見ていただきますと、「手話ができます」と書いてあります。質問者の中には、黄色とか赤とか、ほかにも災害に遭っていますとわかるような目立つ色がいいんじゃないかと、なぜ紫とピンクなんだというご質問があったので、聞いてみますと、この紫やピンクがほかの災害用の赤とか黄色とかと違う色のほうがいいんだそうです。白い杖を持っていけば目が見えないというふうにわかるように、この紫の色が遠くから見えたら、もうここの字を見なくても、あの人は耳が聞こえないのだということが全国どこでもわかるようにしていきたいと。これを考えました東京都の方たちは、最初自分たちの自治体の名前が入っていたそうです。でも、このバンダナを全国に広めたいというために、どこにもその自治体の名前を入れなくなったと。それで、今先ほど市長が調べていただきましたように、戸田市のほうではこれを300枚用意して社会福祉協議会のほうから皆さんに手渡している。このような最近の豪雨とか、さまざまな災害があったときも、これをかばんの中に入れておいて、いざ自分が助けを求めたいというときにこれを出して、頭に巻くなり、首に巻くなりして、人からわかってもらえるということが大変重要だとお話ししてありました。宮城県の聴覚障がい者の方も、やはりある団体のところでお会いしたときにこれを身につけていて、もう既にお持ちになっている方もいらっしゃるそうです。ぜひこれを塩竈で取り上げていただきたいと思いますので、重ねてよろしくお願いいたします。市長のお考えを再度お聞きいたします。

副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 先ほども申し上げましたとおり、本市の社会福祉協議会と障がいをお持ちの方々の災害対策、どんなことができるかということについても、いろいろ勉強会させて

いただいているところでありますが、その中で、戸田市の事例を今勉強させていただいているところでありますので、今後にぜひ成果を出していけるように努力をいたしてまいりたいと思っています。

副議長（曾我ミヨ君） 浅野敏江議員。

1番（浅野敏江君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次に、視覚障がい者の方に対する市民図書館のサービス、本当にたくさんのサービスをしていただいております。私も、先日図書館のほうに行きまして、点字図書、またさまざまな取り組みを聞かせていただきました。本当に市の図書館におきましては、これまでも市の図書館にない本は県の図書館とか、よそのほうにリクエストができるということで、大変便利にはかかっていただいていたけれども、そういった意味合いの中で、点字図書館というのは本当に全国各地にありまして、大きなところは東京のほうにもございますが、その方たちは、一つのバッグの中に本が何冊か入っていて、表側に住所を書いているカードが裏表あるんですね。自分の住所に向けるときは、向こうから送ってくる際にはこちら住所、向こう側に出すときは相手方の図書館のカード、裏表に印刷されていますので、それを入れて宅配の方にお願ひすれば、そのまま持って行っていただくと、そういった便利なものがありますけれども、個別に山形図書館、それから東京、それから県とかと全部その都度ケースが全部違いますので、大変複雑じゃないかなと私も思いました。それを塩竈市の図書館が、窓口が1つになってもらって、どこの図書館とも連携ができれば、それこそこれまで障がいのある方たち、なかなか使っていただけなかったその郵送のシステムなども、大変利用していただけるのではないかと。それによって、本当に公共の市民図書館としての、誰にでも読みたい人、勉強したい人にそういったものが提供できるというその趣旨に合致するのではないかなと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでその中でもう一点お聞きしたかったことは、利用者の懇談会。先ほどさまざま対面朗読サービスをしています、また貸し出しもしていますとお聞きいたしました。音声のほうもいろいろ貸し出ししていただきました。ぜひそういった方たちに、個人的ではなくて、利用者さんたちとの懇談会を設けていただいたらいかかなと思います。その中で、さまざまお互いに知らなかったこと、ですから郵送があるということも知らなかった利用者の方が、今度それを利用するようになるでしょうし、広報やホームページで知らせるだけでなく、実際会って、話し合うことによって、また新たなサービスだったり、希望も生まれるかと思

いますので、ぜひ半年に一遍でもいいですし、年に1回でもいいですので、こういった利用者の懇談会をお考えいただけないか、お聞かせください。

副議長（曾我ミヨ君） 郷古生涯学習課長。

教育委員会教育部次長兼生涯学習課長（郷古正夫君） 今の音声を、音訳を行うボランティアということで、先ほど市長からありましたように、こういった視覚障がいをお持ちの方についての利用というものは、残念ながらなかったというようなお話をさせていただきました。この音訳を伴うものを利用していただく場合には、福祉ボランティアの方と一緒に来ていただいて、視聴覚室なり、創作室なりで朗読サービスというようなことを受けていただくというような、そういった形でご利用をいただくというようなシステムをとっております。そういった中では、なかなか利用いただく場合に、いろいろな方々と来るのではなくて、個人でいらっしゃるというようなことが多いことから、先ほど議員がお話しになったように、いろいろな情報が広がらないというような、そういったこともあろうかと思えます。

そういった中で、今後、今議員がお話しいただいたように、こちらのほうではホームページなり、いろいろな形でのPRというようなものをさせていただきますけれども、議員がおっしゃったような対応も可能なのか、今後検討させていただきたいと思えます。

副議長（曾我ミヨ君） 浅野敏江議員。

1番（浅野敏江君） ぜひよろしくお願いいいたします。

最後に、高齢者の孤立化、本当に認知症と認知症の予備軍という方たちを合わせただけでも物すごい数に上ると。ますます、先ほど市長のお話にもありましたように、塩竈市のほうでもそういった高齢者の孤立化がふえているという中身でございます。本当にさまざまなサポートをやっていただいたり、手助けしていただいております。やはりみずから、自分自身が認知症の予備軍かどうかということも、若いからといっても、今若年性の部分でさまざまな物忘れ外来があったり、いろいろな意味で医療の部分でも大分充実してまいりましたけれども、そういった意味で自分から自分のことを判断できるということで、これも私、尾張旭市のこの質問をした議員さんと直接お話しさせていただいて、また、データも送っていただきました。恐らくホームページでも出ていますので、皆さんもごらんになっているかと思えますけれども、ほんとに、5月からやって約120名の方が受けたと。その中で、自分がすごく不安だったけど、チェックを受けて安心ができたという方もいました。ほんとに楽しかったと、今後も続けてほしいということ。それからやっぱり40歳からになってくると、さまざまな心

配事が出てくる年齢かとも思います。早目にそういった早期発見につながっていった、先ほど市長がおっしゃったように、これはアメリカのMCC社というところが研究開発した認知度チェックテスト、インターネット上で操作しテストを実施しますという中身ですので、恐らく市長がおっしゃっていた中身と同じかと思っております。テストの流れは、インターネットを使った1対1の対話による問診で実施すると。オペレーターはインターネットで認知度チェックテストのページにアクセスし、その指示に沿ってテストを実施するというので、約15分間ぐらいの簡単な記憶のチェックだということでした。

こういったことで、市民の方が少しでも認知症にかからない、また介護を受けなくても済むという最初の予防の段階で、このように市民が気楽に受けていくようなことができるチェックテストもあれば、もちろん脳いきいきだったり、それからダンベル教室だったり、本当にさまざまな施策をしていただいて、健康な高齢者の方もたくさんいらっしゃるのが塩竈市です。でも、その中でやはり徐々にであります、そのような認知症の障がいをお持ちの方もふえているのも事実でありますので、どこかで歯どめをかけていかなければ、介護保険料にしても、国民健康保険税にしても、後期高齢の保険料にしても、どんどんそれが上がってしまっていて、やがて本当に市の財政も厳しい状況になっていくと思いますので、ぜひそういった部分で、転ばぬ先のつえではありませんが、認知症対策を考えていただきたいと思いますので、もう一度市長のお考えを伺います。

副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 対策については、私先ほどご答弁申し上げたとおりでありますし、たしかつい先日、塩竈市の婦人会のほうで、こういった趣旨の記念講演会も開催をされております。その際にも、自分でチェックシートでその度合いをチェックできるような制度もご説明いただきました。なかなかこういった情報に触れる機会がないと、このようなものの活用というのもしないかと思っておりますので、私どものほうでもさまざまな機会に、またそのような情報を発信するよう努めてまいりたいと考えているところでございます。よろしくお願いたします。

副議長（曾我ミヨ君） 浅野敏江議員。

1番（浅野敏江君） 最後に、高齢者の外出支援、さまざまありがとうございます。学校のほうはいろいろ空き教室がないというようなお話もございました。本当に細かく細かく、高齢者が小さな単位で集まる機会が大切だと思っております。野々島の仮設住宅の集会所は、仮設

住宅にある集会所ですけれども、そこにお住まいでない方たちも一緒になって、月に1回ぐらい皆さんで手芸をやって、ほんとに楽しく過ごされています。明るく元気な笑顔が絶えない集いがあちこちで起きております。ぜひそういったことに市のほうも目を向けていただきながら、それを助成する動きも一緒をお願いしたいと思ひまして、私の質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

副議長（曾我ミヨ君） 以上で、浅野敏江議員の一般質問は終了いたしました。

8番西村勝男議員。

8番（西村勝男君）（登壇） 自由民主の会の西村です。

質問の機会を与えていただいた同僚議員の皆様には感謝申し上げます。

それでは、通告に従い質問いたします。

東日本大震災より2年6カ月が過ぎ、各種交付金、補助金が活用され、復旧・復興が進む中、災害廃棄物処理問題で東日本大震災復旧・復興調査特別委員会が設置され、疑惑の解明が進行中です。この問題を契機に、行政のガバナンス、決定された方策をいかに実行しているか、また、運営、運用状況をいかに管理、監督するかが求められ、そして、庁舎内にリスク管理体制を整備強化することも求められています。このことに関し、市長のお考えをお聞かせください。

水産業共同利用施設復興整備事業についてお伺いします。

この事業は、地域水産業、水産加工業の復興に資する活動ができる事業所を支援する事業となっています。事業費ベースで70億円の事業です。要件として、新規に市内に施設整備すること、平成25年度中に完成予定であること、建設用地を確保していること、施設は水産物加工施設、水産物鮮度保持施設であること、資金を確実に調達でき、安定的に操業できること、また要件としては、事業開始から5年後までに加工販売する商品の原材料となる国産水産物について、被災地等からの仕入れ金額の50%以上を安定的に調達することとなっています。事業の成果について、5年後、平成30年の結果が出てからチェックするのではなく、事業が進む中、結果、進捗状況について、1年ごとに報告していただくような仕組みが必要ではないかと考えていますが、市長のご意見を伺います。

次に、グループ化補助金についてお伺いします。

この事業は、県、国の事業です。1社だけでは立ち直る事業を起こしにくい被災中小企業に対し、5つの型のグループを組むことにより、施設や設備の復旧を、事業費の4分の3を支

援する事業です。しかし、残念なことに、ことし3月、石巻市の水産加工会社がグループ化補助金を利用し、工場再建を目指していましたが、経営破綻をしてしまいました。グループ化補助金の支援対象企業が倒産したのは初めてで、県の担当者は、震災前の販路の確保や売り上げの減少に悩んでいる企業はそのほかにもあり、同じような倒産がいつ出てもおかしくないと言っています。このような結果が塩竈市内でも起こり得る可能性もあります。グループ化補助金を活用し、塩竈の地域経済を支え、雇用の確保やにぎわいの創出に努力されている事業者に対し、各種要件を満たすためにも、行政として支援、サポートをしていくことも大切だと思いますが、お考えをお伺いします。

次に、街中の復興ビジョンについてお伺いします。

本市も本格的な人口減少と高齢化社会を迎えています。これまでの高度成長時代の郊外拡張型のまちづくりから、都市機能を中心部に集めるコンパクトシティー化に進んでいます。さきの報道でも、来年度の国の方向性として国土交通省は、地方都市のまちづくり政策は病院、介護施設など商業施設を含め、まちの中心に集約、そして税、財政面でも国が後押しをするという方向が示されました。そして、駅から半径1キロ以内を中心拠点区域として都市機能を集め、その中心部の周囲を住宅エリアにする方向でまちづくりを見直すとしています。今、まちづくりやにぎわい創出で重要な役割を果たしてきた商店街に、復興後の規模、姿が見えません。海岸通1番2番地区市街地再開発事業は、地権者の努力により一步一步前に進んできていますが、しかし、隣接する本塩釜駅地区、まず民地である大型店舗跡地の開発や本町仮設店舗の跡地利用について、まだ何も見えていません。市として今後のまちづくりの計画がありましたらお示してください。

次に、スクール・ニューディールの推進状況についてお伺いします。

文部科学省の提唱で21世紀の学校にふさわしい教育環境の充実に向けて、1つは、学校の耐震化の推進、2つ目は学校への太陽光発電の導入とエコ改修、そして、情報コミュニケーション技術、ICT環境の整備などが一体的に進められてきました。学校施設は、児童生徒たちが1日の大半を過ごす活動の場であり、教育の場でもあります。また、地域住民にとっても最も身近な公共施設です。今回の大震災においても、避難場所として非常災害時の重要な役割を果たしました。学校は、地域社会にとって安全性の確保が求められています。その一つ、学校の耐震化は、臨時交付金を活用し、全て終了しました。しかし、まだ太陽光発電の導入やエコ改修については、現在進行中と聞いています。現在進行している状況について、

ご説明をお願いします。

次に、学校の情報コミュニケーション技術、ICT化の推進状況についてお伺いします。

未来を担う子どもたちへの情報教育の充実は、大切な課題であり、わかりやすい授業を行い、児童生徒の学力を向上させる大事な手段でもあります。平成22年新成長戦略では、児童生徒1人1台の情報端末による教育の検討推進となっており、平成25年度までに実施すべきとありますが、市内の小中学校の情報技術施設の整備の現在の状況と今後の目標についてお知らせください。

次に、中学校の武道場整備についてお伺いします。

昨年、公立中学校の武道必修化に伴い、柔道、剣道、相撲より市内の中学校は柔道が選択され、1年が経過しました。柔道の必修化に対し、ご父兄の方々を初め、議会でも安心して子どもたちを任せられる体制を整えてほしいとの声が多くありました。柔道を安全に指導するための道場の整備や安全管理のポイントなど、現在までの経過と進捗状況についてお知らせください。

次に、老朽化対策についてお伺いします。

1964年、東京オリンピックが開催され半世紀、50年が経過しました。日本の高度成長期に整備された道路、橋、トンネル、そして下水道が、耐用年数とされる50年を超え、補修更新の時期を迎えています。日本の社会インフラが一斉に老朽化するという初めての経験に直面しています。そこで、今後の上下水道の補修更新の計画がありましたらお知らせください。

最後に、市立病院の入院施設改修計画についてお伺いします。

平成20年度の塩竈市立病院改革プランの策定以来、5回の改革プラン評価委員会が開催され、また、市立病院経営健全化会議が、平成21年度より毎月開催され、現在に至っています。その努力によって、21年から23年度まで、連続して黒字化が達成されました。しかし、平成24年度、入院患者数、病院利用率、外来患者数が目標に達せず、収益の減少となり、最終的には赤字決算と報告されました。この要因の一つとして、市民の方々が病院を選択する場合、市立病院の入院施設の老朽化が、この入院患者数、病床利用率、外来患者数の減少の一つの要因ではなかったのかと思われます。入院施設の改修計画がありましたらお知らせください。

以上4項目について、1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま西村議員から4点についてご質問いただきました。

初めに、私の政治姿勢についてというご質問であったかと思いますが、今、塩竈市長期総合計画あるいは塩竈市震災復興計画に取り組んでおります。日々さまざまな課題が山積をいたしておりますが、今ご質問の趣旨に沿ってお答えをさせていただくとすれば、我々こういった行政課題を、単に目的が達成されるということだけでは評価ができなくなっているということを、改めて認識をさせていただいております。目的が達成されることも大切であります、達成までの経過も大変重要であると。また、達成までの行政の推進については、当然のことではありますが、市長が最大の責任を果たしていく役割であるということ、改めて認識をいたしているところであります。

そういった中で、水産業共同利用施設復興整備事業についてご質問いただきました。

この事業であります、東日本大震災復興交付金事業を活用して実施をさせていただいているものであります。本市では、国が定める事業事務要領などに基づき、事業公募の段階、整備事業の実施段階、整備完了後の運営段階のそれぞれにおいて、事業目的が十分に達成されますよう指導監督を行っているところであります。

具体的に申し上げますと、まず、事業公募の段階では、事業計画書のほか決算書などの資料の提出を条件としており、事業計画の内容はもとより、経営状況、資金計画などを総合的に審査し、選定事業者として適格であるかどうかを判断いたしているところであります。また、建築工事などの整備事業の実施期間中におきましては、適宜、事業者と連絡を図りながら、工事の進捗状況などについて確認をいたしております。現在まで、第1回目で選定されました3社のうち既に2社が稼働を始めたところでありますが、計画どおりに整備事業が完了したかの検査確認も実施をさせていただいているところであります。さらに、整備事業完了後の事業運営につきましては、例えば雇用の状況でありますとか、5年以内に国内産原料の比率を50%以上にするなどの事業計画に記載された項目の達成状況や運営管理等の、先ほど申し上げました進行状況についても、定期的に報告を求めながら、指導監督をいたしてまいります。

グループ化補助金についてのご質問でありました。

グループ化補助金における復興事業計画の実施についてであります、中小企業等グループ補助金であります、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、県が認定した中小企業等グループの復興事業計画について、国及び県が支援することにより、産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティーの再生、雇用の維持等を図り、県内産業の復旧及び

復興を促進することを目的とされております。そのため、補助金の採択を受けたグループでは、施設や設備の復旧、整備を行うだけでなく、復興事業計画に掲げた、例えば共同事業等も着実に実施をし、被災地の復旧・復興を加速することが不可欠の内容となっております。グループ補助金は、これまで8次にわたって採択が行われており、塩竈市内の事業所で構成され採択を受けた主なグループとしては、平成23年度に第2次で採択をされた塩竈水産加工業グループと本塩竈駅前商店会グループ、平成24年度に第6次で採択されました塩竈水産加工復興グループ、商工会議所がグループの取りまとめにかかわった塩竈市観光再生グループ、塩竈市商業再生グループであります。これらの事業所につきましては、この採択趣旨に合致した事業計画が進められますよう、県、国にさまざまな資料の提出と国、県からは進捗状況調査等もあわせて実施をするなどの事業計画のフォローアップが適切に行われているものと判断をいたしております。共同事業の実施等につきましても、さまざまな事業に今取り組みをいただいております、本市の産業の復旧・復興がこれらのグループの活動によって促進されることを期待いたしているところであります。

次に、街中の復興ビジョンということでご質問いただきました。具体的には、本塩竈駅前的大型店舗跡地あるいは本町仮設店舗の今後の利活用について、市はどのような考え方で取り組むのかという趣旨であったかと思いますが、今後のまちづくりの基本的なビジョンであります。当然のことながら長期総合計画あるいは震災復興計画の中身に沿った計画を着実に進めていくということではないかと思っております。例えば、長期総合計画につきましては、定住、交流、連携といったようなキーワードを掲げさせていただいておりますが、これらのものが相互に連携しながら、多面的な需要にしっかりと応えていくようなまちづくりを進めていくことではないかなと思っております。また、震災復興計画の中では、特に定住と産業振興というものを掲げさせていただき、先ほど申し上げましたような、例えば水産の加工施設共同事業でありますとか、グループ化補助金事業というものを活用しながら、まちの中により早く復興が実現するような取り組みが進められているものと考えておりますが、本市はこれらの橋渡し役といいますか、連携役として、さまざまな視点、観点から今事業者の方々と計画内容の実施についてのご相談あるいはアドバイス等をさせていただいているところであります。ご質問の、例えば本塩竈駅前的大型店舗跡地につきましては、これは所有者があることでありますので、そういった方々の意向も大切にしながら、今後の跡地利用が図られますような取り組みであります。また、本町仮設店舗につきましては、現在利活用いただ

ておりますので、これらの方々に一定の期日を明示するとともに、その後につきましては、本町商店街の利活用の振興促進につながるような土地利用を計画いたしてまいりたいと考えているところであります。

次に、スクール・ニューディールの進捗状況についてのご質問をいただきました。

まず、学校のエコ化についてであります。

学校におきましては、再生可能エネルギーを活用した事業を初め、エコに関する取り組みにつきましては、教育的な視点からも特に望まれるものと考えております。これまで本市では、各小中学校の照明器具のLED化を順次進め、特に長時間使用する職員室、事務室、廊下、保健室を中心に、LED照明に切り替え、CO₂削減に取り組んでまいりました。今年度は既存の校舎の屋上にも取り付けられる軽量の太陽光発電盤が開発されましたことを受け、昨年度は認められませんでした環境省の再生可能エネルギー等導入補助金事業に再度、第一小学校太陽光発電装置の設置を申請いたしております。この装置で発電されました電力は、第一小学校内の照明に活用してまいりたいと考えております。また、指定避難所となる全ての小中学校の体育館の入り口に設置する誘導灯としての役割を果たす太陽光を利用した照明灯につきましてもあわせて申請をいたしており、認められれば、どの学校でも身近な太陽光発電を目で見て実感をしていただくことができるような環境としてまいりたいと考えております。そのほかに、例えば節水型のトイレを設置する等、使用水量の削減等にも取り組みをさせていただいておりますし、なお、今後学校のエコ化に係る各種補助制度につきましては、できるだけ有利な条件を開拓し、国の制度だけではなく、民間を含めて掘り起こしを行い、さらなるスクール・ニューディールの促進に努めてまいりたいと思っております。

また、学校ICT化についてご質問いただきました。

これまで市内の小中学校では、パソコンや電子黒板を初め情報教育機器を配備するなど、学力向上と情報教育の充実を図ってまいりました。しかし、パソコン等の老朽化も進んでおりましたため、今年の夏休みを利用し、全ての小中学校の情報教育機器の更新を行いました。この更新に合わせまして、9月1日からタブレット型パソコンを小中学校のパソコンルームに1学級の6つのグループが授業で使用できるよう各学校に6台ずつ、浦戸の小中学校については2台、合計62台を導入いたしました。タブレット型パソコンの活用方法としては、児童生徒のグループ学習での活用、授業の準備を行う教員の授業研究のツール、特別支援学級での子どもたちへの支援などを期待いたしているところであります。また、タブレット型は

小型軽量で持ち運びが容易でありますことから、個人情報の流出などその取り扱いも十分注意を払う必要がありますので、個人情報保護条例に準拠した管理規程を設け、市内小中学校に周知徹底を図りながら、情報管理の安全面にも十分配慮をいたしてまいります。

このタブレット型パソコンのほかにも、今回の情報教育機器の更新に伴いまして、小中学校のパソコンの台数をふやすなど情報教育環境の充実を図っております。小学校のパソコンルームでは、これまで2人で1台、パソコンの操作をいたしておりましたが、今回は1人1台に増設し、また、中学校では、パソコンルーム以外での活用を図るため、携行性の高いノートブックパソコンに機種を変更するなど、パソコンの操作性の習得にとどまらず、さまざまな教育活動におけるICT化の推進に取り組んでいるところであります。

中学校の武道教育における安全・安心な環境整備についてご質問いただきました。

新学習指導要領に基づき、平成24年度から中学校では武道の授業が必修となりました。授業でどの武道を導入するかは教育課程の編成にかかわることですので、各学校の裁量に委ねたところでありますが、市内中学校のうち、第一中学校では柔道と剣道を選択し、浦戸中学校では剣道、その他の中学校は柔道を選択実施いたしております。昨年度の本格実施の際には、各学校に剣道の竹刀や防具、柔道着などの用具を配置いたしました。また、柔道の授業で体育館に畳を敷き詰めて、実技を行う際に畳がずれて足を挟むなどのけがも考えられましたことから、畳が滑らないように、滑りどめシートや固定装置を学校の状態に応じて整備をいたしております。さらに、実技等の安全指導面では、各学校に対し、文部科学省から出されております「柔道指導の手引」や「剣道指導の手引」、全日本柔道連盟発行の「柔道の安全指導」等を参考に、安全に十分留意するよう周知徹底をいたしております。また、指導教員による実技指導における安全面に配慮し、本市独自の取り組みとして、塩釜柔道協会や塩釜警察署のご協力を賜りながら、教員を対象に柔道実技指導講習会を実施するなど、指導における安全対策に努めているところであります。

次に、老朽化対策についてご質問いただきました。

まず、老朽化対策としての上水道の改修計画についてのご質問にお答えいたします。

上水道施設全体の改修計画につきましては、昨年度から水道事業施設整備計画の策定に取り組みをいたしております。これは、長期総合計画に基づき、安全・安定・持続などの政策目標を実現するべく策定した水道事業基本計画を基本とし、具体的な更新計画を策定しようとするものであります。これまでも第6次配水管整備事業、老朽管整備事業などにより、管路

を中心として施設の更新を計画的に実施いたしてまいりました。今後、浄水場等の基幹施設の老朽化も懸念されますことから、計画策定に当たりましては、必要な施設を分析し、給水人口の減少傾向も視野に入れ、投資額の最適化を図るとともに、更新費用の平準化、施設の延命化を図ることで世代間の公平性を高め、経営の安定を図ってまいります。

下水道施設の維持修繕や改築につきましては、計画的に対応をいたしておりますが、さらに人口減少等も踏まえながら、予防保全的な視点で、計画的かつ効率的に施設管理をすることにより、ライフサイクルコストの最小化を図るため、今年度から国の下水道長寿命化支援制度を有効的に活用し、長寿命化計画策定に取り組んでいるところでございます。

最後に、市立病院についてご心配いただきました。

市立病院の入院施設改修計画についてであります。西病棟は、昭和34年の建築で54年が経過をいたしております。東病棟は、昭和48年の建築で40年を経過した老朽化の著しい施設であります。平成22年度に耐震補強工事を行いましたので、躯体部分や基礎部分の強度は保たれており、幸いさきの大地震も乗り切ることができました。5階病棟につきましては、平成12年度の介護保険制度の導入に合わせまして療養病床として活用するための大規模改修を行い、部屋や廊下、水回りなどをリニューアルいたしましたため、比較的良好な環境であります。しかしながら、その他の病棟につきましては、古く手狭な病室となっておりますので、現在、6人部屋を4人部屋として活用したりするなどして、入院患者の皆様方にできるだけ快適な療養環境を提供できますよう努力をいたしておりますが、ご質問のとおり、近隣の病院は新しい建物となっておりますので、診療内容以前の問題として、市立病院の施設の古さが患者数減少の一つの要因になっておらないかと心配をいたしているところであります。

具体的な病室の整備内容といたしましては、県の地域医療再生基金2,000万を活用いたしまして、現在、クッション性のある床や温かみのある色彩などを基調とした病室にリニューアルする予定となっておりますので、療養環境の向上に一定の効果が図られるものと期待をいたしております。また、同じく県の地域医療再生補助金を活用いたしまして、この9月議会へ補正予算1億2,000万円で提案をいたしております非常用自家発電機を含む電気設備をできるだけ早急に更新いたしまして、安定的な医療を提供してまいりたいと考えております。

なお、今後ともこの有利な補助金を活用し、更新が必要な冷暖房設備なども更新できますように県と協議をいたしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

副議長（曾我ミヨ君） 西村勝男議員。

8番（西村勝男君） 市長の丁寧なご説明で、3番目のスクール・ニューディールについては、全て万全の体制でお進めになっているということで、質問の機会がなくなってしまいました。ただ、学校の武道整備なんですけれども、どうしても柔道となりますと、10万人に2.5人ぐらい亡くなるとか、野球の場合とかその他のスポーツでは0.35人ぐらいということで、これからは柔道に関しては、安全・安心、何か1回あるともう今まで積み上げてきたものがだめになってしまいますので、その辺はどうぞご注意なさってお進めいただければと思っています。

水産業共同利用施設復興整備事業についてお伺いします。

5年の経過措置の中で市のほうでもきちんとその対応をされるということですが、議会側にもその1年2年でも結構ですが、そういう経過説明みたいなものはやられるおつもりはあるのでしょうか。その辺お願いします。

副議長（曾我ミヨ君） 小山産業環境部長。

産業環境部長（小山浩幸君） 議員ご質問あったとおり、こちらの水産業共同利用施設復興整備事業につきましては、5年後をめどに一定の材料の50%以上というような比率ですとか、そういったものを守っていく必要がございます。当然、議会のほうにも、こういった形でお知らせするかというのはまだ検討しておりませんし、具体的な中身はまだ詰まっておりませんが、適宜、この整備の状況と、あるいは執行の状況ですとかそういったものについて、あとは企業の情報も含まれますので、そういったものをどういったお知らせができるのか、そういったものは今から考えていきたいというふうに思っております。いずれにしましても、私どもとしましては、個々の企業様のこれからの5年後までについては、毎年1回は最低でも確認するとか、そういったことは当然行ってまいります。またそのために、既に今回整備いただきました加工場というのは、例えば従来の1つ目の工場のほかに第2工場というようなことでつくられる場合もありますけれども、そういった場合でもその第2工場について、どういった材料を仕入れてどういった売り上げがあるのかということ、別帳簿で当然つけてくださいとか、そういった形で今指導もしておりますので、そういった中身で今後とも進めていきたいというふうに思っております。

副議長（曾我ミヨ君） 西村議員。

8番（西村勝男君） どうしても嫌な思いがあるんです。やっぱり最終的に結果が出てから調査なりチェックということでは難しい部分がありますので、どうぞ毎年でも結構です。5年

といいますと、私たち、市長も私もいないかもしれませんが。ただ、それでもやっぱりきちっとその事業内容を説明していかないと、工場の方々に水産業の発展のためのという事業計画、70億もお使いになった事業ですから、その辺も含めてきちんとよろしくをお願いします。

次に、その中でもその時代時代で人材の確保が難しいとか、販路の確保が、開拓が難しい、また、原材料の確保等が難しいと、その場その場の中でご指導していかねばならない部分が出てくると思います。ただ、今回の共同利用施設復興整備事業、第1回目12社が応募され、第2回目も11社が応募されています。それで8社が支援をいただいています。ただ、それ以外の方々に対しても、水産業として波及効果を求めるためにも、同じレベルで販路の開拓なり新製品の開拓なり、そういう部分での販売力を磨くためのマーケティングのプロを招いて定期的な勉強など、そういうことはお考えになっているのかお知らせください。

副議長（曾我ミヨ君） 小山産業環境部長。

産業環境部長（小山浩幸君） この水産業共同利用施設復興整備事業に加えまして、ご質問いただいておりますグループ化補助金のほうで水産加工関係のグループというのが2つございます。そちらのグループのほうにおきましては、水産加工業者のみならず、生産者あるいは消費者の方あるいは加工機械をつくっている機械屋さん、資材屋さん、運送関係という方々もろもろいらっしゃいますけれども、そういった方々で会計事務所等を招いての勉強会ですとか、あるいはそういった商品開発のヒントをいただけるような企画会社さんをお招きしてやっている研修会ですとか、そういったことを非常に活発にやられております。そういったことを塩竈市としても何とか、何らかの形で支援していきたいということは今考えておりますけれども、企業さんのそういった動きを捉えているいろいろお手伝いできればというように思っております。

副議長（曾我ミヨ君） 西村議員。

8番（西村勝男君） どうぞよろしくお願いします。どうしても3・11、それ以前は下降の一途をたどっていた業界でもあります。やっぱりこの機会に市場も、加工業の方々に対しても、多大なる資金といいますか、交付金が出ています。水産業を成長産業に変えるぐらいの目標を持って、これからもお取り組みいただきたいと思います。

次に、中小企業グループ補助金のもう一点の部分ですが、今回25年度より、若干グループ補助金が変わってきております。地域の商業機能回復のニーズに応えるため、商店街型の支援を拡充し、共同店舗の新設、それらに付随する環境整備、イベントの開催の費用を新たに補

助対象とする。これも国と県の事業ですが、実際に波及するのは塩竈市内のことだと思いません。これも含めてこういう事業を推奨する形で進めるということは考えられませんか。よろしくをお願いします。

副議長（曾我ミヨ君） 小山産業環境部長。

産業環境部長（小山浩幸君） 今まさにその仮設店舗でいろいろ営業されていらっしゃる方にこういった制度を活用できないかどうかということも、いろいろご相談する中でお話をし、それで制度的にそういったものが活用できないということも国や県に相談していきたいというふうには考えております。

副議長（曾我ミヨ君） 西村議員。

8番（西村勝男君） どうぞよろしくお願いします。

では次の2番目、街中復興ビジョンに移ります。

きょう、民地ということで駅前的大型店舗跡地のことを提案しました。実は、津波復興拠点整備事業、これは港町地区で津波復興拠点整備事業が行われようとしています。付近に適切な高台が存在せず、防災対策に制約を有する港町地区に、津波避難デッキ、防災拠点施設を整備するということになっております。津波復興拠点整備事業の中身については、地域の復興を先導する拠点とするための住宅、公益施設等の機能を集約させた津波に対して安全な市街地を緊急に整備する事業でもあると言われております。それでこの事業は、1自治体に2カ所認められると。石巻のほうでは3カ所申請しているということでしたが、2カ所は確実にできると。つまり、この事業は、災害公営住宅整備事業とも絡めて事業が展開できると。私、前にも議会でもお話ししましたが、まちなかに人がいないとまちの活気、元気は出てこない。できれば山の上に200つくるんだったら、100ぐらいはこちらへ落としてほしいという部分での気持ちがあっけきょう発言しています。津波復興拠点整備事業。これは、津波復興拠点の整備に必要な用地の取得もできると。それも国の予算でできると。それに災害公営住宅整備事業もあわせてできるという事業らしいのですが、その辺について、何かお考えがありましたらよろしくお願いします。

副議長（曾我ミヨ君） 伊藤震災復興推進局長。

震災復興推進局長兼政策調整監（伊藤喜昭君） 津波復興拠点整備事業について。まず、この事業がどういったものかということをご説明させていただきたいと思えます。

今回の大震災によりまして被災した地域には、住宅あるいは業務用の施設のみならず、学校

あるいは医療施設といったいわゆる公益的な施設も大変大きな被害を受けております。こういった施設の機能を一体的に有する市街地というのを緊急に整備する必要があるということで、この津波復興拠点整備事業というものが復興交付金事業として新たにつくられたものでございます。具体的なイメージとしましては、津波で甚大な被害を受けた既成市街地に対して、その周辺の農地を一体的に開発して、住宅や公益施設の受け皿を整備するといったような形で使うわけでありますが、この補助対象であります。これは、安全な拠点市街地を整備するために必要な費用といたしまして、まず用地の取得、これは認められます。それから、その造成費あるいは道路、公園等の公共施設の整備、これは認められるわけでありますが、一方その上物、そこの市街地に新たに配置される民間の商業、業務用の施設あるいはそういった上物というのは、これはその入る民間の事業者の方が、これは自前でみずから行うというのが基本になります。この事業で、その上物の整備はありませんで、唯一あるのが、この建物に対する補助といたしましては津波防災拠点施設、これが補助になると。それ以外のものはないということですので、今回、港町の津波復興拠点ということで認められましたけれども、基本的にはこのエリアの土地をまず買い上げるというのがメインの事業になります。ただ、たまたまここについては買い上げるべき民間の民有地がないということで、上物であります防災拠点施設等だけが認められたと。ですから、大変この事業の採択事例としては極めて珍しい形、そういう意味で大変頑張って認めてもらったという事業になります。

このようにこの津波復興拠点整備事業というのは、あくまでもその造成や道路、公園等の基盤整備がメインの事業でありますので、お話にありました本塩釜駅前的大型店舗跡地というのは、これはその街区全体がもう更地となっている、いわばもう基盤整備そのものはできているという土地でありますので、ここに津波復興拠点整備事業を活用するというのは、これは大変ハードルが高いのではないかとこのように考えております。

ただ、この場所そのものは駅に近接する大変市にとっても貴重な場所でありますので、これは千賀の浦観光特区の区域に入っております。そういう意味では、ここに来られる企業がありますれば、税制等の優遇措置がございますので、こういったものを活用していただきたいというふうに考えております。

以上です。

副議長（曾我ミヨ君） 西村議員。

8番（西村勝男君） ありがとうございます。

今お話しした部分で、もし可能性があるとなれば取り組んでいただいて、これからずっとあいている場所になってしまう可能性もあります。また、本町についても同じです。本町についても、市の土地と民地があります。それも含めて開発できるとすれば、この事業は可能ではないかなど。災害公営住宅整備事業も含めて3つぐらいの事業が、都市整備なんかもあったように思います。その3つが重なっても大丈夫という事業らしいので、その辺も含めて検討のほどよろしくをお願いします。

次に、学校については終わらせていただきます。

次に、水道事業についてお伺いします。

現在民間の経営ノウハウをいろいろな技術や何やらを使いまして、またPFI、公共施設の民間への開放ということで窓口業務と検針業務をやられていますが、今後民間委託するとすれば、これから何か考えられるものがありましたらお知らせください。

副議長（曾我ミヨ君） 福田水道部長。

水道部長（福田文弘君） 基幹施設となる浄水場施設等の運転管理業務の委託は考えられるかと思えます。また、近在の大崎市では、管渠の維持管理業務そのものも民間に委託するというような動きになってございますので、我々も具体的にそれがどういうふうに行けるのか検討して、できるだけ経費のかからないような施設運用の管理運営に取り組んでいきたいと考えてございます。

以上です。

副議長（曾我ミヨ君） 西村議員。

8番（西村勝男君） ありがとうございました。

時代の流れとしまして、どうしても公共施設の民間委託、海外開放、PFIということで進んでおります。いろいろな部分でその辺を活用されて、経費負担がなるべく少なくなるようによろしくをお願いします。

あともう一点、昨年12月に大阪堺市で40年以上前に布設された水道管が破裂しました。3万世帯以上が断水したと聞いています。塩竈市も大倉ダム、七ヶ宿ダムの2つの水源から導水管によって水を引いていますが、その劣化状態といえますか、改修状況について、もしわかりましたらお知らせください。

副議長（曾我ミヨ君） 福田水道部長。

水道部長（福田文弘君） まず今回の地震で、大倉の導水管、それから七ヶ宿ダムの導水管も

壊れました。七ヶ宿のほうは、浄水場から出てきたものところで壊れてしまいまして、それで大変な状況になったわけなんですけれども、実は耐震性が強い伸縮管といいまして、揺れによって、動くことによって耐震性が向上しているという管だったのですが、その動く部分が今回壊れてしまったということで、さらにこの管渠の能力を向上させるような管に取りかえるようなことで、七ヶ宿のほうについても耐震性が向上してくるのかなと思っています。それから、大倉からの導水管については、かなり地盤が悪いところを通っている部分がありますので、それについてはどのような形で、例えば地盤改良を行っておくことによって耐震性が向上するとか、そういうような方策を現在検討しております。施設整備計画の中でも一定程度での指針が出ると思いますので、そこについてもできるだけ耐震性の向上に努めまして、大阪のようなことがないような対応をしていきたいと考えてございます。

以上です。

副議長（曾我ミヨ君） 西村議員。

8番（西村勝男君） どうぞよろしくお願いします。市民の方々が、この前の大震災で大分痛い目を見ていますので、まさかのことがないことをよろしくお願いします。

もう一回水道についてお願いします。

どうしても水道計画の中で、2020年度は5万5,000人という人口の中での見積もりをされております。ある統計を見ますと、5万1,000人ぐらいという統計も出ています。ですから、その行政負担といいですか、かかる割合が若干変わる可能性もあります。このように水道、下水道の改修によって、山口県岩国市では水道料金が、28年ぶりに23%ぐらい上げていると。あと下水道の補修関係で、松山市では8%ぐらい上げているということ。塩竈市の場合、4キロ四方の小さなまちで、配管にしても何にしても短い距離で済むとは思いますが、その辺も含めてきっちり計画を立てながら、市民の負担がないように、どうぞよろしくお願いします。

最後に、病院のことについて、市長、大分進めてお話しになりましたし、あと病院の方々にとっても、資金不足比率が前8%が3.5%に下がったということもありますし、随分努力をされていることも十分にわかります。

ただ、どうしても私もこの年になってきまして、病院に見舞いに行くことも大分あります。坂の上の病院にも行きますし、利府のほうにも行きますし、やっぱり行くと、やっぱりもう少しという部分がありますので、今後この辺を検討されて、なるべく早いうちに改修されま

すことをお願いして質問を終わります。

以上です。

副議長（曾我ミヨ君） 以上で、西村勝男議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明25日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（曾我ミヨ君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明25日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後5時07分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年9月24日

塩竈市議会議長 佐藤英治

塩竈市議会副議長 曾我ミヨ

塩竈市議会議員 香取嗣雄

塩竈市議会議員 阿部かほる

平成25年 9 月25日（水曜日）

塩竈市議会 9 月定例会会議録

（第 3 日目）

議事日程 第3号

平成25年9月25日(水曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

出席議員(17名)

1番	浅野敏江君	2番	小野幸男君
3番	嶺岸淳一君	4番	田中徳寿君
5番	志賀勝利君	6番	香取嗣雄君
7番	阿部かほる君	8番	西村勝男君
10番	菊地進君	11番	志子田吉晃君
12番	鎌田礼二君	13番	伊藤栄一君
14番	佐藤英治君	15番	高橋卓也君
16番	小野絹子君	17番	伊勢由典君
18番	曾我ミヨ君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	佐藤雄一君
健康福祉部長	神谷統君	産業環境部長	小山浩幸君
建設部長	鈴木正彦君	震災復興推進局長 兼政策調整監	伊藤喜昭君
市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君	会計管理者 兼会計課長	星清輝君

健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高橋敏也君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤修一君
建設部次長 兼下水道課長	千葉正君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也君
市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	赤間忠良君	市民総務部 政策課長	阿部徳和君
市民総務部 財政課長	荒井敏明君	市民総務部 稅務課長	小林正人君
健康福祉部 保險年金課長	並木新司君	産業環境部 水産振興課長	佐藤俊幸君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君	市立病院事務部長	菅原靖彦君
市立病院事務部 業務課長兼経営改革室長	鈴木康則君	水道部長	福田文弘君
水道部次長 兼工務課長	大友伸一君	教育委員会教育長	高橋睦麿君
教育委員会 教育部長	桜井史裕君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君	教育委員会教育部 学校教育課長	高橋義孝君
選挙管理委員会 事務局長	遠藤和男君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	佐藤勝美君		

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	宇和野浩志君
議事調査係 専門主査	斉藤隆君	議事調査係主査	西村光彦君

午後1時 開議

議長（佐藤英治君） ただいまから9月定例会3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第3号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤英治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、8番西村勝男君、10番菊地 進君を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（佐藤英治君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、本日の一般質問は全て一問一答方式にて行います。

5番志賀勝利君。

5番（志賀勝利君）（登壇） 私、前はいしんでしたが、いしんを解散いたしまして、新生クラブに新しく入らせていただきました志賀でございます。新生クラブの先輩議員の皆さんには、質問の機会をいただき、本当にありがとうございます。

それでは、私の質問に入らせていただきます。

初めに、今回のいろいろな東日本大震災が絡んで、議会でいろいろ討議されています。その際に、市長はいつも震災直後のことで非常に混乱した時期だと。市長みずから歩かれて、市内の建設業界の方々にいろいろなものをお願いして歩いたというようなお話をたびたびお聞きしています。そこでお伺いいたします。

震災翌日からあつた混乱した中で、市長はどういった業者さんに歩かれたのか、まずそこをお聞きしたいと思います。そして、何件ぐらい歩かれたのかお聞きしたいと思います。

2つ目には、マリゲートの振興策についてお聞きいたします。

津波被災後、同じ年の7月にはたしか再開したと記憶しておりますが、そのテナントさんに私も邪魔してお話をお聞きしますと、依然として状況がよくなるというようにお聞きしますので、その辺の振興策についてどういうお考えをお持ちなのかお聞きしたいと

思います。

3番目に、都市計画審議会のあり方についてお尋ねいたします。

私が議員になりましてから3回ほど審議会がございました。その審議会の中で、本当にこういう審議会がいいんだろうかというような疑問を私自身抱いておりましたので、その点についてお聞きしたいと思います。

4つ目としては、観光特区の進捗状況についてであります。

当初、水族館ができる云々というようなお話があったわけですが、最近どうもその話がどうなったのかさっぱり我々議員にとってわからないということで、その後どういう形になっているのか、それも含めてお話しいただければと思います。

5つ目としては、第3回水産業共同利用施設復興整備事業についてであります。この事業の対象者は何社なのか、この辺が何か明らかになっておりませんので、今月中に決まりそうな話もちらっとお聞きはしているんですが、この件についてもお聞きしたいと思います。

それと、6番目に、FMベイエリア放送設備の無償貸与についてであります。

約5,000万円のお金をかけて上の原に鉄塔を建てて放送設備を置いて、上の原に置くかどうかわかりませんが、そういったものを準備して無償でFMベイエリアさんにお貸しするというような話をお聞きしています。その中で、この施設の維持管理費用は誰が負担するのか、そして何年間貸与するのか。また、このときにアンケートがとられたわけですが、そのアンケートについてもいろいろお尋ねしていきたいと思います。

7番目には、港奥部に約2,000万円のお金をかけてつくられた震災モニュメントについてお聞きしたいと思います。

当初の目的、どういった目的で建てられたのか、我々もお聞きしていますけれども、その目的が果たして現在果たされているのかの点についてお聞きしたいと思います。

以上、私の第1回目の質問とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

議長（佐藤英治君） 佐藤 昭市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま志賀議員から7項目についてご質問いただきました。順にお答えをさせていただきます。

初めに、震災直後の私の行動についてであります。

東日本大震災発生時は、2日間にわたり大津波警報が発令をされておりましたので、断続的に災害対策本部会議を開催して対応に当たったところであります。津波の被災状況等につい

ては、直接現場に足を運ぶ機会がございましたので、震災2日目の夕刻になりましてからようやく本部会議の合間を見まして、まだ警報は解除されておりましたが、極力海岸に近づかないよう安全を確保しながら、職員と市内の被災状況確認のため、海岸通でありますとか本町、北浜、藤倉といった地域に足を運んだところ、まさに目を覆う惨状が展開をいたしておりました。この状況下では支援物資の運搬でありますとか災害漂流物の後片づけに著しい支障が発生するため、直ちに協議会に支援活動を要請したところであります。その日から早速協議会の皆様におかれましては瓦れき類の撤去作業や災害漂流物の後片づけ、さらには仮設ポンプによる排水活動を被災区域で展開をしていただきました。私も協議会の皆様に復旧活動に取り組んでいただいております現場に直接足を運ばせていただき、極めて厳しい作業に取り組んでいただいておりますことに対する御礼を申し上げますとともに、災害復旧支援活動を展開する上での課題、問題等につきましても意見交換をさせていただいたところであります。

具体的に申し上げますと、現場で使用可能な重機類の保有状況でありますとか人員の手配について、さらには早急に塩竈市が瓦れき類の仮置き場を確保されたいといった要望内容等でありました。でき得る限り復旧現場に足を運ぶよう努力をいたしましたが、より多くの支援活動に取り組んでいただいております方々に直接御礼と意見交換をさせていただきたいというお話をさせていただき、路上の瓦れき類の撤去が一段落をいたしました4月末の16時過ぎでありました、この作業に従事されておられました経営者の方々、作業員の皆様にマリングート前の駐車場にご参集いただき、直接御礼を申し上げる機会をつくっていただきました。その際にも、参加いただきました会員の皆様と今後の課題、問題等について意見交換をさせていただいたところであります。その後は作業の進捗に合わせできる限り現場を訪問し、例えば危険家屋の解体現場での当面する課題についてでありますとか、1次仮置き場で周辺の住民の方々から寄せられている苦情の内容、解決策、さらには1次仮置き場の作業ヤードの拡張といった当面する課題について共通認識の機会をいただいたところであります。

訪問した件数についてのご質問であります、個別個々の記録をまとめてはおりませんが、数十件に上ると記憶をいたしているところであります。このたびの東日本大震災からの復旧復興には全ての市民の皆様方から多大なるご協力をいただきましたが、特に震災発災後直ちに復旧支援活動に当たっていただきました災害復旧連絡協議会の会員各社の社長以下社員の皆様方が総出で泥まみれになって取り組んでいただいた姿は、今後も多くの市民の皆様に記

憶にとどめていただけるものと確信をいたしております。このような過程で多くの協議会会員の皆様をご訪問し、お話をさせていただいたということで申し上げさせていただいたところであります。

マリンゲートの振興策についてご質問いただきました。

再開後のテナントの売り上げ改善策についてでございますが、マリンゲートの施設運営に当たりましては、民間事業者が有するノウハウを活用し、サービス向上を通じて効果的な施設運営が図られますよう平成18年度から指定管理者制度を導入いたしております。マリンゲートは昨年7月に全館リニューアルオープンをいたしました。施設の復旧整備工事の実施に当たりまして、1階のショッピングゾーンにつきましては回遊性やにぎわいの創出に配慮し、区画や内装、照明などの見直しを行いましてイメージアップを図らせていただきますとともに、指定管理者がテナントの要望をお聞きしながら一部のテナントの配置変更等を行わせていただいたところであります。

再開後のテナントの営業実態を把握して改善策を講じているのかというご質問であったかと思いますが、テナントの営業状況につきましては指定管理者を通じて市でも売り上げを把握いたしておりますが、テナントにより業績が相違をいたしております。必ずしも全てのテナントで一律に悪化ということではなくて、震災後に売り上げを伸ばしたテナントもございます。また、指定管理者は、入居テナントで構成されますマリンゲート塩釜事業振興会と施設運営に関する定例会、毎月開催をいたしておりますが、必要に応じまして市の担当者も出席をし、テナントからの率直な意見をお伺いしながら指定管理者と連携し、課題解決やイベントの実施に取り組んでいるところでもあります。

なお、テナントの売り上げにもかかわる入館者数であります。再開後1年間、平成24年4月から25年6月までの入館者は113万2,600人で、震災前の平成22年4月から23年3月までの1年間の入館者118万7,500人とほぼ同水準の約95.4%となっております。

今後の具体的な振興策であります。昨年の12月から空き店舗となっております3階の飲食ブースには、指定管理者の誘致努力により今月になりまして海鮮和食レストランがオープンいたしました。さらに、これからの秋の行楽シーズンに向けて、恒例となっております「塩竈の醍醐味」なども開催されますことから、今後とも魅力的なイベントの実施や積極的な情報発信を通じて知名度アップを図り、集客やテナントの売り上げ増につなげてまいりたいと考えているところでもあります。

次に、都市計画審議会についてご質問いただきました。

この審議会をそもそも発足した経緯についてであります。本市の都市計画審議会は昭和44年10月から審議会を設置いたしております。当時の都市計画法では市町村に審議会を置くという規定がありませんでしたので、都市計画に関する事項を審議するため設置すべきとの事務次官通達に従い、地方自治法に基づく市長の附属機関として設置をされました。その後、平成11年7月の地方分権推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）を受けました都市計画法の改正によりまして、同法に基づく審議会として平成12年3月に新たに塩竈市都市計画審議会条例を制定し、審議会を発足させたものであります。

審議会の役割であります。都市計画法に基づく道路等の都市施設や区画整理事業、再開発事業、用途地域などについて自治体が決定、変更する場合に審議会に諮ることとされているものであり、例えば今回審議会に提案をさせていただきました港町地区津波復興拠点整備施設につきましては、都市計画法第11条第1項第11号で一団地の津波防災拠点市街地形成施設として都市計画を定める都市施設とされており、同法第19条により都市計画審議会の議を経て都市計画決定するものとされているものであります。このようなことから今回審議会に諮らせていただいたところであります。なお同法第11条ではこのほか道路、公園、緑地などが都市施設として定められており、また12条では土地区画整理事業や市街地再開発事業が定められており、いずれも都市計画審議会の議を経て都市計画決定するものとされているところでありますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

次に、観光特区についてご質問いただきました。

この千賀の浦観光推進特区であります。平成23年12月、東日本大震災復興特別区域法が施行され、内閣総理大臣の認定を受けた復興推進計画に基づいて実施する復興推進事業につきましては、復興の円滑かつ迅速な推進のため、税制の優遇などの特例措置が受けられることとなっております。本市でも平成24年2月には宮城県や県内自治体と共同で民間投資促進特区、いわゆるものづくり産業版について、さらに本市独自の特区として同年3月には千賀の浦観光推進特区の認定を受けたところであります。

千賀の浦観光推進特区につきましては、日本標準産業分類で言う飲食料品小売業、飲食店、宿泊業、水産業、娯楽業のほか、その他の教育・学習支援事業を対象業種としており、観光客の多くが回遊する本町地区からマリゲート周辺の海岸通地区及び港町地区の一部を集積区域に指定をさせていただいたところであります。また、特区における復興推進事業として、

復興特区法第2条第3項第3号に定める復興特区支援貸付事業等もあわせて実施をさせていただいているところであります。

ご質問の水族館というお話でありましたが、この千賀の浦観光推進特区の中の教育・学習支援事業といったような範疇に入るものと考えております。民間事業者が今一生懸命そのような取り組みを模索されているということをお伺いいたしているところであります。

次に、水産業共同利用施設復興整備事業についてご質問いただきました。対象事業所についてのご質問でありました。

まず、事業の進め方、経緯について若干触れさせていただきますが、水産業共同利用施設復興整備事業につきましては、東日本大震災復興交付金事業を活用して実施しているものであり、事業事務要領によりまして事業者を公募によって募集し、審査の上で選定することとなっておりますので、市内のみならず、市外、県外の事業者を対象とし、広く公募により事業者を募るものであります。第3回事業の公募につきましては、要領にのっとり事業説明会を実施し、その後1カ月間募集期間を設けて、締め切った後に、過日、審査会を実施させていただいたところであります。

平成25年7月9日に行いました事業説明会には、市内から7社、市外、県外から4社、計11社の参加をいただき、事業内容についての説明、活発な質疑応答が行われました。その後、8月9日の募集締め切りまでの1カ月間の間、説明会に参加した事業者のうち市内の事業者1社、県外の事業者2社からさらなる質問、要望等が寄せられたところでありますが、公募締め切りの結果として市内事業者1社の事業申請となったところであります。したがって、事業予算の執行は1社が対象で限度額は15億円となっております。審査会におきましては申請事業者の事業計画は選定の基準に達していると判断されましたので、申請事業者を内定したところであります。今後、補助をいただいております国及び県に審査内容を報告し、その後正式決定とさせていただきたく運びであります。

次に、FMベイエリアの放送設備についてご質問いただきました。施設の維持管理費用についてでございます。

まず、FM放送設備整備の経過についてでございます。

東日本大震災が発災した当時、地元のコミュニティFMでありますFM事業者が地震及び津波により甚大な被害を受けておりました。発災当時は給水情報や避難所情報など被災者救助のための情報を提供するため、市が臨時災害放送局の許可をいただき、残された人材や資機

材を市役所に集約して地元FM放送局を継続いたしました。現在でも臨時災害放送局としての役割を果たすため、引き続き生活支援情報などの行政情報を番組に取り入れて放送いただいているところであります。

このように本市のみならず被災地各地で地元FM局の放送環境が極めて困難な状況にある中、国におきましては平成23年度の第3次補正予算におきまして東日本大震災の被災自治体における情報化の推進と被災地域の復興促進を目的に情報通信技術利活用事業補助金を創出したところであり、引き続き平成24年度におきましても予算措置を行い、被災地域の情報化を一層推進しようとしているところであります。

この補助金は、東日本大震災による影響が甚大であったことから、これまで中小企業等グループ施設等復旧整備補助金や水産加工施設整備等支援事業など、自治体のみならず被災企業への支援を行ってきておりますが、それらと同様に被災事業者の支援として創設されたものでありまして、さらに補助金のほか震災復興特別交付税を措置し、全額国費で実施できますよう事業主体を自治体としているものであります。このような経過を踏まえまして、本市ではこのような取り組みをさせていただいたところであります。

維持管理費用の負担についてのご質問でありました。

放送設備の使用につきまして、国では長期的で安定的な使用を可能とするIRU契約というものがあるそうではありますが、この制度を活用した公設民営での運営を想定されております。この契約によりまして、財産の貸与を受ける事業者が電気通信事業法における事業主体として本市の財産を活用した放送事業を行うことができることとされており、維持管理費用につきましては事業者の負担となっているところであります。

なお、何年間というご質問がございましたので、後ほど担当からご説明をいたさせます。

アンケート調査結果についてもご質問いただきました。

今回、放送エリアを離島まで拡大をするという計画を持ったところでありますが、総務省から特に離島地域のニーズ調査を行うよう指導されましたことから、24年10月、仮設住宅にお住まいの被災者を対象に調査を行ったものであります。調査項目につきましては、総務省の確認をいただきながら、本市の市政情報の入手方法、地元のFMラジオ局の必要性、聞きたい情報の種類、聞きたい市政情報、聞きたい市政情報の時間帯などを調査したものであります。調査結果といたしましては、回答率は本土を含めました全体で46.6%ではありますが、浦戸地区では95.3%と非常に関心が高い状況となりました。

次に、震災モニュメントについてご質問いただきました。当初の目的の達成についてというご質問でありました。

モニュメント建立の目的であります、1点目といたしまして東日本大震災の記憶を風化させないということであり、2点目といたしましては、本市復興への願いを込めさせていただくということであり、3点目であり、本市を訪れた市民や観光客の方々が犠牲者に花を手向け、犠牲となられた方々をお慰めすることができる場所をつくるというものであります。建立の目的を達成すべく、モニュメント本体は白御影石4本から成る「昇る太陽の塔」と黒御影石から成る「日の出の記録碑」で構成されており、記録碑におきましてはモニュメントの名称、市民の犠牲者数、お名前、市民から公募しましたメッセージ「自然の力を 心に刻み 未来を見つめ 塩竈に生きる」という内容でありました。津波到達地域図、地震発生時刻、津波の高さ等について記載をいたしております。本年3月11日、東日本大震災追悼式に先立ちまして震災モニュメントの除幕式を行い、ご遺族46名を初め合計で136名の方々に献花を賜ったところであり、多くの市民の皆様には犠牲となられた方々のご冥福をお祈りする気持ちでありますとか本市復興への願いを改めて感じ取っていただけたのではないかなと思っています。

今後につきましては、千賀の浦緑地周辺の整備も一定程度整ってまいりましたので、復興の記憶を風化させないよう、なお多くの市民の方々にお立ち寄りいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（佐藤英治君） 荒井財政課長。

市民総務部財政課長（荒井敏明君） それでは、FM放送の使用の期間ということのご質問についてお答え申し上げます。

先ほど市長のほうからのご説明ありましたIRU契約、これは何かと申しますと、例えば自治体が保有している施設、これを他の事業者さんに長期的に安定的に使用させると、いわば制度的なものとして創設されたものであります。本来これまでですと総務省のほうでは自社による回線保有という規定がありましたけれども、これが平成8年度にその緩和措置が施されまして、現在では他者から、いわゆる自治体が整備したものについてほかの事業者さんが使えるということを認めたというふうな制度になっております。これにつきましては、総務省のほうでは地方公共団体が整備あるいは保有する施設、これの電気通信事業者への開放に

関する標準手続というものを示してございまして、その中ではこのIRU契約を結ぶことによりまして、一般的にその使用期間、これを10年以上というふうな定めにしてございます。

なお、その中でもさらに使用期間が10年以上であり、契約の自動更新の定めがあるという形になりますので、一般的には10年として、あとは自動更新というふうな考え方でございます。以上です。

議長（佐藤英治君） 志賀勝利君。

5番（志賀勝利君） ありがとうございます。

まず最初に、第1項目めから質問させていただきたいと思います。

先ほど市長からのお話しいただきました。実際は、今までは何か翌日から一生懸命歩いていたんだというお話が多かったわけですが、実際は5日目の夕刻になってお会いしたというようなお話でしたよね。それだとつじつまが合うのかなと。というのは、事実、私、業界の方の役員さんから、震災の三、四日は市とは全然連絡とれてなかったんだと、その中で我々復興に動き出したんだというお話を聞いておりましたので、市長の今までの議会でのたび重なるそういったご発言で何かつじつまが合わないなというような思いがしたものですから、その確認の意味でご質問させていただきましたけれども、今のお話ですとそうなんだなというふうに納得いたしました。（「2日だよ」の声あり）2日目、じゃ私、耳遠いからだめなんですかね。すいません。2日目ですか。じゃ2日目でどこにお歩きになりましたか。

議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 先ほど、私、被災2日目の夕刻になりましてから本部会議の合間を見まして、職員も一緒に行っておりますので、職員にも確かめていただいて結構であります。その際にはまだ津波警報が発令されておりました。したがって、海には近づかない範囲で海岸通でありますとか本町、北浜、藤倉といった大きな被災を受けた地域の現地調査をさせていただいたということをご説明させていただきました。その際に、道路上に例えば車が放置されている、あるいはうちが倒れかかっている、あるいは津波漂流物が山積みになっておりまして、これから先、例えば支援物資の受け入れでありますとか、そういった瓦れきの片づけに大きな支障を来すだろうということで、直ちに役所に戻りまして、各連絡協議会の皆様方にぜひ早急にこういった取り組みを行っていただきたいということをご連絡申し上げたというご説明をさせていただきました。以上でございます。

議長（佐藤英治君） 志賀勝利君。

5番（志賀勝利君）　じゃ私の聞き誤りで、2日目、現場を歩いたと、建設業界の方とはその後ですね、お会いになったというお話ですので。今までの話としてはすぐ翌日から市内業者を、あの大変な中を歩いたというお話で、そこを何とか理解してほしいというお話でしたので、これも市長の作文の上手さからそういう言葉が出てくるんだろうと思いますけれども、わかりました。事実としては、2日目から現場を歩いたと、その後に業界の方々とお会いしていろいろな段取りをしたということで理解させていただきたいと思います。

それから、今度はマリゲート、2つ目のマリゲート、先ほど「民間ノウハウを活用して」という文言がございましたが、結局こういう言葉だけで終始していると何も進まないと思うんですね。結局、塩釜港開発ずっと赤字です。その塩釜港開発にまた同じ依頼をしていたら同じ赤字の積み重ねになるかと私は思うんですね。結局、そういうイベントをきちんと企画する簡単に言ったら能力のないところなんだろうというふうに思うんですね、これだけ解決できないということは。にもかかわらず、同じようにずっと委託していて何が解決できるのかなと私単純に思います。企業再生の場合、当然経営陣が交代して、入れかえて、そして何かしら劇的なことをやらないと改革というのはできないわけです。

マリゲートが津波震災後再開したときに、私、8月28日にマリゲートのテナントさんにお話をお聞きしました。そうしましたら、こういう意見がありました。リニューアルオープンした後に入居したが、売り上げが上がり苦慮すると、このままでは撤退せざるを得ない状況であると、運営会社はもっと真剣に店舗運営を考えてほしい。別な方は、観光バス客が通っても通過するのみ、立ちどまる気配すら見せることなく過ぎ去っていく団体が多い、「カルガモご一行様」と呼んでいるというようなことをおっしゃってました。それから、イベントがあるときは人が来るが、ふだんは全く商売にならない、震災前にはほど遠い状況だ。また、仮設店舗優先に団体が流れている感じを受けている、マリゲート内の店舗にも人がとどまるよう旅行会社に交渉できないものか、到着団体の情報がある程度来るものの、なかなか商売には結びついていない。市では管理者に対するテナントのアンケート調査をしないのか、このまま同じ管理者のもとでテナントとして商売は考えられない、十年一日のごとくイベントは変わりばえしない、本当にテナントのことを考えて運営しているのか疑問を感じるという、これは昨年8月のテナントのお言葉です。

それで、9月5日、今月ですね、またお邪魔しました、1年ぶりに。そうしましたら、やはり声としては、イベントのあり方として、年間、春、夏、秋、冬、4回の柱となるイベント

を考えてはどうかと、さらに各種イベントの企画ももっと考えてもらいたいというような声がありました。それと、集客のための物産館として市内にやはりマリングートというものがPRできるような表示リンクをもうちょっとふやしていただけないかと。入り口もそうですね。あと駐車場にも問題があって、一番目立つ広い駐車場が観光バスに占領されていて、一般客がとめられないことも来客に不便をかけている。七、八割が通過するだけの観光バスの対応をぜひとも検討してほしいと。テナント地区の構造の問題、これはテナントのあその場所ですね。例えば観光汽船から下船してきたときに、観光客が入り口を入ってきたとき館内が一望できない。やはり物産館のほうがブラインドになっているんですね。そういう構造的な問題があるよと。それと、間仕切りの壁が高くて、テナントさんが入っている、結局隣が何を売っている店が見えないと。やはり観光物産館であれば、一目ずっと見渡して、あそこにある、ここに何があるというような、やはりわかるほうが、来るお客さんにとっては便利なんではなからうかというふうなご意見もございました。それと、駐車場券はテナントが1枚30円で購入している、1,000円以上の買物客に提供はしているんだけど、先ほど言った駐車場が狭くて、やはり近いところにとめられない、やはり館内を通り抜けてこないと物産館に来れない、むしろ観光バスのところに何がしかの一般客がとめるような駐車場の設置も考えていただけないだろうか。それと、管理者はもっと旅行者に館内の滞留時間の延長、せめて20分か30分とどまるように交渉してもらえないだろうか。あとこれは、家賃が高い、商売に見合った家賃を考えてほしいというようなご意見もありました。

前に商工港湾課の課長からマリングートはおかげさまで黒字に転換しましたというお話があったわけですが、塩釜港開発が黒字転換してもテナントさんが黒字転換しないと、私からしたら何もならないんじゃないのかなと思います。そして、売り上げを伸ばしたテナントさんもいるというお話でした。何件伸ばされたのか教えてください。

議長（佐藤英治君） 小山産業部長。

産業環境部長（小山浩幸君） ただいま何点かの質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

最初に、塩釜港開発が赤字だというようなご指摘がございまして、その後最近は黒字になっているというようなお話をいただきましたけれども、過去5期を見てみまして、やはり単年度で基本的には利益が出ている年がほとんどでございまして、ただし震災があった直後の第18期の平成22年10月1日からの1期については単年度の赤字ということにはなっております

けれども、それ以外は単年度で黒字が出ているというような状況にまずございます。

それと、テナントの売り上げの問題でございました。私ども捉えさせていただいておりますのは、震災前の平成22年1月から12月までの売り上げと、震災後の24年7月に仮オープンしまして、リニューアルオープンしました、そこからの1年間の比較で、その時期ともに営業されておりました店舗のほうの売り上げを比較させていただきましたところ19店舗比較できまして、売り上げが増加したというところが8店舗、ほぼ同じというのが1店舗、減少が10店舗ということでございまして、確かに減少のほうが多いんですけれども、一概に減少しているばかりではないというようなことでの数字がございまして、私どもはこれを見まして、かなり苦戦されているなという思いがあったんですけれども、個店によってはかなり善戦されているところもおりなのかなというふうには感じておりました。

あと指定管理、そういった運営のノウハウ等がないところ、あるところに委託しているというような表現の部分でございまして、これはご存じのとおり塩竈市の指定管理制度を使いまして、平成18年度から現在の会社のほうにあちらの施設の運営のほうを指定管理制度ということで指定管理のお願いをしております。ご存じのとおり、1期目につきましてはこれまでの実績を有しているところに対して非公募でそちらの会社のほうにお願いをしておりますけれども、2期目につきましては公募型のプロポーザルを行って、そのときは申し込みが1社しかなかったということで、そちらの1社様のほうにお願いしましたけれども、最近の震災以降行った第3期目につきましては、2つの団体から応募がございまして、審査をさせていただいた結果といたしまして現在の会社様のほうに指定管理のほうをお願いしているというような状況でございます。

ただ、いずれにしても、震災以降、やはり塩竈市内の観光客等々も多少は戻ってきている状況はございますけれども、まだまだという部分もございまして、今、議員おっしゃられたことも私どもも聞いているような実情もございまして、そういったことは一つ一つ参考にさせていただきながら指定管理者と打ち合わせをして、もう少しよりよい方向に持っていけるように、これは努力していきたいというふうに思っております。以上です。

議長（佐藤英治君） 志賀勝利君。

5番（志賀勝利君） じゃよろしく申し上げます。一番の問題点は、やはり観光バスで来られた方々が館内に滞留する人が非常に少ないという問題点だろうと思います。これはマリゲートができた当初から問題になっていたわけで、市内の観光物産をやっている方々はやはり

旅行会社とかバスの運転手さんに1万円だ、2万円だとリベートをお支払いしながらバスを呼んでいたと。そういう現実をわかってはいたんだけど、やはり塩釜港開発が最初第三セクターとして発足したというところで、なかなかそういうものの導入しづらい面があったんだと思うんですが、今、民間会社として委託されているだけのことから、もうちょっと積極的にその辺のところをやっていただくということが必要なんじゃないのかなというふうに感じておりますので、市のほうでも、マリゲート、塩釜港開発さんでは一応テナントのアンケートはとったとはいうものの、声の中には我々が何を言ってもなかなか聞いてもらえないんだというような声もございます。ですから、市が直接アンケートをとっていただいて、その声を直接聞き届けて、そして改善していくようなサジェストをしていかないとなかなか好転していかないのかなというふうに感じておりますので、もう一度、言葉だけでなく本当に振興を考えていただけないかなというふうに思います。よろしくお願いします。

それと、塩釜港開発なんですが、できてから累積赤字が9億、今残っているわけですね。その9億を年度決算で1,000万円や1,000万円前後の黒字を出していっても、何年かかるんでしょうか。90年かかるんですね。誰も生きてないですよ、この場にいる方はね。誰が責任をとるんだと。やはりいろんな意味で、指定管理者を例えば塩釜港開発から外した場合に、じゃ塩釜港開発の方々はあしたから生活に困るわけです。それでいいのかという問題も当然あるわけですし、そういったいろいろなことを鑑みて、やはり塩釜港開発のトップとなる人、そういった人事も、もうちょっと振興につながるようなことを考えていただけないのかなと私常々思っております。例えば、伊達な道の駅ですか、岩出山の、あそこはかつて岩出山町長であった方が社長になられて、それで見事復活させたと。そういう手腕のある方もいらっしゃるわけです。今その方はご自分でコンサル業みたいなこともやられているみたいなことも話は聞いております、定かではありません。そういう方の知恵をおかりしてやるということも大切ではないのかなと。商売というのはみずからいろんなことを考え出すのも、これも商売です。だけど、やはり繁盛店のまねをしていくというのも商売の一つのあり方なんです。ですから、その辺をもうちょっと考えていただいて、そういうところにご相談をして、イベント等のノウハウももう一回塩釜港開発さんに勉強していただいて、テナントさんが、皆さんが商売になるようにやっていただければなど。今、中身を聞いて、18テナント中の8店は売り上げが上がっているということを聞いて一応ほっとはしておりますが、まだ半分いってないわけですから、何とかその辺、皆さんが商売になるというようなマリゲートにして

いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、都市計画審議会についてまたご質問させていただきます。

私、議員になって3回ほど都市計画審議会に出席させていただきました。最初的时候には北浜地区の都市計画の問題でした。そのときに委員の形で出られた方が、都市デザインの先生と設計士の先生、あと弁護士の先生がいらっしゃいました。そういった設計士の方々の専門家のご意見というのは「何でもっと美観を考えないんだ」と、対岸からの美観ですね。要するに、「昔の北浜地区の海岸沿いというのは造船所が立ち並んでいて、決して余りいい雰囲気とは言えなかった。そこを今回改めてやるのだから、対岸から見た美観をもっと意識した設計をなぜできなかったのか」という提言がありました。ところが、その提言は一切何も反映されることなく、そのまま役所から出した都市計画案で決まっていってるわけですね。そうすると、そういった都市デザインの先生とか設計家の人は自分が審議委員だということの名を連ねていると。その先生方が言った考えが何も反映されないで、結果としては審議委員会で賛成という手を挙げたということになったときに、そのでき上がったものを見て、何だ、あの先生がかかわったのにこんな程度なのかというふうに思われるんじゃないのかなと私は心配したわけですね。ですから、都市計画審議会にその案を提出する前に、せっかくそういう専門の方がいらっしゃるんだから、その前に専門家の方の意見なりを聞いて、それが何がしかでも取り入れられたような設計をしていくのが私はいいんじゃないのかなと。そうすると名前が使われた方も自分の一応意見が考慮されてできたものだから納得していただけるのかなというふうに、私はそう感じるわけですが、その辺についてどうお考えでしょうか。

議長（佐藤英治君） 佐藤 昭市長。

市長（佐藤 昭君） 志賀議員からただいま都市計画審議会のあり方についてということで、北浜の区画整理の件かなと思いますが、今、志賀議員のお話をお伺いしながら昔のことを思い出しておりました。かつてやはり同じく景観を志す方が塩釜に来られてマリゲートから対岸を見ましたときに「いや、これこそが港の原風景だ」と、私も当時の担当でありましたが、言われまして、いや塩竈の原風景はこの造船所なんですよというお話をいただいて、私もさて何とお答えしたらいいかということ戸惑ったことを記憶いたしております。

かように、都市景観というものについてはやはりいろいろな皆様方がいろいろな思いを持たれていることも事実であります。恐らく我々100点満点の回答はできないかと思いますが、今回例えば北浜地区の区画整理であり、藤倉の区画整理であり、あるいは海岸通地区の市街地

再開発でありということについては、今までにないような新しいまちづくりの風がこの塩竈にもという思いで取り組んできているところでもあります。どうしても計画上は平面的な計画になりますので、今ご質問のこれから先どういった企業を誘致してどのようなということについてはなかなか想定した形でしか絵が描けないという性格上、景観の部分についても一つ踏み込んだ議論ができずにおるのかなと思っております。今のご提案につきましては我々も真摯に今後対応させていただきたいと思っております。

議長（佐藤英治君） 志賀勝利君。

5番（志賀勝利君） よろしくお願いたします。今回のマリゲートから大型ショッピングセンターのほうに行くデッキについても、先日の審議会では設計家の先生はこんな要らないんじゃないのという、逆に景観を損ねるよというお話もありましたけれども、どこまでも避難経路というところで考えた場合そういうものが必要なんだろうと。一般の有識者の方ではやはりこういうのは必要だというご意見もございました。ただ、そのデッキをつくるに当たっても、やはりデッキそのもののデザイン性、こういったものは塩竈のまちの風景に溶け込んだデザインというものが多分、専門家の方は多分あるんだろうと思いますので、そういうところもやはりご意見をお伺いして何かしら取り入れていただければ、審議会の委員として参加されている先生方が少しでも納得していただけるんじゃないのかなと思いますので、その辺もよろしく取り計らいをお願いしたいと思います。

次に、観光特区のことについてですが、観光特区というのは、簡単に言えば一番の目玉というのは3億円以上の融資を受けた方は5年間利子補給ありますよと、減価償却と固定資産の減免とかなんとかというのはその他の地区でも同じ減免措置がとられていますので、それとほとんど変わらないのかなというふうに思うんですが、結局その3億円、この観光特区に指定された地区で3億円以上も設備投資をできる事業は何があるのかといたら水族館しかなかったわけですね。ですから、私から見ると何か最初からそういう事業者を特定した計画だったのかなという思いもしております。この辺については、先ほど進捗状況についてはまだ検討中であるというお話でしたので、これ以上の質問はしてもしょうがないと思いますが、そのほかに観光特区で対象となるような事業というのは何か出てきてないんですか、全然。

議長（佐藤英治君） 佐藤産業環境部次長。

産業環境部次長兼商工港湾課長（佐藤修一君） それでは、観光特区についての指定の状況についてご説明をしたいと思います。

これまでに既に9件について指定がなされている状況でございます、主には小売業、飲食店、そういったものが対象となっております。以上です。

議長（佐藤英治君） 志賀勝利君。

5番（志賀勝利君） それはどこも減免措置の対象というところですよ。わかりました。

次に、5番目の第3回の水産業共同利用施設復興事業ということなんですが、この事業は魚のあら、水産加工の一番最後の末端の事業をする会社用にとということで設定されたわけです。それまでも事業者には例えば最初のときは国産原料を50%以上5年後も使うこととか、新規雇用が10人以上あることとかというような縛りがありました。次の事業のときは、私よく記憶してないんですが、何かしら縛りがあったと思うんですが、今回の第3回目については何の縛りもないような気がするんですが、その辺についてその違いを説明いただきたいと思います。

議長（佐藤英治君） 小山産業環境部長。

産業環境部長（小山浩幸君） 1回から3回、この事業も含めて基本的には国産の原料を50%以上という縛りはかかっております。ただ、このあらについて、どういう形でその50%以上を評価するのかということにつきましてはいろいろ今水産庁とやりとりをしております、なかなか確定しづらい部分があるので、これは水産庁のほうも含めて相談させていただきながら、そういった条件を満たすような形には持っていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤英治君） 志賀勝利君。

5番（志賀勝利君） わかりました。それと、共同利用施設事業についてなんですが、塩竈市内には2社、あら処理をする会社がございます。もう1社のほうは私ちょっと知り合いなものですからいろいろと話を振りましたら、全然そういう話は聞いてない、そういえばもう1社のほうから去年何か一緒にやらないかとかいうような話があって、何か大分準備をしているようだというような話をお聞きしました。そういった中で、その情報がどこか、ここも不公平となってくるんでしょうか、そういうところがあったのかないのか。片方は準備万端整って多分申請できた。もう1社のほうは、わかってから1カ月もなかったのに、やる気すら、戦意喪失したという私の受け取り方ですけども、感じだったんですね。何かどうもそういうところで何か見えない力が働いているのかなというふうに私は感じたわけです。観光特区の問題にしても水産業共同利用事業についても、2件とも経営者は一緒なんですね。そういうところを何かそういう疑念を抱かれないようにきっちりと行政としてはやっていただきたい

いと思いますので、その辺をお願いいたしまして、あと最後にモニュメントのほうだけちょっとお話しさせていただきます。

モニュメント、私、モニュメントの前を1日大体4回は通っています。4回通っていて、毎日ずっと通っているんですが、今まであそこの前に人がいたのを見たのは、私が歩いている限りでは三、四回でした。あれをつくといったときに私は反対したんですね。なぜか。あそこにつくって、せっかくの慰霊を込めてなんですけれども、草ぼうぼうにしたら結局かえって失礼に当たるんじゃないんですかというお話もさせていただきました。今その状況に近づきつつあります。そして、今回デッキをつくるときに、あの前は通らないわけですね。手前から左折して大型ショッピングセンターのほうに行くと。そうすると、その前の説明では観光客の方が本塩釜に行く間に通りすがりに寄っていただくんだというご説明もあったわけですが、そういうものが一体どこへ飛んでいったらどうかと。何の脈絡もない計画が次々と市では計画されているわけですが、やはりもっとまちづくりを考えた場合に、最初にそういうコンセプトでつくったのであれば、そのコンセプトに沿った形でいろんな計画を立てるべきではないのかなと私は思うんですが、市長、いかがでしょうか。

議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） つい10日ぐらい前、私もこの慰霊碑の前に立ちましたが、おかげさまで草をきれいに刈り取っていただいて、私がいる間にお1人、この慰霊碑の前に花を手向けられました。ただ、今、志賀議員からご質問いただきましたように、今までは工事中でありまして、十分な手入れが行き届いていなかったということについては我々の反省かと思っております。

また、回遊性ということについてのご質問であるかと思いますが、将来、デッキは当然のことながら主たる目的はあの地域を回遊される市民でありますとか観光客の方々に1次避難をしていただくための施設であります。もちろん歩く上でも活用いただけるかと思いますが、そういった回遊性というものは下の道路でも当然通れるわけでありまして、そういったことに行政としてしっかりと努めていくということが大切なのかなと思っております。今後もしっかりと多くの市民の皆様方に末永く記憶にとどめていただけるようなモニュメントでありますように努力をいたしてまいります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤英治君） 以上で、志賀勝利君の一般質問は終了いたしました。

17番伊勢由典君。

17番（伊勢由典君）（登壇） 日本共産党市議団を代表いたしまして一般質問を行います伊勢由典でございます。

質問の1番目は、原材料と資材値上げ、そして電力料金値上げ、プライベート食品進出、低価格練り製品の塩竈進出で厳しい経営環境にある水産加工業と塩竈市の対応についてお伺いをいたします。

8月23日、日本共産党の大門実紀史参議院議員、さらに天下みゆき県議、党市議団は、アベノミクスによる円安あるいは輸入原材料の高騰影響調査のため、塩釜市団地水産加工業協同組合、塩釜商工会議所、塩釜蒲鉾連合商業協同組合理事長を訪問し、実情を伺いました。3回ほどこれまで行っております。原材料の価格の高騰で発泡スチロールが15%の値上げ、加えて電気料金の値上げ、消費税増税で販路が縮小してしまう。材料費、人件費はグループ補助金が決まったときより高くなった。建物も建てられない。水産加工業に対して国の手厚い支援はない。水産庁で高度化融資制度の説明を受けただけだ。これ以上の借金はできない。震災で何億円の被害が生じたが、グループ補助金は査定で削られ1,200万円だけだと。最近は食品流通業界で規制緩和が行われ、プライベート食品、規制緩和で大手スーパーは自社製品PB化を進め、水産加工業練り製品も低価格販売を行っていると言われました。

この調査を踏まえ、大門実紀史参議院議員と高橋千鶴子衆議院議員秘書、紙智子参議院議員秘書、天下県議、党市議団は、9月9日、中小企業庁、水産庁、財務省に要望書を提出いたしました。その要望書は、グループ補助金拡大拡充と共同店舗グループ補助金の被災地に合った具体化、二重債務解消相談体制強化、販路拡大、水産加工業支援強化、大型店によるPB食品の実態把握と対策、塩竈水産加工団地の地盤沈下対策などであります。鈴木正徳中小企業庁長官は、水産加工業は支援していく、グループ補助金は現場で起こっていることを正当に結びつける、PB食品は他の省庁と相談し、下請法などの点から検討したい。本川一善水産庁長官は、販路は被災地に棚をあけるように働きかけたい、市町村の物販フェアなどの補助を継続し、国産水産物流促進事業で製品開発や学校給食の販路拡大、ハサップ補助、これは平成26年度の概算要求の中に盛り込まれているようでありますが で支援をしたい、燃油はシリア情勢もあり大きな課題、PB食品は勉強したい、水産加工団地地盤沈下は地盤改良で600億円かかり難しいと、しかし県が造成しており、県の分担があれば全体を改良することについて県と相談したいと回答しました。

そこで質問は、それらの点を踏まえて次の2点についてお伺いをいたします。

1点目は、市内水産加工業に対する国の本格的支援が必要であります。塩竈市として国への働きかけの考えについてお聞きをいたします。

2点目は、グループ補助金を受けた水産加工業、これは他の業種も含まれますが、融資に対する債務免除周知徹底を関係機関、ここでは塩釜商工会議所が窓口になっておりますと連携して進めるべきではないかと思いますが、お聞きをいたします。

質問の2番目は、市内2カ所にある仮設店舗の期間延長について伺いをいたします。

仮設店舗は市内2カ所、マリングート前の16店舗、本町の3店舗が入居しております。しおがま・みなと復興市場は東日本大震災の津波を受けた、地域で言いますと越の浦漁港、海岸通、本町、港町、藤倉などで被災し、店舗や事務所を失った方々であります。しかし、賃借契約2年3カ月の期間と港町地区の津波防災拠点整備、先ほど志賀議員が述べましたところの関係でもありますが、マリングート塩釜から大手量販店に通じる避難デッキ、防災拠点施設もあり、平成25年3月末に仮設店舗撤去の話の関係者から伺いました。ある水産業者の方は、「忘れることができない大津波から2年5カ月、当時は何も考えることができなかった。復興市場に感謝し、以前のお客様が十分戻ってきています。復興支援のため遠路はるばる来た方に励ましの言葉をいただき、胸をつかれることが幾度もありました。今、支援の手を放されたら路頭に迷うことになります。せめて店の再開が決定するまで、復興市場の期間延長をお願い申し上げます。復興市場は被災した商店のための救済措置と認識して、それぞれの場所で自立して頑張ることもわかっております。被災時、ボランティアで来た方が仮設店舗に何度も足を運んだりして、海の幸を食べに来るリピーターはふえてきました。市の活性化のため期間延長をしていただきたい。しおがま・みなと復興市場の商店は津波被災難民であり、賃料がかかっても期間延長を望んでおります」との声が出されております。

質問は、しおがま・みなと復興市場、そして本町仮設店舗の期間延長について、塩竈市の対応、考えをお聞きいたします。

質問の3番目は、東日本大震災復興特別区域法について伺います。

塩竈市は、塩竈市復興計画を策定し、5年間と10年間で塩竈市の震災復旧復興を進めております。復興交付金事業計画で北浜地区被災市街地復興土地区画整理事業や藤倉二丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業、港町地区復興道路整備事業、災害公営住宅など進めておりますが、国は復興交付金について平成27年度までの期限としております。7月24日、塩竈市を訪れた根本 匠復興大臣に復興交付金の期間延長の要望書を提出したと報じられました。

そこで質問でございますが、1点目、これまでの震災復興交付金事業の各種の復興交付金総額、その進捗状況について最初お伺いをいたします。

2点目は、復興交付金事業で国が平成27年度とした期限の定めのための法的根拠についてお聞きをいたします。

3点目は、復興交付金事業の期間延長の要望内容と、さらに今後について伺いをいたします。

質問の4番目は、塩竈市防災計画策定について伺います。

8月26日の総務教育常任委員協議会で、第2回、第3回の防災会議の概要が報告されました。最大8,700人の避難所を想定し、指定避難所の見直し、長期避難の食料確保、避難道路整備、燃料不足の対応、災害要援護者の対応、女性参画などで意見が出されたとしております。

質問は4点お聞きをいたします。

1点目は、市内の小中学校指定避難所などの見直しで、指定避難所を6カ所追加し、1次避難所も2カ所追加したと報告されました。そこで質問は、身近な町内会集会所あるいは公立・私立保育所、市中心部にありますマンションなどを指定ないし1次避難所にするなどについて、お考えあるのかお聞きをいたします。

質問の2点目は、応急給水計画についてお伺いをいたします。耐震性飲料水貯水槽の計画が市議会、これは総務教育常任委員会にも示されました。そこで、応急給水計画における耐震性飲料水兼用貯水槽とはどのような計画内容なのかお聞きをいたします。また、東日本大震災で市内各所で給水を待つ市民の姿がいまだに私も目に焼きついております。清水沢地域でも給水で長時間待つ市民の姿、こういったことも思い浮かべます。さらに、清水沢三丁目には今後災害公営住宅、想定は200戸としておりますが、今後つくられる方も住むことで人口がふえてまいります。千賀の台団地、松陽台団地など、こうしたところへふやすことなどが震災の折あるいは災害時の折でも安心して給水することができる、そうした検討が必要だと思っておりますが、考えをお聞きいたします。

3点目は、塩竈市防災計画に風水害対策も取りまとめることが示されております。既にことし8月9日に異常気象で秋田県、岩手県で「経験のない大雨」、集中豪雨で家屋浸水、崖の崩壊など大きな被害を受けました。風水害防災計画の中で豪雨が今後も起こり得ることが当然想定されます。気象庁は8月30日から特別警報運用を開始いたしました。そうした点から防災計画でどのように検討されているのかお聞きをいたします。

4点目は、原発過酷事故の特に対象は女川原発であります。災害対策はどこまで防災会議

で検討されているのかお聞きをいたします。

質問の5番目は、深刻化する福島第一原発の放射能汚染水の太平洋への流出問題と塩竈市の対応についてお伺いをいたします。

8月19日、福島第一原発4号機の西側の汚染水タンクが、全体で福島第一原発にはタンクは約1,000基あるそうです。このタンクの容量も1,000トンで、2日半で満杯になってしまうという状況であります。そこで漏れた汚染水は毎日約300トンが海に流出しております。汚染水タンクから漏れ出た、汚染水の流れ出た排水口からストロンチウム90が水1リットルで2,400ベクレル検出したと東電が9月13日発表し、あわせてタンクの北側の観測用井戸で採取した水から1リットル13万ベクレルのトリチウムを検出したと発表いたしました。放射線を出して安定化し、物理的半減期というのはストロンチウム90では29年、トリチウムでは12年であり、内部被曝で人間の遺伝子に損傷を与える放射性物質であります。また、1号機から4号機の原子炉建屋内の地下、配管トンネルで高濃度の放射能汚染水が10万トンもあります。加えて、原発の裏手の山側から地下水が毎日1,000トン流れており、原発1号機から4号機、原発の原子炉建屋地下の貫通、つまり実際上穴があいている箇所が880カ所、そこから毎日400トンの水が流れ、汚染水が海にそのまま流れ出ております。東電が行った8月19日の福島第一原発の港湾内のトリチウム、三重水素と言うんだそうですが、検査で、原発から離れた500メートル先の港湾外洋口で1リットル68ベクレル、6月29日の段階で29ベクレルですから、だんだんベクレル単位がふえております。汚染が進み、非常事態となっております。原子力規制委員会は、重大な異常事象としてレベル3相当と発表しました。

宮城県は、宮城県知事名で国に対し外洋への汚染水の流出防止策、これは7月2日、原子力規制庁長官に8月2日で福島第一原発における放射性物質の海洋への流出阻止を求める要望書を提出しております。また、全漁連、福島、宮城、茨城、北海道の各会長も8月29日、東電に抗議し、原子力規制庁に国主導で抜本策を申し入れております。政府は、国の予備費470億円を使い対策が示されましたが、凍土遮蔽壁で地下水の原発敷地内への流入を食い止めるとしていますが、リスクがあるとしており、原子力規制委員会委員長は汚染水を海に流すことを肯定し、理解を求める発言をしております。重大であります。安倍首相が国際オリンピック委員会で「汚染水は福島第一原発の港湾内で完全にブロックされている」とした発言をし、菅官房長官が「汚染水は港湾と外洋を行き来している」と訂正しました。原発事故収束宣言を撤回し、科学的知見を総集した対策が求められます。

そうしたことを踏まえながら、質問の1点目は福島第一原発の汚染水流出問題と宮城県沖の放射能測定強化についてお伺いをいたします。

2点目の質問は、福島第一原発の放射能風評被害対策について伺います。

石巻の市場では船から水揚げした魚を丸ごと検査 1匹検査で2.5秒というふうに報じられました を行って、素早く市場に流通させているとテレビ報道されました。一刻も早い放射能検査がなければ塩竈の市場は各ほかの市場から出おくれしてしまうことを大変心配し、憂慮しております。塩竈市の放射能検査対策強化についてお伺いをします。

あわせて、福島第一原発の汚染水流出と塩竈市の水産業へのこうした危機管理、放射能対策の危機管理について市の考え方をお聞きいたします。

質問の6番目は、仲よし橋、これは海岸通と北浜にかかる歩行者専用の橋でございますが、障がい者やお年寄りの方々の歩きやすい改善策について伺います。

仲よし橋は海岸通と北浜を結ぶ橋で、本塩釜駅のバスから降り、北浜の診療所や金融機関に行く上で大変身近な近道となっております。この橋も津波と地盤沈下で被災し、その影響で海岸通では段差がそのまま、北浜側の橋の入り口の歩道は砂利を敷いたままで、足の不自由な方にとって大変歩きにくくなっております。そこで、仲よし橋の段差の解消等について伺いをいたします。仲よし橋の通路は、雨、雪のときに、ピータイル的なものが敷きつめられているような感じがしましたが、大変そういうときに滑りやすいような感じになります。そういう点でお年寄りの方々、障害をお持ちの方々に配慮した点で橋の通路の真ん中に手すりなどを設置してはどうかと思いますが、考えをお聞きいたします。

これで1回目の質問とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

議長（佐藤英治君） 佐藤 昭市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 伊勢議員から6点についてご質問いただきました。

初めに、水産加工業についてお答えいたします。

まず、水産加工業に対する国の支援への働きかけについてのご質問でありました。

水産加工業を取り巻く状況といたしましては、政府の金融緩和策により円安傾向が強まり、停滞していた我が国の経済が動き出しました反面、輸入に依存する品目は価格が上昇しているところであります。

本市の水産加工業への影響といたしましては、原料や食油はもとより、包装資材や重油、出荷運賃などがそれぞれ10%から20%ほど上昇している状況にありますことや、グループ補助

金等を受けた方々は建設資材などのコストアップにより復旧復興に充てる自己資金が増加したケースもあると伺っているところであります。また、震災直後の生産停止時に失った販路がなかなか戻らないことや、求人への応募者が少ないこと、さらには今月から実施されました電力料金の値上げや今後予定される消費税率の改定なども不安要素になることなど、福島原発の風評被害とも相まって大変厳しい状況にあると認識をいたしております。

水産加工業界への支援策といたしましては、復興交付金事業による施設整備に対する8分の7補助の採択拡充に取り組んできたところであり、また風評被害に対しましても原発事故対策県民会議を組織し、補償対象範囲の拡大等に取り組んでまいりました。

このような中、6月3日の衆議院東日本大震災復興特別委員会による本市視察の際には、伊藤信太郎団長や谷復興副大臣へ地場の中小企業及び地元経済の回復につながる支援策の創設を要望いたしました。また、7月24日には根本復興大臣へ水産加工業の窮状を訴えながら直接要望書を手渡し、復興交付金の水産加工品の販路拡大策等へのソフト面での弾力的な活用についても要望いたしましたところであります。今後は、要望した施策が着実に実施されますようさらに努力をいたしてまいります。

次に、グループ補助金を受けた事業者の債務免除についてご質問いただきました。

グループ補助金は、補助率も4分の3以内と高く設定されておりますが、事業費の4分の1以上については自己資金による手当てが必要となりますことや、グループ補助金を活用して施設や設備の復旧を行った後の事業資金として融資を必要とするケースがあるものと認識をいたしております。東日本大震災の発生直後より既往債務が負担となって新規の資金調達が困難となるなどのいわゆる二重債務問題が指摘されたことにより、対策として株式会社東日本大震災事業者再生支援機構や宮城産業復興機構が創立され、債務の買い取りなどを通じて震災の影響により過大な債務を負っている事業者の負担を軽減しつつ、追加融資を可能とする再生支援の仕組みが整っております。伊勢議員のご発言の債務免除は、ただいま申し上げました再生支援の取り組みを指すものではないかと理解をいたすところであります。

これまでに再生支援機構や宮城産業復興機構が債権買い取りによる支援を決定した案件の中にはグループ補助金を受けた事業者の再生支援の事例も含まれており、本市でも水産加工業といった特定のものではありませんが、既に他業種での適用事例がございます。ただ、再生支援を受けるためには、グループ補助金の活用の有無にかかわらず、支援基準として再生支援の申し込みに当たり、メインバンクやスポンサー等から貸し付けや出資が見込まれること、

また5年以内に営業損益が黒字となること、さらに15年以内に債務超過が解消される見込みであることなどの条件が設定をされており、その条件に合致した事業再生計画の立案手続も必要となっております。

なお、商工会議所は、2つの機構に橋渡しをする宮城産業復興相談センターの地域事務所として相談業務に応じているところであります。制度活動を促進するための周知につきましても、商工会議所で「会議所ニュース」による折り込みチラシの配布を行っており、グループ補助金の取りまとめに当たって、グループ構成員に再生支援についても周知を図っているところであります。

また、今年6月29日には震災支援機構の設立を発案した国会議員や東北経済産業局長、震災支援機構の職員などを講師に招きまして、グループ補助金や再生支援などの復興施策の制度説明を行うなど、周知の徹底に取り組んでいるところであります。

次に、しおがま・みなと復興市場としおがま本町くるくる広場のいわゆる仮設店舗の期間延長についてのご質問でありました。

仮設店舗は、建築基準法の適用外の応急仮設建築物として着工し、その後建築基準法の許可を受けましたことから、施設完成後2年3カ月以内に限って存続が可能となっております。一昨年12月に東日本大震災復興特別区域法が施行され、応急仮設建築物の活用について復興推進計画に定め、内閣総理大臣の認定を受けることにより、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めた場合につきましては計画の活用期間内で1年以内ごとに許可の期間の延長が可能となるような特例措置が講じられたところであります。

市内には一昨年8月に完成し現在19店舗が入居のしおがま・みなと復興市場と、10月に完成し5店舗が入居のしおがま本町くるくる広場の2カ所の仮設店舗が設置をされておりますが、しおがま・みなと復興市場の2年間の入居期限が8月末で満了するに当たり、営業状況や今後の事業再開の見通しなどについてアンケートや個別ヒアリングによる調査を実施させていただきました。その結果、しおがま・みなと復興市場については入居者の多くが期限内での自立再開が厳しい状況にありましたことから、一旦、現時点におきまして応急仮設建築物として存続が認められております11月10日まで期間延長手続を行ったところであります。また、しおがま本町くるくる広場につきましても、10月末で入居期限を迎えますが、現時点では同様に使用許可の延長が必要であると考えております。

応急仮設建築物の活用期間の延長につきましては、マリゲート周辺におきまして津波来襲

時の重要な施設となる津波復興拠点整備事業や県の防潮堤災害復旧工事などが平成27年度までに実施すべき事業として計画されておりますことを踏まえ、工事に支障が生じないよう復興推進計画における活用期間の設定を平成27年3月31日までとしており、本年9月13日付で認定を受けておりまして、このことにつきましては議員各位にも同様の内容をお知らせをさせていただいたところであります。今後、速やかに建築基準法に基づいて1年以内を単位として許可延長の手続きを行い、活用期間の範囲内で入居者との使用許可を更新してまいります。現時点では商売の節目となる平成26年の年末商戦あるいは27年の年始の商戦までは営業していただけるものと検討をさせていただきたいと思っております。

次に、東日本大震災復興特別区域法についてお答えいたします。

初めに、震災復興交付金事業の各事業交付金額についてご質問いただきました。

まず、これまでににおける復興交付金の交付総額と各事業の割合についてであります。総額といたしましては本年6月に交付決定を受けた復興交付金、第6回採択分を含めまして約307億5,700万円となっております。主な内容といたしましては、災害公営住宅整備に係る事業分としてこの約4割に当たる119億6,200万円、水産加工業施設整備支援分として70億円、下水道整備関連事業分として32億5,400万円、浦戸地区における漁業集落防災機能強化事業等で約20億8,900万円、その他復興道路整備事業や区画整理事業、再開発事業などで64億5,200万円となっております。

次に、交付金事業の進捗状況についてご質問いただきました。

本年度第1四半期時点における復興交付金事業の総体の進捗率であります。35.7%となっております。6月定例会でお示しをいたしました平成24年度末時点から現時点で約9%程度の上昇となっております。

復興交付金の期限、法的根拠についてご質問いただきました。

平成23年12月14日付で公布されました東日本大震災復興特別区域法第77条から第84条に復興交付金事業計画や復興交付金に関する規定があり、これに基づき平成24年1月6日公布をされました東日本大震災復興交付金制度要綱において計画期間は平成23年度から平成27年度までの5カ年間となる旨規定がなされております。

なお、復興特別区域法の附則第2条におきましては、法律施行後5年以内に施行状況について改めて検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずることが規定をされているところであります。

復興交付金事業の期間延長の国への要望と今後についてのご質問でありました。

去る7月24日に根本復興大臣が本市を訪れ、秋葉復興副大臣、谷副大臣とともに、本市における復興交付金事業の進捗についてご視察をいただきました。その後行いました意見交換の中で、私から被災地における現状と早期復興を図る上での課題について説明をさせていただきますとともに、復興交付金事業の事業期間を延伸することを初めとする5点について要望書を提出いたしました。大臣からは、集中復興期間における復興財源の総額を拡大したこと 19兆円から25兆円であるかと思っておりますが、並びに大変な災害であったことを踏まえ、柔軟に対応していきたいと、前向きな趣旨の回答をいただいたものと考えております。

なお、今後ともこのような機会を捉えながら要望を継続してまいります。

復興交付金事業の事業期間の延伸問題につきましては、震災からの復興をなし遂げようとする被災地全体が抱える課題でございます。このため昨年秋より県内の各首長とも協調して要望活動を行っており、さらに過般開催をされました県市長会においては、復興枠予算の継続的、安定的な確保を求める議案とともに、事業期間の延長などを内容とする東日本大震災からの復興復旧に関する特別決議を採択し、東北市長会の総会に県内自治体の総意として提出をさせていただくこととなっております。これからもこのようなさまざまな機会を捉え継続して要望をいたしてまいりたいと考えているところであります。

次に、塩竈市防災計画策定について、何点かご質問をいただきました。

初めに、公立・私立保育所や市中心部のマンション等身近な場所の避難所としての指定ができないかというご質問でありましたが、保育所は保育児童の受け入れに支障を来すことが考えられますことや、一般的にマンションについては特定の避難スペース等が極めて少ないこと等もございまして、現在指定対象とはいたしておりません。

なお、第3回の防災会議では指定避難所6カ所の追加と浸水区域内に津波避難ビルとして2カ所を追加することについてご議論いただき、ご承認をいただいたところであります。

また、身近な各町内集会所につきましても、地域町内会のご協力をいただきながら自主運営避難所として短期間の開設を前提に活用いたしてまいりたいと考えております。

本市ではこれらの追加指定分を含めずと指定避難所は小中学校や塩釜ガス体育館の一部など20カ所であります。公園等一時的な地域の1次避難場所といたしましては35カ所、津波避難1次ビルはマリゲート塩釜等の5カ所といたしております。

次に、応急給水計画の見直しについてご質問いただきました。

飲料水兼用耐震性貯水槽とはどのような計画なのかというご質問でありました。

飲料水兼用の耐震性貯水槽は、通常は水道管とつながっておりまして、新鮮な水が常に流れておりますが、地震が来ますと水道管とは遮断され、貯水槽に飲料水を確保し、応急給水栓で給水を行うような仕組みのものであります。今回、清水沢公園防災公園化整備事業の中で、清水沢公園に飲料水兼用耐震性貯水槽 1 基を整備し、周辺住民約5,400人分の飲料水 3 日分を確保する予定でございます。

今後の応急給水についてもご質問いただきました。

東日本大震災の応急給水活動状況を踏まえ、現在、防災会議では給水拠点を17カ所とし、またできるだけ待ち時間の短縮を図るため、給水タンクの蛇口の数をもつやす等のタンクの改修や給水時刻の掲示、加圧式給水車の整備、給水拠点の仮設水槽に注水する方法を併用すること等で効率的な応急給水を目指すとともに、病院、学校等の高所に設置されている受水槽への給水等にも対応することについてご議論をいただいているところであります。

次に、ご高齢者や要支援者の方々への給水方法についてであります。東日本大震災では共助活動として自主防災組織、町内会の皆様が空のペットボトルを朝に集めて、夕方に水を詰めて渡すなど、地域が主体となった給水活動を展開いただきました。本当に感謝を申し上げます。災害初期の給水については給水ポイントでの運搬給水が今後も中心となりますことから、要支援者への給水については引き続き町内会や自主防災組織と地域の皆様方のご協力が不可欠でございます。今後、町内会、自主防災組織の皆様にご共助の精神をご理解いただきながら、さらに具体的な連携や協力方法について協議をさせていただきたいと思っております。

また、飲料水兼用耐震性貯水槽であります。現在計画では清水沢公園に 1 カ所だけ設置させていただくことといたしております。

次に、異常気象等風水害対策についてであります。さきの台風18号では気象庁はこれまでの警報の発表基準をはるかに超える大雨のため、重大な災害の危険性が著しく高まっていると判断し、京都府、福井県、滋賀県に特別警報を発表いたしております。

本市の特別警報の対応であります。発表と同時に災害対策本部を設置し、土砂災害等から人命を保護するため、同報系防災行政無線や緊急速報メール等で最大限の警戒を市民の皆様方に呼びかけを行ってまいります。さらに、職員391人による第2号非常配備体制で対応することといたしております。状況に応じて避難勧告または避難指示の発令や指定避難所の開

設といったことに取り組んでまいります。防災会議では、地震災害対策や津波災害対策について6つの課題を中心に具体的な意見交換を行っていただいておりますが、今後風水害対策の中で特別警戒にかかわる大雨、高潮等への対応などについてもご議論をいただく予定であります。

次に、原発事故災害対策についてご質問いただきました。

原子力対策に対する県や市町村の地域防災計画策定のマニュアル、ガイドラインといたしましては、昨年12月、国におきまして原子力災害対策編作成マニュアルを策定いたしております。このマニュアルには、福島原子力発電所における原子力事故を踏まえた対応、過酷事故として地震や津波等との複合災害への即応体制の確保と対処、周辺地域における原子力災害の影響が広域に及んだ場合の対処等が取りまとめられております。今後、原子力事故を想定した本市の原子力対策につきましては、これら国の作成マニュアルや宮城県防災計画を十分踏まえて防災会議で議論させていただきたいと考えております。

次に、福島第一原発の放射能汚染水への本市の対応についてご質問いただきました。

まず、宮城県沖の放射能測定につきましては、原子力規制委員会が沖合6つのポイントで海域モニタリングを実施し、その結果が定期的に公表されておりますが、いずれも海水浴場の放射性物質に係る水質の目安であります1リットル当たり10ベクレルを大幅に下回る状況となっております。また、宮城県におきましても、仙台港区の高砂埠頭、石巻の中島埠頭、塩釜港区の貞山1号埠頭の3地点で定期的に海水を採取し、結果を公表いたしておりますが、8月29日採取分では3地点とも放射性ヨウ素、放射性セシウムは不検出となっているところであります。今回8月中旬以降に新たに汚染水漏れが明らかになりましたので、市といたしましては国・県の測定値も確認しながら市民の安心安全の確保に努めてまいります。

次に、風評被害対策及び水産物の放射能検査強化と水産物の危機管理についてご質問いただきました。

福島原発の放射能風評被害対策についてであります。本市に水揚げされる水産物が安全であることをご理解いただく必要がございます。本市におきましては、ご案内のとおり簡易測定器を宮城県から3台、消費者庁から1台お借り受けするとともに、市独自に1台を購入し、計5台体制で測定を行い、ホームページで測定結果を公表いたしております。

放射能検査強化対策についてであります。現在、魚市場には5台の測定器のうち2台を設置し、基準値を超える水産物がくれぐれも市場に流通することがないように、競り売り前に

測定を行い、50ベクレル以上の数値がもし検出をされた場合には宮城県に依頼し精密検査を行うことといたしております。

石巻魚市場の事例を紹介いただきましたが、石巻の測定器は仮運用の段階でございまして、検査機関で認定されたものではないようであります。私ども塩竈市におきましては、旧来どおりミンチにして精密な調査をし、くれぐれも市場に放射能に汚染された本市の水産物が出回らないように丁寧に検査をいたしますとともに、あわせて証明書等の添付についてもしっかりと行ってまいりたいと考えているところであります。

危機管理についてご質問いただきました。

水産のまちとして本市から出荷される水産物を全国の皆様に安心して今後も購入いただけますように、まち全体として取り組んでいく意識が何よりも重要ではないかと考えており、今後も国よりもさらに厳しい基準により安全安心な商品を出荷できるよう引き続きチェックを行ってまいります。また、国・県や他産地市場、水産業界と連携協力を図りながら迅速な情報の収集と公開に努めてまいりたいと考えているところであります。

最後に、仲よし橋の問題についてご質問いただきました。

お年寄りの方々でありますとか障がい者の方々に大変ご不便をおかけいたしておりますことを恐縮いたしております。

議員からは、海岸通と北浜側の橋入り口の凹凸の解消と橋の通路の手すり設置についてのご質問をいただきました。

段差の解消につきましては、震災による地盤沈下で橋出入り口部分に段差が生じました。緊急的な対応として、砕石を敷きならして暫定的な取りつけを行いました。その後の余震でさらに沈下が進行いたしましたため、変化の状況等を確認中でありますが、一定の落ちつきが戻ったようでありますので、早急に応急工事を実施いたしてまいります。

なお、本復旧につきましては、今後周辺道路の嵩上げ事業などと一体として取り組みをさせていただきたいと思っております。

仲よし橋の路面についてご質問いただきました。

タイルなんか滑るのではないかというご質問でありました。雨天時などの滑りの状況についても確認をさせていただき、場合によっては滑りどめ対策等についても検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（佐藤英治君） 伊勢由典君。

17番（伊勢由典君） 水産加工業の厳しさについては、市長のほうも篤とおわかりになっていると思うんです。それで、いろんな施策があるかと思いますが、私、実はきょうの議会に来る前に、栄町にある生協のお店に行ってきたんです。それで、実は、ある愛知県の経営者と言っておきましょうね、そここのところの格安の商品が既に進出しているんですね、おでんのセットで8種類15品目入ってまして398円。塩釜の産品はどうかというと、塩釜の味という一応表示がありまして、塩竈らしさを表示してありますが、単品で99円ないし198円。そうするとやはり消費者はおでんセットのほうの、今からおでんのセットの時期ですから。やはりそういうふうな状況にありまして、市場に対して大変厳しい。ほかのほうの業種の方々が既に攻勢をかけているという状況なんですね。

それで、決算委員会でも、果たして決算の成果品等で水産加工業の支援、魚食普及、シーフード見本市、水産開放実験室、これだけでいいのかという問題提起をしましたが、さまざま国のほうへの要望等については、先ほどの来た方々、国会議員あるいは復興大臣そのものの関係で要望等をしたのは承知いたしました。その辺について私的に考えると、場合によってはこういった東北戦略と言われているそういうものがあるようです、東北に進攻しようと。大体愛知県のエリアからこちら、その企業さんは年商で152億円だそうですから、太刀打ちできないかもしれないですね。そういう点で、水産加工業は塩竈の基幹産業の一つになっておりますから、その辺の捉え方、現状認識どうなのか、最初お尋ねします。

議長（佐藤英治君） 佐藤 昭市長。

市長（佐藤 昭君） 私も国内のいろんな地域に足を運ぶ機会がございまして、その際にはそういった出向いた地域のマーケット等をのぞく機会を必ず持つようにしております。具体的に申し上げれば、そういった中に塩竈の水産物、水産加工品が陳列をされているかどうかということについて確認をさせていただいて帰ってきております。

今のご質問であります、当然のことではありますが、市内の市民の方々を対象とする商いというのは、これは当然限界があるわけありますので、広く全国展開ということを各企業は志向されていると思っておりますし、事実さまざまな販路について拡大を模索されているようであります。我々もそういった事業者の方々の思いをしっかりと受けとめさせていただきながら、より販路が拡大できる手法は何かといったようなことについて今日までも意見交換をさせていただいてまいっておりますが、そういったものを具体的にどう取り組むかという

ことを今後形にしていかなければならないと考えているところであります。

議長（佐藤英治君） 伊勢由典君。

17番（伊勢由典君） ひとつよろしく願いをします。特に、塩竈の水産加工業は決算の数字でも明らかに、ざっと前年くらいから見ると60億くらい生産出荷額が落ちていますので、一つ抜本対策といえますか、場合によっては直接補助も考えてもいいんじゃないかと、思い切った。そういう対策などもひとつご検討のほどよろしく願いいたします。

次に、仮設店舗についてです。一つは、1年更新でございますが、平成27年度までの関係で3月31日までの認証を受けたということのようですが、ただし向こうのマリンゲート側の復興市場については例の拠点整備の関係で、その復興市場にいる方々について出ていかなければならないという前段の話がありましたが、そうすると延長は平成27年3月31日までの認証をとったということですが、当然場所の問題が、移転地が出てくるわけですね。そこら辺の考え方についてお尋ねします。

議長（佐藤英治君） 佐藤 昭市長。

市長（佐藤 昭君） 仮設店舗の取り組みについては、出店いただいくときから期間を限らせていただいて、この仮設店舗をご活用いただく間に自立的に店舗を再開いただくということでお話をさせていただいてまいったと理解をいたしております。したがいまして、今の段階でここがだめになったらどこにという想定は我々のほうではいたしておらないということでございますので、よろしくご理解お願い申し上げます。

議長（佐藤英治君） 伊勢由典君。

17番（伊勢由典君） 想定してないということは、平成27年3月末まで同地で、あるいは本町も含めてそこで、もちろん自立は必要だと思います。当然それを前提にしつつ、そういう考え方がよろしいのかどうか再度確認をしたいと思います。

議長（佐藤英治君） 佐藤 昭市長。

市長（佐藤 昭君） 今ご説明申し上げたとおりでありまして、あくまでもここは仮設店舗という形でオープンをさせていただいておりますし、期間についても条件明示で入店される方々にこの期間ですよということをお話をさせていただいております。もしかしたら、今のよ様な条件であれば私も仮設店舗に入りたかったという方々が数多く出てこられるのではないのでしょうか。あくまでもそのことについては我々はこういった期間でありますということをお話をさせていただきましたが、その後の経営条件が大変厳しいということでありましたの

で、今回はでき得る限りの期間延長をとということで、今ご説明させていただきましたような期間内に何とか自立して商売を再建いただけるような取り組みをしていただきたいという思いであります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤英治君） 伊勢由典君。

17番（伊勢由典君） 繰り返しになりますからこれ以上は避けますが、港町ですか、マリングート前の方々はなかなか大変だというのは前段で述べましたので、これ以上は触れません。

二重債務ちょっと落としたので、1点だけお尋ねをしますが、私もこの件で、言ってみれば二重債務解消、債務について、いろんな条件は厳しいけれども、二重債務解消というのは必要ですね、事業者が生き残る上で。それで、商工会議所が窓口ですが、市のホームページのほうにはそういったバックアップとしての仕組みをつくっているのでしょうか、つくったのでしょうか。また、いつの時期にこのホームページは開設いたしましたでしょうか。

議長（佐藤英治君） 佐藤産業環境部次長。

産業環境部次長兼商工港湾課長（佐藤修一君） 二重債務問題解消のための相談機関の紹介ということでございますが、直接市のほうのホームページの中では詳しい紹介はしてございませんが、市長も答弁いたしましたように、商工会議所がこの2つの買い取り機関に橋渡しをする相談センターの地域事務所ということで、今も相談に乗ってございますので、市のホームページの中で商工会議所が相談センターであることを紹介したり、あるいは2つの買い取り機関にリンクするという形でお知らせする形をとってございます。これのホームページへのアップにつきましては最近ということでございます。以上です。

議長（佐藤英治君） 伊勢由典君。

17番（伊勢由典君） ホームページ、市のほうにも相談が来る件も考えられますので、ひとつよろしくお願いいたしますと思います。

それから、復興交付金の期間について、要望等は承知いたしました。そうしますと要綱等について定められているというふうになっているようですが、これらも当然途中の年度ぐらいいあるいは5年以内の見直しということで、今後そういうことができるような方向なのかどうか、国の関係機関ですからここでどうこうと言えないかもしれませんが、そういうふうなことで捉えていいのかどうか、再度確認をしたいと思います。

議長（佐藤英治君） 佐藤 昭市長。

市長（佐藤 昭君） 根本復興大臣がおいでになった際に、私のほうから直接この問題につい

てご要望させていただいたということは先ほどのご答弁で申し上げております。その際のご回答としては、当初復興関係の予算については19兆円でありましたが、政権交代後6兆円の補正を行っておりますので、25兆円ということで枠がふえましたので、復興大臣からは全体枠が膨らんだということは当然一定程度の期間延長も想定していかなければならないでしょうねというようなお話でございました。ただ、その後、私の要望を受けて、例えばこの要綱を改正したということはまだないようではありますが。

宮城県の市長会がつい先日角田でありましたが、この際に私から再度この問題については宮城県の全ての首長の思いとして提案をさせていただきたいというお話をさせていただきましたときに、一部の首長から、27年度に認めたものを27年度内ということはないのではないかと。ある地域の首長から、うちのほうでは27年度に土地区画整理事業を認めていただく予定であります。塩竈市の北浜と藤倉については既に事業決定まで行っておりますが、まだそういった事業決定まで行かない箇所が多数残されているわけではありますが、そういった地域について、例えば27年度で切られた場合は、当然これは事業認可では何年間という期間を入れるので、そういったものは当然認められるという前提で理解しておりますというお話をされていた首長さんもおられたようではありますが、今後そういったやりとりが個別個々具体に出てくるのではないかなと考えております。全てを27年度以降何年間延ばすということではなくて、これこれこういった事業については一定期間の延長を認めますというような話になっていくのではないかというふうに受けとめているのが現状でございます。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤英治君） 伊勢由典君。

17番（伊勢由典君） わかりました。ひとつ引き続きよろしくお願いいたします。

防災計画について1点だけ、時間もありませんので。

8,771人の想定、3・11ですね。収容人数の関係で今現在の第3回の防災計画で何人なのか、1次あるいは指定避難所の関係、その辺で。あと収容人数不足というのは、新たに指定避難所、1次避難所の関係で考えていくと出ているのか出てないのか、その辺お尋ねします。

議長（佐藤英治君） 佐藤市民総務部長。

市民総務部長（佐藤雄一君） 第3回の防災会議では、先ほど市長からご説明申し上げましたように、指定避難所の追加6カ所してございます。その6カ所では約2,600人ほどの避難者数の施設の確保につなげてまいりたいというふうに考えてございます。既存の指定避難所と合

わせますと約6,800名の避難者を受け入れるような内容になります。結果的に今回の大震災では8,700人ほどの避難者がありましたので、2,000人ほどの避難する施設が不足しているという状況になってございますので、先ほどご説明申し上げましたように、この2,000人の収容施設不足につきましては自主運営避難所の開設によりまして何とか対応してまいりたいというふうに計画しているところでございます。以上です。

議長（佐藤英治君） 以上で、伊勢由典君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は15時15分といたします。

午後3時00分 休憩

午後3時15分 再開

副議長（曾我ミヨ君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

11番志子田吉晃議員。

11番（志子田吉晃君）（登壇） 新生クラブの志子田吉晃です。

大震災から2年半が経過しました。塩竈市の復興事業も山場に入り、まちの雰囲気も落ちつきを取り戻してきたように感じられます。今定例議会で6月に引き続き質問の機会をお与えくださいました関係各位の皆様には感謝申し上げます。

今回の私の質問は、（1）市立病院についてから（6）浦戸振興策についてまで、大きな項目で6点お聞きします。前回6月の質問と重複するところもございしますが、未来志向的にこれからの塩竈の発展のための提言として捉えてくだされば幸いです。早速質問に入ります。

まず最初に、（1）市立病院について2点お聞きします。1番目は病院改革プランの取り組みについてと、2番目、今後の経営戦略についてでございます。

この9月議会は決算審査の議会でもあり、病院事業について各委員よりさまざまな質疑、提案がありましたが、私も憂慮する者の一人であります。22年度、23年度と黒字経営でしたが、24年度は黒字を出せない結果となりました。8月26日には市議会全員協議会の中で24年度の病院改革プランについて本郷道夫先生から評価委員会としての提言をいただきました。その中で、病床利用率の低下と診療単価に問題がある旨ご指摘をいただき、また地域医療の今日の問題点と題して医師不足の環境の変化や医療費、社会保障費のコストの問題、また消費税

の差額の取り扱いや電気料金値上げへの対処までさまざまなご提言をいただきました。

質問は、市立病院の今年度の取り組みはどのようになされるかお尋ねします。

次に、(2) 塩竈市の道路行政についてお尋ねします。6月議会でお聞きしましたが、再度聞きます。

前回の答弁では、基本的な方針としては都市計画の観点で広域的な交通体系と主要幹線道路のネットワーク化をもとに、道路を日々必要な維持管理に心がけるとのことでありました。前回は道路行政について親切丁寧な答弁をいただきましたが、今回は具体的な場所の代表的な例を挙げて説明をいただけたら幸いです。

質問は、本市の基本的な方針と基幹道路拡幅の考え、本市の独自の構造基準と該当する箇所について、市道と私道の整備基準の3点です。

次に、(3) 学校教育についてお尋ねします

本日9月25日、朝日新聞のトップ記事は教育委員会の権限移行案です。中央教育審議会の間まとめ案が提示され、現行の教育委員会制度を国民の期待に応える最も抜本的な改革案として2つの案が示されました。現行の制度では指揮監督の面で責任の所在が曖昧になりやすいと思います。

質問は、学校教員の指導力向上と統一テスト調査結果です。学校現場での教育力向上は教員の資質次第であると言われてはいますが、この改善に限界があることも事実でございます。塩竈市ではどのように改善し、成績向上に結びつけるのかお聞かせください。

質問の は、教育委員会制度のあり方についてです。教育委員会が執行機関となっている現行制度について、教育委員長と教育長の関係や首長と教育委員会の関係について、このままの制度でいいのか、ご感想をお聞かせください。

質問の は、歴史教育の基本的な方針についてです。国の歴史に対し誇りが持てる教育をしていただきたいという思いから設問しました。高橋教育長は前回の私の質問に対し「心の知能指数」という言葉で表現されました。本市の教育をお任せできる人物であると思っています。

学校教育について3点お聞きしましたが、この国に生まれ、この時代に生まれてよかったと人々が心の底から喜べるような教育をご期待いたします。

続いて、(4) 番目、壱番館の環境整備についてお聞きします。

壱番館庁舎には4月より建設部、産業環境部、教育委員会、健康福祉部が移転され、市民サ

ービスの向上が図られてまいりました。また、8月には子育てセンター「こころん」とミニショップ「そるてい壺番館」がオープンし、ますます利便性が增大いたしました。しかし、まだ懸念されることもございます。

質問は、周辺駐車場の整備計画についてと施設内外のバリアフリー化についてでございます。8月30日の「こころん」オープンの際に、乳母車で参加されたご夫婦をお見受けいたしました。そのときに、母親が乳母車を施設内の平らな通路まで階段から押し上げることができず、大変苦勞なされていました。この施設の南側入り口にスロープを設けることができないかという質問です。

次に、5番目、本塩釜駅周辺の再開発について、コンパクトシティーの核としての政策はという質問と本塩釜駅利用者状況についてという項目です。

本塩釜駅周辺の特に北側、海岸通のにぎやかさが薄れてきたように感じます。ジャスコ塩釜店撤退の後、本塩釜駅構内の利用客数が減少しているのではないのでしょうか。塩竈市の交通網の心臓部分としてにぎやかさを取り戻すべく妙薬がございましたらお聞かせください。

最後に、6番目、浦戸振興策についてお伺いします。この質問項目も6月議会でお尋ねしましたが、当会派新生クラブからの政策提言として捉えていただければ幸いです。

質問の は、浦戸振興策と宮戸島から寒風沢までの架橋の考えは、質問の は交通事業の民営化の2点です。

浦戸地区は就労の場が限られ、若年層の島外流出が続いています。この解決策の一つの案として、東松島と寒風沢の間に橋をかけてほしいというお願いであります。当局としてご検討願えるかお聞きします。

以上6点、質問させていただきました。

震災から2年半、当局の方々には毎日本当にご苦勞さまです。しかし、まだ本格的な復興はこれからが山場でございます。このまちに生まれ、この時代に生まれてよかったと言われるように、市政に取り組んでいかれますことを特に佐藤 昭市長にご期待申し上げます。

ご清聴ありがとうございます。

副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま志子田議員から6点ご質問いただきました。

初めの市立病院改革についてであります。市立病院では平成20年度に策定をいたしました市立病院改革プランにおいて、公立病院の役割につきまして、市民の安心安全のため救急医

療に積極的に取り組むこと、また地域の高齢化に対応するために訪問介護や訪問診療を行う在宅医療や療養病棟での高齢者医療に積極的に取り組むことなどを基本方針に盛り込んだところであります。実はこれらの分野、不採算医療として民間の医療機関には敬遠されがちであります。公立病院の使命、役割として積極的に取り組んでまいりたいということで、このような思いを発信させていただいたところであります。

なお、詳細につきましては事業管理者からご答弁をいたささせていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、本市の道路行政についてお答えいたします。

前回のご質問の際にも同様のご質問をいただきました。その際には、広域的な交通体系、具体的に申し上げれば三陸縦貫自動車道であり国道45号あるいは仙台塩釜線といったようなものを称することになるのかと思いますが、あわせて主要な幹線道路であります。具体的に申し上げれば市道宮町吉津線、新浜町泉沢線、泉塩釜線等がこういった路線に該当するのかなと思いますが、こういった交通体系が相互にネットワークをさせることで、本市の経済、産業の発展、地域の活性化あるいは市民生活の安全安心の向上といったようなことに大きく貢献できるのではないかというふうなご説明をさせていただきました。

本日は、その中から幹線道路の拡幅についてご質問いただきました。

まず国道45号であります。中の島公園前交差点から壱番館前交差点まで現在電線共同溝とあわせた4車線化が計画されております。現在は海岸通地区の約550メートル区間で工事が進められているところであります。また、新浜町から越の浦地区につきましては、同じく直轄事業として嵩上げ工事が計画をされておりますが、7月24日の根本復興大臣視察の際には、ぜひ復興交付金事業による4車線化をという要望もさせていただいたところであります。次に八幡築港線であります。現在、県により貞山橋から築港大通線の交差点までであります。延長が約1,200メートルございますが、この区間の4車線化の道路拡幅事業に着手しております。今月3日に沿線の皆様への用地説明会が開催されたところであります。また、都市計画道路北浜沢乙線の整備であります。現在は一定程度の整備が完了いたしている状況であります。今後、例えば赤坂方面への延伸といったようなものがまだ課題として残っておりますので、こういった部分に今後どのような形で取り組んでいくのかといったようなことを県と協議中であります。

次に、本市の独自基準と該当する箇所についてというご質問でありました。

本市では市道整備を実施する際に1.5車線として整備する独自基準を定めております。幅が狭い1車線の道路であってもすれ違いができますような待避所を設置することによりまして、より交通の安全を確保しようという考え方であります。具体的な取り組みの箇所については今後決定をさせていただきたいと考えております。

次に、市道と私道の整備基準についてご質問いただいております。

本市では、先ほどご説明をさせていただきましたとおり、ネットワーク化された交通上重要な道路あるいは道路の起点や終点が国道または県道、市道のいずれかに連絡する路線を市道認定をし、管理をさせていただいているところであります。市道路線については先ほど申し上げたとおりでありますが、現在は復興交付金によりまして藤倉地区の市道、藤倉梅の宮線、都市計画道路名でありますと新浜町杉の下線であります の拡幅工事、あるいは港町地区の道路嵩上げ工事、その他土地区画整理事業などの面的整備にあわせた市道整備を進めているところであります。ご質問の私道の整備や管理につきましては基本的に土地の所有者でありますとか利用者に対応するというを基本とさせていただいております。かねてから本市におきましては塩竈市私道等整備補助金制度により私道の管理や整備を支援させていただいております。さらに、震災後の平成24年2月には私道災害復旧補助金制度を新たに創設し、私道の災害復旧に関しましても一定の支援をさせていただくということで制度を創設したところでありますので、ぜひこのような制度を積極的にご活用いただければと考えているところであります。

学校教育についてのご質問がありました。教育長から後ほどご答弁をいたさせます。

次に、壱番館庁舎の環境整備についてお答えをいたします。

まず、周辺駐車場の整備計画についてのご質問でありました。

来庁者駐車場についてありますが、壱番館庁舎を利用する方々の利便性向上を目的といたしまして、さきの東日本大震災により取り壊しを行った中央公共駐車場跡地を暫定的に整備し、壱番館庁舎来庁者用の駐車場として8月12日よりご利用いただいているところであります。駐車台数は25台分を確保しておりまして、迷惑駐車や不法投棄などを防止し、市民の皆様が安心してご利用いただけますよう9月2日から公益社団法人塩釜市シルバー人材センターに管理をお願いいたしているところであります。また、同じく周辺の駐車場整備であります。本町にごさいました旧徳陽シティ銀行の跡地を駐車場としてご利用いただけるよう準備を進めているところであります。この駐車場につきましては、民間事業者の有償で貸し付けし、

借り受けた事業者が機械を設置して有料駐車場を運営する方式でありまして、10月のオープンを現在目指しているところであります。この方式は、民間活力の導入によりまして、機械設置や保守、故障等の対応などを費用面含め全て駐車場事業者が行うこととなり、市としては費用が発生しないほかに、土地貸付料収入が得られる仕組みとなっております。また、駐車場の営業時間を年中無休の24時間とし、トラブル発生時にはカメラつきインターホンによりサービスセンターへ通報できるなど、質の高いサービスを提供してまいりたいと考えております。また、既存の海岸通駐車場と同様に30分間の無料措置を講じてまいりたいというふうに考えているところであります。

その際、壱番館内の施設のバリアフリー化についてご質問いただきました。壱番館西側の子育て支援センター「こころん」近くの出入り口に車椅子用のスロープを設置できないかというご質問でありました。ご承知のとおり当出入り口付近につきましては建物と車道が近接をいたしておりますので、出入り口の北側あるいは南側の看板や植栽、ベンチ等が設置されている部分に建物に沿った形でのスロープを設置する方法があるかと考えております。今後の対応といたしましては、詳しい調査による設置の可能性でありますとか壱番館管理運営委員会の意向などを確認いたしますとともに、設置に係る費用を踏まえましたスロープ設置の可能性といったようなものを判断させていただきたいと考えております。

次に、本塩釜駅前の再開発についてお答えをいたします。

コンパクトシティの核としての政策についてであります。ご案内のとおり本市は市域が極めて狭く、都市機能が中心部に蓄積しているというコンパクトシティの特性を生かしております。第5次長期総合計画に掲げる「誰もが安心して暮らせるまち」の快適で便利なまちづくりとして、現在「しおナビ100円バス」などの公共交通機関を活用した、市内どこからでも15分でまちの中心部に行ける市内15分総合交通体系の確立に取り組んでいるところであります。現在、コンパクトシティの核として海岸通地区震災復興市街地再開発事業や本塩釜駅及び塩釜駅を地域交通拠点として整備する都市再生整備事業などに取り組んでおり、今後とも本市の核となる本塩釜駅及びその周辺の復興と活性化に取り組みをいたしてまいりたいと思っております。

本塩釜駅の利用状況についてご質問いただきました。

当駅の1日当たりの乗車人員であります。モータリゼーションなどのライフスタイルの変化でありますとか近年における少子高齢化により、鉄道を通勤通学などに利用する生産年齢

人口の減少などから乗車人員は減少いたしております。平成14年度が3,429人でありましたのに対し、平成24年度には2,736人と減少いたしております。これらからも中心市街地の再開発というようなことに積極的に取り組んでまいりたいという思いであります。

次に、浦戸と宮戸を結ぶ、具体的には寒風沢と宮戸地区を連絡する架橋についてのご質問でございました。今日までご案内のとおり浦戸離島架橋促進期成同盟会というのがございまして、本土と浦戸をとという思いを島民の方々は強くお持ちであります。今でもその思いは変わっておらないと思いますが、さまざまな視点、観点から実現がなかなか難しいという状況にございます。そういった中で、寒風沢と宮戸を結んでとはというご提案でありましたが、我々行政といたしましても今日まではこういった逆転の発想というのは実はなかったわけでありまして、もう一つであります。浦戸と宮戸を結ぶということに関する経済効果を初めとしたさまざまな効果につきまして、いまだ検証がされていないという状況であります。今後、ご提案の趣旨を踏まえまして、このような計画を進めるとした際の課題、問題をしっかりと整理をさせていただきたいと思っております。

以上がご質問に対するご答弁でございます。残余の部分につきましては担当からご報告をいたさせます。よろしくお願いいたします。

副議長（曾我ミヨ君） 伊藤市立病院事業管理者。

市立病院事業管理者（伊藤喜和君） それでは、私のほうからお答えいたします。

先ほど市長からもお答えありましたが、改革プラン策定の際、当院の役割をいろいろ議論いたしました。外部の有識者のご意見を伺いますと、やはり公立病院として地域の方々から信頼されていくためには、まず救急受け入れをしっかりとしなきゃいけない、それから高齢者医療も積極的に行っていかなければいけないという声が多く出されております。このことを当院の大きな方向性と位置づけまして改革プランに取り組んでいるところでありますが、プラン策定時には救急車の受け入れが約600件程度でございました。現在は2倍の1,200件という救急車の受け入れになっております。そういうことによりまして、市民の皆様の安心安全を守る病院としての評価を受けております。

また、高齢者医療の分野では、従来から訪問診療、訪問看護などの在宅医療に力を入れてまいりました。今後はさらにこれを発展させまして、24時間体制で患者さんをみとるまでを行う在宅療養支援病院、こういうものを目指しております。人生の最期を住みなれた自宅で迎えたいという患者さんや家族の思いや、高齢者の著しい本市の市民ニーズにそういったこと

で応えていきたいと思っております。

懸案でありました小児科の常勤医師もこの4月から招聘することができました。今、常勤医は私を含めまして17名ということになりました。そういうことになりましたので、救急医療から高齢者医療、さらに小児医療までをさらに質の高い医療を行いまして、市民の皆様にご貢献してまいりたいと考えております。

改革プランに取り組みながら病院職員一丸となって経営改善に努めた結果、平成21年度から3年連続して黒字を達成いたしました。しかし、24年度は残念ながら足踏みとなりましたが、今後とも継続的な医療を行うためには安定した経営が不可欠になります。今まで、昨年からのいろいろ諸問題を検討いたしまして、さまざまな取り組みを今行っているところであります。そういう成果もありまして、今年度は昨年よりも収支が改善しております。何とか黒字を達成いたしまして、さらにそれを継続させていきたいと考えております。

今後とも職員一同、地域医療の充実のために全力で取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

副議長（曾我ミヨ君） 高橋教育長。

教育委員会教育長（高橋睦磨君） 3点ご質問いただきました。ありがとうございます。

第1点目の今年度の全国学力・学習状況調査の塩竈市の結果の概要であります。

まず小学校では算数の知識に関する問題において昨年度より全国及び県とも差が縮まっているものの、それ以外は全て昨年度より全国及び県平均との差が広がっており、課題と捉えておるところであります。中学校では全ての教科で全国及び県平均を下回りましたが、国語と数学の知識に関する問題では平成22年度から徐々に平均との差が縮まっております。

教育委員会といたしましては、この結果を真摯に受けとめ、早急に調査分析のために校長、教頭、教諭を含めた検討組織を設置し、今回の調査結果を詳細かつ多面的に分析し、課題等を明らかにしていきたいと考えております。従来、各学校で自分の学校の課題についてのみ検討してまいりましたが、今年度はその上に中学校区としての問題がないのかどうか、そしてそれらを集約する形で市として全体として取り組むものは何なのかというような形で取りまとめをしていこうということで、今検討している、分析をしているところでございます。

2番目、これまでの教員の指導力向上の取り組みの成果はあるのかというご指摘でございますが、本市では学力向上を学校教育の重要課題の一つということで捉え、平成23年度から学力向上プランとして教員の授業力の向上、子供の学ぶ姿勢づくり、家庭学習の充実の3つの

柱を掲げて取り組んできておるところでございます。

議員ご指摘の教員の指導力向上の取り組みについてであります。教育委員会としては本市独自の取り組みとして市教育委員会の指導主事が各学校を訪問し、教員への授業づくりについての指導助言を行ってまいりました。また、習熟度別の指導を積極的に行い、成果を上げている学校に小中学校の担当教員が集まり、授業参観や検討会を中心とした研修会を実施したり、学力向上のための教育講演会を開き、専門的な助言をいただいております。

成果といたしましては、今年度の全国学習状況調査の児童生徒質問紙の調査結果において、「算数の授業の内容がわかる」と回答した市内小学6年生が昨年度78.6%のところ今年度80%と1.4ポイントの増加、「数学の授業の内容がわかる」と回答した中学3年生が昨年度55.8%のところ今年度63.4%と7.6ポイントの増加となりました。少人数指導の工夫などにより徐々に授業への満足が高まってきているものと思われまます。また、少人数指導の工夫による習熟度別学習を6年間継続している小学校では、今年度も昨年同様、全国平均を大きく上回っております。今後とも子供たち一人一人に「わかった」「できた」という満足感を味わわせられるような授業を継続させるために、教員の授業力向上のための取り組みに力を入れてまいりたいと考えておるところであります。

大きな2番目としまして、教育委員会制度のあり方についてお答え申し上げます。

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の定めるところにより、教育の中立性を確保し、公正な民意により地方の実情に即した教育行政を行うために設けられた合議制の執行機関でございます。学校及びその他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書、その他の教材の取り扱い及び教職員の身分取り扱いに関する事務並びに社会教育、文化財の保護などに関する事務を管理、執行しております。

教育委員会制度のあり方についてであります。議員ご指摘のとおり、本日の新聞に24日付で中教審の中間まとめ案が載ったところがございます。教育再生実行会議第2次提案において、次のような事項について教育委員会制度について課題があると言われております。4つありました。1つ目は、教育委員会は合議制の執行機関であり、その代表者である委員長、事務の統括者である教育長の間での責任の所在が不明確。2番目、教育委員会の審議等が形骸化しているのではないか。危機管理能力が不足しているのではないか。非常勤の委員の合議体である教育委員会では、日々変化する教育問題に迅速に対処し、責任を果たしていく

のはおのずと限界があるのではないかとありました。また、その下の文章の中では、全ての市町村が全て課題があるわけではなく、属人的なものもある。つまり人によるんだというような文章も書いてございました。

本市におきましては、市長の指導のもと、教育委員長の指揮権のもとに教育行政が円滑に進められているというふうに考えておるところでございます。しかしながら、巷間言われている課題に対して本市の対応でございますが、これまで本市教育委員会では教育現場の実態把握の重要性に鑑みて、教育委員みずからが学校や関係機関を訪問し、子供たちや現場の状況を直接見学する機会を持ったり、今日的教育課題の集約や焦点化、課題解決の方針決定の参考とするため、校長会との意見交換を実施するなど、教育委員会の活性化に努めているところでございます。

本市といたしましては、さらに教育委員会制度の課題として指摘されている事項について適切に対応するとともに、今後の国や県の動き等にも耳を傾けながら、本市教育委員会制度がさらに実効あるものとなるよう努力してまいりたいと考えておるところでございます。

大きい3つ目でございます。この国に生まれてよかったと思われる教育ということでのご質問でありました。

このことは、まさに本市の目指す「夢と希望を持って生きる子どもたち」ということにつながるんだろうなと思っております。そして、夢と希望を持つ子供、これは知識基盤社会の中で生き抜く力、これを養成することだろうなと思っております。その基本は、教科の基礎的、基本的知識技能の習得ということにほかならないと思っておりますが、その前提となるのは主たる教材であります教科書ということになるんだろうなと思っております。

ここで、教科書採択について簡単に説明をさせていただきます。

教科書採択の手順でございますが、塩竈市の場合でございます。各学校の教職員が文部科学省の検定に合格した全ての教科書を地区の教科書センターで閲覧した上で採択希望調査に回答いたします。検定がそれぞれの教科書についておおむね4年ごとの周期で行われることから、採択希望調査も4年ごとに実施しております。市教委では各学校からの回答を取りまとめ、仙台教育事務所管内13市町村で組織する教科書採択協議会に報告をいたします。教科書採択協議会では管内各市町村の調査結果を集約し、審議した上で決定をし、市町村教育委員会に通知がまいります。市町村教育委員会で採択を決定し、教科書を決定するというようなことでございます。中学校の歴史の教科書については、現在全国で7種類の教科書が検定を

通っており、このような手順を経た結果、現行の教科書が使用されているものでございます。

以上であります。

副議長（曾我ミヨ君） 志子田吉晃議員。

11番（志子田吉晃君） ありがとうございます。順番に行きたいところでございますけれども、一番最後の浦戸振興策についての交通事業の民営化ということについて、一言もなかったもので、大体概略、ご答弁をお願いしたいと思います。

副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 交通事業の民営化についてであります、具体的には市営汽船の最終便と交通事業の公設民営化の検討についてということでお答えしてよろしいでしょうか。

過去におきまして、浦戸交通につきまして民間で運営をいたしておりました海上タクシーというのがございました。残念ながら利用者数の低迷でありますとか採算が合わなかったという経過から運航を取りやめてしまったという経過がございます。現在、本市におきましては社会実験として、週1回であります、金曜日の19時30分、夜の7時30分の夜間便の運航に向けて、監督官庁であります東北運輸局などとその細部を詰めさせていただいているところであります、ぜひ今後の道筋をつける意味でこの事業を実施してまいりたいと考えているところであります。

また、公共事業の公設民営化の検討についてであります、今申し上げたとおりであります、18時以降の定期便としての運航の可否につきましては、社会実験における利用者数、運航経費、安全性の有無などを総合的に勘案して判断をしてまいりたいと思っております。また、次期の交通事業経営健全化計画の策定に当たりましては、直営並びに公設民営、民間委託などのさまざまな経営手法を比較検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願いたします。

副議長（曾我ミヨ君） 志子田吉晃議員。

11番（志子田吉晃君） ありがとうございました。順番が狂ったんですけども、そのところが市長からの答弁がなかったかなと思ひまして、最初に聞きました。

それでは、2回目以降の質問を順次お伺いしたいと思います。

まず市立病院のことについてですが、院長先生が頑張られて、本当に、私も去年のこの議会でしたか、久しぶりに戻ってきたら、こんなに四、五年前とは全然違った状態になっていて、頑張ったんだねということで質問させてもらったことを覚えております。病院管理者ですね、

すいません、伊藤先生ね。

それで、それ以降もずっと皆さんで頑張ってもらって、何とか23年度までは黒字を出していただけたけれども、24年度は残念ながらできなかったと。そういう意味ではしっかり頑張っておられるなど。それと、塩竈市立病院はやはり救急医療のこととか高齢者医療を重視しているので、どうしても診療単価が上がらないほうに来ているのかなと思います。それで、今までの病院改革プランのことについては、先ほど病院管理者の伊藤先生からお聞きしましたが、25年度は改善しているということですが、どういって改善策をお考えになっているのか。今後、院長から提言があったことに関して言えば、診療単価アップの方策はどうするのかとか、あるいは先日、西村議員からも言われてましたけれども、入院施設改修計画はあるのかとか、あるいは今回の改革プランの表を見させていただきましたけれども、紹介患者とMRI、CT利用率が昨年度は大分、今年度もちょっとその辺のところの利用率が下がっているんで、どのようなことをするのか、そういったことなどを含めて今後の経営戦略について、具体的にあればお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願ひします。

副議長（曾我ミヨ君） 伊藤病院事業管理者。

市立病院事業管理者（伊藤喜和君） 私のほうからお答えいたします。

先ほどもいろいろご答弁させていただきましたが、地域の病院としてやはり多くの方が病院を利用していただくということがまず一番でございます。患者数の増を図っていくということが大事だと思っております。ことしは、昨年というか、やはり震災の影響も少しあったかなと思いますけれども、徐々に患者数も入院患者数も前よりは戻ってまいりまして、外来からいろんな患者さんの入院も多くなってまいりまして、ベッドも昨年よりかなり、きょういろいろ管理者会議等で検討もしましたけれども、昨年の同時期に比べると10名ぐらい多く入院患者さんも入ったりしております。救急で来た患者さん、ぐあい悪い患者さんをすぐ診ていくということがまず第一の姿勢だろうと思ひます。

それともう一点、小児医療というのが、1年間、大学の先生だけの診療になっていましたので、ちょっと手薄になっていました。徐々にではあります。患者数を小児科のほうをまた戻っていければ、その点もまたふえるのかなと思ひますが、なかなか、1年間ずっとあいていたもんですから、なかなかすぐには難しいかなと思ひますけれども、入院なんかも適宜見ていきますので、そういう面でもまたお役に立てるのかなと思ひます。

それから、先ほどお話ししましたように在宅支援病院、従来から訪問診療を行ってました

けれども、さらにもうちょっと進めて、いつでも診れる体制あるいはうちでみとりもできるような体制も含めていこうかなと思って、その施設基準をとるために、人の配置をしながら今やっているところでございます。

そういうことで、救急から在宅を含めてそういう医療を中心にやっていきたいと思っておりますし、それからあと単価の問題とかいろいろ言われましたけれども、やはりきちっとした診療をしていく、質の高い医療をしていく、急性期の患者さんを診ていくということで、またそこが上がってくるんじゃないかと思っています。以上でございます。

副議長（曾我ミヨ君） 志子田議員。

11番（志子田吉晃君） ありがとうございます。いろいろ先生には医療行為のほかにそちらのほうまで心配しなくないという立場でございますか、それで、いろいろ対策もあると思うんですけれども。それから、もうちょっと中身の対策について、先生よりも事務方のほうが検討されているんでしょうか。例えば診療単価アップの方策についてはレセプトのほうをもう一回点検し直すとかということをやられていますね。それから、経費的な対策も指摘されておりました。消費税差額対策と電気料金値上げの対策、こういうのもやはりかかってくるんだと思います。最終的には先生が言われましたように患者数の増加と単価のアップ、これはどこのところでも、どの業界でも客数掛ける単価だと、そういうことでは両方やらなくてはならないということでしょうけど。それと、それに対してあと経費の削減、これで黒字を出すということになるんでしょうけれども、こちらのほうの経費の対策について、何か。例えばですけども、駐車場管理運営、何かいろいろいっぱい駐車場があると思うんですけども、ほかのところと比べて病院の駐車場のやり方と比較してどうなのかとか、1回100円は、そのくらいは取ってもいいんじゃないかなと私は思うんですけども、その辺の駐車場の管理運営の仕方とか、その辺経費対策についても考えていることがございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

副議長（曾我ミヨ君） 菅原事務部長。

市立病院事務部長（菅原靖彦君） 私のほうからも回答させていただきます。

まず単価のほうでございます。病床利用率がかなり高い数字では推移しているわけでございますけれども、さらに収支を軌道に乗せていくという意味では単価の増加が課題になるということで、外部評価委員会のほうからも指摘があったということは先日の全員協議会等でもお知らせしているところでございます。

そういった中で、先ほど来出ております在宅支援病院に向けての動きということで現在取り組んでございます。これはこれまで以上に手厚い在宅の診療等を行い、院内でも体制を整えていくということで初めて設置が認められるものでございますけれども、そういったことでみとりまで市立病院のほうで行うということになりますので、在宅で過ごされている方のご家族にとりまして、またこれまで以上に安心して過ごしていただけるという方向に結び着くのではないかなと思っております。そういった取り組みを行うことで、これがまた病院の診療のほうでの単価の増加にも結びついていくという関係にございますので、そういった視点で病院のほうでの急性期から慢性期までというふうな方針のもとに取り組んでいきたいということで単価に期待というふうに思っております。

それから、経費の関係につきましても、一方では経費の節減ということがテーマでございますので、経費の見直しをもう一つの方針として取り組んでいるところでございます。各種委託事業などにつきましても内容を精査しながら委託経費の節減に努める、上昇を防ぐといったことでやっております。電気料につきましても、節電に努めているわけでございますけれども、最近ではLED化ということで、照明設備をLEDのほうにかえていくという中で、かなりこれは電気代のほうの節減にも結びついていくようでございます。こういったものを進めながら取り組んでいきたいと思っております。

駐車場につきましては、たびたびご指摘されているんですけれども、なかなか駐車場のスペースが少ないという中でご不便をおかけしております。それに応えて幾らかずつかではございますけれども、駐車台数の増大に努めております。有料化という点についても検討したことがございますけれども、やはりそれなりの管理体制とかそういったものが一方でかかっていくという中で、まずは駐車台数を幾らかでもふやしていくという方向で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

副議長（曾我ミヨ君） 志子田吉晃議員。

11番（志子田吉晃君） いろいろありがとうございます。もっといっぱい聞きたいところなんではございますが、あと10分ぐらいしかないということなので、2番目の塩竈市の道路行政についてお聞きします。

これは前回聞いて、基本的なことはいろいろお聞きしました。今回はまた私にもわかるような説明をいただきましたので、非常に感謝申し上げますところでございます。

それで、具体的にちょっとわからなかったところが、本市独自の構造基準に該当する箇所に

ついてということで、1.5車線の考え方ということなんですけれども、すれ違うための待避所を設けるのが1.5車線だと。私はそうでなくて、中央にラインが引いてないところの細いところで、通れるところが1.5車線かなと思ったんですけれども、その辺のところわからないところがあったもんですから、その辺の説明、現場のほうから1.5車線の考え方、説明していただければ助かります。

副議長（曾我ミヨ君） 鈴木建設部長。

建設部長（鈴木正彦君） 1.5車線の道路の考え方だと思いますけれども、便宜上1.5車線という表現を使っております。2車線道路、すれ違いができる道路は一応道路構造令上5.5メートルという幅が必要なんです。そこに中央ライン、中央線が引けるということになります。中央線がない道路、両サイドに白線があるような1車線しか通れない道路の道路改良をどうするかということで、これは塩竈市だけじゃなくて、県のほうもこういった1.5車線道路、一番早いのは高知県ですかね、十数年前になりますけれども、要は山間部、交通量の少ない道路を改良するのに2車線まで要するのかとか、住宅密集地で多額の用地買収をかけて2車線まで道路が必要とか、道路整備の問題が出たころにこういった発想が生まれました。

それで、実際1.5車線というのは、ある程度の区間で、例えば4メートルの道路を1.5だとすると6メートルですか の道路にしてもすれ違いはなかなか簡単にはいきませんので、要は形上、待避所整備をしながら1車線よりは全体的に幅員が広い、何ですかね、道路の捉え方なんですけれども、すれ違い、行き違いができる道路ということで1.5車線というふうにしています。先ほど市長から説明がありましたけれども、今後その箇所を検討してまいりますということで、やはり用地買収等もかかりますので、それから本市は坂道が多いです。幅員が狭いだけでなく、坂道、見通しが悪い道路が、私も半年たって十分認識しましたけれども、結構多いです。ですから幅員だけの問題ではなくて、登り道での安全確保とか交差点で出会い頭にぶつかったりしないように、そののところだけ広げるとか、そういったところをこれから検討していくということで、あくまで1.5というのは便宜上の言い方ですので、そういうことでご理解をお願いしたいと思います。

副議長（曾我ミヨ君） 志子田吉晃議員。

11番（志子田吉晃君） どうもありがとうございます。それで、9月15日の台風18号の災害復旧に早急に対処されたということを最初に感謝申し上げようかと思ったんですけれども、最後に言ってこの項目は終わりたいと思います。

それで、3番目の学校教育についてですが、教育委員会制度のあり方ということで、ここで議論しても始まらないかなと思うんですが、私が前々から質問しているとおり、やはり教育長と教育委員長、権限がどっちなのか、あるいはどうなのかというところで最終的に責任が曖昧になるのではないかとというのが私は一番心配していることでした。それで、教育長は教育委員のことに触れられていましたが、教育委員会の方々あるいは委員長は常勤でございませんので、そういう方に責任が行かないようにというつもりでお聞きしたところでございます。この件については十分にご説明いただいたので、これからも頑張ってもらえればと思います。

そして、4番目の壱番館の庁舎の整備について、壱番館の西側、南口のスロープの件につきましては、市長からご検討いただけるというご答弁でしたので、ぜひとも。これも前からお尋ねしていたんですけれども、なかなか、車椅子の方のことばかりでなくて、高齢化でお年寄りの方が利用されるときに、大体タクシー待ちする時があそこなんですよね。あそこからタクシーを待っている。ですから、これを早速やってもらおうと非常に助かります。

それと、駐車場の件なんです、壱番館の南駐車場というんですか、8時半から15時15分まで、土日祝閉鎖ということで、シルバーセンターさんに管理委託されていますけれども、壱番館を利用される方というのは図書館もあるし、5階の遊ホールもございまして、その辺のところ時間帯とかその辺まで含めて、もう一カ所、本町のほうに今度10月にオープンの予定だということなんですけれども、こちらせつかく委託されているんでしたら、もう少し時間延長とか、土日祝もやられるような方向でご検討できないかと思うんですが、今ここで答えなくてもいいですけれども、その辺のお考えがあるかどうかだけお願いします。

副議長（曾我ミヨ君） 荒井財政課長。

市民総務部財政課長（荒井敏明君） 時間の延長と土日の開放となりますと、これはそれぞれ担当の課が出てまいります、特殊な利用だったりとかというケースもありますので。通常、土日については管理も難しいので閉鎖をさせていただきますけれども、例えばイベント等があって何かご利用されたいというケースにありましては、それはこちらのほうと担当のほうと協議をさせていただいて、それでできるだけご利用いただけるような、そういった環境に努めていきたいというふうに考えています。以上です。

副議長（曾我ミヨ君） 志子田吉晃議員。

11番（志子田吉晃君） ベルが鳴りましたので大急ぎで。ありがとうございました。ぜひその

方向でお願いします。

それから、5番目の本塩釜駅周辺、駅のほうですけれども、大分本塩釜の駅の利用客がやはり減っているんだと。それで、運賃のことで、これはこの議場で言ってもどうしようもないでしょうが、距離数によるから、仙台駅から本塩釜までは320円、西塩釜までだと230円なのね。この90円の差がやはり大きいんじゃないかと。交渉してもキロ数がキロ数だからできませんと言われるかもしれませんが、その辺のところ、このキロ数の考え方をもうちょっと細かくして、もう少し安くなるようにJRさんとかけ合って、個人で言ってもこれは難しいことですけれども、キロ数の考え方を、本塩釜になると急に320円になるんだと、その前は230円だと、この上がり方、何とかできないのかと、キロ数。その辺のところ、議会で言っても仕方ありませんが、誰かが大きな力で要望しないとできないことだと思ったので、これだけ、1点だけ私は話題にしたいと思いました。

最後の浦戸振興策のうちの架橋の件について、現在寒風沢1号線から鰐ヶ淵まで船で、向かい側に宮戸島に渡るために、通勤のために車を置いて、それでスイッチして、今度渡し船に乗って、向こうから車で行って、また帰りは宮戸島に帰ってきてから船こいで寒風沢に来るという人が今現在でも数人おるんです。それで、我々会派としては東松島の議長さん初め友好会派の方々と何回かお話しさせていただきました。そのことが向こうの宮戸島にとっての観光誘致にもなるということで、ぜひとも寒風沢の方々と当局もお話ししていただいて、塩竈市でも力を入れてほしいということを要望して終わりたいと思います。

ありがとうございました。

副議長（曾我ミヨ君） 以上で、志子田吉晃議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明26日を議会運営委員会開催のため休会とし、27日、定刻再開したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（曾我ミヨ君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明26日を議会運営委員会開催のための休会とし、27日、定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時15分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年9月25日

塩竈市議会議長 佐藤英治

塩竈市議会副議長 曾我三三

塩竈市議会議員 西村勝男

塩竈市議会議員 菊地進

平成25年 9 月27日（金曜日）

塩竈市議会 9 月定例会会議録

（第 4 日目）

議事日程 第4号

平成25年9月27日(金曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第60号ないし第77号(各常任委員会委員長議案審査報告)
- 第3 認定第1号ないし第3号(平成24年度決算特別委員会委員長審査報告)
- 第4 東日本大震災復旧・復興調査特別委員会中間報告(第2回)
- 第5 発言取り消しの件
- 第6 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第6

出席議員(17名)

1番	浅野敏江君	2番	小野幸男君
3番	嶺岸淳一君	4番	田中徳寿君
5番	志賀勝利君	6番	香取嗣雄君
7番	阿部かほる君	8番	西村勝男君
10番	菊地進君	11番	志子田吉晃君
12番	鎌田礼二君	13番	伊藤栄一君
14番	佐藤英治君	15番	高橋卓也君
16番	小野絹子君	17番	伊勢由典君
18番	曾我ミヨ君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	佐藤雄一君
健康福祉部長	神谷統君	産業環境部長	小山浩幸君

建設部長	鈴木正彦君	震災復興推進局長 兼政策調整監	伊藤喜昭君
市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君	会計管理者長 兼会計課長	星清輝君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高橋敏也君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤修一君
建設部次長 兼下水道課長	千葉正君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也君
市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	赤間忠良君	市民総務部 政策課長	阿部徳和君
市民総務部 財政課長	荒井敏明君	市民総務部 税務課長	小林正人君
健康福祉部 保険年金課長	並木新司君	産業環境部 水産振興課長	佐藤俊幸君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君	市立病院事務部長	菅原靖彦君
市立病院事務部 業務課長兼経営改革室長	鈴木康則君	水道部長	福田文弘君
水道部次長 兼工務課長	大友伸一君	教育委員会教育長	高橋睦麿君
教育委員会 教育部長	桜井史裕君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	佐藤勝美君		

事務局出席職員氏名

事務局次長 兼議事調査係長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	宇和野浩志君
議事調査係 専門主査	斉藤隆君	議事調査係主査	西村光彦君

午後 1 時 開議

議長（佐藤英治君） ただいまから 9 月定例会 4 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第 4 号記載のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤英治君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には 11 番志子田吉晃君、12 番鎌田礼二君を指名いたします。

日程第 2 議案第 60 号ないし第 77 号（各常任委員会委員長議案審査報告）

議長（佐藤英治君） 日程第 2、議案第 60 号ないし第 77 号を議題といたします。

去る 9 月 6 日の会議において各常任委員会に付託されておりました各号議案の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。17 番伊勢由典君。

総務教育常任委員会委員長（伊勢由典君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において総務教育常任委員会に付託されました関係議案について、9 月 10 日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第 60 号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」については、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律の施行による地方税法の改正により、法令の規定による地方税の処分について、原則的に理由を提示することになり、それに伴い、当該税条例の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 62 号「平成 25 年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、6 月定例会において可決した一般職の職員の給与の特例に関する条例等などに基づく給与削減額と、その削減額を財源とした本庁舎トイレ改修工事など喫緊の課題を解決するための事業費が計上され、また、債務負担行為において、リース期間の終了に伴う塩竈市内部情報システム更改事業などの追加、地方債において、本庁舎トイレ改修工事の追加がなされ、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げ

ます。

1. 市役所の本庁舎トイレ改修事業については、衛生環境の改善や利便性の向上を図るため、洗浄機付暖房便座や身障者対応の多機能トイレ設置工事などを行うものであるが、改修工事に当たっては、そのレイアウトなどについて市民がより利用しやすいものとなるよう検討を深められるとともに、早期完成に向け努力されたい。また、工事中に設置予定の仮設トイレについては、高齢者や障害者の方々の利用なども十分配慮され、取り組まれない。

1. 月見ヶ丘スポーツ広場整備事業については、中学校の部活動における野球部の練習場を確保するため、今回防球ネット設置などの整備を図ろうとするものであるが、野球用具倉庫やバックネットの設置場所などの適正な配置について検討を深められ、競技を行う際における安全対策に万全を期されたい。

次に、議案第72号から議案第77号までは、「工事請負契約の締結について」の案件であり、さらに理解を深めるため、議案資料のほか追加資料の提出を当局に求め、審査を行いました。いずれも議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき提案されたものであり、まず議案第72号については、「24 - 災 藤倉・北浜地区下水道災害復旧工事」の相手方が民事再生法による再生手続を開始し、その後7月10日に工事続行不能届を提出したことを受け、契約を解除したことに伴い、災害復旧工事の早期完了を目指すために発注する残工事に係る契約案件で、藤倉、北浜地区における被災本管の開削工による布設がえや部分更生、マンホール部分復旧などの工事請負契約であり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号については、藤倉雨水ポンプ場の土木及び建築に係る築造工事で、本体作業土工及び築造工などのほか、鉄筋コンクリート造、地上2階、地下2階の建物建設の工事請負契約であり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号については、同じく藤倉雨水ポンプ場の電気設備工事であり、自家発電設備、運転操作設備、監視制御設備などの工事請負契約であり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号については、同じく藤倉雨水ポンプ場の機械設備工事で、ゲート・除塵設備、及びポンプ設備の工事請負契約であり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号については、昭和40年建設以来、経年変化による老朽化が進行している第

三小学校北校舎の大規模改造工事で、屋上防水、外壁の亀裂補修及び塗装、内装では、天井張りかえや壁塗装のほか、アルミ製建具への更新などの工事請負契約であり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号については、第三中学校、月見ヶ丘小学校及び第二小学校のトイレ改修工事で、床面のドライ方式化、照明機器の更新、洋式便器への更新などの工事請負契約であり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告いたします。

総務教育常任委員会委員長 伊勢由典

議長（佐藤英治君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。8番西村勝男君。

民生常任委員会委員長（西村勝男君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において民生常任委員会に付託されました関係議案について、9月11日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第61号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」については、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律の施行による地方税法の改正により、法令の規定による地方税の処分について、原則的に理由を提示することになり、それに伴い、当該税条例の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号「平成25年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、義援金の追加配分に伴う災害見舞金及び塩竈市災害見舞金などの災害関連事業費、難聴児の補聴器購入費に対する助成金など計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 東日本大震災災害義援金及び塩竈市災害見舞金については、義援金受付団体の第5次配分及び宮城県災害対策本部の第4次分に加え、津波浸水区域以外の区域の住家被害に対して塩竈市災害見舞金第2次分を支給しようとするものである。大震災からの復興を力強く推進するためには全市民的な施策が必要であることから、市民生活の復興に向けたさらなる支援

措置や施策の充実について検討を深められたい。

次に、議案第64号「平成25年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」については、東日本大震災における原子力発電所の事故による避難者の窓口負担の免除期間延長に伴う療養給付費の追加や、前年度の給付費の確定に伴う国庫補助金返還金などを計上し、歳入歳出それぞれ1億9,275万2,000円を追加し、総額を70億9,185万2,000円にするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号「平成25年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」については、介護保険勘定については、前年度の介護給付費の確定に伴う国庫補助金返還金などを計上するとともに、職員給与削減額を計上し、歳入歳出それぞれ2,408万3,000円を追加し、総額を48億1,488万3,000円にするものであり、また、介護サービス事業勘定については、職員給与削減額を計上し、歳入歳出それぞれ3万5,000円を減額し、総額を1,086万5,000円にするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号「平成25年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」については、宮城県後期高齢者医療広域連合への納付金及び保険料還付金等を計上し、歳入歳出それぞれ1,366万9,000円を追加し、総額を6億7,516万9,000円にするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号「平成25年度塩竈市立病院事業会計補正予算」については、収益的収支については、職員給与削減額を計上し、病院事業費用から1,632万3,000円を減額し、総額を27億7,872万円にするものであり、資本的収支については、職員給与削減額や県の地域医療再生基金からの補助金を活用し、災害時の対応や安定的な医療提供を行うための電気設備整備事業費として、資本的支出に1億2,407万1,000円を追加し、総額を5億4,140万9,000円にするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告いたします。

民生常任委員会委員長 西村勝男

議長（佐藤英治君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。16番小野絹子君。

産業建設常任委員会委員長（小野絹子君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において産業建設常任委員会に付託されました関係議案について、9月12日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審議をいたしましたので、その審査の

結果についてご報告いたします。

まず、議案第62号「平成25年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、藤倉地区復興土地区画整理事業や下水道事業と一体的に整備を行う新浜町杉の下線道路事業のほか、海岸通地区震災復興市街地再開発事業や伊保石地区・浦戸地区及び北浜地区における災害公営住宅整備事業などの東日本大震災復興交付金事業費、及び漁港施設災害復旧事業費などが計上され、また、債務負担行為においては、伊保石地区、浦戸地区における災害公営住宅整備事業などの追加、地方債においては、公営住宅整備事業が増額変更され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 新浜町杉の下線道路事業については、藤倉地区復興土地区画事業や下水道事業と一体的に整備を行うことにより、地域防災力の強化や住環境の向上を図ろうとするものであるが、その推進に当たっては、今後も地域住民と十分協議を行われるとともに、子どもの通学時における交通安全対策や豪雨時における排水対策などについても万全を期されたい。

次に、議案第63号「平成25年度塩竈市交通事業特別会計補正予算」については、職員給与削減額を計上し、歳入歳出それぞれ148万円を減額し、総額を2億1,392万円にするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号「平成25年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算」については、職員給与削減額を計上し、歳入歳出それぞれ18万8,000円を減額して、総額を1億861万2,000円にするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号「平成25年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」については、平成25年度第6回配分で交付決定を受けた藤倉二丁目地区下水道整備事業に係る東日本大震災復興交付金事業を計上するとともに、職員給与削減額を計上し、歳入歳出それぞれ2,570万3,000円を追加して、総額を156億7,959万2,000円にするものであり、地方債については、復興交付金事業の追加計上に伴い、公営企業復興交付金事業を増額変更するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号「平成25年度塩竈市藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算」については、平成25年度第6回配分で交付決定を受けた新浜町杉の下線道路事業に係る東日本大震災復興交付金事業を計上し、歳入歳出それぞれ1億1,973万9,000円を追加して、総額を

2億6,123万1,000円にするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号「平成25年度塩竈市水道事業会計補正予算」は、収益的収支について、職員給与削減額を計上し、水道事業費用から452万円を削減し、総額を16億6,311万円にするるとともに、資本的支出については、職員給与削減額や地方債を財源として、災害時における迅速な給水活動などを図るための加圧式給水車購入費として1,260万円を追加し、総額を10億8,511万4,000円にするものであり、また、地方債については、加圧式給水車購入費の計上に伴い、水道改良費を追加するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 水道事業会計においては、東日本大震災の経験を踏まえ、災害時などの多様な状況に対応するため、新たに加圧式給水車を整備し、病院や学校、高層ビルなどの受水槽への迅速な給水を行うとともに、給水拠点に仮設水槽を設置し効率的な応急給水活動を図るものである。今後においては、断水の状況にあわせて効率的な給水が行われるよう、日ごろから給水拠点の整備等について万全を期されたい。

以上が本委員会で審査をした案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

産業建設常任委員会委員長 小野絹子

議長（佐藤英治君） 以上で委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第60号ないし第77号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤英治君） 起立全員であります。よって、議案第60号ないし第77号については委員長報告のとおり決しました。

日程第3 認定第1号ないし第3号（平成24年度決算特別委員会委員長審査報告）

議長（佐藤英治君） 日程第3、認定第1号ないし第3号を議題といたします。

平成24年度決算特別委員会委員長より決算審査の報告を求めます。7番阿部かほる君。

決算特別委員会委員長（阿部かほる君）（登壇） 平成24年度決算特別委員会委員長審査報告。

ただいま議題に供されました平成24年度決算特別委員会における決算審査の経過の概要と結果についてご報告申し上げます。

本特別委員会に審査を付託されました案件は、認定第1号「平成24年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について」、認定第2号「平成24年度塩竈市立病院事業会計決算の認定について」、認定第3号「平成24年度塩竈市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」であります。

本付託案件審査のために、9月13日、17日、18日及び19日の4日間委員会を開催し、まず、議事運営上、正副委員長の互選を行いました結果、委員長には私、副委員長には志子田吉晃委員が選任されました。

審査に当たっては、各会計決算の内容について、決算書及び提出資料などの説明を聴取し、さらに、新たに各種資料の提出を求めて活発なる質疑を展開し、慎重に審査をいたしました。

そして、採決の結果、認定第1号については賛成多数、認定第2号については全員をもってそれぞれ認定すべきもの、また、認定第3号については全員をもって原案のとおり可決及び認定すべきものと決した次第であります。

各会計決算の内容につきましては、既に議員各位もご存じのとおりでありますので、詳細は省略いたしまして、各会計決算に対し出された要望・意見の主なるものを申し上げます。

まず、一般会計について申し上げます。

1. 平成24年度の一般会計決算は、前年度と同様に震災復興事業関係で歳入歳出が通常年度の予算規模を大きく上回り、決算収支の状況は、実質収支、単年度収支、実質単年度収支のいずれも黒字決算となりました。歳入では、市税は増収となったものの、震災の影響による自主財源の減少を地方交付税、国・県の支出金等で補う状況となっている。

今後の財政運営に当たっては、自主財源の根幹をなす市税収入の確保、収納率の向上に引き

続き努められ、一層の財政健全化に努力されたい。

1. 大震災からの復旧・復興に係る予算の執行については、「震災復興計画」に基づき、今後も塩竈の再生に向けて鋭意取り組まれるとともに、限られた予算であるため、選択と集中を踏まえながらより効果的な事業への配分に留意され、地域経済の振興、また市民が安心して暮らすことができる地域づくりのため、スピード感を持った執行に努められたい。

1. NEWしおナビ100円バス運行事業については、公共交通機関による「市内15分総合交通体系」を構築するため、市民生活・市域での交流活動の利便性の向上を図るものであり、以前の路線バス空白地帯における市民の足として定着してきているところであるが、今後は停留所付近へのベンチの設置について検討を深められるなど、高齢者等にも利用しやすい環境整備に鋭意努められたい。

1. 放課後児童クラブ事業については、共働き家庭等への子育て支援と地域における留守家庭児童の健全育成を図るため開設されているものである。核家族化に伴い、同クラブの重要性は今後ますます増大し、また利用する児童の年齢の延長等も考えられることから、地域ボランティアの活用等を事業に盛り込むなど、今後も教育委員会と十分協議、連携を図り、事業を行われたい。

また、この事業により子どもたちの安全が確保され、両親が安心して働けることとなれば、塩竈の魅力の向上につながり定住促進等にも資するものとなることから、今後も事業の充実に努められたい。

1. 母子保健事業については、妊産婦・新生児訪問指導事業により、産後うつ病の早期発見、育児不安に対応するため出産後の訪問指導を実施し、個々に応じた相談・支援を行っているところであるが、社会的に核家族化が進む中、育児にあたる妊産婦の孤立化を避けるためにも、訪問指導事業のより一層の推進に努められたい。なお、乳幼児健診に来ることができない市民に対する対応についても十分配慮されたい。

1. 重点分野雇用創造事業については、東日本大震災の被災求職者の雇用機会を創出する事業として実施されているものであり、新たな事業によって求職者の次の雇用までの短期の雇用機会を確保してきたところではあるが、事業が平成25年度で終了するに当たり、ハローワークの活用などの周知・指導等を適宜行われ、正規雇用のための対策や支援を講じられたい。

1. 商工振興対策事業については、中小企業の育成と産業の振興を図るとともに、商工業の近代化促進・体質強化などの指導を行い、商工業者に対しては、商店街の活性化と後継者育

成のための支援を行うものであり、成果として、中小企業などに対する相談体制が充実し、指導・相談による支援が行われ、また商人塾生が拡大するなど一定の効果が出ているところである。今後も起業を目指す個人や事業者への支援、既存商店の経営力を高めて後継者など若手の人材育成を図るなど、中心市街地が集客力を維持していくための実効性のある商業振興策を展開されたい。

1. 木造住宅耐震診断等助成事業については、旧建築基準で建築された既存の木造住宅を対象に耐震診断事業を推進し、建築物の耐震性の把握とこれに基づく耐震改修の促進を図り、大規模地震が発生した場合の人的被害の軽減を図るものであるが、耐震診断の結果、要改修となり、耐震改修計画を作成した木造住宅がスムーズに耐震改修工事に移行できるよう、改修の促進に向けてさらなる取り組みに努められたい。

1. 緑化推進事業については、身近な自然や公園を花や緑で整備することにより、安らぎと潤いのある生活環境づくりを実施し、地域と世代を超えた人と人とが交流できる住みやすいまちづくりを目指すものであるが、今後も市民との協働により事業を進められたい。また、市が設置した公園については、定期的に遊具の安全点検を行い、都市化によって減少している子どもたちの遊び場の役割も果たすものであることから、今後も公園の維持管理に万全を期されたい。

1. 災害公営住宅整備事業については、東日本大震災の津波被害等により住宅を失い、自力での住宅確保が困難な市民を対象に、今後の生活再建を支援するため、低廉な家賃の災害公営住宅を整備するものである。第1段階では、応急仮設住宅の入居期限となる平成25年度までに災害公営住宅を供給していくため、市内の候補地区に約200戸を整備するものであるが、一刻も早く被災市民の方々の生活再建が進められるよう、さらなる事業の進捗に努められたい。

次に、特別会計について申し上げます。

1. 交通事業会計においては、浦戸住民の生活航路並びに浦戸諸島への観光客の足として一年を通して安全な運航を行うとともに、安定した経営体制の構築が求められている。浦戸地区では、震災から2年6カ月が経過し、居住者が減少していることから、定住対策などの浦戸振興施策も考慮し、住民の意見も踏まえた利用しやすい運航ダイヤの見直しや観光客の利用増を図るサービスの提供を検討され、営業収入の確保に努め、一層の経営健全化の推進に努力されたい。

1. 国民健康保険事業会計については、本市における1人当たりの医療費が県内でも高額となっている。今後も特定健康診査や特定保健指導、国保健康づくり事業のさらなる充実を図るとともに、健康保持増進、疾病の早期発見、ジェネリック医薬品の利用促進等について市民への啓発活動に取り組み、医療費の削減に努力されたい。また、保険料滞納者に対するきめ細やかな対応を行われ、収納率の向上に努められたい。

1. 魚市場事業会計については、今後も安全な水産物の供給に努められるとともに、漁船誘致活動等を活発に行われ、水揚げの確保と会計の健全化に向け鋭意取り組まれたい。

1. 下水道事業会計については、全国的に台風や集中豪雨による被害が多発する状況になっており、本市でも震災の影響もあり冠水や浸水が発生し、その対策が急務となっている。入札不調などで一部工事がおくれていることもその一因ではあるが、今後とも豪雨対策の促進を図るため、継続してポンプ施設や貯留施設等の整備に努めるとともに、既存施設の延命化にも努力されたい。

1. 介護保険事業会計については、要介護認定の効力は認定申請日からとなっており、認定結果が出るまでには暫定的に介護保険サービスが利用することができるものである。しかし、介護保険の認定申請件数が多大であることから、30日以上期間を要するケースが生じていることから、介護保険サービスの利用について不利益を生じることのないよう、暫定的な利用についてその周知に努められたい。また、保険料の収納対策にも鋭意取り組まれたい。

最後に、企業会計について申し上げます。

1. 市立病院事業会計については、医師の退職や震災後の影響、予防接種やCT、MRIの利用の減少などで経常収支の黒字を達成できなかった。

市立病院の安定経営のためには、経常収支の黒字化が不可欠であることから、今後も医師の確保や職員の待遇の向上に継続して努力されるとともに、近隣の医療機関への市立病院の検査機器の活用等も積極的に働きかけられるなど、経営改善に向けて鋭意努力されたい。

また、災害等の発生時に被災者に対する迅速な対応を行えるよう、今後も日常からの訓練や医師会、他の医療機関との連携に取り組まれたい。

以上が審査の概要であります。

なお、本特別委員会は、議員全員の構成でありますので、審査の細部については省略いたしますが、当局におかれましては指摘ないし要請された事項については、それぞれ意を体し、万漏のないよう措置を講じられるよう要望いたします。

以上、よろしく皆様のご賛同をお願い申し上げまして、ご報告といたします。

平成24年度決算特別委員会委員長 阿部かほる

議長（佐藤英治君） 以上で委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

認定第1号について討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。まず、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。16番小野絹子君。

16番（小野絹子君）（登壇） 日本共産党市議団を代表しまして、議案認定第1号に反対する討論を行います。

議案認定第1号は、平成24年度一般会計と10の特別会計の決算認定であります。平成24年度の一般会計及び10の特別会計の歳入は768億56万7,306円、歳出は694億1,765万1,719円で決算され、歳入歳出差引73億8,291万5,587円ではありますが、実質収支額は13億242万9,725円の黒字決算となっております。

うち、一般会計の決算は、歳入の内訳では収入済額が570億1,078万8,300円、歳出では支出済額が497億8,670万4,130円で、差し引き72億2,408万4,170円になりますが、うち翌年度へ繰り越すべき財源は60億8,048万5,862円で、実質収支額は11億4,359万8,308円の黒字決算となっております。

佐藤市政は、大震災の2年目を迎えた平成24年度は災害復興元年と位置づけ、長期総合計画と両輪として取り組む予算編成をしておりましたが、当市議団は被災者の生活支援、なりわいの再建を最優先すべきと主張してまいりました。24年度決算で歳出の107億円を越す翌年度繰越額について、当局は現在の大勢の中ではやむを得ないと述べており、しかも翌年度への繰り越すべき財源は60億8,045万5,862円とかなり大きな額で、こうしたことは復旧・復興への取り組みに大きな影響があらわれています。

決算は、数字が正しく決算されているかどうかはもちろんでありますが、佐藤市長の政治姿勢を貫いている行財政改革の推進が着実に進められているもとで、あらゆる施策が市民の目線に立っているのかが問われていると思います。

私は、ここで3点について述べておきます。

1つは、公立保育所運営事業に関する当市議団の質疑で明らかになりましたように、当局はのびのび塩竈っ子プランに基づき、香津町保育所を民営化するための公募を11月から始めようとしております。香津町保育所は、昭和50年に公立保育所として初めてゼロ歳児から預かる乳幼児保育所として建設され運営されてきました。保育所建てかえを視野に入れたとき、国は、保育所建てかえの財源について民間での建設には補助金を出すが、公立の建設には補助金を出さない。もちろん、これを決めた当時の自民党、公明党の責任は重大であります。建設の補助金が出ないからといって、公立保育所をやめて民間へ委託するのは行財政改革以外の何ものでもありません。保育行政は、公立保育所が公的な保育所として役割を果たすことによって、さらに民間保育所も頑張れるのであります。

2つ目には、学校給食の運営事業について、質疑の中でこれまでの自校方式からセンター方式に変える方向性を打ち出し、平成30年度をめどに考えていることがわかりました。これは、教育委員会が佐藤市長から学校給食のあり方について検討するよう指示されたとのことであることがわかりました。塩竈市で小中学校が開校し学校での給食が始まって以来、塩竈市では学校で給食をつくる自校方式が堅持されてきました。つくっている人の姿が見え、思いが伝わり、温かい給食が食べられたのです。給食室の老朽化や衛生上のH A C C P問題など解決するための建てかえなどを考えた場合、教育委員会としては財源を理由にセンター方式の方向性を決めているようでありますが、これも行財政改革として行われようとしており賛成できるものではありません。

3点目は、税の収納向上率対策として、市税や国保税の滞納分を宮城県地方税滞納整理機構に依頼しており、今後も依頼していくことには賛同できないものであります。

次に、災害廃棄物処理事業において59億3,507万9,000円が決算されております。東日本大震災で発生した災害廃棄物は、塩竈市災害復旧連絡協議会に委託された危険建物解体委託で、平成24年度で160件、平成23年度繰り越しで112件、合わせますと272件の12億3,407万2,000円と決算額が出ております。一時仮置き場管理業務も、塩竈市災害復旧連絡協議会に委託し、中倉埋立処分場4ヘクタール、3億6,352万円、越の浦漁港背後地1ヘクタール、3億4,030万5,000円、浦戸諸島、寒風沢・野々島・桂島3.8ヘクタール、3億1,909万5,000円、合わせますと10億2,292万円で決算されております。

東日本大震災の災害廃棄物は早急に対応しなければならないことは理解するものの、現在塩

亀市議会に設置された東日本大震災復旧復興調査特別委員会で参考人も招致し、塩亀市災害復旧連絡協議会がどういったやり方で委託業務を行ったのか調査中であり、解明の途上でございます。一方、災害復旧連絡協議会の有志の会員2名から、佐藤 昭塩亀市長に上申書が平成24年11月5日に提出されました。上申書の趣旨は、協定の運用が適正であったか否かの検証の結果が確認できた場合、適正に行政処分をされたい、市民に情報公開をされたいとした内容であります。上申書に対し、佐藤 昭市長名で平成24年11月20日付で有志の2会員に回答されました。その内容は、1、協定書に調査指導の規定がない、2、民間の任意協議会の固有の取り決めに対し行政指導や処分は越権行為になるものとして解しているとしており、この問題に背を向け責任を逃れようとする姿勢は重大であります。

以上の点で、災害廃棄物処理の59億3,670万円について、決算認定に反対するものであります。

次に、決算成果の海辺の賑わいゾーンの形成についてでございます。平成24年度は、海辺の賑わい地区土地区画整理事業の換地処分公告、土地登記に伴い、清算金事務を行い換地が完了し、決算額が1,270万9,000円として出されております。したがって、本市議団は、平成24年度当初予算については賛成しております。しかし、施策の成果として、駅周辺のにぎわい創出が図られたと述べておりますが、海辺の賑わい地区の土地区画整理事業におけるランドデザインは地元企業の起爆剤として描いたものであり、大型商業施設の誘致ではありませんでした。しかし、決算における4項目の評価も全てAであります。市内商店街の商圈動向がゼロになった中で、大型商業施設立地は中心商店会にとって集客に影響を与えており、震災がそこにさらなる打撃を与えたものであり、施策の成果や評価について到底納得できないので反対いたします。

次に、介護保険事業についてですが、本市議団が求めた資料 24で、介護保険料を納められない方が前年より173名ふえており849名となっております。特別徴収者が何らかの事情で介護保険を1年滞納すると、サービス給付の利用が一旦全額自己負担となり、申請後利用者に9割返還されるものであります。また、1年6カ月滞納すると保険給付が一部または全額差しどめ、その後滞納になると、利用料が1割負担から3割負担になって高額介護サービスや特定入所介護サービスが受けられなくなってしまいます。

安倍政権は、社会保障改悪と期限を定めたプログラム法案、骨子で要支援1、2を介護保険給付から外すことや、厚労省社会保障介護保険部会は9月18日、要介護1、2を特別養護老

人ホーム施設から外す計画を打ち出しております。

塩竈市の平成24年度の要介護・要支援認定者は2,665人であり、この計画が実行されると、平成24年度で影響を受ける要支援1、2の652人が介護サービスから外され、また介護1、2の1,016人が特別養護老人ホームに入れなくなります。また、こうしたことが介護事業者への介護報酬にもマイナスの影響を与えるのではないかと心配いたします。

介護保険事業で市の職員の皆さんは、市民の介護サービスを堅持するためご苦勞なされていることは理解いたします。しかし、国の当初から進めてきた介護保険制度そのものが、市民が安心できる介護保険制度ではありません。よって、決算における介護保険事業について、今後国が進めようとしている介護保険制度問題も指摘し、反対するものでございます。

次に、75歳以上の高齢者8,149人の医療保険を他の保険から切り離して別立てにした後期高齢者医療事業は、24年度から25年度の2カ年、保険料が改定され、保険料は均等割で4万920円に値上げされております。所得によって1.5倍の増減があります。24年度の保険料は、値上げによって前年度より5,245万9,400円多い3億881万4,900円となり、決算では1,367万6,900円の黒字になっております。保険料の未収額は、24年度553万6,800円、23年度までの滞納繰越額が676万3,100円、合わせて1,229万9,900円となります。課長の答弁では897万200円に減少したと述べておりますが、重要なことは滞納者へのペナルティーとして24年度から短期保険証を24人に発行していることがわかりました。当時の政府によって後期高齢者医療制度は見直しも期待されておりましたが、いまだに実現しておりません。年齢で医療を差別する後期高齢者医療制度はやめて以前にやっていた老人保健法に戻し、高齢者の方が安心して医療を受けられる仕組みこそつくるべきであります。

以上のことを述べまして、認定第1号の反対討論といたします。

ありがとうございました。（拍手）

議長（佐藤英治君） 次に、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。8番西村勝男君。

8番（西村勝男君）（登壇） 認定第1号に対する賛成討論を行います。

私は、認定第1号平成24年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について、賛成する会派を代表して賛成討論を申し上げます。

平成24年度の一般会計決算であります。歳入は前年度比で38.5%増の570億1,079万円、歳出は25.5%増の497億8,670万円となり、震災からの復旧・復興に向けて力強く取り組まれた

決算であり、その費用は過去最大となっております。

特に、東日本大震災関連につきましては、前年度と比較して100億円増の308億円を超え、歳出決算額の6割以上を占めるなど、本市の復旧・復興を目指し、さまざまな事業に真摯に取り組んだ結果であり、市長を初め市当局のご努力に対しまして心から感謝を申し上げます。

具体的な取り組みといたしましては、前年度に引き続き市内各所の災害復旧事業や復興交付金事業を初め、市民生活の再建や産業基盤の再生に向けた事業といたしましては、一部損壊以下の方々への支援として震災見舞商品券の支給や宅地防災対策支援などのほか、地域防災力の向上を目指した自主防災組織への支援、集会所の防災設備整備復興教育への支援、LED防犯灯の整備など、本市の復旧・復興を目標にあらゆる方向に力を注いだ決算であると考えます。

一方、このように多くの事業に着手しながらも、財政健全化指数につきましては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率ともに順調に推移しており、財政の健全化に着実に取り組まれております。加えて、本市の財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、人件費、扶養費、交際費、いわゆる義務的経費がいずれも減少するなど、前年度から3.7ポイント減の98.3%へと回復しております。

以上の点を大いに評価し、認定するとともに賛同するものであります。

また、市税への滞納については、市の現状に鑑み、長期滞納者に対して宮城県地方税滞納機構に委託するという手順を踏んでおります。これは、納税者に対する公平公正を期するものであります。

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。

介護保険は、制度上各市町村において事業計画を3年ごとに策定しており、今回は第5期目の初年度であります。本市では現在高齢化率が28.9%に達しており、高齢者の施策として非常に重要な支援制度となっております。介護保険で認定された方々は、住みなれたこのまちで安心して生活できるよう、保険者である市当局は介護サービスの提供と利用者の満足度、介護保険料とのバランスをとりながら、事業計画を立案され取り組まれていることに対しまして、心から感謝するものであります。

また、高齢者への配慮を迅速に図るための改正を行うなど、利用者の立場に立った制度運営が行われており、加えて、低所得者対策を初め利用者の負担軽減にも十分な配慮がなされて

いる状況を踏まえ、認定することに賛成するものであります。

次に、土地区画整理事業特別会計について申し上げます。

この事業は、平成11年3月策定の中心市街地活性化基本計画に基づき、平成14年度から土地区画整理を主要事業として中心市街地の再生に取り組んできたものであります。駅前商業複合ゾーンには、JR本塩釜駅前広場交通広場やアクアゲート口などが整備され、賑わい居住ゾーンでは、地権者が事業化の法人を立ち上げ平成21年3月にマンションが建設されております。賑わい商業ゾーンでは、地区全体のにぎわいを図るため事業者を公募し、平成19年5月に商業施設が出店し多くの皆様に利用されております。

さらに、マリロードしおかぜや港町公園など都市基盤整備により新しい海辺の都市空間が創出されるなど、所期の目的が一定程度は達成されたものと認識するものであります。

加えて、本塩釜駅アクアゲート口の駅前交通広場が完成し、平成22年12月からはしおナビ100円バスの新しい停留所が設置され、七ヶ浜町民バスぐるりんこも乗り入れし、市民の皆様の利便性が格段に向上しております。また、現在賑わい地区周辺の国道45号では、無電柱化や道路拡幅工事が実施されており、さらなる環境の向上が期待されるところでございます。

以上の点を大いに評価し、認定することに賛成するものであります。

次に、後期高齢者医療事業特別会計について申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の全ての方々を対象として平成20年度から国によって開始された制度であり、現在事業の運営主体である保険者は宮城県後期高齢者医療広域連合であり、県内の市町村と役割分担をしながら順調に運営されております。

市町村の役割として、被保険者の資格の管理や保険料の収納などの業務がありますが、平成24年度は国民健康保険や介護保険と同様に、東日本大震災で被災した被保険者の一部負担金の免除あるいは保険料の減免に適切に対応し、被災者の医療の確保と負担の軽減に取り組まれております。また、収納対策にも努められ、現年度の収納率は98.75%を確保しているところであります。

このように、本市は制度の中でその役割をしっかりと果たしており、制度の安定に努力しておりますことから、認定することに賛成するものであります。

私は、平成24年の一般会計及び各特別会計決算は、市当局が知恵を絞りさまざまな努力を重ねた結果であり、大いに評価すべきものと考えております。今後とも引き続き市民の生活再建や地域経済の活性化に向けた施策を進め、ふるさと塩竈の一日も早い復興が実現しますこ

とを心から祈念申し上げます。

認定第1号平成24年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について賛成を表明し、議長並び副議長を含む議員の皆様方の賛同を心からお願い申し上げます。

以上であります。

議長（佐藤英治君） 以上で、通告による討論は終結いたしました。

採決いたします。採決は分割して行います。

まず、認定第1号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤英治君） 起立多数であります。よって、認定第1号については委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤英治君） 起立全員であります。よって、認定第2号については委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤英治君） 起立全員であります。よって、認定第3号については委員長報告のとおり原案可決及び認定されました。

日程第4 東日本大震災復旧・復興調査特別委員会中間報告（第2回）

議長（佐藤英治君） 日程第4、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会中間報告（第2回）を議題といたします。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長の報告を求めます。5番志賀勝利君。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長（志賀勝利君）（登壇） 東日本大震災復旧・復興調査特別委員会（第2回）の中間報告をいたします。

6月19日、第4回調査特別委員会が開催後の委員会報告となります。

7月18日に有価物処理の現況を知るために、市内の有価物処理事業所を訪問し勉強会を実施いたしました。参加委員は、新生クラブ6名、共産党3名、自由民主の会2名、公明党1名、計12名であります。

同日、環境課を訪問し、現場にて関係書類の閲覧、帳票類の流れについて勉強会を開催いたしました。参加委員は、新生クラブ6名、共産党3名、自由民主の会1名、公明党1名の11名であります。

去る8月22日には、第5回調査特別委員会を開催いたしました。

質問者は、新生クラブ、鎌田礼二委員、菊地進委員、志子田吉晃委員、佐藤英治委員、共産党、伊勢由典委員、曾我ミヨ委員、高橋卓也委員、小野絹子委員、自由民主の会、阿部かほる委員、公明党、浅野敏江委員、さいせいクラブ、田中徳寿委員の計11名であります。

主な質問項目及び内容についてご報告いたします。

まず、塩竈市災害復旧連絡協議会の業務報告書関連では、次のような質問がございました。

1. 連絡協議会の業務報告書に島民給与という項目があり、2年間で8,318万円支払われている。1人当たりの単価(日当)1万2,000円となっているが、市当局が提出した書類(実績報告書)では単価が1万1,800円となっており、当局が1万1,800円の単価で支払うと200円の差額が生じるが、この差額は誰が負担するのか。

1. 島民の方が働いた日数が記載されている実績報告書をもとに稼働日掛ける単価で計算していくと9,855万円となるが、この差額1,537万円はどこに消えたのか。

1. 実績報告書には、土曜日も休みのときがごく一部あるようだが、日曜日を除いてほぼ毎日働いているようになっている。島民の方の話では、雨の日は作業をせず休んでいた、当然給料はもらっていないとのこと。この一覧表を見ると、雨の日も雪の日も毎日作業をしているかのように読めるが、実際はどうなっているのか。

1. 資料を精査していくと、島民給与の部分で数字的に食い違いが生じる。当局の「したのか」とか「一応考えている」といった不確実な答えでは納得できない。ここはやはり連絡協議会の方に確認する以外に解明できないことなので、参考人招致を希望する。

1. 連絡協議会の報告書議事録に、会員の中で警察から有価物に関しての事情聴取を受けたとか記載されており、2年間にわたって連絡協議会に仕事を任せるに当たって、我々は臨時議会や委員会等で「ちゃんと監督指導してください」と何度も何度も念を押していたはずなのに、こうした結果になった。この報告書を検証してどのように感じられたか。

1. 連絡協議会の報告会次第議事録の中で、連絡協議会から塩竈市に支払われた有価物の代金7,470万円が報告書に記載されていないが、どういう理由なのか。記載されていないということは片手落ちではないのか。

1. 瓦れき処理委託の件について、浦戸、新浜、越の浦、中倉の4カ所がそれぞれ別々に収支報告がされている。報告書に基づき仕分けをしていくと、市から入金後に支払いが発生するのが通常であるべきなのに、市からの入金がないのに支払いがあったり、赤字の時期があったり、協議会自体に金がないのに支払いがあったり。また、任意団体である連絡協議会が資金を調達できるのか。通帳の残高が赤字になるということは普通あり得ない。連絡協議会から決算報告書を提出された当局は、このことをわかっていたのか。

1. 連絡協議会議事録の中に、ある議員が仲介に入ったような文面があるが、既に調査特別委員会が開かれている中で、重要な問題である。なぜそのような行動をとったのか、きちんと話を聞く機会をつくるべきと思う。

1. 危険家屋解体は連絡協議会が窓口になり事業者に振り分け、契約は市と個々の事業者との契約となっていたが、浦戸の危険家屋解体は連絡協議会が受注者となっているがなぜか。

1. 当初市当局がわからないとしていた中倉の事業者が塩釜災害復興リサイクル会（6社加入）であると判明した。事業金額5億2,571万円のうち3億9,000万円、約5分の4をやっているのはわかったが、6社のそれぞれの業務の割り振りを市は知っているのか。

1. 本来であれば連絡協議会が処理したはずの未処理6,200立方メートルの瓦れき処理はどうなっているのか。

1. 今、市長から協議会の解散を認めているわけではないという話が出たが、連絡協議会設立届は会長名で、解散届は塩竈市災害防止協力会会長、塩釜建設協会会長2名の連名でこの解散届に受付印を押している。連絡協議会会長名で出ているのなら納得できるが、筋が通っていない。疑問に思っているが、当局の見解は。

1. 連絡協議会の設立経緯、覚書取り交わしにより随意契約で仕事をやってもらったというのはわかったが、2年間にわたり多額の事業を随意契約で依頼したという法的根拠はどこにあるのか。

1. 連絡協議会会長の電気工事事業者がなぜ解体事業を受注できるのか。浦戸にしても、連絡協議会というクッションを置かないで、当初から浦戸にいて作業をしていた事業者に直接委託発注できなかったのか。

以上が協議会絡みの質問でございます。

そして、今回の業務配分不平等の発生の要因についての質問でございます。

1. 発災当時の混乱はどこの自治体も同じであり、その後の進み方はそれぞれあったと思う。

そういう中で、なぜこのような問題が塩竈市だけが起きたのか、市長の見解を伺いたい。

1. 東松島市では、基幹業者が即時1週間単位で会議を開き、どこにどの業者が入るかを決め、その日のうちに市当局に報告しやっていたが、塩竈市ではさまざまな事情できちんとなされていなかったと回答いただいた。であれば、仕事の割り振りを現場で指示していた連絡協議会の会長、副会長、事務局の方を参考人として呼び出して、質問に回答していただくよう提案したい。

1. 市長は今回の混乱を踏まえ検証しているということだが、仕事をどう公平に割り振るかも含めて、初め、中間、指導監督するのが行政の責任ではないか。東松島市ではきちんとしたルールづくりのもとでしっかりと、しかも相当単価も抑えた形で事業が進められており、こうした先進地の事例を学びながら取り組んでいただきたい。

1. 連絡協議会への発注は、建設業法の丸投げに該当しないのか。工事の丸投げとは、工事を請け負った建設業者が施工において実質的に関与を行わず、下請にその工事の全部または独立した一部を請け負わせることを言います。建設業法では、これを一括下請負と呼び、原則として禁止していますとあるが、連絡協議会の行為は、震災当初であれば納得できるが、2年間も同じ状態が続くというのはおかしい。納得できる説明を求める。

1. 市当局は今まで連絡協議会に任せたのでその先はわからないと言ってきたが、本来は丸投げ防止のため下請先を確認するというルールがあるはず。この点からみても、行政の責任はあるはずでは。

1. 解体、瓦れき処理の連絡協議会受注総額約56億円のうち、事務局の千葉篤さんが16億円もやっている。一方では、会員でありながら166万円しか仕事を受注できていないという事実をどのように受けとめているのか。

以上が不公平分配の件でございます。

そして、有価物関連に関しましては、1. 有価物の管理法について、市当局では精査していると言っているが、震災以来2年間丸々一度も有価物の重量を台貫にかけることなく、目分量とか搬入トラックの積載量で重量を管理してきた。勉強会時、環境課で災害廃棄物の搬入表というものを見せてもらったが、鉄骨で3立方メートルと書いてあるだけ。こういう伝票管理でどうやって有価物の数量把握をしたのか。一度も台貫にかけることなく積み上げた数字だけで、本当に精査したと言えるのか。

1. 越の浦の有価物を15円で連絡協議会に買い取ってもらった。うち、7円は有価物の積み

込みで8円が有価物の代金という説明があったが、先日青南商事さんに勉強会で訪問した際、有価物は青南商事さんが自社便で越の浦から引き取りをしていたことが判明した。7円は本当に妥当だったのか。

1. 市長はこの調査委員会で再三、発注した業務が適正に行われているかどうかは行政として全てチェックしたということで、公的支出には全く問題ないと言ってきたが、有価物の管理に関して言えば、2年間重量計を全く使用していないという事実が耳に入っていなかったのか。

というような質問が8月22日になされております。

そして、先日行われました9月20日第6回調査特別委員会の内容についてご報告いたします。

質問者は、新生クラブ、鎌田礼二委員、菊地進委員、志子田吉晃委員、共産党は伊勢由典委員、高橋卓也委員、小野絹子委員、自由民主の会、阿部かほる委員、さいせいクラブ、田中徳寿委員の計8名です。

この調査委員会では参考人の方をお呼びいたしました。元連絡協議会和田忠会長、元連絡協議会津田清司副会長、元連絡協議会千葉勇夫事務局、元連絡協議会中澤仁会員、元連絡協議会大竹敏史会員、元連絡協議会宮本光雄会員、前産業環境部荒川和浩部長、前環境課村上昭弘課長の計8名であります。

初めに、参考人の方から意見陳述をいただき、4名の方が意見陳述を行いました。

当日参考人の方に対しては、次のような質問がありました。

1. 昨年11月の産業建設常任委員会で嶺岸委員の発言に「有価物を横流ししている業者がいる。現場を確認してきた。また、両組合の会合で当該事業者の社長は、私が横流しをしていると何回も堂々と語っていた」とあるが、こういった事実があったのか、本日参考人としてご出席いただいている当時の産業環境部荒川前部長、環境課村上前課長、当該事業者の宮本社長にお聞きしたい。

1. 連絡協議会の平成24年8月29日の臨時定例会報告書の中で、市内4カ所の瓦れき処理の作業を誰の指示に基づいて行われているのかの問いに、事務局の千葉篤社長は、環境課の指示で行っていると発言している。環境課は、連絡協議会に発注しているのにその先の業者を指示することができるのか。

1. 平成25年5月1日付の資料にある河北新報の記事で、委託契約先は連絡協議会、連絡協議会から先はわからないと担当者のコメントとして載っているが、誰なのか。後々議会にも

詳細が提示されているが、この当時でもわかっていたのではないか。

1．環境課にどうして55億円もの仕事が任されたということに震災後3カ月足らずの状況下、ともに新任の荒川前部長、村上前課長は担当者としてどのように感じたのか。

1．危険家屋解体は環境課で受け付け、連絡協議会に家屋の調査依頼をし、その資料をもとに環境課が積算見積もりをして解体工事を発注、作業終了後は解体作業をした事業所から請求書が提出されているという流れになっているのだから、環境課では、仕事の配分の不公平については十分把握できる立場にあったのではないか。なぜ是正できなかったのか。

1．東松島市では基幹事業者が中心となり、当初は毎日打ち合わせを行っていた。後にも週1のペースで打ち合わせを行い、速やかに振り分けの結果を市に報告し、問題を起こすことなく終わっているが、当市の連絡協議会ではどのようにしていたのか。業務の不公平が起きないようにどう配慮してきたのか。

1．平成25年6月25日に開催された連絡協議会の報告書の中の監査報告の付帯事項として、「有価物の処理について一部の業者の不適切な処理が認められました。この件を審議していただくことを提言し、その結果により当局及び議会に報告し、業務完了としてください」ということがあるが、どういうことなのか。

1．連絡協議会の報告書の会計報告の部分で、資料に基づき入出金の伝票を起し、時系列に並べた台帳を作成したが、帳簿上で数千万円単位の残高不足が生じている。金融機関から融資を受けられる法人ではない連絡協議会が、どのようにして資金を調達できたのか。また、市と連絡協議会は利益をとらない条件で契約しているのだから、入金額と出金額は同額とならなければいけないはずなのに、入金116件あるうち、出金額が入金額と同額になるケースが30数%しかない。なぜこのようなことになるのか理解に苦しむので説明を。

1．連絡協議会の事務所はどこにあり、事務処理は何人体制でどこでしているのか。そして、その事務経費はどこから出てくるのか。

1．中倉ではリサイクル会が4億円近い仕事をしている。リサイクル会のメンバーでありながら、個々の企業名でも作業をして支払いが発生しているが、何か特別な事情があったのか。また、リサイクル会の会計処理はどのようにしているのか。

等の質問が、参考人の方々を中心になされました。

参考人の方々には、急な要請にもかかわらず8名全員の方にご出席いただきまして、改めて御礼申し上げます。

今回の質疑の中で1つ事実関係が明らかになりました。昨年11月開催の産業建設常任委員協議会で委員から発言があった有価物を横流ししている業者がいる件に関しては、参考人の回答、当局の確認から事実でないことが判明したことをご報告申し上げます。

また、不平等な業務配分の件に関しましては、多少未消化の部分もあったようですが、それぞれのお立場からご回答いただきました。

市民の皆様にご理解いただけたでしょうか。また、連絡協議会の会計報告では、詳細な内容に踏み込んだ質問がありましたが、今回の委員会では十分な理解が得られませんでしたので、後日改めて委員会で質疑を重ねていきたいと考えます。

さらに、有価物の価格に関しましては、連絡協議会の事務局千葉様から、買い取り価格8円は承知しているが15円という価格は聞いたことがないとの回答がありました。この件に関しましては、今までの当局からの説明とは異なる内容なので、調査特別委員会として確認作業を引き続き進めていきたいと考えております。

最後に、今回の参考人招致に当たりましては、参考人各位のご協力のもとに実現いたしました。参考人招致決定までに大いなる議論がありました。塩竈市議会初の参考人招致であり、参考人への質問内容が個人の名誉を傷つけ、名誉棄損で訴えられたら誰がどう責任をとるのか、委員長、副委員長は責任がとれるのかなどの発言が複数の委員からございました。委員長の私、志賀、鎌田副委員長は責任を持って、参考人の方に対し礼を失することのないように議事進行に努めたつもりであります。参考人に対する責任問題も大切かもしれませんが、調査特別委員会委員長、副委員長、委員として責任を果たさなければならないのは、市民の皆さんに対する説明責任であると確信しております。今後もこの事件をしっかりと調査し、事実がどうであったかを市民の皆様にご報告できますよう、しっかりと調査活動を続けてまいります。

以上で報告を終わります。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長 志賀勝利

以上で終わります。(拍手)

議長(佐藤英治君) これより委員長報告に対する質疑を行います。(「なし」の声あり)

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(佐藤英治君) ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

議長より志賀特別委員長に申し送りしたいと思います。

今後、中間報告に関しては、質問と回答のバランスを考慮して報告をお願いしたいと思いません。

以上をもって東日本大震災震災復旧・復興調査特別委員会中間報告（第2回）は終了いたします。

日程第5 発言取り消しの件

議長（佐藤英治君） 日程第5、発言取り消しの件を議題といたします。

鎌田礼二君から9月6日の会議における発言について不適切であったとの理由により該当する部分を取り消したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。この取り消しを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、鎌田礼二君からの発言の取り消し申し出を許可することに決定いたしました。

なお、取り消し部分については、後刻議事録を調査した上で措置することといたします。

日程第6 議員派遣の件

議長（佐藤英治君） 日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、お手元にご配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第161条の規定により、議員を派遣しようとするものであります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員派遣の件については、質疑、委員会付託、討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤英治君） 異議なしと認め、議員派遣の件については、質疑、委員会付託、討論を省略することに決定いたしました。

採決いたします。議員派遣の件については、お手元にご配付のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、お手元にご配付のとおり、議員を派遣することに決

しました。

以上をもって、本定例会の全日程は終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

長期間、皆様にはご苦労さまでした。

午後 2 時 3 8 分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 2 5 年 9 月 2 7 日

塩竈市議会議長 佐藤 英 治

塩竈市議会議員 志子田 吉 晃

塩竈市議会議員 鎌 田 礼 二